

平成20年第8回さつま町議会定例会会期日程

月	日	曜	日	程	備	考
12	3	水	本会議（招集日）	・開会 ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・行政報告 ・議案上程 ・決算特別委員会報告、採決 ・一部議案審議 ・請願		
	4	木	休	会		
	5	金	休	会		
	6	土	休	会		
	7	日	休	会		
	8	月	本会議（2日目）	・一般質問（8人）		
	9	火	本会議（3日目）	・一般質問（7人）	全員協議会	
10		水	本会議（4日目）	・総括質疑 ・陳情 常任委員会		
	11	木	常任委員会			
	12	金	休	会		
	13	土	休	会		
	14	日	休	会		
	15	月	休	会		
	16	火	休	会		
	17	水	休	会		
	18	木	休	会		
	19	金	常任委員会（建設経済）	議会運営委員会	全員協議会	
	20	土	休	会		
	21	日	休	会		
22		月	本会議（最終日）	・緊急質問 ・常任委員長報告 ・議案審議 ・追加議案上程、審議		

月	日	曜	日	程	備	考
				・請願、陳情 ・発議 ・常任委員会所管事務調査報告 ・継続調査 ・議員派遣 閉 会		

平成20年第8回さつま町議会定例会審議結果

開会 平成20年12月 3日

閉会 平成20年12月22日

議案 番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託 委員会
議案 82	平成19年度さつま町歳入歳出決算の認定について	20.12.03	20.12.03	認 定	決 算
83	平成19年度さつま町水道事業会計決算の認定について	〃	〃	〃	〃
84	平成19年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について	〃	〃	〃	〃
86	さつま町公の施設使用料徴収条例の制定について	〃	20.12.22	原案可決	総 務
87	さつま町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
88	さつま町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
89	さつま町立学校施設の開放に関する条例等の一部改正について	〃	〃	〃	〃
90	さつま町観光公園条例の一部改正について	〃	〃	〃	建設経済
91	さつま町都市公園条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
92	平成20年度さつま町一般会計補正予算（第6号）	〃	〃	修正可決	3 常 任
93	平成20年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	〃	〃	原案可決	文教厚生
94	平成20年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	〃	〃	〃	〃
95	平成20年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	〃	〃	〃	〃
96	字の区域の変更について	〃	20.12.03	可 決	—
97	人権擁護委員候補者の推薦について	〃	〃	適任可決	—
98	人権擁護委員候補者の推薦について	〃	〃	適任可決	—
99	さつま町国民健康保険条例の一部改正について	20.12.22	20.12.22	原案可決	—

議案 番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託 委員会
議案 100	平成20年度さつま町水道事業会計補正予算 (第2号)	20.12.22	20.12.22	原案可決	—
請願 2	さつま町立鶴田幼稚園の2年(3年)保育の 実現について	20.12.03	〃	採 択	文教厚生
陳情 3	郵政民営化法の見直しに関する陳情書	20.12.10	〃	〃	総 務
陳情 4	WTO農業交渉に関する陳情書	〃	〃	〃	建設経済
発議 10	郵政民営化法の見直しに関する意見書(案) の提出について	20.12.22	〃	原案可決	—
発議 11	WTO農業交渉に関する意見書(案)の提出 について	〃	〃	〃	—
発議 12	道路整備の安定的な財源確保を求める意見書 (案)の提出について	〃	〃	〃	—
発議 13	緊急経済・雇用対策の早期実施を求める意見 書(案)の提出について	〃	〃	〃	—
	所管事務調査報告の件	〃	〃	報 告 済	
	議員派遣の件	〃	〃	決 定	
	閉会中の継続調査について	〃	〃	〃	

平成20年第8回さつま町議会定例会会議録

目 次

○12月3日（第1日）

会議を開催した年月日及び場所	1
出欠席議員氏名	1
出席事務局職員	1
出席説明員氏名	1
本日の会議に付した事件	2
開 会	3
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
行政報告	3
議案第82号 平成19年度さつま町歳入歳出決算の認定について （委員長報告・質疑・討論・採決）	4
議案第83号 平成19年度さつま町水道事業会計決算の認定について （委員長報告・質疑・討論・採決）	4
議案第84号 平成19年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について （委員長報告・質疑・討論・採決）	4
議案第86号 さつま町公の施設使用料徴収条例の制定について （提案説明）	1 5
議案第87号 さつま町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正に ついて （提案説明）	1 5
議案第88号 さつま町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について （提案説明）	1 5
議案第89号 さつま町立学校施設の開放に関する条例等の一部改正について （提案説明）	1 5
議案第90号 さつま町観光公園条例の一部改正について （提案説明）	1 5
議案第91号 さつま町都市公園条例の一部改正について （提案説明）	1 5
議案第92号 平成20年度さつま町一般会計補正予算（第6号） （提案説明）	1 5
議案第93号 平成20年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号） （提案説明）	1 5
議案第94号 平成20年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） （提案説明）	1 5

議案第 9 5 号 平成 2 0 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号） …	1 5
（提案説明）	
議案第 9 6 号 字の区域の変更について ……………	1 8
（提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決）	
議案第 9 7 号 人権擁護委員候補者の推薦について ……………	1 9
（提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決）	
議案第 9 8 号 人権擁護委員候補者の推薦について ……………	2 0
（提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決）	
請願について ……………	2 1
（委員会付託）	
散 会 ……………	2 1

○ 1 2 月 8 日（第 2 日）

一般質問表 ……………	2 3
会議を開催した年月日及び場所 ……………	2 5
出欠席議員氏名 ……………	2 5
出席事務局職員 ……………	2 5
出席説明員氏名 ……………	2 5
本日の会議に付した事件 ……………	2 6
開 議 ……………	2 7
一 般 質 問 ……………	2 7
総務常任委員会代表 柏木 幸平議員 ……………	2 7
定住促進対策について	
景観づくりについて	
文教厚生常任委員会代表 麥田 博稔議員 ……………	3 3
学校統廃合の基本的な考え方について	
学校適正規模検討の進め方について	
平田 昇議員 ……………	4 0
町長の政治信念を問う	
宮之脇金次郎議員 ……………	4 6
路線バス廃止について	
水田暗きょ排水対策について	
楠木園洋一議員 ……………	5 5
水道の未普及対策について	
川口 憲男議員 ……………	6 2
安全・安心のまちづくりは	
新改 秀作議員 ……………	6 9
町有財産の管理について	
別府 静春議員 ……………	7 6
不在森林所有者の森林施業対策について	
北薩森林管理署職員住宅について	
延 会 ……………	8 1

○12月9日（第3日）

一般質問表	83
会議を開催した年月日及び場所	85
出欠席議員氏名	85
出席事務局職員	85
出席説明員氏名	85
本日の会議に付した事件	86
開 議	87
一 般 質 問	87
市来 修議員	87
地域経済振興対策の考えについて	
本庁舎建設問題について	
舟倉 武則議員	93
激特事業の進捗状況と穴川橋架橋について	
商店街の振興対策について	
米丸 文武議員	103
求名交差点及び県道改良計画について	
町道改良について	
中尾 正男議員	109
公民会合併推進方策について	
新改 幸一議員	115
健康管理推進について	
山崎 文久議員	122
農業振興策について	
食育について	
平八重光輝議員	129
農作物の価格補償制度を	
温暖化対策のため緑のカーテンを	
散 会	135

○12月10日（第4日）

会議を開催した年月日及び場所	137
出欠席議員氏名	137
出席事務局職員	137
出席説明員氏名	137
本日の会議に付した事件	138
議案付託表	139
開 議	141
議案第86号 さつま町公の施設使用料徴収条例の制定について	141
（総括質疑・委員会付託）	
議案第89号 さつま町立学校施設の開放に関する条例等の一部改正について	141

(総括質疑・委員会付託)	
議案第 87 号 さつま町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について	144
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 88 号 さつま町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について ...	144
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 90 号 さつま町観光公園条例の一部改正について	145
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 91 号 さつま町都市公園条例の一部改正について	145
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 92 号 平成 20 年度さつま町一般会計補正予算 (第 6 号)	145
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 93 号 平成 20 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)	159
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 94 号 平成 20 年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)	159
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 95 号 平成 20 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) ...	159
(総括質疑・委員会付託)	
陳情について	159
(委員会付託)	
散 会	159
○ 12 月 22 日 (第 5 日)	
会議を開催した年月日及び場所	161
出欠席議員氏名	161
出席事務局職員	161
出席説明員氏名	161
本日の会議に付した事件	162
開 議	163
緊急質問	163
木下 賢治議員	
緊急雇用対策について	
議案第 86 号 さつま町公の施設使用料徴収条例の制定について	170
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 87 号 さつま町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について	170
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 88 号 さつま町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について ...	170
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 89 号 さつま町立学校施設の開放に関する条例等の一部改正について	170

(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 9 0 号 さつま町観光公園条例の一部改正について	1 7 0
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 9 1 号 さつま町都市公園条例の一部改正について	1 7 0
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 9 2 号 平成 2 0 年度さつま町一般会計補正予算 (第 6 号)	1 7 0
(委員長報告・修正動議趣旨説明・質疑・討論・採決)	
議案第 9 3 号 平成 2 0 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)	
.....	1 7 0
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 9 4 号 平成 2 0 年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)	
.....	1 7 0
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 9 5 号 平成 2 0 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) ...	1 7 0
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 9 9 号 さつま町国民健康保険条例の一部改正について	1 8 3
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
議案第 1 0 0 号 平成 2 0 年度さつま町水道事業会計補正予算 (第 2 号)	1 8 4
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
請願第 2 号 さつま町立鶴田幼稚園の 2 年 (3 年) 保育の実現について	1 8 5
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
陳情第 3 号 郵政民営化法の見直しに関する陳情書	1 8 7
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
陳情第 4 号 W T O 農業交渉に関する陳情書	1 8 9
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
発議第 1 0 号 郵政民営化法の見直しに関する意見書 (案) の提出について	1 9 0
(趣旨説明・委員会付託省略・質疑・一括質疑・討論・採決)	
発議第 1 1 号 W T O 農業交渉に関する意見書 (案) の提出について	1 9 1
(趣旨説明・委員会付託省略・質疑・一括質疑・討論・採決)	
発議第 1 2 号 道路整備の安定的な財源確保を求める意見書 (案) の提出について	
.....	1 9 1
(趣旨説明・委員会付託省略・質疑・一括質疑・討論・採決)	
発議第 1 3 号 緊急経済・雇用対策の早期実施を求める意見書 (案) の提出について	
.....	1 9 3
(趣旨説明・委員会付託省略・質疑・一括質疑・討論・採決)	
所管事務調査報告の件	1 9 4
(報告)	
議員派遣の件	2 0 2
(決定)	
閉会中の継続調査について	2 0 2
(決定)	
閉 会	2 0 2

平成20年第8回さつま町議会定例会

第 1 日

平成20年12月3日

平成20年第8回さつま町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 平成20年12月3日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(27名)

1番	高 嶺 実樹雄	議員	2番	市 來 修	議員
3番	平 田 昇	議員	4番	新屋敷 浩	議員
5番	肥 後 紀 康	議員	6番	木 下 敬 子	議員
7番	米 丸 文 武	議員	8番	麥 田 博 稔	議員
9番	平八重 光 輝	議員	10番	新 改 秀 作	議員
11番	楠木園 洋 一	議員	12番	宮之脇 金次郎	議員
13番	柏 木 幸 平	議員	14番	久 保 道 夫	議員
15番	別 府 静 春	議員	16番	舟 倉 武 則	議員
18番	田 中 伸 一	議員	19番	柳 田 隆 男	議員
20番	山 崎 文 久	議員	21番	岩 元 涼 一	議員
22番	新 改 幸 一	議員	23番	中 尾 正 男	議員
24番	東 哲 雄	議員	25番	川 口 憲 男	議員
26番	内之倉 成 功	議員	27番	木 下 賢 治	議員
28番	濱 田 等	議員			

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	和 気 純 治 君	議事係 長	丸 田 忠 君
議事係 主幹	平木場 達 郎 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	井 上 章 三 君	教 育 長	福 満 隆 徳 君
副町長(総務)	宮之脇 尚 美 君	教委総務課長	山 口 正 展 君
副町長(経済)	山 下 彦 志 君	教委社会教育課長	豎 山 修 啓 君
鶴田総合支所長	永 田 清 信 君	耕地林業課長	山 口 良 一 君
薩摩総合支所長	貴 島 晃 人 君	災害復興対策課長	坂 本 正 己 君
健康増進課長	楠木園 建 雄 君	商工観光課長	橋之口 幸 男 君
すこやか長寿課長	小椎八重 廣樹 君	代表監査委員	下大迫 次 男 君
総 務 課 長	湯 下 吉 郎 君	監査事務局長	上川畑 富 男 君
行政管理室長	萩 原 康 正 君		
財 政 課 長	二階堂 清 一 君		
企画広報課長	中 村 慎 一 君		
町 民 課 長	愛 甲 洋 文 君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第 8 2 号 平成 1 9 年度さつま町歳入歳出決算の認定について
- 第 6 議案第 8 3 号 平成 1 9 年度さつま町水道事業会計決算の認定について
- 第 7 議案第 8 4 号 平成 1 9 年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について
- 第 8 議案第 8 6 号 さつま町公の施設使用料徴収条例の制定について
- 第 9 議案第 8 7 号 さつま町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 第 1 0 議案第 8 8 号 さつま町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について
- 第 1 1 議案第 8 9 号 さつま町立学校施設の開放に関する条例等の一部改正について
- 第 1 2 議案第 9 0 号 さつま町観光公園条例の一部改正について
- 第 1 3 議案第 9 1 号 さつま町都市公園条例の一部改正について
- 第 1 4 議案第 9 2 号 平成 2 0 年度さつま町一般会計補正予算（第 6 号）
- 第 1 5 議案第 9 3 号 平成 2 0 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 6 議案第 9 4 号 平成 2 0 年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 7 議案第 9 5 号 平成 2 0 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 1 8 議案第 9 6 号 字の区域の変更について
- 第 1 9 議案第 9 7 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 2 0 議案第 9 8 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 2 1 請願について

△開 会 午前9時30分

○議長（濱田 等議員）

おはようございます。ただいまから平成20年第8回さつま町議会定例会を開会します。教育委員会委員長から本日の会議に欠席する旨、また、農業委員会会長から本定例会に欠席する旨届け出がありましたので、お知らせします。

△開 議

○議長（濱田 等議員）

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

△日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（濱田 等議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、24番、東哲雄議員及び27番、木下賢治議員を指名します。

△日程第2「会期の決定」

○議長（濱田 等議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月22日までの20日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月22日までの20日間に決定しました。

△日程第3「諸般の報告」

○議長（濱田 等議員）

日程第3「諸般の報告」を行います。

一般的なことについては、印刷してお配りしてありますので口頭報告は省略しますが、次の件については補足して説明します。

10月6日、第6回定例会本会議において設置された13名の委員で構成する決算特別委員会については同日正副委員長の互選が行われ、委員長に平八重光輝議員、副委員長に柏木幸平議員が選任されましたので報告します。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告がありましたので、印刷してお配りしてあります。御了承願います。これで諸般の報告を終わります。

△日程第4「行政報告」

○議長（濱田 等議員）

日程第4「行政報告」を行います。町長の報告を許します。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

町長報告につきましては、印刷してお配りしてあるところではありますが、10月の15日から11月19日にかけて行いました町の単独要望についてと、それから全国町村長大会について補足して報告をしたいと思います。

これまで各種の期成会や協議会並びに広域圏等で実施しておりました各種の要望に加えまして、今年度新たに町の単独要望として県の各関係部長に対し要望を行ってきたところであります。

まず、重点要望項目として、県立北薩広域公園の整備推進等についてであります。特に歴史ゾーンを中心とした整備について。それから、地域高規格道路の整備促進におきましては、未指定区間の早期調査区間への格上げ指定の問題。それから、県の出先機関の再編については、県の農林業にかかる現施設や事務所の存続をということ。さらに、地域医療の確保については、特に薩摩郡医師会病院の医療の充実についての4項目を。さらに、緊急要望項目として農村災害対策整備事業の採択及び薩摩中央高等学校の畜産関係施設の整備の2項目。一般要望として、統合家畜市場の薩摩中央市場への誘致についてのほか5項目について要望を行ってまいりました。

これらの要望については、早期実現あるいは存続に向けて引き続き関係機関等に強く要望してまいる考えであります。

次に、11月26日行われました全国町村長大会についてであります。平成の合併によりまして、2,500余りあった町村が現在999にまで減少し、少子高齢化や人口流出に加え、三位一体改革によるわずかな税源移譲と5兆円を超える地方交付税の削減により、本町を初めとして全国各地の町村がかつてない財政的苦境に追い込まれている状況は御承知のとおりであります。

このような危機的状況を打破し自立的な財政運営が行われるよう、地方交付税を初めとする必要な財源確保がなされるように、地方交付税総額の復元及び増額と新たな過疎対策法の制定など、7項目について決議を行ったところであります。

また、特別決議として、第28次地方制度調査会の答申を初め道州制導入の問題につきましては、これまでも議論が中央政府や財界指導によってなされているところでありますが、仮に道州制が導入されても地域間の格差が解消されるものでもなく、道州政府と住民との距離も一段と遠いものとなることが予想されることなどから、人口が一定規模以上でなければ基礎自治体として足り得ないとする考え方は、現存する町村と多様な自治のあり方を否定するものであるとして断固反対をうたったところであります。

これまで農山漁村が我が国にとって重要な役割を果たしてきたことを無視して道州制を導入することにより、さらに市町村合併を強制すれば、多くの農山漁村の住民自治は衰退の一途をたどり、ひいては国の崩壊にもつながるとして、強制合併につながる道州制には断固反対する旨の特別決議を行ったものであります。以上で行政報告を終わります。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○議長（濱田 等議員）

これで行政報告を終わります。

△日程第5「議案第82号 平成19年度さつま町歳入歳出決算の認定について」、日程第6「議案第83号 平成19年度さつま町水道事業会計決算の認定について」、日程第7「議案第84号 平成19年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」

○議長（濱田 等議員）

日程第５「議案第８２号 平成１９年度さつま町歳入歳出決算の認定について」から日程第７「議案第８４号 平成１９年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」まで、以上の議案３件を一括して議題とします。決算特別委員長の審査報告を求めます。

〔平八重光輝議員登壇〕

○決算特別委員長（平八重光輝議員）

決算特別委員会に付託されました「議案第８２号 平成１９年度さつま町歳入歳出決算の認定について」、「議案第８３号 平成１９年度さつま町水道事業会計決算の認定について」及び「議案第８４号 平成１９年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」、審査の過程と結果につきまして御報告申し上げます。

当委員会は、去る１０月６日の第６回定例会最終日において委員１３人で設置され、委員長に不肖私が、副委員長に柏木幸平委員が選任されました。

審査は、１１月４日から１１月６日までの３日間及び１０日、１１日の計５日間の日程で、執行部から各種資料の提出を求めて適正な執行、事業による行政効果や経済効果、また、今後の行財政執行上改善すべき点等について、慎重に審査を行ったところです。

その結果、委員会に付託されました議案３件については、いずれも認定すべきものと決定した次第であります。

それでは、審査の過程における主な論議について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第８２号 平成１９年度さつま町歳入歳出決算の認定について」であります。

初めに、商工観光課の関係で、鶴田ダムふれあいパークの遊具の取扱いについて質しましたところ、国において町内の各地域に移転してもらうよう話しを進めているところであり、移転先については各関係課と協議を行った結果、総合体育館隣の緑地広場、小学校、児童遊園地等を予定しており、既に移転済みの遊具もあるが、国の予算関係もあることから今後随時移転してもらうとのことであります。

また、公設市場の今後の運営について質しましたところ、大型店舗等の影響を受け年々売上げが落ちている状況にあり、市場の存続に向けてさらなる経営の合理化と、青果及び魚市場の合併を視野に入れた検討がなされているとのことであります。

次に、定住促進室の関係で、定住促進事業返還金の未収金対策について質しましたところ、現在９名が未返還の状況であり、分納誓約等により納付があるが、県外居住者２名については連絡が取れず苦慮しているとのことであります。

また、佐志ニュータウン分譲促進の取組状況について質しましたところ、関東、関西方面の居住者に対してチラシやダイレクトメールを送っているが厳しい状況にあり、温泉付きという特性もあることから今後も引き続きＰＲしていきたいとのことであります。

次に、税務課の関係で、町税の未収金対策及び不納欠損について質しましたところ、今回タイヤロック２機を購入して、過年度分滞納者の５３件に差し押え予告書を発送し、永年電話、文書で反応が無かった１件についてはタイヤロックを行使し、数日後來庁があったことからすぐ解除したとのことであります。

今後も法的措置を講じながら収納率向上に努めていきたい。不納欠損については、地方税法の規定により行っており、現年分については、事業の失敗等により会社の存在がないものや、県外でホームレス等など明らかに資力がないことが判断されたことによる不納欠損分であるとのことであります。

なお、収入未済額の中に特別土地保有税が２，０００万円ほど含まれているが、これまで裁判の状況を見守ってきたが資力がないと見込まれることから、滞納処分の執行停止３年が経過する

来年には、不納欠損処分を予定しているとのことであります。

次に、町民課の関係で、住宅新築資金等貸付金の未収対策について質しましたところ、19年度償還が全くなかった人が12名で、そのうち時効とみられる者が3名おり、残り9名の中に破産者も含まれている状況にある。今後も弁護士や滞納整理指導官の指導を受けながら、回収に努力をして行きたいとのことであります。

次に、福祉課の関係で、保育料の未収対策について質しましたところ、誓約書を取り不公平感がないよう時効中断を図りながら行っているが、厳しい状況にあることから、将来的には差押え等についても検討したいとのことであります。

また、保育所の入所について質しましたところ、一部特定の保育園については入所待ちの状況もあるが、現在第3希望まで聞き、保育に欠ける状況等の調査を行い、できるだけ希望の保育園に入所できるよう対応しているところである。今後、さらに明確に優先順位がつけられるよう基準等を検討したいとのことであります。

次に、すこやか長寿課の関係で、在宅福祉アドバイザー活動促進事業の現状について質しましたところ、在宅福祉アドバイザーについては現在270名となってきたが、訪問の際にまだ活動についての理解が得られていない状況も見受けられることから、今後周知及び認識を深めるような啓発活動を図っていききたいとのことであります。

また、緊急通報システムについては、18年度末と比較すると24基減少したことについて質しましたところ、受益者負担の公平性を図ったことにより一部自己負担が発生したことが主な要因であり、今後においては在宅福祉アドバイザー等による声かけ等の強化を図っていききたいとのことであります。

次に、健康増進課の関係で、妊婦及び子育て対策について質しましたところ、現在妊婦健診については医療機関委託となっており、なかなか直接妊婦と話をする機会がないため、現在は母子健康手帳発行時にアンケート調査を行い、気になるケースについては母子保健推進員と連携しながら対応しているとのことであります。

また、基本健診の受診率が低いことから、受診率向上対策について質しましたところ、土曜日・日曜日の健診やバスを出すなど、住民が受診しやすい健診体制づくりに努めているとのことであります。基本健診は、医療費抑制や国保税の減額と密接に関係するなど住民意識の啓発に努めるとともに、企業についても休暇等についての協力を得ながら、受診率の向上に努めて行きたいとのことであります。

また、国民健康保険税の未収金対策について質しましたところ、滞納繰越分については、前年度比で0.4割増となっているが、現年分については94.2割で前年度比で0.2割減となっている。今後、各世帯の実態を考慮しながら、さらに資格証明書の発行や強制執行等あらゆる手段を講じて、収納率向上に向けて取り組んでいきたいとのことであります。

次に、環境課の関係で、墓地公園管理に係る清掃費等の受益者負担についての考えを質しましたところ、管理組合設立に向けて現在検討中であるとのことであります。

また、し尿処理施設等利用に係る薩摩川内市からの負担金関係について質しましたところ、薩摩川内市の汚泥再生処理センターについては、平成24年度からの供用開始に向け現在整備が進められており、起債償還が終わる平成25年度までの負担金については、現在交渉中であるとのことであります。

また、農業集落排水施設の老朽化に伴う改修財源及び使用料の引き上げ等に対する考え方について質しましたところ、施設改修には多額の経費が必要となることから、早急に基金積立てができるよう条例等の整備を行うとのことであり、今後加入促進を図りながら使用料値上げについて

は、将来的には検討の必要性があると感じているとのことであります。

次に、農政課の関係で、農産物のブランド化に向けての取組状況について質しましたところ、園芸の関係では、比較的販売価格が安定しているゴボウ、サトイモ、カボチャの3品目を重点品目として推進し、現在、農協のほうで薩摩の「さつま」というブランド化に向けての協議を進めている。また、梅のブランド化に向けて「薩摩西郷梅」というネーミングで売り出そうと計画中であり、差別化を図りつつ生産者が意識とプライドを持って取り組む等の意識高揚に向けて取り組んでいるとのことであります。

また、米の1等米比率向上への取り組みについて質しましたところ、ここ4、5年で急に下がってきており、圃場条件に適した品種等について検討を行っているとのことであります。

次に、消防本部の関係で、住宅用火災警報器の設置状況について質しましたところ、今年の4月時点では全世帯の約20％となっており、現在消防団幹部会等に依頼して設置推進を図っているとのことであります。

また、昼間の火災に対する消防団員確保について質しましたところ、サラリーマン団員というのが非常に増えてきており、消火活動等に不安があることから、現在、消防団OBによる消防災害支援隊が5つ設置されており、今後もさらに支援隊設置推進に向けて取り組んでいきたいとのことであります。

次に、耕地林業課の関係で、水田の汎用化に向けての基盤整備状況等について質しましたところ、水田の汎用化については、各事業を導入しながら暗渠排水等の整備を行っており、また、モデル地区については、前向きに取り組む地域があれば、農政課と協議しながら積極的に推進したいとのことであります。

次に、企画広報課の関係で、景観計画策定の取組状況について質しましたところ、現在具体的な作業に入っており、今後住民との意見交換を行い、合意形成を図りながら計画策定に向けて取り組んでいくとのことであります。

また、主な指定管理者の19年度の決算状況について質しましたところ、健康ふれあいセンターが583万8,000円の赤字で、観音滝公園が174万9,000円の黒字であるが、前年度の繰越利益等の連結でみると両者とも約600万円の赤字となっているとのことであります。

次に、建設課の関係で、公営住宅の入居状況及び建替え等について質しましたところ、現在入居率については92.6％であり、耐用年数経過の住宅が31％で152戸ある。住宅建替えについては、家賃の関係もあり入居者の意向を聞きながら、住宅ストック活用計画策定に取り組んでいきたいとのことであります。

また、町道の管理状況について質しましたところ、現在、5班体制で臨機応変に対応しているが厳しい状況にあり、ボランティア団体の活用や各地域での作業時における燃料代等の補助についても検討を行い、協働共生のまちづくりへの意識高揚を図りながら対応していきたいとのことであります。

次に、学校給食センターの関係で、地産地消の考えから米飯給食移行への考えについて質しましたところ、米飯給食については加工賃等のデメリットもあることから、現段階では現在の週3回の米飯、週2回のパン食を続けたいとのことであります。

また、給食費の生活困窮世帯における未納対策について質しましたところ、今後も就学援助費制度の説明を行い、制度の利用を図りながら取り組んでいくとのことであります。

次に、社会教育課の関係で、公民会の加入促進及び合併推進への取組状況について質しましたところ、公民会への加入促進については、今後さらに各公民会長や関係課との連携を図りながら取り組んでいきたい。また、合併推進については、関係課と各公民館への説明等を行っており、

今後公民会から要望があった場合は出向いて説明を行い、運営費補助についても算定方法等を十分検討しながら推進を図っていききたいとのことであります。

次に、スポーツ振興室の関係で、温泉プールの指定管理に向けての考えについて質しましたところ、必要な箇所の改修が済んだあとでの委託が望ましいと考えているが、現時点では指定管理に向けての協議はしていないとのことであります。

次に、文化課の関係で、歴史資料センター及びふるさと薩摩の館についての今後の利用等について質しましたところ、ふるさと薩摩の館については、入館者が年間396人で少なく管理人等も経費の関係で置いていないが、資料等を1カ所に集めるとなると、施設規模等の問題もあることから今後検討していききたいとのことであります。

次に、行政管理室の関係で、公共施設の使用料の見直しについて質しましたところ、現在調整の最終段階にあり、早い時期に議会に提案したいとのことであります。

また、本庁方式への取組状況について質しましたところ、22年度実施に向けて現在調整中であり、当面は管理職を本庁方式として指揮系統を一本化して、住民と接する部署については、できるだけ職員を配置して不便さが生じないような形で行いたいとのことであります。

また、人件費抑制についての今後の見通しについて質しましたところ、4名の人員減及び時間外勤務手当の削減を図ったが、定期昇給、早期退職による退職手当組合特別負担金の支出等により、人件費が若干増となっている。20年度については、新規採用を含めても16名程度の人員減が見込まれるため人件費の削減は見込まれるが、今後事務量などトータル的に考えた場合に、定員適正化計画の300名が適当なのか再度検討していききたいとのことであります。

次に財政課の関係で、予算額と比較して大幅な歳入増となった原因等について質しましたところ、主な理由については、税収が法人町民税を中心に約3億円、地方交付税が3億3,100万円増えたことによるとのことであります。

また、不用額が総額で約1億4,000万円出た理由及び不用額の減額補正についての考えについて質しましたところ、現在3月の最終補正では、執行残的なものは全部落とし、その分については財政調整基金に積む等の手法をとっている。

不用額の原因としては、最終補正の作業が1月下旬から入ってくるため、最終的な見込みがつかない部分があることや、できるだけ年度末の執行を止め経費節減に努め、不用額として残す等の指導をしていることがあると思われる。

今後については、もう少し主管課と予算編成のときから詰めていききたいとのことであります。

最後に、次の点について見解を町長に質したところであります。

まず、災害義援金配分残金の今後の取扱いについて質しましたところ、残金については、町及び県災害義援金残金が合計で約590万円あり、当初町義援金配分金の残金については、一般会計に繰入れる予定としていたが、配分漏れ等があるかもしれないことから、一般会計に繰り入れずに歳計外で現在保管している。

今後の取扱いについては、被災地区の代表を交えて再度意見を聴く機会を持ったうえで決めていききたいとのことであります。

次に、まちづくり基本調査として1,200万円を支出して調査を進めることにした根拠について質しましたところ、災害後のまちづくり、そして商店街の再生に向けて国県との協議を進める中で、どこまで何ができるのか。そして、激特事業以外でやるとした場合に、実際何ができるのかについて判断するための可能性調査を行う必要があったため行ったものである。

今後調査の結果等を踏まえ、早い時期に関係地域への説明会を行いたいとのことであります。

次に、狩宿分校の今後のあり方と旧法務局の活用法について質しましたところ、狩宿分校につ

いては、適正規模等検討委員会や地域及び保護者の方々の意見を十分尊重しながら判断したいとのことであります。

また、旧法務局の活用については、これまでいろいろと議論があり、町が活用することで平成19年4月に国から譲渡を受けており、現在は普通財産として管理をしているが、今後においては本庁舎の一部として課を設置するなどの活用を図りたいとのことであります。

次に、土地開発公社の土地評価について、実勢価格評価を行う考えはないかについて質しましたところ、実勢価格との格差が大きい場合には、その赤字補填分をどうするかという問題が大きな課題となってくることから、今後さらに精度を高めた土地評価を行っていききたいとのことであります。

以上が町長に対する質疑の概要であります。

次に、討論についてであります。討論では、反対、賛成の立場から各1人から意見が述べられました。

反対討論の要旨は、「議案第82号 平成19年度さつま町歳入歳出決算の認定について、1,200万円を支出して事業の可能性を調査したまちづくり基本調査については、事業推進の可能性を事前に検証すると、土地区画整理事業については数十億円を要し事業実施は困難であることは当然想定されたことであり、事前検証をしないまま貴重な1,200万円を支出したこの決算を認定することはできない」というものであります。

これに対して、賛成討論の要旨は、「調査費1,200万円については、我々は予算計上時に色々と質問をしており、執行部の説明が不足した点はあるとは思われるものの、可能性調査としてできること、できないこと等についての調査結果も出ていることから、この決算を妥当として賛成する」というものであります。

以上の討論のあと、まず「議案第82号 平成19年度さつま町歳入歳出決算の認定について」は、起立採決の結果「起立多数」で認定すべきものと、次に「議案第83号 平成19年度さつま町水道事業会計決算の認定について」及び「議案第84号 平成19年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」の議案2件を一括採決し、起立採決の結果「起立全員」で認定すべきものと決定をみた次第であります。

以上、決算審査の概要を申し上げましたが、監査及び決算特別委員会において指摘された事項については、改善策を実施し効率的な行財政運営に努められるとともに、後年度予算編成や行政執行に生かされるよう要望し、報告を終わります。

〔平八重光輝議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

これからただいまの報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

○柳田 隆男議員

私は、平成19年度さつま町歳入歳出決算の認定について、特別委員長の説明をお願いしたいと思うんですが、この問題につきましては、19年度決算の認定について上程された時点で、特に町長に行財政改革についての質疑を行ったところではありますが、今回の決算特別委員長の報告には、この行財政改革については触れられておりませんので、1点だけ委員長にお尋ねをいたします。

行財政改革につきましては、平成17年10月に策定されましたさつま町行政改革大綱に基づいて実施計画され、自己決定、自己責任のもと、地域の実情に合わせた特色あるまちづくりの創造に向けて行財政改革の取り組みをされてきた、というふうに成果説明書には述べてあります。

行財政改革では特に、平成19年度は公債費のピークを迎える年であるというような年であり

まして、本当に厳しい年でありました。経常収支比率等の推移を見ますと、18年度対比では、人件費、物件費、扶助費、補助費等が、それぞれ減額されて努力されたあとが見られるようであります。

財政の健全化を推進するために、事務事業に応じた人員配置や職員の退職不補充、それから、経費の節減、民間委託等への推進が図られている中で、特にその効果が顕著であったという点、そういう点に行財政改革で論議、指摘されたこと等があればお知らせをいただきたいというふうに思います。

〔平八重光輝議員登壇〕

○決算特別委員長（平八重光輝議員）

柳田議員の質問にお答えいたしますが、100の質問の趣旨に沿うかどうかは判りませんが、行財政改革につきましては、それぞれの課で質疑を行った時点で議員の皆さんからたくさんの質問と指摘をいただいたわけですが、全部申し上げますと時間がかかりますので、二つほど例として申し上げます。

一つは、ぜひ今後もその改革に向けて努力していただきたいというのが一つと、その改革の成果が表れたのが一つありましたので、その二つについて町長総括でも申し上げたんですが、それについて申し上げたいと思います。

一つは、コンピュータの関係であります。購入とリースもあります。もう一つ維持管理費というのがあります。この維持管理費が約19年度で3,000万円以上使っておるわけですが、この維持管理費を、積算根拠というのは全くないんですけれども、納入業者のほとんどその言った金額で契約されていると。ちなみに、一つ二つ例を申し上げますと、我がまちで個別のシステムは申し上げませんが、495万円で契約しているシステムが同じシステムだと思えますが、始良町、こちらは人口が約1.8倍ぐらいあるまちであります。こちらは358万円で契約されているというようなものもあります。

そしてもう一つ、156万円ぐらいでこちらが契約しているものが、ちょっとシステムの中身が若干違うかもしれませんが、肝付町では38万円ぐらいで契約しているというような契約もあります。

一概に同じ金額とか、その内容を検討しないと言えないところもありますが、その原因は、一つはこの10年ぐらい非常にコンピュータ化されてきたんですが、そのコンピュータの非常に専門的な人がいない、いないというか内容に詳しい方はいらっしゃるんですが、そういう契約条項を交渉するときに交渉能力のある人がいない、というのが一番大きな原因ではないかと思います。

今後は、そういう交渉等を含めてぜひ検証をやっていただきたいというのが一つありました。

それともう一つは、非常にいい取り組みというか、成果の出た取り組みがありますので、これは職員の皆さんとも情報を共有したいと思います。

と申しますのは、環境課の取り組みであります。環境課で1,200万円ぐらいの不用額が出ておりまして、ある議員がこれはどういう原因でしょうかという質問をされまして、担当の課長と係長が説明をされた中に、ごみ処理費とし尿処理費の不用額というのが非常にたくさんありまして、合計で1,000万強あるんであります。この一つはごみ処理につきましては、今ではただ入ったものをそのまま焼却していたと。

それではちょっと効率が悪いということで、非常に生ごみの特に水分を含んだものについては非常に燃料代がかかるということで、水切りと、非常に自力で燃える乾燥したものと混合して燃焼したら約500万円の燃料代が浮いたというお話でありました。

それともう一つは、し尿処理施設の修繕工事が必要であったけれども、今までずっとしておつ

た業者ではなくて、ほかの業者でもできるということが判ったので、そちらのほうと見積りをとってやったら、約500万円安くで上がりましたというような説明がありましたので、それは課長のところだけで情報を知ってないで、皆さんに情報を共有してそういう努力をしてくださいというようなふうに指摘といいますか、お願いをしたところであります。

もう一つですね、そうしていただく中で私が特に町長にもお願いしてあるんですが、我々も議会も職員の皆さんも、これまで以上に知恵を出しやる気を出し、元気を出して汗を出して頑張らしましょうと。非常に厳しい財政ですから、もうちょっと頑張れば明るい財政になろうと思います。

それともう少しだけの勇気を出していただきたい。現在やってることは、それでも引き続きいいんだというのもありますけれども、少しだけの勇気を出して一步踏み出して、この環境課のような対策をとっていただければ、まだ経費が低く抑えたり、同じ経費でも効率が上がるということも十分考えられますから、そういうのはぜひ検討していただきたいというようなことはありました。回答になったかどうか判りませんが、以上です。

〔平八重光輝議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

討論がありますので、認定に反対の発言を許します。

〔平田 昇議員登壇〕

○平田 昇議員

私はただいま報告のありました平成19年度一般会計歳入歳出決算の認定について反対です。

まず、虎居地区まちづくり基本調査についてです。一昨日、虎居公民館で被災者協議会の役員にも説明がありましたが、この件で一番の問題は1,200万円という貴重な町費を生かせなかったことです。

この予算の審議の段階では、本当に虎居地区のまちづくりという計画を財政力では県内で最悪の部に入り、その上水害でうちひしがれているさつま町が、取り込むことができるのか、いぶかしく思ったのだが、第1に、このまちづくりという構想に積極的な姿勢を示された方が、合併するほんの1年前まで旧宮之城町の計画として進めてきた国道328号線の拡幅に伴うまちづくりに取り組み、結果的にはその計画を断念するまでの経過にかかわり、まちづくり事業には精通されている方であること、これが一つ。

第2に、町長が豪雨災害後にピンチをチャンスにと、町民に、特に被災者に希望を持たせるようなことを言っていたことで、県の会長という力で被災地に対する国からの特別な対策を引き出すことに何か見通しがついたのかと期待感も抱かせた。しかし、そうではなかった。結局何らの見込みのないままで1,200万円をつぎ込み調査を始めたが、結果は期待された低地部の嵩上げなど、まちづくりにつながるものは何も生み出せなかった。

町長は、事業の可能性を調査する目的だったと言うが、この調査を進める前に我がまちの財政状況を勘案し、国の考えを打診する努力はしなかったのか。その前に何十億円も予想される事業に我がまちが取り組めないことは判りきったことである。災害を受けた低地部に住む人の中には、今度のまちづくりで何とか嵩上げをしてもらえるのだろうか和一縷の望みを持たれた方もありました。

実現不可能な期待を町民に抱かせることは、たとえそれが一時的であっても罪なことです。町民をだますことです。それよりも復興事業が始まる被災地にとって、喫緊の課題となる内水対策のため、基金を1,200万円からスタートさせるべきだった。たとえ外水を防ぐ堤防ができて、内水を川内川にはかす装置がない。広い面積の低地部を嵩上げすることは国はやらない。本町でも財政上できないことは初めから判っていた。

では、河川事務所が説明する下水路からの流出による内水対策はどうか、一番の問題は下水路が川内川につながっている現在の高さ、下水路の高さをどこまで高くできるかであると思う。つまり内水が流出する下水路の出口が川内川の洪水時の水位より高くなければ、内水流出の役を果たせない。かといってやたらと下水路は高くはできない。だから結局は下水路による内水対策による期待はできない。結局はポンプによる排水しかない。

ところが、どれだけの能力のあるポンプがどれだけ必要なのか、それについては幾ら金がかかるのか。私が聞いた話から、虎居地区内の集水面積から計算して、降雨量、結果的に地区内の下水路に集中する降雨量と私は理解していますが、その降雨量は1秒間に4トンないし5トンと見込まれるということを聞いています。この1秒に1トンの内水を川内川に排出させる能力のあるポンプを設置するには、ほぼ1億円を要すると。あるいはまだ多額だという見方もあるそうですが、聞いています。

そうだとすると、虎居地区内だけでも内水対策ポンプ設置には、四、五億円を見込まなければなりません。そのための1,200万円の積立金は、ほんのわずかかもしれない。しかし、何らかの努力はしなければならないと思うのです。むだな使い方をせず、せめて内水対策基金として積み立てるべきであった。まちづくりなどと手の届かない夢を描いて結果は何も生まれなかった。この1,200万円の使い方には決算上認めることはできません。

次に、木浜地区の町有地処分の件と豚舎建設の件について認定できません。

まず、土地処分についてから。町長は町有地処分は法が定める公募、広く町内から買い手を募る、この公募により行うことが原則であると言いながら、その土地を長年借り受けて営業してきた人たちに譲渡した。

その理由。この方々は多額の資本をつぎ込んできたからとの説明。しかし、土地を借りて事業を営む人がそこに自己資金、それと補助金、投資するのは当たり前のことではないのか。町から借りた土地で事業を続けてきたが、その事業を辞める人がなぜその土地を1平米当たり100円という値段で買えたのか。この話を聞いた人の中に、そんな土地があったのなら自分もぜひほしかったという人もある。その買った土地を今度は何倍かの値段で畜産業者に売り渡し、豚舎建設が始まったのだという話もあるじゃないですか。これはどう解釈すればよいのか。

一方、地域の方々は将来の環境問題に大きな不安を抱いている。そこで不安を抱く地域と業者に協定を結ぶ運びをとった町長は、自らも立会人として名を連ねながら、協定に法的にどこまで効力があるかという問題があるが。いいですか。協定に法的にどこまで効力があるかという問題があるがと言っている。この無責任者、私情、友情だけが働いて町全体に対する責任感はない、公正感はない。そもそも養豚場を建設するために土地処分をしたとみられている町長が、環境問題等については、当事者同士、地元と畜産業者、この当事者同士で整備すべきであって町が決めるべき問題ではないなどと言っている。誠に無責任な考えです。

地元が心配する養豚場にかかわる環境問題が、仮に現実化したらどうなるだろうか、単に木浜地区、佐志地区の問題で済むだろうか。

○議長（濱田 等議員）

平田議員。決算は、これは18年度、土地処分は。豚舎の進め方。

○平田 昇議員

単に木浜地区、佐志地区の問題で済むだろうかと。環境問題です、環境問題です。

済むはずがない。さつま町が抱え込む大きな難題になるのです。こんな進め方の養豚場の建設を決算上認められません。

なぜさつま町はこのような無軌道な行政を続けてきたのでしょうか。理由は幾つかあると思うが、その一つは、町長の行政はかくあるべきとする理念がないこと。もう一つは、議会が行政に対して寛容過ぎていること。私はこの二つを上げます。

私はこれまでの決算で幾つかの件を取り上げて認定することに反対してきた。賛成される方は私の論点を論破してくださいと言って反対論を張ってきた。これに対する賛成論はどうだったかといえば、例えば、過去の例を挙げてよろしいでしょうか。よろしくない。

○議長（濱田 等議員）

決算のあれに関係のあることを言ってください。

○平田 昇議員

はい、関係があることです。例えば私がある年度の決算で、あび〜る館で宴会、飲みたい放題の営業の場とすることは、目的外使用ではありませんかと。そして、民間業、旅館業、食堂などの民間業を圧迫していることをもって、これを反対するとしました。賛成して返ってきた言葉は、公の施設での宴会、飲みたい放題などは、飲んだり食べたりする飲食である。全国でもやっていることだ。そういう私に反対するいわゆる賛成論なんです。民間業の切実な訴えに触れようとはしない。

そして、さらに別な土地の決算審査で、ある方は行政執行上のことで指弾し決算を認めるべきでないという私の主張に対して、執行部はその不手際は率直に認め、当年度の問題解決に取り組むという前向きの姿勢であるからこれを認定すると。

いいですか。済んだことじゃない。私は。そういう賛成論なんです。執行部が反省したからこれで認定するんだと。決算を認めるとは予算が正しく使われて目的どおりの成果を上げたことを確認したということであり、行政上の過ちを議会が指摘したとき、これを素直に認め反省したから認めると、決算を認定すると、そんな甘いものではないと私は信じております。

議会の大きな責務の一つは、行政が正しい筋道からそれずに進むことを厳しく見守ることであると信じます。行政執行に是なるものは是、非なるものは非と明確な線を引くことをしなければ行政の体質は改善されない。さつま町の第1期がそれを証明しているではありませんか。

これでは1億7,000万円もかかる議会を設置している意味がない。私の反対している、賛成論で論破してください。

私は本町の財政状況からして到底採択不可能な虎居地区まちづくりという名を借りて、基本調査に1,200万円つぎ込んだことを決算上認められません。木浜地区における町有地の処分、その土地への豚舎建設の進め方は、私情・恩情・友情で進められている公正な共生の執行ではございません。

それとほかにまだありました。私は。

○議長（濱田 等議員）

平田議員。決算に関係のあることを言ってくださいよ。

○平田 昇議員

決算に対する姿勢をひとつ考えてもらえませんかということを言ってるんです。

○議長（濱田 等議員）

認定あるいは不認定。

○平田 昇議員

はい、したがって私は最終的に申します。こういう認定は、豚舎の進め方、地区住民の不安を無視して組み込まないで進めていくやり方。そして、将来に目を向けて、将来どういう重大な問題を抱え込むのかという、こういうことを軽視して、当地と業者との話し合いで進めるんだなどという、この行政の執行姿勢を認定することに反対します。

1,200万円については先ほど申し上げました。

〔平田 昇議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

次に、認定に賛成の方の発言を許します。

〔麥田 博稔議員登壇〕

○麥田 博稔議員

私は平成19年度歳入歳出決算の決算委員でもありましたので、賛成の立場から討論したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、平田議員から指摘がありました虎居のまちづくり基本調査についてであります。この1,200万円につきましては、決算委員会の際にも私は賛成討論をしたんですけれども。

やはりいろいろと問題はあったと思うんですけれども、あくまでもその可能性調査ということであったというふうに認定、私は思っております。

それで先ほど平田議員のほうからありましたように、町長がピンチをチャンスにと言って町民に期待を持たせたと、これは実現不可能なことではないかと言われましたけれども、そういうことを町民に期待を持たせたことは非常に遺憾であるというようなことで反対と言われましたが、これは我々も予算を計上されたときに本当に可能性があるのか、いろんな方面から意見が出ました。その中で一応認定して、そして、予算を計上して執行されたというふうに思っております。

ですから、その面からいきますと、いろいろと審査意見書に書いてありますように問題はありますけれども、やっぱり可能性調査をして、できること、できないことを判断されたというふうに思いますので、私は認定するべきだというふうに思います。

それから、2番目の木沢の豚舎について認定できないというようなことですが、このことは歳入歳出決算には私は関係はないと思います。問題としては、行政的な問題はいろいろとありましたので、あると思うんですが、この一般会計の歳入歳出の決算の認定については、予算計上されて金を使ったということではないので関係はないのではないかとということです。

それから、3番目に、過去にいろいろと反対討論してきたけれども、賛成する人は私の意見を論破してくると言っていたけれども、論破した人は一人もいないというようなことを言われましたが、私も賛成討論をしたことはあります。ほかの人もあります。

ただ、論破ということで理論的にしなくても、こういうことをいろいろ並べることによって、議員各位が認定すべきということで認定して下さったということは、論破というよりも大きな重みを持つのではないかなというふうに思います。

平田議員におかれましては、いろいろと不満な点があるとは思いますが、やはり今度のここに議案にあがっていることは、平成19年度の歳入歳出の決算についてということですので、私は1,200万円の虎居のまちづくり基本調査のことも問題はありますが、議員の皆様方に認定していただくようお願いいたしまして、賛成討論を終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

〔麥田 博稔議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

ほかに討論ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

それでは、これで討論を終わります。

これから順に採決します。

まず、「議案第８２号 平成１９年度さつま町歳入歳出決算の認定について」を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は認定するものであります。本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（濱田 等議員）

ありがとうございました。起立多数です。したがって、「議案第８２号 平成１９年度さつま町歳入歳出決算の認定について」は認定することに決定しました。

次に、「議案第８３号 平成１９年度さつま町水道事業会計決算の認定について」を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は認定とするものであります。本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（濱田 等議員）

ありがとうございました。起立多数です。したがって、「議案第８３号 平成１９年度さつま町水道事業会計決算の認定について」は認定することに決定しました。

次に、「議案第８４号 平成１９年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は認定するものであります。本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（濱田 等議員）

ありがとうございました。起立全員です。したがって、「議案第８４号 平成１９年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」は認定することに決定しました。

しばらく休憩します。再開はおおむね１０時４５分とします。

休憩 午前１０時３４分

再開 午前１０時４５分

○議長（濱田 等議員）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第８「議案第８６号 さつま町公の施設使用料徴収
条例の制定について」、日程第９「議案第８７号 さつ
ま町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一
部改正について」、日程第１０「議案第８８号 さつま

町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について」、日程第１１「議案第８９号 さつま町立学校施設の開放に関する条例等の一部改正について」、日程第１２「議案第９０号 さつま町観光公園条例の一部改正について」、日程第１３「議案第９１号 さつま町都市公園条例の一部改正について」、日程第１４「議案第９２号 平成２０年度さつま町一般会計補正予算（第６号）」、日程第１５「議案第９３号 平成２０年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）」、日程第１６「議案第９４号 平成２０年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）」、日程第１７「議案第９５号 平成２０年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）」

○議長（濱田 等議員）

次は、日程第８「議案第８６号 さつま町公の施設使用料徴収条例の制定について」から、日程第１７「議案第９５号 平成２０年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）」まで、以上の議案１０件を一括して議題とします。各議案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

それでは、まず議案第８６号であります、「さつま町公の施設使用料徴収条例の制定について」であります。

これは町民が広く一般的に使用する公の施設の使用料の取り扱いについて、施設間の整合性を図る観点から新たに条例を定めようとするものであります。

次に、「議案第８７号 さつま町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」であります。

これは、地方自治法の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第８８号 さつま町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について」であります。

これは、株式会社日本政策金融公庫法等の施行に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第８９号 さつま町立学校施設の開放に関する条例等の一部改正について」であります。

これは、町民が広く一般的に使用する公の施設の使用料等の取り扱いについて、さつま町公の施設使用料徴収条例を制定することに伴い、関係条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第９０号 さつま町観光公園条例の一部改正について」であります。

これは、さつま町鶴田ダムふれあいパークが、鶴田ダム災害復旧及びダム再開発事業に伴う仮設ヤードとして借地されることにより、公園として機能を失うことから、本条例の一部を改めようとするものであります。

次に、「議案第９１号 さつま町都市公園条例の一部改正について」であります。

これは、町民が広く一般的に使用する公の施設について、使用料等の全体的な見直しに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第 92 号 平成 20 年度さつま町一般会計補正予算（第 6 号）」についてであります。

今回の補正は、財政調整基金に要する経費及び国民健康保険財政対策費、道路維持費、小学校管理費並びにその他諸費に要する経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 7,099 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 138 億 1,051 万 6,000 円にしようとするものであります。

次に、「議案第 93 号 平成 20 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」についてであります。

今回の補正は、収納体制充実強化対策事業費及び保険給付費、特定健康診査費、医療費適正化対策費、基金積立金並びに公債費に要する経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 4,450 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 34 億 966 万 9,000 円とするものであります。

次に、「議案第 94 号 平成 20 年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」についてであります。

今回の補正は、賦課徴収費に要する経費を補正しようとするもので、予算の組替えを行うものであります。

次に、「議案第 95 号 平成 20 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）」についてであります。

今回の補正は、高額介護給付費に要する経費を補正しようとするもので、予算の組替えを行うものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○行政管理室長（萩原 康正君）

「議案第 86 号 さつま町公の施設使用料徴収条例の制定について」内容について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○総務課長（湯下 吉郎君）

「議案第 87 号 さつま町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○総務課長（湯下 吉郎君）

次に、「議案第 88 号 さつま町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について」であります。

〔以下議案説明により省略〕

○行政管理室長（萩原 康正君）

「議案第 89 号 さつま町立学校施設の開放に関する条例等の一部改正について」内容の御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○商工観光課長（橋之口幸男君）

それでは、議案第 90 号でございます。

〔以下議案説明により省略〕

○災害復興対策課長（坂本 正己君）

「議案第91号 さつま町都市公園条例の一部改正について」

〔以下議案説明により省略〕

○財政課長（二階堂 清一君）

「議案第92号」であります。「平成20年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」について説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○健康増進課長（楠木園建雄君）

「議案第93号 平成20年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」について説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○健康増進課長（楠木園建雄君）

引き続きまして、「議案第94号 平成20年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○すこやか長寿課長（小椎八重廣樹君）

続きまして、「議案第95号 平成20年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」について説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

ただいま議題となっております各議案に対する総括質疑は、12月10日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

△日程第18「議案第96号 字の区域の変更について」

○議長（濱田 等議員）

日程第18「議案第96号 字の区域の変更について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

「議案第96号 字の区域の変更について」であります。

これは、県営中山間地域総合整備事業薩摩地区の土地改良事業に伴い、字の区域の変更が生じたものであります。地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、耕地林業課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○耕地林業課長（山口 良一君）

「議案第96号 字の区域の変更について」内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。ただいま議題となっています議案第96号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第96号は委員会付託を省略することに決定しました。
委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまの議案第96号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから議案第96号を採決します。

お諮りします。「議案第96号 字の区域の変更について」は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第96号 字の区域の変更について」は可決されました。

△日程第19「議案第97号 人権擁護委員候補者の推薦 について」

○議長（濱田 等議員）

次は、日程第19「議案第97号 人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

「議案第97号 人権擁護委員候補者の推薦について」であります。

これは、人権擁護委員のうち蓑牟田慶溢氏が平成21年3月31日付をもって任期満了となることから、新たに神馬場寛章氏を推薦しようとするため、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

内容につきましては、町民課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○町民課長（愛甲 洋文君）

「議案第97号 人権擁護委員候補者の推薦について」内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。ただいま議題となっています議案第97号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第97号は、委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまの議案第97号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから議案第97号を採決します。

お諮りします。「議案第97号 人権擁護委員候補者の推薦について」は、これを適任と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第97号 人権擁護委員候補者の推薦について」は適任と決定しました。

△日程第20「議案第98号 人権擁護委員候補者の推薦 について」

○議長（濱田 等議員）

次は、日程第20「議案第98号 人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

次に、「議案第98号 人権擁護委員候補者の推薦について」であります。

これは、人権擁護委員のうち、小松園静子氏が平成21年度3月31日付をもって任期満了となることから、引き続き同氏を推薦しようとするため、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

内容につきましては、町民課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○町民課長（愛甲 洋文君）

「議案第98号 人権擁護委員候補者の推薦について」内容の説明をさせていただきます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。ただいま議題となっています議案第98号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第98号は、委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまの議案第９８号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから議案第９８号を採決します。

お諮りします。「議案第９８号 人権擁護委員候補者の推薦について」は、これを適任と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第９８号 人権擁護委員候補者の推薦について」は適任と決定しました。

△日程第２１「請願について」

○議長（濱田 等議員）

日程第２１「請願について」であります。

本日まで受理した請願については、お手元にお配りした文書表のとおりであります。所管の常任委員会に審査を付託します。

△散 会

○議長（濱田 等議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

１２月８日は、午前９時３０分から本会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれで散会します。御苦労さまでございました。

散会時刻 午前１１時５４分

平成20年第8回さつま町議会定例会

第 2 日

平成20年12月8日

平成 20 年 第 8 回 定 例 会 一 般 質 問

平成 20 年 1 2 月 8 日 (第 2 日)

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 の 要 旨
1	(13) 総務常任委員会代表 柏木 幸平	1 定住促進対策について (1) 土地開発公社の温泉付を含む一般住宅地や町有地である定住促進住宅団地の未処分用地について、早期分譲、早期締結に向け町長の政策を伺う 2 景観づくりについて (1) 鹿児島県と鹿児島市は、景観法の規定により当初から景観行政団体であったが、さつま町は県知事の同意を得て平成 18 年 12 月に県内の市町村では霧島市とともに、県内最初の景観行政団体となった。2 年経った現在でも景観づくりの方向性が示されただけで計画までに至っていない。現在までの経緯と今後の取り組みについて伺う
2	(8) 文教厚生常任委員会代表 麥田 博稔	1 学校統廃合の基本的な考え方について (1) 本町におけるこれからの学校統廃合に対する基本的な考え方について、町長の考え方を伺う 2 学校適正規模検討の進め方について (1) 本町においては、平成 19 年度に学校適正規模等検討委員会を設置し検討中とのことであるが、これまでの経過とこれからの学校適正規模検討の進め方について、その考え方を伺う
3	(3) 平田 昇	1 町長の政治信念を問う (1) 新町がスタートして 3 年 8 カ月を振り返り、町長は町民の先頭に立つ人として町民の信望を受けてきたと思うか (2) 町民に政治家はこうあるべしとする理念を持っているのであれば、これを示すべきではないか
4	(12) 宮之脇金次郎	1 路線バス廃止について (1) 平成 21 年 5 月に泊野・柊野・紫尾の路線バスが廃止されることを聞いているが、その後の交通手段を考えているか 2 水田暗きょ排水対策について (1) 暗きょ排水対策については、毎年実施されているところであるが、まだまだ行き届かないのが実状である。特に最近では、数十年前の基盤整備地が暗きょの詰まりなどで、排水が悪くなっている水田が急激に増えてきている。暗きょ排水の実施面積を増やす考えはないか
5	(11) 楠木園 洋一	1 水道の未普及対策について (1) 財政の厳しい中で、水道の未普及地域の今後の対策について伺う
6	(25) 川口 憲男	1 安全・安心のまちづくりは (1) 安全・安心のまちづくり条例は、平成 18 年 3 月 28 日に制定された。現在、自主防災組織の組織拡充が図られているが、自主防災活動の指導の徹底を図り、充実を図るべきではないか。

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 の 要 旨
		また、関連団体との連携の充実、住民意識を高めるための憲章、または安全・安心のまちづくり宣言を行う考えはないか
7	(10) 新改 秀作	1 町有財産の管理について (1) 町有財産の管理で、現在活用度の低い行政財産の廃止を含め検討はできないか。 また、個人が専用的に使用している普通財産の処分の考えはないか (2) 各総合支所庁舎の活用策は (3) 指定管理施設について、負担の多い施設の検討委員会を作る考えはないか
8	(15) 別府 静春	1 不在森林所有者の森林施業対策について (1) 不在森林所有者の実態把握について 不在森林所有者の森林が、森林の公益的機能の維持に支障をきたしかねない状況にあるといわれている。その実態を把握されているか。また、今後の取り組みは (2) ふるさと森林管理促進事業について 林野庁は、不在森林所有者の森林放置を抑制する対策として、森林の手入れ・間伐を促進するための不在所有者を集めた相談会を開催する「ふるさと森林管理促進事業」を推進しているが、この事業にどのように参画されているか、または参画しようとしているか 2 北薩森林管理署職員住宅について (1) 北薩森林管理署の職員住宅について、北薩森林管理署が我がまちにきていただき2年目を迎えようとしているが、未だに職員住宅建設の動きがない状況である。町として職員住宅（公舎）建設について働きかける考えはないか

平成20年第8回さつま町議会定例会会議録

(第2日)

○開会期日 平成20年12月8日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(27名)

1番	高 嶺 実樹雄 議員	2番	市 來 修 議員
3番	平 田 昇 議員	4番	新屋敷 浩 議員
5番	肥 後 紀 康 議員	6番	木 下 敬 子 議員
7番	米 丸 文 武 議員	8番	麥 田 博 稔 議員
9番	平八重 光 輝 議員	10番	新 改 秀 作 議員
11番	楠木園 洋 一 議員	12番	宮之脇 金次郎 議員
13番	柏 木 幸 平 議員	14番	久 保 道 夫 議員
15番	別 府 静 春 議員	16番	舟 倉 武 則 議員
18番	田 中 伸 一 議員	19番	柳 田 隆 男 議員
20番	山 崎 文 久 議員	21番	岩 元 涼 一 議員
22番	新 改 幸 一 議員	23番	中 尾 正 男 議員
24番	東 哲 雄 議員	25番	川 口 憲 男 議員
26番	内之倉 成 功 議員	27番	木 下 賢 治 議員
28番	濱 田 等 議員		

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	和 気 純 治 君	議事係 長	丸 田 忠 君
議事係 主幹	平木場 達 郎 君	議事係 主査	垣 内 浩 隆 君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	井 上 章 三 君	教育委員 長	大 園 勝 君
副町長(総務)	宮之脇 尚 美 君	教 育 長	福 満 隆 徳 君
副町長(経済)	山 下 彦 志 君	教委総務課 長	山 口 正 展 君
財 政 課 長	二階堂 清 一 君	教委学校教育課 長	上 舞 幸 徳 君
企画広報課 長	中 村 慎 一 君	耕地林業課 長	山 口 良 一 君
行政管理室 長	萩 原 康 正 君	水 道 課 長	岩 切 秀 久 君
定住促進室 長	北 原 美 義 君	環 境 課 長	日當瀬 修 二 君
総 務 課 長	湯 下 吉 郎 君		

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○議長（濱田 等議員）

おはようございます。ただいまから平成20年第8回さつま町議会定例会第2日の会議を開きます。監査委員から本日の会議から欠席する旨、届け出がありましたので、お知らせします。

△日程第1「一般質問」

○議長（濱田 等議員）

日程第1「一般質問」を行います。

一般質問は一問一答式となっております。質問時間は答弁を含めて60分とし、質問回数の制限はありません。質問通告に従って発言を許可します。

なお、本定例会から常任委員会を代表しての一般質問を行うことにしました。

それでは、まず総務常任委員会を代表して、13番、柏木幸平委員長の発言を許します。

〔柏木 幸平議員登壇〕

○総務常任委員会代表（柏木 幸平議員）

おはようございます。今回、さつま町議会において初めての試みとなりました常任委員会の代表質問を、総務常任委員会より定住促進対策についてと景観づくりについての2点について質問をいたします。

なお、代表質問については、質問回数が3回以内と申し合わせてあります。執行部も、そのつもりで答弁をお願いいたします。

まず、定住促進対策についてですが、これまで旧町の政策で宮之城、鶴田地区の土地開発公社住宅団地用地事業では温泉住宅団地用地事業、鶴田湯田原地区宅地分譲造成事業、鶴田麓地区宅地分譲造成事業の3事業で82区画中34区画が処分され、48区画が未処分になっており、薩摩地区の定住促進住宅団地では求名、中津川団地の2事業で44区画中5区画が締結に至っておりません。

中でも、温泉住宅団地用地事業による佐志ニュータウンの52区画は、一般が21区画、温泉付きが15区画、合計36区画が未処分になっております。

また、平成18年から20年までの処分実績は、現在までのところ毎年1区画ずつの処分で、3年間で3区画しか処分されております。

あと、宅地分譲については、平成19年度決算特別委員会において、監査委員の審査意見書に「開発公社が一般住宅として分譲している3住宅団地の早期分譲並びに定住促進住宅2団地の賃貸契約の早期締結に向けて一層努力されたい」とありましたし、決算特別委員会の審査では土地評価についても質したところであります。

現在、世界的な経済悪化から国内の景気も冷め企業の新規雇用の取り消し、派遣社員の解雇、さらには社員まで解雇が及び今後は残業カット、休暇の増加、ひいてはボーナスカットまであり、個人所得の落ち込みとともに景気回復の先行きが不透明で不安な状況でもあります。

これまでに町の広報紙、ホームページの掲載、県外の町出身者へのチラシの送付など販売促進に向けて積極的な広報に努めたとのことですが、それだけで十分と言えるのか。ほかの政策を行うべきではないかの委員からの意見があります。

今後の土地開発公社の住宅付きを含む一般住宅地や、町有地である定住促進住宅団地未処分用地について早期分譲、早期締結に向けて、これまでにどのような分譲促進をされたのか、公社理事長でもある町長に伺います。

次に、景観についてですが、さつま町の個性と魅力を最大限に生かし、自然環境と調和した景

観づくりや自然環境に配慮したまちづくりを住民とともに推進し、交流人口の増加と地域の活性化を図っていくため、平成18年12月1日にさつま町は県内第1号となる知事同意に基づく景観行政団体となりました。

景観計画については期限がないとのことですが、2年たった現在においても景観づくりの方向性が示されただけであります。県内最初の景観団体になったにもかかわらず計画に至っていない状況は、町長の理念が薄れたのか、なかなか形が見えない状況であります。19年度は庁舎内での説明や調整を行ったほか、町内の全戸数に対しアンケート調査を行い、回答数は3,390件で回収率は37.6パーセントであったとのことですが、その後の経緯について町長にお伺いいたします。

1回目の質問を終わります。

〔柏木 幸平議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

おはようございます。総務常任委員会からの代表質問をいただきましたので、2つの問題についてお答えしたいと思います。

まず、定住促進対策についてということですが、住宅団地につきましては柏木議員からありましたとおり、開発公社が保有する3団地の48区画と、町が保有する定住促進団地の2団地5区画、計53区画が未処分であり、この早期処分につきましては大きな課題としてとらえているところであります。

これまで、どのような分譲促進をされてきたかということですが、分譲開始以来、町の広報紙への特集、ホームページへの掲載、南日本新聞への広告掲載のほか、本町からの出郷者に対するダイレクトメールの発送や、関東・関西で行われます出郷者会でパンフレット等を配布しながら、ふるさとでのゆったりとした生活のための住宅建築のPR、あわせて町内の企業、事業所等に住宅団地の広報宣伝ポスターの掲示、従業員等への周知をお願いしてきたところでございます。

また、鹿児島市、霧島市、薩摩川内市等のハウスメーカーを訪問し住宅団地の宣伝も実施するなど、あらゆる機会をとらえて販売の促進に努めてきているところであります。

ことしの下期に入りましてアメリカの金融不況、自動車関連企業の経営悪化等により、日本の経済情勢も非常に厳しさを増しており、個人消費も落ちこむ中で新たに住宅建築を計画されている方についても、計画の先送りや見直し等が進んでいるとの消費動向が報告されているところであります。

また、金融機関の新築融資審査も厳しくなっているという聞いており、ますます厳しい状況になりつつあると懸念しているところでございます。

このようなことから、用地保有資金の借入利息の増加から生じる造成原価抑制対策も講じながら、これまで以上に販売促進に努めていかなければならないと考えているところであります。

2点目の景観づくりの問題でございます。まず、景観計画策定に向けた経緯についてであります。景観計画策定に向けた経緯につきましては、平成18年度に景観行政団体となり、平成19年度には全戸対象のアンケート調査、職員・公民館長等を対象とした研修会、広報紙による町民への周知等を行いました。

また、本年度におきましては、町内の全地区を7ブロックに分けて開催したふるさとづくり推進研修懇談会を通じ、景観に対する地域の取り組みや地域の皆さんの思いを伺ってきたところであります。

本町としての景観計画の策定につきましては、県から本年3月に示されました景観形成ガイド

ラインを踏まえ、現在、行政内部の策定会議を立ち上げ景観形成に向けての基本的な考え方や、基本方針について調整を行っているところであります。当計画については、本年度中に策定を終える計画で進めております。

また、今後における景観行政を効果的に推進していくため、地域や関係機関・団体を巻き込んだ取り組みを進めるよう、第1回の景観協議会を近々開催する予定であります。

そのほかにも景観セミナー等の研修なども予定してまいりたいと考えておりまして、段階的に着実に取り組みを進めつつあると思っております。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○総務常任委員会代表（柏木 幸平議員）

まず、定住促進対策についてですが、総務常任委員会の所管事務調査で佐賀県有田町の定住促進を調査しましたが、町営による宅地分譲事業をされており、近年の未処分分譲地の打開策として分譲促進制度を設け、購入者への助成制度はもちろん、不動産業者への仲介料や一般者への紹介料、また建築業者への助成として住宅展示公開の助成やモデル住宅建設の助成もされており、不動産業者への営業委託制度も取り組まれているとのことでありました。

我がまちも、現状のような分譲の低迷が続くことにより一定期間に分譲が完了しないと支払い利息や維持管理がかさむことになり、逆に土地価格への上乗せにつながるのではないかと懸念されます。

参考までに、佐志ニュータウンの19年度1年間の支払い利息は362万6,788円で、1日約1万円であります。当町の財政状況や先に購入された方への配慮も必要になりますが、公社で土地の不動産鑑定をしていただき、地価の下落分の差額が出るとしたら、その差額を個人の経費負担の軽減や分譲地の利用度の増、あるいは景観をよくするための現在の土坡からコンクリートのL型擁壁にしたり、購入者や業者にメリットがあるような分譲促進制度などをつくるなど、当初計画で完売をするために町の施策も必要かと思えます。

また、そのことが定住促進へもつながると思えます。

今後、多額の借入金の利息を払い続けるのか、それとも一般財源の繰り出しをしてでも分譲促進をする気持ちはないものか、町長の今後の政策をお伺いいたします。

次は景観づくりについてですが、委員からの意見では今後、川内川や支流の河川改修が行われるが、川づくり検討委員会もあり住民の意見も組み入れられたと思うが、現在の自然景観を残すような改修になるのか不安であるとのことであります。

一方では、先月の南日本新聞に鹿児島市と県建築士会が、子どもにも身の回りの景観に関心を持ってもらうことや、子どもの目線に立ったまちづくり案を期待し、名山小学校において景観まちづくり学習を計4回企画したとのことでありました。

初回の学習会では、建築士会員らが景観を大切にしたいまちづくりは安らぎや、愛着が持てる地域づくりになると紹介したそうです。

これからの景観づくり作業は、行政だけで景観づくりを進めても、町民はなかなか参画してこないと思われます。ある程度の範囲の中で地域住民との懇話会や検討委員会など、住民と地域が核となり、景観づくりへの意識づけやいろいろな意見、アイデアを吸収し、最後まで景観づくりに参加していただくことが望ましいと考えます。

さつま町振興計画の基本構想でも「住民と行政が協働するまち」のところで、「政策形成過程における計画段階から情報公開と住民参画など、住民と行政が一体となった取り組みを進めていきます。住民と行政が、ともに知恵を出し合い、ともに協働する、より生活に密着した計画の実現を目指していきます」とあります。

今後の進め方について、委員のほうからも「住民参画が重要である」との意見が多いでしたが、町長は景観づくりを、いつごろまでに、どのように進めようと考えておられるのか、お伺いいたします。2回目の質問を終わります。

○町長（井上 章三君）

まず、住宅団地の販売促進策につきましては、先の定例会でも御質問があったところでありますが、分譲価格の見直しや契約者に対する公共料金等の軽減化につきましては、既購入者との関係、会計間の調整、財政再建計画途中であります状況等を考慮いたしますと、現段階においては非常に厳しいものがあると考えております。

しかしながら、今後このような状況が続くならば、近い将来において借入金利子の累積によりまして当事業の損失も懸念しておりますので、宅地造成時点との状況の変化、造成原価との調整、現状における分譲価格の評価を踏まえた上で、町の財政状況も含め総合的に協議調整を行い、特段の対策を講じる必要があると考えているところであります。

住宅のあっせんに対する不動産業者への仲介手数料や一般の方々への紹介料等につきましては、県内他団体の状況によりますと、介手数料が土地価格の4割から5割となっております。佐志ニュータウンの分譲価格では原価割れを生じ、事業自体の損失も懸念されます。

現在、協定を結んでいる県内他団体では、この実績が上がっていないとも聞いております。今後、これらの状況等も調査しながら、この財源確保も含めて検討してまいりたいと思っております。

また、土地の不動産鑑定につきましては、現在まで実施したことはありませんが、造成工事が終了し分譲価格を設定した時点と現状において、鑑定価格を著しく下落させる要因はないものと考えておりまして、周辺道路等の改良整備が進むことで団地への利便性はさらに高くなってきていると考えております。

しかしながら、現在の分譲価格が購入希望者にとって高額であるとの指摘もいただいておりますことから、販売努力を続けながらも分譲価格については、ある時点で総合的な判断も必要になってくるものと考えております。

開発公社の資金借入れにつきましては、昨年度まで事業単位ごとの借入れ手法であったものを、今年度は全部の事業を一本化して借入れする手法に変更しております。

これによりまして、昨年度の借入金の利息1.9割から2.3割であったものを1.65割で借入れしており、昨年度、佐志ニュータウン、湯田原ニュータウン、赤坂ニュータウン、3団地で474万3,637円支払った利息が、今年度は400万円余りになる予定で、74万円ほどは支払利息を軽減できるものと考えております。

しかし、このままでは近く原価割れを生じることが予想されますので、町の財政状況も見きわめながら、町の資金活用についてなるべく速やかに導入を検討し、借入金利による造成原価への波及を抑制していきたいものと考えております。

それから、景観に対する取り組みにつきましては、それぞれの地域によって特徴的な取り組みがあるようではありますが、年数をかけて世代を超えた取り組みを進められているところもございます。

町の中心を流れる川内川をメインとする河川景観と、自然そのものの田園風景を農村景観として、それらに複合的に歴史資産を織りまぜた景観づくりを進めてまいりたいと考えております。

景観10年、風景100年、風土1000年と言われているようでございますが、景観の取り組みは行政主導ではなかなか弱いという部分がございます。単に計画づくりに終わってしまい、なかなか定着しないということになりかねません。それよりも、住民の理解のもとに一致協力し

て、まちの中に景観という目標を掲げて、その合意のもとに住民との協働により取り組みを進めていくというのが目指すところの課題であると考えております。

まちの中心を流れる川内川につきましては、今回の河川激特の関係で、これまで川づくりの住民部会で合意形成を図りながら工事方法を協議してきておられます。川内川の景観そのものは工事の竣工によって形が決まっていくものと考えますが、やはりそれでも時間をかけて自然がつくり出す部分もあると考えます。人間はそれを手助けしながら、見に来たり遊びに来てもらえるような川の景観づくりの取り組みを進めていかなければいけないと考えております。

鶴田ダムにつきましても、同じようなことが言えると思います。

さらに、国交省は激特後も鶴田ダム再開発事業の完成年度であります平成27年度までに、環境整備など残されている課題に取り組み、川内川を全国のモデルとなる河川にしたいという考えを持って取り組んでおられるというふうに伺いました。

そういう意味で、この27年度までの期間は、さらに川の景観、あるいはダムを含めた景観づくりにおいては重要な期間になると思っております。

また、農村景観につきましては、手つかずの自然や農の営みを景観にとらえながら、地域住民と協働して景観づくりを進めていくというのが基本であると考えます。いつまでにという御質問であります、そういう意味からは回答になりませんが、段階的に年月をかけて取り組みを進めていくということになると思っております。

○総務常任委員会代表（柏木 幸平議員）

まず、定住促進対策についてですが、委員から「事業による宅地分譲開発の役目は終わったと思う。今後は民間との競合もあり、宅地分譲は民間に任せるべきである」の意見もありました。

また、我がまちも分譲推進の事業計画実施に当たっては、「より綿密な計画等をして、企業的感觉を持った計画実施をすべきである」委員からもありましたが、他市町村の先進的事例等を考慮しながら、今後はもう少し踏み込んだ施策が必要かと思えます。

例えば、効果が上がる媒体の見きわめをした宣伝広告の強化や、企業誘致との連携で町外からの雇用者を町内定住へ誘導する働きかけ、また不動産業者との連携強化による営業活動等の推進など、企業や業者とタイアップも必要かと思えます。

あと、民間からの紹介により分譲できたときの謝礼なども販売促進につながると思えますし、高齢者向けの交通対策など、住みやすい環境づくりも欠かせない問題であります。

いずれにせよ、町内の未処分用地の早期分譲、早期締結に向けて費用対効果を勘案し、成果につながる政策に期待をするのですが、町長の決意をお伺いいたします。

次は、景観づくりについてですが、所管事務調査の中で佐賀県唐津市の棚田の景観を調査いたしました。先人の知恵と工夫、努力でできたもので、頭の下がる思いをいたしました。また、現在まで棚田の手入れを怠らなかった耕作者を初め、外部からの協力体制も含め地域を挙げて景観を守ってこられたことは大変素晴らしいことと感銘をいたしました。

今、各市町村は、これまでの何でも行政依存から自治活動による自主的な活動に変わりつつあり、また求められてもおります。自分たちで守るべきこと、自分たちでつくり出すこと、そして参加することでの生きがいも重要であり、だれかがしかけないと達成できるものでもありません。少子高齢化など地域の情勢は昔と変わっていると思いますが、今後の景観づくりが地域づくり、まちづくりにもなり、協働という形で進められると、自治活動の促進や住民活動を活発にする行政の役割もますます大事になってきます。

そうすると、現在の地域活動支援事業だけでは十分ではないと考えます。

今後は、国の中山間地域直接払い、農地・水・環境整備事業を利用した景観づくりへの取り組

みも大きな支えになってくるし、本町にも我々が気づかない都市部の人から見た景観があると思われるので、今後、庁舎内部だけの検討だけでなく、広く町民や県外の町出身者の意見を伺いながら十分な検討が必要かと思われます。

交流人口の増加と景観づくりによる地域の活性化のため、町長の景観づくりに対する現在の決意をお伺いいたします。3回目の質問を終わります。

○町長（井上 章三君）

1点目の定住促進の問題でございますが、現在、開発公社、さつま町が保有しております未分譲、未契約の土地につきましては、早期の分譲、賃貸契約の締結を進めることが必要であると考えております。

これまでの販売促進策に加え、議員からもありましたとおり、いろいろな対策があると思っておりますが、いずれにいたしましても新たな政策になると思いますし、伴う経費の手当ても必要になると考えておりますので、いただいた意見等を十分に検討し導入できるものから、本町に即した形態で導入してまいりたいと思っております。

販売促進につきましては、広報宣伝による情報提供が重要な要因であると考えておりますことから、議員の皆様にも幅広く情報提供、販売促進について御協力をくださいますようお願いを申し上げますとともに、私を含め担当職員はもちろん、職員全員が広報マンであり宣伝マンであるという意気込みで取り組んでまいりたいと思っております。

また、景観の問題でございますが、景観づくりの基本的な考え方としましては、良好な景観の保全、再生、創造という部分の取り組みを進めながら、誇りの持てるふるさと、心のふるさとづくりを進めてまいりたいと思っているわけであります。

それが、外部から住みたくなる、あるいは行ってみたいという地域づくりにつながっていくという考え方のもとに進めてまいりたいと思っております。そのため、住民との協働による景観の形成や、町におきます支援及び事業の形成、必要に応じた景観育成のための行為の制限といったことなど、そういうことも含めて本年度中の計画づくりにまとめていきたいと考えております。

この景観づくりの問題につきましては、企画広報課のほうを中心に精力的に将来を見ながら進めておりますので、また課長のほうからの思いも少し述べさせてみたいと思います。

○企画広報課長（中村 慎一君）

この景観の関係でございますが、議員から質問がございましたように住民参画の取り組みにつきましては、1地区1景観運動として推進をしてきております。公民館長さんを中心に、公民館、公民会、自主的な取り組みがなされてきておりまして、ことしは、この景観の取り組みにつきましては、地域活動支援事業の中でも査定割り増しをしまして取り組みを促進をしていただいております。本年度、各公民館300万円を超える取り組みをされているという、そういった計画が上がってきているところでございます。

また、こういう景観行政団体としての標榜をいたしているわけでございますが、これに対しまして、先ほど町長からも御説明がありましたように、河川激特の中での景観といったようなものを住民との合意形成の中で取り組みを進められておりまして、大変ありがたい取り組みを進めていただいているというふうに思っております。

イメージ的には虎居地区の河岸につきましても歴史的な配慮といいますか、もとの船渡を復興するようなそういったような取り組み、それから自然石を使った河岸、護岸、そういったものの取り組み、そういった話し合いがなされて進められているというふうに思っております。

それに加えまして、また最近は農村景観の中でも耕地林業課が進めております農村環境計画、こういった策定の中におきましても環境への配慮といったようなことで、農村の景観というもの

を重要視した計画づくり、そういった条件づくりを進めていくというようなそういった動きがなされてきておりまして、国、県、いろんな複合的な取り組みをしていただいているというように思っているところでございます。

さつま町といたしましても、こういったものを含めまして、今ありますようにやはり地域に住む人々が、自分たちが住んでいるところに意義を見出すといえますか、自分たちが住むところの誇り、個性、自負、そういったものを醸成しながら定住に結びつけていくといったような、そういう合意形成のもとでの取り組みの推進というのは大変大事ではないかというふうに思っておりますので、そういった部分を地域の皆さん方と合意形成を図りながらイメージ図をつくっていった、実際そのイメージ図に基づきまして地域の景観づくりを進めていくといったような、ちょっと息の長い作業になりますが、そういった方向づけをしながら取り組みを進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（濱田 等議員）

次に、文教厚生常任委員会を代表して、8番、麥田博稔委員長の発言を許します。

〔麥田 博稔議員登壇〕

○文教厚生常任委員会代表（麥田 博稔議員）

おはようございます。私は、先に通告いたしました学校統廃合の基本的な考え方について町長に、学校適正規模検討の進め方について教育委員長に、文教厚生常任委員会を代表してお伺いいたします。

このことに関連して、今までに私を含め何人かの同僚議員も質問され、先の9月議会でも宮之脇議員が質問されています。

なぜ、何人もの人が質問するのか考えてみますと、合併の協定書の中で「町立学校・園の通学区域については現行のとおりとし、住民の意向等を十分踏まえ新町において調整する」とうたわれており、幼稚園については鶴田幼稚園に統合された形となっております。

また、平成18年3月に策定されましたさつま町総合振興計画の基本目標6項目の1つに「教育と文化の薫る生涯学習推進のまち」をうたい、教育文化部門の第4節に学校教育が取り上げられています。

具体的には、1つ、地域に開かれた学校づくりの推進、2つ目に情報化教育の推進、3つ目に学校通学区域の調整、4つ目に学校教育施設設備の整備充実、5つ目に幼児教育の充実とあり、学校通学区域の調整については、「児童数の推移、地理的条件等を考慮し、地域やPTA等の意見を十分踏まえながら、ふさわしい環境づくりに向けて検討します」となっています。そして、主な取り組みとして適正規模化の検討、小規模経営の検討を上げてあります。

そのような背景のもと、私たちの委員会では閉会中の継続調査として、教育環境の充実と生涯学習の推進を掲げ、昨年8月には現状把握のために町内5小学校、佐志、流水、平川、鶴田、求名と、2中学校、宮之城、薩摩、それと宮之城高校跡を現地調査し、担当課への質疑や意見交換、同じく昨年11月には福岡県の黒木町、星野村に、先月には大分県臼杵市に研修に行きました。

町内の現状視察後の質疑、意見交換では、町内の児童生徒数の推移や今後の推計にあわせて、学校適正規模等の検討委員会の取り組み状況や教育全般についても考え方を調査し、「検討委員会中間答申の必要性など調査において出された意見を今後の取り組みに生かしてもらいたい」こと、また「学校施設の整備については、施設老朽化の現状を見て、子どもたちが快適で安心して学ぶことのできる教育現場としてふさわしい環境づくりのため、厳しい財政状況ではあるけれども早急な対応を求める」意見が多く出されました。

また、昨年11月の黒木町と星野村の調査結果につきましては、昨年12月議会で報告しまし

たように、黒木町は12校あった小学校を平成20年度、今年度までに5校に順次統廃合され、中学校については昭和45年に4校を1校に統合されていました。

星野村は、現在、人口約3,500人の小さな村ですが、昭和58年に学校問題協議会が設置され、実質的には平成7年10月に行革推進本部が村に設置されて以降、小学校の存続問題が協議されるようになり、平成9年3月に学校問題検討委員会が発足後、具体的話し合いが進められ、平成10年2月に村内4小学校は当分の間存続させる。ただし、児童数30人以下、または3学級編成が見込まれる年代が生じた場合は統合を視野に入れた検討に入るという答申が出され統廃合に至らなかった経緯があり、平成14年の時点で答申にある3学級編成が平成19年度に見込まれるということを受けて改めて検討が始まり、平成19年4月に4小学校を統合して新たに1校を新設することになったそうであります。

また、本年11月調査した臼杵市は、平成17年1月に1市1町で合併した人口約4万4,000人の市であります。合併前の平成15年10月に、旧臼杵市では小学校12校と中学校6校を、将来は小中ともに半数に統合再編成すると決められており、旧野津町では平成16年12月に8校の小学校を1校に統合すると決められていたようではありますが、統廃合は難問であるために合併まで持ち越されていました。

しかし、少子化に伴う学校教育力低下の対応策として臼杵市教育力向上対策委員会を行政主導で立ち上げ、その中で幼稚園、小学校、中学校の適正規模配置を取り上げられていました。そして、平成17年7月から平成18年3月までの8カ月間に8回の会合を開き、基本方針を作成されています。小学校は適正規模集団の下限を1クラス5名以上、中学校は下限を15人から20人、3学年では45人以上の指針を出され、平成18年度を周知期間として、平成19年度から統合が始まってきました。

以上、昨年からことしにかけて調査を行った3市町村の統廃合までの経緯を聞いてみますと、行政主導で行われているようではありますが、教育環境の問題は合理化や財政の面から考えるのではなく、あくまでも児童生徒の学力向上や生きる力、豊かな心を育てるための手段としてとらえていることでもあります。

そのために、主役はあくまでも子どもということで、保護者の意見を最大限に尊重して、まずはPTAとの話し合いが行われ、その後地域の方々との意見交換がなされていました。

翻って、我がまちの教育環境の現状を考えてみますと、施設の老朽化、耐震化の遅れなど施設整備の必要性、また学習指導要領改訂による算数、数学、理科などの大幅な授業時間数や学習内容の増、小学校への英語教育の導入など、今のままの体制で新学習指導要領を目指す、1つ目に生きる力を育成すること、2つ目に基礎的・基本的な知識・技能の習得と、それらを活用するための思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視すること、3つ目に道德教育や体育の充実によって豊かな心や健やかな体を育成することの教育ができるのか疑問であります。

まちにおかれても、平成19年4月1日にさつま町学校適正規模等検討委員会の設置要綱を施行されました。この設置目的は、さつま町立小中学校の適正規模及び適正配置について検討し、望ましい学校教育の整備と充実した学校教育の実現に取り組むためとあります。

この検討委員会も設置されて1年半が経過しておりますが、今までに3回開催されただけのようであります。

町長は、宮之協議員の質問に対して「委員会の答申を尊重し、保護者やPTA、地域の方々の意見を十分お聞きして対応していきたい。また、中教審の答申も来年夏までに出ると思われるので参考にしたい」と言われ、教育長は「統廃合ということは考えているが、集落合併とか高齢者のこと、いろいろな地域の実態など考慮して考えたい。子どもの数ということもあるが、小規模

校には小規模校のよさがあります」と答弁され、「検討委員会で十分検討を重ねていって、その答申をもとに具体的な取り組みに入っていきたい」と言われました。

今度の中教審の答申がどのようになるか判りませんが、国には御存じのように学校教育法施行規則で、通学距離は小学校4キロ以内、中学校6キロ以内、学級数は12から18学級を標準とすると定めてありますので、私たちのまちにとっては厳しいものになることが予想されます。県内でも、南さつま市では坊津地区の4小学校と2中学校を統合して小中一貫校とか、各市町村で子どもたちの教育を考えた独自の取り組みが進められています。

私たちのまちも検討委員会を頻繁に開き答申を早く出してもらい、我がまち独自の適正規模配置を考え、学力の向上は当然ですが調和のとれた児童生徒の育成を考えるべきではないですか。

町長に、本町におけるこれからの学校統廃合に対する基本的な考え方を伺い、教育委員長に学校適正規模検討のこれまでの経過とこれからの進め方についてお伺いして、文教厚生常任委員会を代表しての質問を終わります。

〔麥田 博稔議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

学校統廃合の基本的な考え方についてということで、委員会を代表しての質問をいただきました。

本町の児童・生徒数は、昭和40年代前半をピークに社会、経済状況の変化による人口流出、少子化の進展などにより児童・生徒の減少が進み、複式学級を有する小学校が存在している状況であり、今後もこの状況は進み1校当たりの児童・生徒数はさらに減少する見込みとなっております。

今後の児童・生徒数の推移を見てみますと、小学校で平成20年度は1,204人で、平成26年度が1,097人となる見込みになっておりまして、137人減少し、中学校では平成20年度は699人、平成26年度が588人となり、111人減少するという見込みになっております。

これは、小学校で盈進小学校を除く平均の児童数から見ますと、2校分の小学校の児童数が減少することになり、中学校でも1校分の生徒が減少することになるようであります。

少子化による小規模校の増加を防ごうと、文部省は公立小中学校の統廃合を促進する方針を固め、中央教育審議会に対し規模の目安や統廃合の具体的な進め方などの審議を要請し、中教審では平成21年夏までに結論をまとめる方針となっているようでございます。

学校教育法施行規則では、小中学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とするとなっており、この規定によりますと小学校では各学年2、3学級で、中学校では4ないし6学級で構成される学校が標準となることとなります。

この標準規定を本校に当てはめてみますと、小学校では2校から3校、中学校では1校から2校あればよいという計算になるようであります。

教育面から見ますと、小規模の学校・学級では子ども同士の切磋琢磨の機会が減少することや、集団を必要とする教科においては十分な教育効果が発揮しにくいことが予想されます。

また、教員の配置数は学級数によって決まるため、小規模の学校では教員数が少なくなり、学校運営の困難が予想されます。

財政面から見ると、学校の維持管理運営にかかる費用は学校規模にかかわらずある程度必要であり、学校が多い分1校当たり配分される予算は小さくなると予想されます。

また、校舎等については、旧耐震基準で建築された建物は56%を占め、耐震や防犯の学校施

設等の安全面や教育内容の変化に伴う教育機器の整備、校舎等の維持管理にかかる経費は莫大なものになると予想されます。

しかしながら、現在の小学校は120年から130年以上、中学校で40年以上の歴史と伝統ある学校でありまして、地域のコミュニティの拠点としての機能も有していることから、地域住民も参加し開かれた学校づくりとして地域の交流の場となり、地域と密着した場所となっていることは御承知のとおりであります。

また、子どもを取り巻く環境には少子高齢化や人間関係の希薄化、直接体験の不足など多くの課題もあり、健全な子どもを育むための学校は、これらの諸課題に対しても適切な対応を図る学校であることが求められてまいります。

以上のようなことから、学校統合についての基本的な考え方としては、子どもたちがよりよい環境で学習できる状況をつくり出すことを第一に考え、将来の児童・生徒数の動向、地理的条件、交通関係から見た場合、学校の再編整備による学校統合は避けて通れないものと考えております。

このようなことから、学校適正規模等の検討委員会の答申の内容や中央教育審議会の答申、また県の動向等を見極めながら、慎重に対応していきたいと考えているところでございます。

〔町長 井上 章三君降壇〕

〔教育委員長 大園 勝君登壇〕

○教育委員長（大園 勝君）

学校適正規模等検討委員会のこれまでの経過とこれからの進め方についての御質問についてありますが、学校適正規模等検討委員会については、平成19年6月に委員会を設立し、委員として学識経験者、学校関係者、PTAの代表者、地域の代表者19名に委嘱し、今まで3回開催したところであります。

第1回目の検討委員会については、役員の選任や教育委員会より検討委員会、今後の学校の適正化について依頼をした内容の説明、今後の児童・生徒数の推移、現在の学校の状況について説明し意見交換をしたところです。

第2回目の開催については、第1回目を開催してから数カ月経過しましたので、地域の行事等で委員会設置についての話などがいろいろと話題になっているようですので、検討事項について、委員の方々との意見交換をし、今後の進め方について協議しました。

説明事項としては、児童・生徒数及び学級数の今後の状況や小規模校、大規模校のメリット、デメリットなど、また、学級編成の標準や教職員定数配置基準等について説明をしたところです。

第3回目の開催については、文部科学省が公立小中学校の統廃合を促進する方針を固め、中教審に審議を要請した内容説明や、学校統合についての市町村の検討事例を説明しながら、今後の進め方について協議をしたところです。

意見交換の主な内容を二、三述べてみますと、地域の中では統廃合による適正化について、総論賛成、各論反対で、保護者の中でも意見は二分している。地域では学校がなくなることは反対である。限界集落と小規模校は切り離せない。学校は地域の文化の核となっており、統合に地域文化を合わせていくことは難しい。

また、学校の適正化については、地域を切り離して考え、子どものことを考えてスタートすべきであり、今いる児童・生徒も大事であるが、将来の子どもたちのことを考えるべきである。

また、一部地域のおもだった団体に意見を聞くと、時期的な問題はあるが適正規模への理解はあり、意見としては、いつ、どのように統合するのか。統合したときの通学手段の確保、跡地利用など検討課題に上げてほしいなどいろんな意見が出されているところであります。

これからの学校教育は、子どもたちが自ら学び自ら考え解決する力を養う教育を目指すことが

求められておりますとともに、基礎・基本の徹底とバランスのとれた教育により、豊かな人間性とたくましい体を育むとともに、社会の変化や多様性に対応できる確かな学力が必要となります。

今後、学校適正規模を考えると、教育活動の多くの場面は、同学年の学級を単位として行われておりますことから、学校規模を考える基本を学級の数や本町の実情を勘案した児童・生徒数の推移を見ながら、通学上の安全確保などの条件を十分に検討し、既存の学校配置を見直すことも必要と考えます。

その際、学校規模や学校配置の改善の方策として、隣接する学校との通学区域の見直しによる調整も考えるものの、本町では多くの学校が小規模校であり、通学区域の調整のみによって、将来的に安定的な望ましい規模の確保が難しいことから、今後は、検討委員会は小中学校ごとの専門部を設けて、具体的な方向性について中間答申を求めていくよう準備してまいりたいと考えております。

〔教育委員長 大園 勝君降壇〕

○文教厚生常任委員会代表（麥田 博稔議員）

済みません。1回目で終わると言って2回目になってしまうんですけれども、ちょっと確認をしておきたいというふうに思います。

町長は、今までも適正規模検討委員会の答申を尊重して、保護者やPTA、地域の方々の意見を十分聞くと言われ、教育長も検討委員会で話をお伺いしていますと、十分検討を重ねていってその答申をもとにこう具体的というような感じがするんですけれども。

1年6カ月が経って3回しか行われていないんです。そしてもう19年6月に始めますと、あと6月までちょうど半年ちょっと残してるところでありますので、やはりこれは私たちにもちょっと責任があるんですけれども、当初予算で8万2,000円、予算を組まれて。

となりますとやっぱり2、3回しかできないんだなあ。ただ、当初予算の場合はある程度組んで枠があって、それでそのあと組まれると思っちゃったものですから。今度で3万円ですか。

12月で入ってるようなんですけれども、結局面に2、3回しか行っていないと、その答申が2年任期になってるようですから、この委員のあれを見ますと、なかなか出てこないんじゃないかなあというふうに思うんです。

その辺を答申をいつごろまでに。もう2年ですから結局、夏は間に合いませんよね。中教審は夏に出るわけですから。だから6月に1回されたということは、委員の認定を6月にされるんですから、結局夏までにはもう必ずその答申が出るのか、そういう考えで進められるのか。

それから、この委員の選考について女性が2名なんです。それで、PTA等もいろいろ入ってますけれども、やはり子どもを育てるのは学校のPTA活動なんか見てますと非常にお母さん方が見えるし、やはり女性の方から考えたその学校の適正配置、規模はですけれども、やっぱりその辺を十二分に遜色してやらないといけないので、やはりこの検討委員会のメンバーの中にも女性も入れる必要があったのではないかなという気持ちがするんです。

それから、先ほど先進地の事例等をこう検討委員会の中で言われたというようなことがありましたけれども、やはり検討委員会の方に町外のそういう先進地視察も。これは金がかかりますけど、非常に私たちの町にとってはこの学校適正規模配置というのは大事な問題ですから、やはり先進地等にも何回か行って、やはりこのさつま町に最もふさわしい学校適正規模の配置はどうあるべきかと。これからのさつま町をやっぱり背負っていく子どもたちを育てるために、どのようにするべきかということもする必要があると思うんです。このことは町長にも、それから教育長にもちょっとお伺いしておきたいというふうに思うんですけれども。

その辺の考えが、答申をいつまでに出されるのか。それから女性の委員をいろいろあれはなの

か。それから、検討委員会の方々に先進地の事例を見せるだけでなく、やはり実際、南さつまとかもいろいろ県内でもされてます。その辺に行ってやはり直接お話を聞いたり学校を見たり、そうしてくどくなりますけれども、さつま町に最もふさわしいその規模、適正化を図るべきじゃないかと思うんです。その辺の考えをちょっとお伺いしておきたいと思います。

○町長（井上 章三君）

私といたしましては、この学校統廃合の問題、この検討ということについては教育委員会における今の検討委員会に検討を委任しておりますので、また、今御指摘のあったような内容で必要性が出てくれば、またそれなりの予算の対応というのは当然検討することになると思っております。

○議長（濱田 等議員）

（「教育委員会総務課長」と呼ぶ者あり）総務課長でいいの。教育長じゃないの。教育長で。
（「総務課長じゃなくて教育長をお願いします。基本的な考えですから」と発言する者あり）

○教育長（福満 隆徳君）

今3回しか検討委員会やっていないが、どういうふうに進めるかということでございますが、今回、十分な委員の方々に地域の実態とか声を聞くためにいろいろと時間的にはずっと長くなっておりますが、今回の委員会では中間答申という形で、先ほど委員長のほうからありましたように、中学校、小学校の部会を開いていただきながらそこでまとめていただき、できるだけ具体的にそういうものが答申を受けて、教育委員会としての一つの方向性、町としての方向性を計画していきたいと。策定していきたいと、そういうふう考えております。

女性の委員が少ないんだがということですが、確かに少ないと思いますけれども、2名の方々にその代表として入っていただく中で意見をいただけたらということでございます。また、そういうことで2名ということで入れてございます。

それから、先進地視察等につきましてありますが、これにつきましては議員の指摘されしており、私たち教育委員を初めとして先進地視察を計画していかなければならないということで、今総務課長とも話をしているところでございます。

○文教厚生常任委員会代表（麥田 博稔議員）

この学校適正規模検討会の問題は非常に、先ほど答弁の中にもありましたけれども、施設整備の問題、いろんなことが絡んできます。それでやはり各地域にいきますと、財政的に厳しいから合理化を図るから学校を一緒にする。というこういうのが前面に出るとやはりいけないですよというようなことで言われてます。

それで、何回もくどくなりますが、やはり子どもたちの教育をする環境はいかにあるべきかというようなことを十分考えながらやっていただきたいというふうに思います。

それと、町長の今の答弁に非常に私は不満であります。というのが、必要性が出てくれば予算的にも検討すると言われますけれども、この町を預かってるんですから、私はこうして先進地の研修も金が要るけどしてくれというようなことですが、非常にこの学校適正規模検討の配置の問題は難しい問題であります。

それは、先ほどあったように地域の方のいろんなそういう思いがありますし、それから限界集落、やっぱり学校がなくなると通学とか、子どももいなくなるんじゃないか、不便になるんじゃないか。ただ反対に、学校が小規模校だからそこにやりたくないから大規模になるためにまちのほうに移るといふ若い人もいます。

だから、その辺の問題をクリアするためには、いろんなところの先進地に行って、合併、合併といふかその学校を統合したときにどのような問題があるのか、ほいでそれがよかったのか。

やはり何回も何回も検討していったって、そして町民の方に、地域の方に納得してもらって、そして子どもたちがやっぱり喜んでっていうか、今後すこやかに成長していくために、やっぱりこうあるべきだという姿勢をつくるべきだと。

そのためには、くどくなりますけれども、やはりそういう町長にも必要性があればじゃなくて、町長が自らやっぱりこういう先進地なんかも研修に行かないかと、そういう姿勢を出してやっていただきたいと。

非常に大きな大変な難しい問題でありますけれども、再度町長に、本当にその必要だから出してってくれて言われなきゃしないのか。やっぱり自分が自ら立って子どもたちの育成のために、これぐらいのあれはするという覚悟はあるのか、お伺いして最後の質問にしたいと思います。

町長の答弁と、それから教育長にやはりその辺の先進地視察とか、女性の意見なんかを、やはりもうちょっとこう取り入れる研究。

この女性の、くどくなりますけれども、女性は一人はPTA会長ですから入っているんですよ。ほいで女性団体代表が一人ですから。だから、ここの地域の代表者とかその学識経験者というか何かその辺にやはり女性を入れてほしいと私は、20名ぐらいっていうあれがあって19名になってますから、あと一人や二人は増やせるとできると思うんですけど、その辺もお伺いして、くどくなって申しわけありませんけど、最後の質問にかえます。

○町長（井上 章三君）

この学校統合、統廃合という問題はよく言われておりますように大変微妙な問題であり、地域にとっても、まちにとっても非常に重要な問題であることはもう、もう言うまでもないわけであります。

それだけに、この適正規模等検討委員会というものを設置して、そしていろんな方面からの代表の方々に、言うならば公平に、そして真摯に検討をしながら、今の情勢の中でどうあるべきかという客観的なひとつの答申を出してもらおうということで取り組んでいただいておりますし、その取り組みの内容、そしてまたその進展の度合いの中でまた研修視察ということの必要性ということも、またその状況の中で出て来得るというふうに思うわけであります。

ですから、私はこの適正規模検討委員会の、そして教育委員会のこの取り組みというのを尊重しながら見守っておりますので、別にそれを何ていいますか制限する気持ちはありませんが、できるだけいい形、そして充実した検討をして答申を出してもらいたいと。

そういう中において、また予算的な措置も必要であれば、そういうことはまた新年度の中でも十分に検討の余地はあり得るんだということで考えておりますから、それぞれのところのやっぱり取り組みというのを尊重しながら見守っているところでございます。

○教育長（福満 隆徳君）

検討委員会の先進地視察等についてであります。これについては議員の指摘のとおり、ぜひ私自身もそういうものをして、皆さんで勉強していただきながら適正な学校規模・配置ができるような方向で検討してまいりたいとそういうふうに思います。

今後また財政等のこともございますので、十分そういうものを配慮していただくようお願いもしていきたいとそういうふうに思います。

それから、地域の代表としましては、女性団体のほうから1名出ているわけですが、いろんな会合等でそういう意見を集約しながら、また広く意見を求めていきたいとそういうふうに考えています。

皆さんの大変こう関心の高いことでもありますし、教育全体のこのさつま町の子どもたちを健全な子どもたちに育てるという意味からしまして、ぜひそういう広く意見を伺いながら、また適

正規模の検討委員会の意見を尊重しながら計画を策定してまいりたいとそういうふうに思っております。

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩します。再開はおおむね10時50分とします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時50分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、3番、平田昇議員の発言を許します。

〔平田 昇議員登壇〕

○平田 昇議員

冷静に穏当な表現を心がけて一般質問をいたします。

新町さつまがスタートして3年と8カ月を過ぎました。町長はこの期間を振り返って、町長として、町民からの信望、信頼と尊敬を受けてきたと思われているのか伺うものです。

私は、さつま町がスタートして初めての一般質問で同じ質問を通告を出しております。それは井上章三という町長がどんな人物で、どんな行政実績を積んできているのかは噂でしか聞いていないので、その政治に対する基本的な考えを確かめたい。同時に、私に届いてくる井上町長に対する悪い噂が本当なのかどうか確かめたいという気持ちからでありました。

実にショックであったことは、井上町長はきれいな言葉を並べるだけで、町のためにならないことはあなたにも間もなく判るという、井上町長のことをよく知っていると言われる方たちの言葉でした。

しかし、井上町長の所信表明の中に、「公平感と一体感のあるまちづくりを目指す」という言葉があったことで、何か救われた気持ちがしたことも記憶しています。そのときのメモに私は、「公正な行政で進める井上町長の意思と受け取り、自分も賛同する」と記しています。何か救われた気持ちだったのでしょう。

ところが、その悪い噂がまさにそのものずばりであった。それからずっと私は町長を疑惑の目で見なければならなかった。一つは、町長の経歴についての疑問。もう一つは、井上行政推進の中で随時随所に出てくる虚構性、不公平性、この行政の進め方については平成19年度の決算認定で申し立てることにして一般質問には上げておりませんでした。

本題に戻ります。井上町長は自分の経歴について、統一教会から身を引いたと議会で答弁しているのだが、その時期がいつだったのか質したことに答えは出ていない。井上町長が当教会から正式に身を引いたのは平成何年の何月何日だったのか、今度はここで明確に答えてください。

まだ井上町長は当教会の一員なのではないかと、町民に疑念を抱かせることが本町にとって大きな損失になってきています。その疑いを取り払えと言ってるんです。それともその教会が立派な教会であるという信念があるのであれば、それを示せばよい。何も隠すことはない。同教会から身を引いたのは平成の何年何月何日であるか。何年であるかと。

2番目の質問です。町長としてかくあるべしとする信念があるなら、町長自身が明確な方向を示すべきだ。豪雨災害の被災者の会などでも、町長はどっちつかずの態度で頼りない町長としか受け取られていない。職員の方からこんな意見を聞いた。「例えば町が大きな課題を迎えた段階

で、私は町長としてこういう考えを持っている。この問題にはこう取り組みたいと、せめて課長クラスだけでも一堂に寄せて状況を説明し意見を受け、最後に協力を求める。各担当課任せでなく、ワンフロアでなくて、全庁の課題として取り組む。そうすべきだ」という町職員の一人からこれは聞いた話です。意見です。切実な気持ちで私に語られました。

町長は、自分の部下からこういう意見を聞いてどう受け取りますか。例えば、もうそろそろ来年度のための骨格予算編成の時期を迎えるが、こういう取り組みで進める考えはないのか。

例えば、例えばの話で伺います。町長が政治理念を持つなら、それに基づき部下をリードし動員すべきだと思うが町長はこの点どう思っているのか。1回目の質問です。

〔平田 昇議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

平田昇議員から、3年8カ月を振り返りということで、政治信念を問うということでの今質問をいただきました。通告にない内容も出てきておりますので、通告に基づいてまず私の回答を試みたいと思います。

私は、浅学非才ではありますが、町民の期待とまた信頼を背負いながら、初代の町長として当選スタートをさせていただいたと思っております。それに対して誠実に、極力公平無私の気持ちで一日一日を全力投球しながら、新町さつま町の幅広い課題に取り組みながら歩んできたと自覚しております。

この間は、大変課題の多い多難な時代であったと思いますが、これまでの取り組みについて、あるいは成果ということにおいて、大まかに幾つか上げてみますと、まず、新町の基本となる総合振興計画の策定から取り組まなければならなかった。策定、そしてその推進に向けてまちづくりの先頭に立つということが私に課せられた課題でありました。

そういうことで、旧3町を一つにしたところの新町のスタート、そして目標というものを定めるということに対して努力をしながら歩んできたわけであります。

この間、国県を初め地方財政の非常に厳しい時代、特に本町も公債費の比率が高いということで、財政の健全化が求められる中で、徹底した行財政改革の取り組みを推進しながら、財政的に行き詰まらない町政の確保を図る努力をしてまいりました。

これにつきましては、安倍内閣でできました「頑張る地方応援プログラム」で町村として全国第2位の評価に基づく交付税の増額をいただくなど、みんなで取り組んできたことが評価をされたと思っております。

そして、一昨年訪れました未曾有の豪雨災害に対し、復旧、復興への道筋をどうつけていくかという事態となったわけであります。まさにこれは我々のまちにとって存亡をかけた一大事でありまして、この復旧、復興対策に対しては、国や県の関係機関への要望活動や要請を私も積極果敢に行ったと思っております。

まさにこの問題は、私にとっても、まちにとっても将来をかけた、そして政治生命をかけた取り組みをしてきたと思っておりますし、結果として川内川の激特事業、鶴田ダム再開発事業の導入決定という今までにない大きな事業の導入を決定いただきながら、今日に至ってきたということは、さつま町の安心・安全のまちづくりにとりまして、非常に大きなこのひとつの山を越えながら先を開いてくれたのかなと。まさに世紀の大事業となってくれと確信をしているところでございます。

そして、合併時のさまざまなあつれきを越えて、近隣自治体との協力関係を友好的に解決し、これまでの懸案であったごみ、し尿処理の受委託関係を確保できたこと、あるいはまた、国や県

の新町づくりに向けて、いろいろな支援、協力を取りつけるべくトップ外交、トップセールスに対して精力的に取り組みながら、また、県のいろいろな役割も果たしながら、そのことを町の発展に結びつけるということで精力的な努力をしてきたと思っております。

そういう中で、幅広いつながりの輪を形成してこれたと。これが、また本町のこれからの力になってくれるというふうに思っているところであります。

そして、同時多発的な多くの課題に対して、三役、四役で役割分担を行いながら、町政と連携の中で積極的に町政を推進する努力をしてきました。

合併後ということで、すべてのことが経験的に、あるいは実際に把握できている状況にないわけでありますから、それぞれのことを判っている人たちでよく調整しながら、そしてこれを一つの形をつくっていくということにおいて、そのような調整と協力連携ということをやっている、この町政を進めてきたということは、これは政治姿勢として私は特に大切ではなかったかというふうに思っております。

また、新たな共生協働のまちづくりを全町的に展開するべく、多くの課題や試練の中で取り組んできたわけでありますが、多くの課題がある中でおおむね順調にそれを乗り越えながら、今日に至っているということに対して、人の見方あるいはその考え方によっていろいろ異論はあるとは思いますが、私は町内外にある程度の信望をこの間で得てきているのではないかと。

また、この信望という問題は最初からあるものというよりは、これは努力の結果ついてくるものであるというふうに思っておりますので、また今後ともそのような努力を続けていきたいと思っております。

次に、政治家はこうあるべしとする理念を持っていれば示すべきではないかということであります。理念というほどではありませんが、これまでも申しましたように、個人としては私はおごらず誠実さ公平性を持って、世のため人のためという利他の精神で、さつま町のため、そして国家社会のためにできる限りのことをやるという気持ちで歩んでまいりました。

そして、それぞれの役割の人々とよく連携協力して課題の解決と、また理想とするものを実現していくために実績を積み重ねていくと。

このような政治信念を持って歩んできたということを申し上げたいと思います。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○平田 昇議員

私が質問したことは、信望を得ているかどうか、その証として尋ねたことに答えていない。

まず、次は、町長はことしの9月初め、韓国へ研修旅行に出かけたというのが、この旅行の目的には統一教会に関係した用件もあったのではないかとこの声も上っております。この点を確認させていただきたい。

○町長（井上 章三君）

これは全くそういうことはないわけでありまして、町村会のほうで、特に今回は離島の方々からその離島の研修をやりたいということと、そして向こうの農業関係の実態を勉強してこうということで、そういう計画になったわけですが、もう日程の内容を見れば一目であると思っております。

○平田 昇議員

昨年の町長のヨーロッパ研修については報告がなされたのに、今回はなされないではないか。職員には研修後の報告義務を負わせて、町長はそれを報告しようとしな。韓国に行った事実も知らないという課長もいたんです。こんなことだから憶測が憶測を呼び、それが結果的には町長に対する疑惑となってしまう。町長が職員、さらに町長に疑問、疑惑を抱かせるということは町

にとって大きな損失なんですよ。

例えて言います。試合に臨む野球チームの部員が尊敬も信用もできない監督のもとで相手チームと戦っても勝てるはずがない。

この研修の目的をどこに置いたのか、私は町民に不信の念を抱かせるなど、それを言いたいんですよ。その成果はどんなものだったのか、その成果を今後の行政のどこに生かす考えであるのか、この報告を願いたい。

○町長（井上 章三君）

これは県の町村会の理事会での研修でありますから、町に報告する義務はないと思っております。

○平田 昇議員

代議士の秘書を8年半も務めたという井上町長の経歴を読んだ人の中には、いよいよ本格派の町長が我がまちにも現れたと大きな期待感を抱いた人が多かったのは事実です。事実でした。

しかし、4年に近い町長の政治活動を見た人たちは、井上町長の秘書活動は公設秘書でなく、ただ教会が派遣した私設秘書だったのではないかと疑っているようです。

本当のことを経歴表示に明記すべきことを進めるが答弁を聞きたい。当教会から派遣された秘書だったのですかという確認です。

○町長（井上 章三君）

過去もう30年ぐらい前の話になりますが、こういう問題は私の精神的な、また個人としての生き方の中で模索した時期での話でありまして、それはまた人に言って簡単に判る問題ではないと思っております。

また、そこにおいていろいろ指摘されるような恥ずべきことが何かあるとすれば、私はここに立っていないと思っています。

この政治家として選挙に出て、政治家として歩む人たちは、それぞれに自己のアピールをしながら立つわけですが、全部のことを何かアピールできるわけでもありませんし、やはり自分の特徴となるところをアピールしながら皆さん立つわけですから、だから御指摘にあるようないろんなことを、全部言わなきゃいけないものではないと私は思っております。

○平田 昇議員

私はこの議場で、町長が8年半の間に代議士の秘書として真剣に死に物狂いで務めてきた。それで身につけた力を新町に役に立てなければならぬと、町長の言葉を受け取っているんです。

町長がその秘書の任期の間に、身につけたものは何であり、さつま町第一期中に自分でなければできなかったはずだと、自慢できる成果があったら上げてください。

どういう哲学を身につけたのか、それをどう町に生かしたか。秘書時代に身につけた力でやりとげたことを上げてほしいのです。

なぜこの質問をするかという、ある方々と町政を語る場ができていろいろな意見が出ました。その中で一人の方が、「井上町長は、自分は行政上のことで何も悪いことはしていないと言って歩いているようだ」と話されました。

そこで、場が盛り上がっていろいろな意見が出たのですが、最後は、町長からは、私はこういうよいことをしたという話を聞きたいものだということで落ちついたのです。

私も町長の評価は悪いことをしたか、しかなかったか、そんな基準の低いものではない。どんな立派なことをしたか、それを町長を評価する基準にすべきだという思いで質しているのです。まだ目には見えなくともよい。自分はこれをやった。こういう基礎を築いたというものがあれば示されたい。

○町長（井上 章三君）

私が支えた代議士は千葉県の3区の出身の方でしたけれども、平成元年に文部大臣をやり、この教育問題と地方行政にライフワークとして一生懸命取り組んでいた方でありました。

そういう中で、時代の中で、また派閥の事務総長をやったり、いろいろな役割もされたわけがありますが、私は、それを直接に最も身近なところで政策的な部分と、そしてその行動を支える役割を一生懸命にやってきました。

そういう中で国政というところがどういうところなのか。そして役所というところがどういうところなのか。そういう中で政治家はどういうような努力をしているのか。政治家のいろいろな人の姿も見ましたし、私なりにいろいろと学ぶことはあったと、国内だけじゃなくて、一緒に外国に行ったこともありますし、いろいろな勉強を幅広くさしていただいたなというふうに思っております。

そして私が30年ぶりぐらいに故郷に帰って、故郷での町政に取り組んでみたいと、誘いもあってそういう話になってきたときに、代議士は、当時もう体が悪くて飛行機に乗るのがもうちょっと医者了解しにくいという状況がありましたが、私のためにということで、酸素ボンベを秘書に抱えさせながら応援に来ていただいたことを覚えております。

私も一生懸命努力をして支えましたし、また私の新たな努力に対して代議士もそういう形で答えていただいたというんでしょうか。その気持ちに対しては今も大変ありがたく思っているところであります。

その間に学んだこと、これはいろいろとありますけれども、国を思う心、そして郷土を思う心、そういうような生きざまというのを私も見せていただきましたので、そういう気持ちを持って今まで歩んできているとこういうふうに思っております。

○平田 昇議員

私はさつま町の第一期の4年近く町長の経歴にこだわってきました。たびたび質問をした。経歴についての法務局の公文書をもとに、町長に正直な姿勢をとることを求めたが、これを受け入れようとはしなかった。

それでも、私は町民が抱く疑問を放置できなかった。町長という町民の先頭に立つ人が、多くの町民から大きな疑いの目で見られてきた。それでいて町長が公正感と一体感のあるまちづくりをやるぞと言ってはみても、私もやりますと、私たちもやりますと意欲を持ってそれに参加する住民、この住民参加ができるはずがない。不信のもとに住民参加はない。

先ほども言う野球チームが、そのチームの監督を信頼し尊敬する部員で構成されない限りよい結果を生み出せない。このことが頭から離れず、私は町長の経歴について質問し、反省を迫っても、町長は「行政には全く関係がない。個人の私的な情報に関する側面が強いと認識している」という見解を示された。

政治には関係はないと、町長の考えは公人として全く間違っている。選挙の立候補で公開する経歴は、公人となることを目指すためのものだから、また町長になってからの経歴の公開は、公人として示すものだから真実を示す責務がある。

町民を偽ることをせず真実を伝え、その責務を果たした上で町民の信頼を得た上で、まちづくりを目指してまちの先頭に立つ、そのためには町民の先頭に立つ町長の人格と信念を理解して、そしてそれこそ住民の参加、「よしっ。自分たちもこの人についていくぞ」と、まちづくりに取り組むぞという本当の住民参加の形が上がるのです。

もし町民が町長に不信の念を抱きながらも町が求める協力を答えて参加しても、それは一時的な動員で終わってしまう。

まちづくりの本当の最も重要な条件を欠いているからです。本当の住民参加を実現できないでいる4年間という大事な期間がむだになるのです。町にとっては大変な損失です。私はこの4年近く町長の経歴問題を取り上げ懸命に訴えてきたが、悪意に基づく情報の捏造、でっち上げとして答えてもらえなかった。

ここで最後の質問として、町長に切実な気持ちで申し込みをしたい。来年は選挙でもある。町長は立候補の意思を表明した。そこで今までの経歴の欄を正しく充実したものにするため、鹿大に入学したあとの約20年間の空欄を正確な字句で埋めること。教会から身を引いているのであれば、その年月日を正確に示すこと。

井上町長、以上のこと約束してもらえないか。次も町民の先頭に立とうと思う人が、町民から疑惑の目で見られてどうするのですか。これほど大きな損失はない。このことをしつこく何回も言いたいんです。

一個人の問題ではない。町の問題なんです。町の先頭に立つ人の信念に町民が全幅の信頼を置き、町民自らもまちづくりに参加していく。これことが町長の言うまちづくりへの道筋ではないかと。井上町長が今まで示さずにきた経歴を正確に示していただけませんか。この件に答弁を受けて一般質問を終わります。

○町長（井上 章三君）

この間、私はさつま町の新たな取り組みの中で平田議員という方にお会いして、平田議員は非常にすごいこだわりの強い人だなと。そして、もうそのこだわりは異常なぐらいのこだわりだなと思いがらいろんな議論を聞いてまいりました。

今、指摘されたようなことを私は特に選挙においてそういうことが必要だと思っておりますし、そしてそういうことを最初から余りにも問題にされる。前回の選挙のときにもそれを問題にされる方々、あるいはそれが私に対する批判のまた運動の一つでもあったんでしょうけれども。

住民の方々は、そういうことにほとんどこだわっておられないというふうに私は思っています。それよりも期待と信頼を持って、何をどういうふうにやってくれるだろうかということを、素直に見つめておられた方が大半であったろうというふうに思っています。

しかし、異常なぐらいにそこにその問題をかきたてて、そして指摘をされるということのためにかえって不信を持たれる方もあったのかなと思います。しかし私は何回もの中で、ある程度言うべきことは言いましたけれども、過去のことになんかにもこだわって、今という時代を一生懸命取り組んでいるものに対して、そういう追求をされるということは、ちょっと的が外れるんじゃないのかなというふうに私は思っております。

今我がまちもそうですし、今の時代は大変大きな難局を迎えております。そういう中にありまして、今までこの4年間に私がどのような歩みをしてきたのか、そして今どのような状況の中で、このまちに対して仕事をし得るそういう立場にあるかということ、これは現実を見ていただきながら評価をしていただくということではないかと思っております。

私は、この間本当に自分なりに一生懸命に課題に取り組んできたと思っておりますし、そしてその中で幅広くいろんなつながりができてきた。それがまちの財産にもなってきたというふうに思っております。

この抱えている問題は、これはもう私が頑張らなくてだれが頑張るんだというような気持ちで、この時代の難局を乗り越えていきたいという気持ちを持って、今歩んでいるということを申し上げたいと思います。

○議長（濱田 等議員）

次は、12番、宮之脇金次郎議員の発言を許します。

〔宮之脇金次郎議員登壇〕

○宮之脇金次郎議員

先に通告しました路線バス廃止について、水田暗渠排水対策についての2件の質問をいたします。ちょっと私の場合は迫力が欠けますけど、判りやすい回答をしていただきたいと思います。

まず1件目の路線バス廃止についてであります。来年5月に、泊野、柵野、紫尾方面への運行バスが廃止されると聞いております。

このバスは、学生や老人の方、また自家用車のない方など利用され、生活に欠かせない頼みの運行バスだと思います。体の不自由な方や病院など通院される方、また、日常生活に必要な食料品等の買い出しなど、交通手段のない方などにはどうしても影響を与えたいと思います。

たとえ少ない利用者でも、その方々をないがしろにしてはならないと思います。そこで路線バス廃止後の交通手段をどのように考えているか伺います。

次に、2点目の水田暗渠排水対策についてであります。水田の暗渠排水対策については、前にいろいろな事業で実施されているところです。まだまだ行き届かないのが実情です。

最近では、10数年前あるいは数10年前の基盤整備後の暗渠のつまりなどで、排水の悪い水田が急激に増えてきています。集落営農や担い手育成、水田裏作などいろいろ促進されているが、そうした事業の実現化に少しでも近づけるためには、まずは耕作しやすい水田づくりが先かと思うが、町長はこの件に関してどのような考えを持っているか伺います。

〔宮之脇金次郎議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

宮之脇金次郎議員のほうから2つの質問いただきましたが、まず、第1点目の路線バス廃止対策の関係についてであります。

御質問の3路線については、高齢者の通院や買い物、中学生の朝夕の通学に利用されておりますが、大口営業所管内でも運行路線としては大きな赤字を抱えるなど、会社経営に大きな影響があることから、来年5月1日より廃止する旨、10月31日付で南国交通から九州運輸局に届け出がなされております。

これを受けまして、廃止対象路線の現状における利用状況と対象路線の乗客調査や会社から収支状況の報告を受けるなどして、今後の対策について検討を進めてきているところであります。

対象路線は、交通弱者と言われる高齢者、中学生であります。町民の生活に大きな影響がある部分でありますので、路線的には運行を継続できるよう対策を講じてまいりたいと思っております。

続きまして、水田の暗渠排水対策についてであります。暗渠排水の面積を増やす考えはないかとの質問であります。町では水田の汎用化を積極的に推進し、農家に対し米より高収益の作物を栽培していただくという基本的な方針のもとで、やる気のある農家に対し高率補助の中山間地域総合整備事業や町単独土地改良事業を活用していただき、水田の乾田化を図っているところであります。

暗渠排水事業の現状を申し上げますと、現在、実施中の中山間地域総合整備事業薩摩地区では、9団地、42.3ヘクタールの整備を行っており、21年度から計画されている宮之城地区では、7団地で42ヘクタールの整備が計画されているところであります。

また、町単独土地改良事業では、基本的には30畝の助成で事業を進めていただいておりますが、このうち暗渠排水事業だけは20畝高上げし、50畝の助成で事業を進めていただいているところであります。

このように、町としては水田の汎用化につきまして積極的に進めているところであり、今後におきましても、これまで同様に推進してまいりたいと考えております。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○宮之脇金次郎議員

いろいろ執行部のほうでも調べられていると思いますけども、重複する点があるかと思いますが質問をさせていただきます。

柊野、泊野、紫尾のこの3地区の高齢化率を見てみますと、柊野が44.9％、紫尾が35.3％、それから泊野が47％。これは去年の19年5月22日から6月20日までの実態調査の数字でありますから、約1年半前ですので現在ではまた高齢化率は上がっていると思います。

こうした高齢者は年々増えていく中で、交通機関がなくなるということは、いかに生活していかれるのか、何とかして手助けをしてやりたいとそういうふうに思っているところではありますが、今町長の回答の中で対策を何とか考えていきたいというようなことがありましたけれども、その内容はどうなんですか。

○町長（井上 章三君）

バス路線の継続に当たりましては、両路線とも現在運行している巡回バスと同様、赤字補てん方式による地域コミュニティバスとしての運行を考えております。

しかしながら、現状的には利用者も少なく、補てん額がふくれてきているのが現状であります。また、少子高齢化が進みますので、今後の利用者の減少は懸念される問題でもあります。利用状況によっては、また再度運行の継続や制度設計を再検討する必要も出てくるのではないかと考えます。

○宮之脇金次郎議員

ちょっと回答が判りにくかったですけど、次にいきたいと思いますが、ここにもう当局でも調べていらっしゃると思いますけど、南国バスで調べてもらったデータがありまして、便が巡回バスを含めて1日9便、動いてまして。

そのデータを見ますと、大体平均が、結局南国バスのほうで調査するのが1カ月1回の1日だけだそうです。それは大体ほとんどそれが平均になるというような話だったんですが、大体1日の平均が33.6人ということで計算をしておりますけど、延べで1万2,120人という方々が一応利用されるということで、計算上はなっております。

このデータは、去年の12月からことしの11月、先月までの1年間のデータでございまして、ちょっと気になるところは、3月に1日に泊野宮之城線が9時25分発で33名、それと逆に、多分その帰りだと思いますけど、12時45分、宮之城から泊野発が27名という大幅に大きな利用をしているところがあるわけですけど、これは特に例外として。

例えば、これは直接のバスのあれとは関係ないかもしれませんが、何かまちの行事があつて、こういうものを多かったのか。あるいは何かの多分用事がなければ、約3時間ぐらいの間に用事を済ませて帰られるという形のバスの利用数であるようございまして、ここらあたりはやはり町のバスでも利用できて、その老人の方とかそういう方々の対応ができればいいのじゃないかなということも考えましたんで、そこらあたりは調査をして対応していただきたいと、そういうふうに思うところでございます。

現金、カード、定期で人数を把握してあるんですけども、現金の方々が約52％、それから、ＩＣカードの方が18％、定期が30％ということで、現金と定期、ＩＣと割りますと約半分、48％と52％ですから、約半分の方々がほとんど利用される方じゃないかというふうに思

うところでありまして、そういうことを考えますと、どうしても町長がさっき言われました何とか対応するということですが、今言ったように多く利用する時間帯とか、全く利用していない時間帯、紫尾の巡回路なんか12カ月、結局12月になるわけですが、13名しか利用されていない巡回バスもあります。

そこらあたりの検討もまだ必要になってくるかと思いますが、一番利用されているところは、市野、柊野、宮之城の経路になっておりまして、これが朝7時35分からのやつが45名です。

それから、7時30分の泊野、宮之城が65名と、そこらあたりが一番さっき言った27と33を引けば一番多い利用者になっておりますので、この12カ月のうちの1日ですから、何日の日のデータを取られるか、そこらあたりはちょっと聞いておりませんが、そういうことを考えますと、どうしても利用者まだまだたくさんいらっしゃる、そういうふうになっているところがございます。

この対応されるやり方、今山崎とか、登尾とか、久富木山崎線とか、いろいろ補助事業で対応されていらっしゃるんですけど、特に大きなバスでないと思いますので、この人数把握等を参考に入れながら、いい方法があると思うんですが、そこらあたりをどう考えますか。

○企画広報課長（中村 慎一君）

このバスの関係でございますが、非常に議員の御質問にありますように、少子高齢化とともに非常にバスの利用そのものが少なくなっておりまして、民間の事業者で運営をいたしております地方交通路線というのは、もう撤退やむなしというのがもう全体的な風潮でございます。

今回、南国交通さんのほうでこういった話がございまして、来年5月からといったようなことでありますが、これまでずっと町のほうでも広報紙等活用しながら、バスこういったものの利用というのを呼びかけてきておりますが、なかなかこれが実態にそぐわないといえますか、南国交通さんのほうもこの宮之城管内、5台程度のバスを運行されておりまして、これが朝夕の学生を対象にしながら、また地域的な需要の中で昼間の運行のダイヤ編成をされていらっしゃいます。

この合間を縫うような形で、紫尾、市野こういった路線のダイヤ編成をされておりまして、なかなか地元の皆さん方が走らせていただきたいと時間帯になかなかバスが走らせないというのが実態でございます。

そこらは御理解をいただきたいと思いますが、そこらを含めましてどういう運行時間帯で、こういった運行をすれば皆さん乗っていただけるんでしょうかといったようなこと。

それから、紫尾につきましては温泉地でございますので、できましたら新幹線の全線開業にあわせまして、宮之城のほうからの川内、出水から来るお客様をこの定期バス路線に乗せて、紫尾のほうまでやはり路線を確保するといったようなことも、今後考えていかなければいけない問題ではないかというふうには思うわけでございますが、そこまでバスそのものが継続できるかという問題等もございます。

全体的には、自家用車で交通手段というのがほとんどでございまして、この交通弱者といわれます小中学生、それから高齢者、それから一部自家用車の利用ができない方が御利用いただいておりますが、ここらを皆さん方どういった考え方を持っていらっしゃるのか、そういった部分等も今後また大きな課題でもあるかなというふうに思っております。

具体的には、今検討いたしておりますのが、朝晩、利用がなされる部分につきましては、中学生の輸送をするという意味では、この泊野線はどうしても朝晩は残さないといけないのかなと。

それから、柊野、紫尾のほうからは、なかなか数が少ないということで、これらにつきましては、また教育委員会のほうとも協議を進めたいなと思っておりますが、この柊野小学校の朝の登進小学校からの通学を利用したこういった交通手段等を検討させていただきたいというふうに思

っております。

それから、昼間の便につきましては、これは病院と買い物等の利用もありますが、これらを紫尾と泊野と確実にといいますか、1週間に何便か振り分けまして、このバスを運行できる時間帯を調整できないかなといったようなことで、今検討を進めております。

なかなかこのバスを今回廃止したい、1台。2台廃止をしたいといったようなことでありましたけれども、これを何とか1台は確保できないだろうかといったようなことで、南国交通さんのほうとは協議を進めております。やはり1台確保するとなりますと、バスの維持管理と、それから運転手の賃金、そういったものが必要になるといったようなことでありますので、大体500万程度はかかるんだといったような話でございます。そこらを、ダイヤ編成の中でどういうふうに生かしていくかといったようなことになろうかと思っております。

これらにつきましては、また地元の皆さん方の考え方とか、意見等もまた参考にさせていただきながら、調整を進めてまいればというふうに思っております。

○宮之脇金次郎議員

具体的には、バスの本数を減らしてというようなことですが、そのあくまでも南国交通を使って、廃止後も本数は減らしたりいろいろな方法でやるということですか。

○企画広報課長（中村 慎一君）

現在のところ、この民間事業者のほうがそういうノウハウ、それから機材、そういう人員等を持っておりますので、そういう民間でできる部分は民間でしていただくといったような基本のもとに、この南国交通さんのほうで、引き続き取り組んでいただければというふうに思っております。

それから、国の制度が廃止代替路線につきましては、ある程度補助事業等を持っております。県のほうも持ってしておりますので、その部分が該当できますと、そういう国、県からのある程度の支援というのをいただけますので、そこらを今後また協議を進めていくといったようなことが出てまいります。

○宮之脇金次郎議員

それから、利用者の方々の意見等をまとめるということですが、今まで調査とかそういうアンケートは取られているのか、今後そういう考えがあるのか伺っておきます。

○企画広報課長（中村 慎一君）

この利用調査につきましては、ことし6月から7月にかけては、実際の乗り込み調査をいたしております。数字等も出ておりますが、利用者の実態も見ますと、なかなか人数も限られてくるようでありまして、どうしても思ったような時間の運行というのがないのではないなというふうに思っております。

頻繁にバスが走りますと、それに乗っていただけるんでしょうけれども、なかなか台数と運転手が限られている中では、そういうダイヤ編成ができないというのが、非常に大きなネックになっているようでもありますし、また、実際バスを利用される人が少ないということでもありますので、そこらをどういうふうにもうまいぐあいに組み合わせていくかと、いったようなことになろうかと思っております。

アンケート調査そのものは、もう実際ちょっと手元には資料は持っておりませんが、昨年実施をいたしておりますので、そういった結果はデータは持っております。

○宮之脇金次郎議員

ちょっと話だけかよく判りませんが、私が南国の方々の話し合いというか、取り引きの中で、1日ごしばっかいち思っちゃったっどんかんちゅうような意見もちよっこち聞いたんですけど、

そこらあたりはどうなんですか。

○企画広報課長（中村 慎一君）

これが非常に難しい部分でもあります、1台で2つの路線をとなりますと、どうしても放射線状に出でおりますので、巡回ができないというのがございますので、例えば、例えばでございますが、1週間のうち5日、土、日は走っておりませんので、5日バスを走らせるとしますと、月、水、金を泊野線で走らせて、火、木を紫尾線で走らせるといったような、そういう隔日運行と。

これは薩摩線、それから久富木線、そういった形でやっておりますので、そういう取り組みをしながら、利用客が増えるのかどうかといったようなこととも、この思考的にはやって見たらどうかといったようなことは、検討いたしているところでございます。

○宮之脇金次郎議員

利用客の問題もですけど、たとえ1人であろうと、2人であろうと、そういう大事にしてやらなければいけないと思うんです。ないがしろにするわけにいかないと思うんです。

だから、運行の時間とか、あるいは日にちとか、そういうことを考えるときに、例えば、小型でも1人、2人のために動かすとかそういう方法もあるんじゃないかと思うんですが。

何ていうんですか、もう来年の5月といいますと、あつという間にくるわけですから、それが廃止になってからどうこうちゅうのじゃなくして、その前にやっぱり利用者の方々にこうこう形でもう運行が決まったとか、そこらあたりの報告も必要かと思いますが、そういうことを考えていらっしゃいますか。

○企画広報課長（中村 慎一君）

この運行廃止につきましては、南国交通さんのほうで対応されているというふうに思っております。町としましては、この運行が廃止されますよというのは、もう以前からお話をしているところでございまして、具体的にその利用者の皆さん方にもある程度の話は通してきているつもりでございます。

ただ、1人、2人のそういう需要に対しまして、バスというのは非常に容積が大きいので、そこらの大きなコストの部分といったのもあるようでございます。

あと人数が少ないところにつきましては、また今後の課題としまして研究を進めてまいりたいというふうに思っております。

よく全国でもいろいろあちこちで取り組みがされておりますが、オンデマンド的なそういったタクシーを乗合いで活用するそういうシステムというのは、必要になってくるだろうというふうに思っておりますので、そこらについて制度設計をどういうふうにしていくかというのは、今後の課題であろうというふうにとらえておりますので、それらにつきましてはまたおって取り組みを進めてまいりたいというふうに思っております。

○宮之脇金次郎議員

最近、非常に限界集落とか、いろいろ言葉が出てきておりまして、こうした泊野、柊野、紫尾地区なんかにおいては、ますます声が大きくなってきている状況でありますし、先ほどから話もありましたように、学校統廃合の問題もあります。

だからやはりそこらあたりも十分考えて対処していただきたいと思いますが、そこあたりついて町長に聞いておきたいと思いますが、この問題について、先ほど企画課長のほうから回答がありましたけれど、町長はどう考えていらっしゃいますか。再度聞いておきたいと思います。

○町長（井上 章三君）

少子高齢化が進む中において、この問題は各地方自治体においては、それぞれ抱えているよう

な問題であろうと思います。

そういう中でこれを継続するとなりますと、負担がそれだけかかってくるわけでありますので、どこまでを自治体として耐えられるかという問題もあり、国や県の助成をどういうふうに得られるかということも課題になってきます。

そういう問題とバスというものに頼らないで、別の乗合いタクシーなり別の形に移行したらどうなのかというようなことも含めて、もっと効率的な補助がないとすれば、あるいは少ないとすれば、よりまた効率的な取り組みということを模索せざるを得ないということにもなってくると思いますし、今後の課題としてこれはまたそういう数は少ないといっても足をどう確保するかということにおいては、引き続き努力をしていかなきゃいけない課題だと思っております。

○宮之脇金次郎議員

今の町長の言葉に期待したいと思います。さっきも言いましたように、期間がないです。で、来年の5月という、あと6カ月ぐらいですか。そういう間に早いところで対策を考えて決着をつけていただかないと、その期間に急にどうこうということになりますと非常に利用者は困ると思いますので、そこらあたりは十分検討していい方向に進めていってもらいたいと要請をしておきたいと思います。

次に、水田暗渠対策についてでございますけれども、先ほど回答をいただきまして、いろいろな事業の中で進めているということでございますけれども、これについてはさっきから言われましたように、中山間地域総合事業とかいろいろな形でやっておられるわけですが、ことしの水田は特にだったと思いますけれども、非常に周りをみますと、コンバイン、バインダーが稲刈りに四苦八苦されているのが目についたのは事実でございます。

冒頭に申し上げましたように、もう最近昔、基盤整備をやった水田がどんどん排水がきかなくなっていて詰まってきたのが実情でありまして、毎年こういう整備事業に取り組んでいる中で、まだちょっとこういう大きな総合的な事業に加入されない地域とか、そういうことに対しては若干不足な点があるんじゃないかと、そういうふうに思っているんですが。

二、三日前も、実は結局、担い手に頼んで田んぼをつくってもらって「もう来年からぬかい田はつくいやならんで」ということで返事がきたと。ほいで「ことしオイがいけんかして排水対策をすっで、でせんもつくってくれよ」というような、これは実際の話の会話なんですが、そういう問題も出てきているわけございまして、そういう大きな整備事業にかかるところはどんどん進むんですけど、まだそういう事業に入れない個人の水田とか、そこらあたりが遅れていると思うんですけど、今担い手とか、あるいは集落営農とか、裏作とか、いろんな形で進めている中で、こういう排水をしっかりとやらないと、皆さん担い手にしても、集団営農にしても、なかなか返事がもらえないんじゃないかと思うんですけど、そこらあたりをどう考えておりますか。

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩します。再開は、おおむね午後1時5分とします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時05分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。午前中の答弁からじゃないですか。

○町長（井上 章三君）

水田の暗渠排水対策につきましては、今本町のほうでは積極的に取り組んでおりますが、その具体的な実情については経済担当のほうから答弁をさせたいと思います。

○副町長（経済）（山下 彦志君）

暗渠排水対策でございますが、先ほど町長のほうからも答弁がございましたように、それぞれ中山間地域総合整備事業による暗渠排水対策については、各地域それぞれやっておりますが、特に鶴田地区におきましては、柏原地区を中心に実施計画を立てておりますけれども、暗渠排水についての申し込みというのがないということでございます。

ただ、それに替わる事業ということでございますけれども、町単の暗渠排水の事業を町の単独事業として持っていて、それにつきましては議員がおっしゃいますとおり圃場整備してから17、8年ということになりますと、非常に作業機械等が大型化して表層部、地盤、これらを締める関係で排水がきかなくなると、おっしゃるとおりでございます。

そういうことで、暗渠排水事業によりましては事業の特殊性等を考えまして、町単独の耕地事業の補助金申請につきましては、平成19年度より事業費10万円以上70万円未満を対象に、補助率50％、補助金の上限35万円といたしております。

そしてまた、その他の事業については補助率30％、補助金の上限21万円というようなことで、事業の特殊性から見て非常にこの暗渠排水については力を入れているということにいたしております。

そういうことで、暗渠排水をされた以上は排水の効率化によりまして、それぞれ生産性の向上なり新規作物の導入なり、転作の定着等を図ることを目的としているわけでございますので、事業の補助の効果なり有効性というのが問われるということもありますので、積極的に政策等についても100％達成していただきまして、水稻以外の作物の導入にも協力していただきたいということでよろしくお願いしたいと思います。

そしてまた、年が明けますと農政課のほうで座談会等も開きながら、事業の啓発にも一段と推進をしておりますので、御協力よろしくをお願いしたいと思います。

○宮之脇金次郎議員

希望の申し込みがないと言われましたけれども、町単も含めて申し込みがないわけですか。

○副町長（経済）（山下 彦志君）

中山間地の総合整備事業に申し込みがなかったと、町単についてはそれぞれでございます。これは単独でもできるわけですから、私が申し上げましたように事業の特殊性から見ても暗排については個人でもできるということにいたしておりますので、明けますと農政座談会等でまたその事業の周知はしていきたいというふうに考えております。

○宮之脇金次郎議員

結局、今柏原、紫尾地区の中山間総合整備事業始まっておりますけれども、紫尾の場合は申し込みがなかったちゅうことですね。

○耕地林業課長（山口 良一君）

中山間地域総合整備事業につきましては、事業導入の際に各地域で事業内容の説明を開きながら希望をとって、それ集約して計画に登載するというやり方をとっておりますけれども、その説明を地元でしたんですけれども、最終的に面的な広がり、条件が必要ということで、その条件がクリアをできなかったということで中山地域間総合整備事業に登載といいますか、その事業計画のほうにのらなかったというふうに聞いております。

○宮之脇金次郎議員

条件が合わなかったということですが、条件が合わなければ結局中山間総合整備事業もやって

も余り価値がないですね。その湿田からいいますと。

そこで、今言いますその条件に合わないのであれば、単独でそういう、ここは条件にあわないんですから町単でやってくださいとかそこらあたりの働きかけは。

○耕地林業課長（山口 良一君）

私が条件にあわなかったというのは、採択の条件に。いわゆる地元の方々が、その面的な要件に合わないといいますか、その全員の同意が面的なまとまりということになると必要になってくるということもありますし、それとそれに付随するわけですが、自己負担もそれぞれ伴うということで、その地元の中で同意がまとまらなかったという条件に合わなかったということのようであります。

町単事業については、先ほど副町長のほうからありましたように一個人でもできますので、そういう希望があられる方は申し出ただけければ、今年度の事業としましても予算も十分持っておりますし、今回の補正の中で町単の土地改良事業については100万また増額補正をさせていただいておりますので、十分対応できるというふうに考えております。

○宮之脇金次郎議員

今、湿田と関連の調査か何かやって、その割合は判ってますか。

○耕地林業課長（山口 良一君）

個別の調査は、私ども耕地林業課のほうでは現在やっていないところでありますので、ちょっとその数字的なのは把握をいたしていないところであります。

○宮之脇金次郎議員

それはそれでいいといたしまして、さっきも申しましたが今集落営農とか、担い手育成とか、裏作とかいろいろ推進する中で、どうしても湿田対策というものは必要になってくると思いますけれども、それを進めるに何年かかかってその湿田対策を今補助制度を計画しているということで、長い期間でやっても結局この集落営農にしても、いろいろな事業にしても手遅れになると思うんです。

だから、ここ1、2年、2、3年のうちに一気にやってしまっ、そういう対策に取り組むという考えはあると思うんですけど、そういう考えは持っていないですか。

○副町長（経済）（山下 彦志君）

乾田化するということは、集落営農についても進めやすいわけですが、町担当土地改良事業の暗渠排水の実績を17年度から申し上げますと、17年度19件で金額にして25万7千1,000円、そしてまた18年度31件で27万2千2,000円、19年度12件で12万1,000円というなことでございますが、暗渠排水のほかにかんがい排水として9件、7万8,000円、農地造成区画整理として3件、4万5千8,000円というようなことで、それぞれ事業、乾田化するための施策としては、それぞれ啓発しながらやっております、ただ全部が湿田ということじゃなくて私は圃場整備をした後17、8年前から、おっしゃいますように圃場整備したのはなぜしたかといいますと、やっぱり区画整理しながら、そしてまた事業の水田以外の作物等にしやすいための一つの圃場整備をしたと思っております。

それがための暗排もしていく、そしてまた、これもずっと暗渠排水対策についても、先ほど言いましたようにほかの事業とは違う、暗排については一定の要件を満たせば個人でも可として農家のほうに推進をしてるわけでございますので、そういうことで暗排については、それぞれ私どものほうでも、農政としてもより基幹のことだと、圃場の整備については基幹の事業だということととらえておるわけございまして、今後ともやっぱり推進をしていくつもりでございます。もちろん、集落営農等については、その最有力の事業だというふうに考えております。

○宮之脇金次郎議員

今推進の話が出ましたが、我々もこうして一般質問をするときは周りの住民の方々の意見を十分聞いて、それを集約してこうして質問するわけですが、この暗渠対策については「ないごて、してくれやれんたろかい」とか、あれは十分通っていないんですよ。そういうことを言われる方がいらっしやいましたから、私はそれをまとめて質問しているわけですが、推進のやり方で完全だということなんですか。

○町長（井上 章三君）

完全とまでは、私はどこまで完全かということは判りませんが、ただ連絡は公民会長さんなり産業部長さんに連絡をしながら、農政座談会というのを毎年1回ずつ必ず町の単独事業なり農政の事業等については周知するようにということで職員にも言うておりますし、そしてまたJAと一緒にしながらやってる説明会もしております。そういうことで、なるべく多くの方々が参加していただくように、今後とも啓発をしていきたいというふうに考えます。

○宮之脇金次郎議員

先ほどの、今年度も予算枠はまだあるということですから、予算枠が今年度3月までですけど、どのくらいあるのかちょっと教えてもらいたいと思います。

○耕地林業課長（山口 良一君）

今の予算残で190万円ございます。これは、暗渠排水だけではなく町単の土地改良事業全般についてであります。これに合わせて今回補正をお願いしてあるのが100万円ということになりますので、おおよそ300万円の予算を持っているということになっております。

○宮之脇金次郎議員

現在の段階で、まだ申し込みが来て、それを実行していないという件数はこの中に入るわけですか。

○耕地林業課長（山口 良一君）

純粋に予算残と、今から申し込みをとる分ということで。

○宮之脇金次郎議員

この問題については、私だけでなくいろんな方々からも意見をもらっておりまして、そういう中で推進をしてるということなんですけど、ちょっと疑問に思ってるところです。

ただ、その受ける人は聞き漏れたとかそういう宣伝、宣伝ていうか推進の中で目を通さなかったとか、そういうことも多々あるんじゃないかと思います。

我々も、そこらあたりは注意をしなければならないんですが、やはり末端と言ったら言い方が悪いんですけど、隅々に行きますと歳を取った方とかいろいろありまして、そういう推進がとどかないという箇所もあるだろうし、そこらあたりになりますと湿田が多くて、さっき言いましたように暗渠が詰まって困ってる人は相当いらっしやるわけです。

だから、そこあたりはやっぱり公民館長さんにも連絡していただきますかもしれませんが、そこら辺何か連絡の方法、推進の方法といいますか、何かいい方法があればと思うんですが、それでないと何で我々の耳に入ってくるのかということは、結果的にさっきも言いましたように、その声が行き届いていないということだと思うんですよ。そこらあたりを含めてどうですか。

○副町長（経済）（山下 彦志君）

今御指導いただきましたとおり、なるべくそういうことで明けてやります農政座談会の時には内部協議もしながら、なるべく理解していただくように啓発をしていきたいと思ってます。

○宮之脇金次郎議員

時間もないようですので、今言ったようにどうしても後継者とかあるいは集落営農とか担い手

とかいろいろな問題にこの耕地の整備は絡んでくると思いますので、そういうことで我々のまちは水田の町ですので、一番先にこっちを整備をしておいてそういう事業にいろいろ取り組んだほうが有効性があるんじゃないかとそういうふうに思いますんで、町長どうですか。今の私のこの考え方に対して今後の進め方を聞いておきたいと思います。

○町長（井上 章三君）

今までの議論の中で説明もいたしましたように、この暗渠排水対策というのは農政の方針の中で重点的な項目の一つとして推進を図ってやってきております。

これが、まだ十分に周知されてない方々があるということで、きょうこのような質問が出ておりますので、今後とも皆さんに周知できるように努力をしながら、この問題に対しては一般質問でも以前からこの乾田対策と、そしてより所得の上がる方法をとっていくんだということでいろいろと説明もしてきた経緯もございますので、また議員の皆さんのほうからもそういう漏れてるところがもしあれば、ぜひ啓発していただきたいというふうに思っております。今後とも努力をさせていただきます。

○宮之脇金次郎議員

最後になりますけれども、この問題につきましては非常によく、先ほど事例を申し上げましたが、やろうと一生懸命やってる人にはそういうことを知らないということ自体がちょっとおかしいと思うんです。

だから、やはりせつかくやろうとする人たちの芽を摘んではならないと、前向きに考えていらっしゃることを目では摘んではならないと。この事業に対してもほかのこともですけども、ちゃんと周知徹底してるとかどうだといわれても、実際に通っていないのは事実なんです。

ぜひそこらあたりを今後よく話し合いをしていただきまして、進めてもらいたいと要請をして終わります。

○議長（濱田 等議員）

次は、11番、楠木園洋一議員の発言を許します。

〔楠木園洋一議員登壇〕

○楠木園洋一議員

財政負担にかかわる質問が続きますけれども質問いたします。先般通告しました水道の未普及対策について質問いたします。

世界水フォーラムで、世界の水事情ということで、地球上に存在する水のおよそ14億立方キロメートルの97.5％は海水であり、淡水は残り2.5％しかないと言われてます。その大半は氷や地下水として存在するため、人間が容易に使える水は全体の0.01％に過ぎない。

地球の温暖化の影響により、近年日本各地の気温は明らかに上昇しており、年間降水量の減少傾向や降雨強度の増加傾向が盛んに指摘されています。

したがって、水資源対策の面では気温の上昇とともに、干ばつや豪雨の反動と強度の増大に対処する必要があると言われます。

町過疎地域自立促進計画の中、水道施設が未整備である地域では、現在もなお浅い井戸の地下水や溪流等の自然水を利用している状態であり、渇水期の水不足、降雨期の増水による濁り水の恐れに加え、大腸菌等の水質管理の面での課題があるので、住民意向を踏まえながら未整備地区解消のために取り組みを進める必要があるとあります。財政の厳しい中での未普及地域の今後の対策についての考えを伺います。これで1回目の質問終わります。

〔楠木園洋一議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

楠木園洋一議員のほうから、水道の未普及地域の今後の対策についてという質問であります。

本町の水道事業の現状を申し上げますと、平成19年度決算時点における人口2万5,364人のうち、給水人口が2万3,299人で、水道の普及率は91.86％となっており、これに飲料供給施設組合の区域を加えますと93.59％となっているところであります。

しかしながら、泊野区公民館の全域、求名区公民館と永野区公民館の一部の地域がいまだに水道施設が整備されておらず、現在もなお浅い井戸の地表水や溪流等の自然流水を飲料水に利用されている状況であります。

今御指摘もありましたように、水は人間が生きていく上でかかすことのできない最も重要な物であり、安心安全な水を安定して供給し続ける水道というものは、ライフラインとして重要な施設であります。

未普及地域の解消は、住民の衛生的な生活環境を確保する上で重要であり、地元の意向も踏まえながら給水区域の拡張や簡易水道施設の整備等のための取り組みを進めてまいりたいと考えております。

また、水道事業にとりましては、給水区域内で給水可能な方々への加入促進や、水需要の増大を図るために給水区域内の配水管新設など、一層の啓発活動の推進を図っていくことが、今後の着実な料金収入につながるものと考えております。

水道区域内の給水可能な方々へ加入を勧める上では、やはり水道料金や加入する際の給水工事負担金等の自己負担がどれくらい必要なのかということが、一番心配されておられるところだと思いますので、その点を具体的に御説明しながら加入の促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、現在水道事業の給水区域内に含まれていない給水区域外の対策であります。これらの地域に、水道施設を新たに整備していくこととなりますと多大な経費負担を伴うことから、水道事業体のみでは到底対応できる問題ではないと考えております。

これらの地域の水道事業経営は、給水原価がかなり高くなることが予想され、不採算地区での水道事業経営となりますので、一般会計からの財政支援が必要となると考えております。

現在、一般財政においても大変厳しい状況にありますので、この対策には今後の財政需要等を見きわめながら検討していく必要があると考えております。

今後とも、水道財政の健全化に努めるとともに、町民が安心して利用できる飲料水の安定的な供給に努めてまいりたいと考えているところであります。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○楠木園洋一議員

給水区域内の加入促進と言われましたけど、先般もらいました資料の中で、給水区域で給水する場合において価格ですね。私の資料もらった中で解釈の間違いか知りませんが、基本的配水管本管の経費負担の考え方とありまして、その後に給水工事と本管負担金とあるんです。

それには、水道メーター口径13mmの給水負担金を含めて、給水工事費が20万円を超える場合は、本管負担金は求めないとあるんです。また、私の考え違いか教えてください。

○水道課長（岩切 秀久君）

今お示したのは、愛宕地区を基本的に考えた案でございますので、普通の配水管の給水工事についてはすべて自己負担が伴ってくるということでございます。愛宕地区は5戸で一緒にやりました関係で、そういう形で20万を限度に皆さんで割り振って、そういう限度の中で工事をされてるちゅうのが実情でございます。

○楠木園洋一議員

これは18年の全員協議会のときに、12月にもらった資料なんです。これ地区は書いてないわけですよ。どこち書いてあれば私も質問してないんだけど、給水地域内未普及地域解消事業にかかる経費負担区分の基本的な考え方があって、3番目に基本的な考え方なんです。

そしてまた、今度はアには配水管本管の経費負担の考え方とある。ほんでまたイのところに給水工事と本管負担金とあるんです。その中にはどこち書いてないもんだから私も、ちょっとこう見てみたら、給水工事費が20万円を超える場合は本管負担金を求めないとするを書いてあるもんだから、どこち地区を書いてあったら私も言わないんですけど。

○水道課長（岩切 秀久君）

18年のその時点で配付されました資料につきましては、愛宕地区を基本として説明したことで伺っております。基本的に、給水管工事と本管工事とはもう別途ですので、給水管を敷設するようになりますと、いわゆる給水管工事については自己負担ちゅう基本的な考えでございます。

それで、今お配りした資料の18年につきましては、いわゆる愛宕を基本的に考えたということで引き継ぎを受けておりますので、その資料につきましては愛宕を念頭に置いた資料ということでございます。

○楠木園洋一議員

そうすると、最初の簡易水道を敷設するときに負担金を求められるわけですよね。そのときの根拠ちゅうか、そのときにはどうなったのか。これ愛宕地区だったから負担金がなかったち今言うんですが、これちょっと見たら123万円負担。ほで、最初のやっぱり給水の段階ではどうだったのか、最初簡易水道を敷設する場合にどうだったのか、負担金です。

○水道課長（岩切 秀久君）

当初、設備開始の時点の負担金ちゅうことだと思いうんですけれども、地域によって多分違うと思いうんですけれども、旧薩摩においては負担金等は求めなかったちいうふうに記憶をいたしております。

それで、ただ給水負担金、給水工事ですね、宅内配管とかいろんな本管からの引き込みについては、その引き込みをした時の時点でプール計算をしたというふうに記憶をいたしております。

○楠木園洋一議員

同じ町民で一体感であって新規加入ということです。区域内であって、また別となったから高くなったち、今後は違ったところに家ができた場合は、これ2戸以上ですね、地方交付税は1戸となってるんだけど、やっぱり人口を増やす時点で自分の土地があって、こう家を建てたい、安心安全な水を引きたいち。やっぱりそうなった場合もう全部その基本的な考え方で負担をさせるわけですか。123万円、幾らですか、そこを超えたら負担をしてもらうちいう、そのような見解になるわけですか。

○水道課長（岩切 秀久君）

先般お配りしましたその基本的な考えにつきまして、やはり幹線、本管ですね、それについても持たせるかちゅういろんな意見が出てきておりますので、やはり残額をすべて持たせていくかなりますと、やはりそのあとまた加入者もあろうかとも予想されるわけです。その方は全然払わないちゅことも出てくることも予想されておりますので、まだそれについてはちょっと検討が必要じゃないかなと思っております。

いわゆる本管、町道あたりについてはどうしていくのか。それも負担をして出して、そのあとにまた、その付近の方が入ってくるちなると、やはり先行で投資をされた負担を求めた方には不公平感が出てくる可能性がありますので、やはりそのあたりを含めてちょっと検討する必要がある

ると思っております。

○楠木園洋一議員

この未普及地区の趣旨として、経費負担の基本的な考え方を明確にして加入促進を進めていかなきゃならんわけです。最初からやっぱりこういう、幾ら要るからち出たらもうちょっと町水道の加入をしたくないなあち、やっぱりそういう考えの人も出てくるわけです。

この中に、ちょうど簡易水道の促進アンケートとしてさつま町がとったやつがあるんです。井戸を引いてる、自分たちでやってるからもう要らないとかなんですけど、今後やっぱり水不足になったり汚染になったり、またその新規加入したいち出てくる意向もあるんですよ。

そうやった場合、またそこまで突っ込んで明記しておかないと、もうこれまた単価が変わってくる、こうなるち。やっぱもうそうなった場合ちょっと違ってくると思うんです。もうそれは、料金は私はそんなに思うんですけど、堂々めぐりなんで言いませんけど。

それと、この給水工事の定義とあるんですよ。定義の中に、配水管より引き込み敷設する給水管、給水用具を給水装置としてこれを給水工事とする、そこまではやっぱり行政が見るわけでしょう。

○水道課長（岩切 秀久君）

給水工事につきまして、本管からいわゆる宅内配管すべて、いわゆる所有も管理もすべて個人ちゅう考えでございます。それで、漏水等があった時にも、本管から引き込み線を給水工事をされてる分については、すべて個人負担でございます。今の給水条例の中ではですね。

○楠木園洋一議員

これを見たら給水工事となって、そこまではこの定義で入ってるんですけど、配水管より敷設、そのメーターまでは行政の物だち、そこまで給水装置、それは給水工事の給水工事費とするとなっています。

給水工事の取り扱いも書いてあるんですけども、やってみて個人だったらメーターと取水栓までは、前はそうだったわけですね。そこまでは行政が引いて、そのあとは個人の負担でしなさいちなってたんです。これを見たら、ちょっと違うなと思うんですよ、課長の答弁によりますと。ここ私のちょっと解釈が悪いのか、いろいろどう、もう1回ちょっと判るように。

○水道課長（岩切 秀久君）

今の給水条例の中で定義されてるのは、本管から引き込みをした場合についてすべて個人負担、個人が管理をするちゅことになって、メーターを越えて宅内までですね、本管から引き込みをした分についてはすべて給水工事ちゅことになっております。それで、個人が一応管理をするちゅことでございます。

○楠木園洋一議員

これ、条例にはちょっと私もよく見が足らんかったですけども、そういうことと思いますけれども、それで合併の協定の中で営農飲雑用水事業は合併時までに簡易水道に統一するちいう、やっぱりその集落で引いてるそれなんか別になってるわけです。これ見たら統一するとなってるんですけど。

○水道課長（岩切 秀久君）

営農飲雑用水、農政関係とか耕地関係で事業した事業でございます、それについては合併前に簡水に統一するちゅことで、旧薩摩、旧宮之城については簡易水道にすべて統一をされておりますので、飲料供給施設等については、それは入っていないところでございます。

○楠木園洋一議員

そうすると、今ちょっと木渋なんかのあれはもう、木渋とかやっぱりそういうやつ入ってない

わけですか。

それではまたもう1回返りますけど、18年度ですか、泊野地区の簡易水道陳情書が出されたわけですね、それで建設経済委員会で趣旨採択なったわけですけど、趣旨採択なってもうちよっと何年かなったもんですから、金がかかるちいうことで5億6,000万ほどですか。

もう今度は模索して今度はまた別な事業ちゅか、やっぱり我々もその研修に行ったわけですね。その時に、浄水器の設置を、それでうやむやちゅか、それで済まされて、せっかく委員長が見に行ったんですけど、それ浄水器の設置ちゅうのがそれはどのくらい。

○環境課長（日當瀬修二君）

泊野地区におきまして、井戸水から水質基準超過の結果が出たということで、緊急避難的な対策といたしまして、環境施設整備費補助金交付金要綱に浄水器の設置整備事業の項目を新たに追加しまして、19年4月から施行しているわけでございますけれども、その後、浄水器設置について泊野地区ですけれども説明会の申し入れをしたところ、拒否されたというふうに伺っております。

またその後、水質基準の超過いたしました22世帯に対しましては、昨年12月浄水器の設置を検討していただくように文書で個々にお問い合わせをまいりました。また、本年の2月19日に泊野地区で町政座談会を実施したわけでございますが、その時にも安心安全な水を飲用するために浄水器の設置活用をお願いしてきたところでございます。

ことしのたしか初めだったと思うんですけども、泊野地区の一人の方が来庁されまして、浄水器についてお尋ねがあったわけでしたけれども、その後その方や地元のほうからの問い合わせはないということで、現在まで補助金の交付はいたしていないという状況でございます。

○楠木園洋一議員

町長に、せっかくこの泊野地区の陳情が浄水器を設置ということだったんだけど。やっぱり財政的負担があるから伸ばして、即できなくていいんですけども、やっぱもうこれだけ意向が強いわけですから、財政計画もあるしやっぱ制度計画立てて持っていかれるように。

それと、この料金です。新しい区域内によって120万もそら、増えていったら加入はちょっとやらんでもいいち。先ほども宮之脇議員も言われましたけども、一人一人を大事にしてくようなおいしい水、安全な水ちゅも、今水はちょっといろいろ問題が出てきているんですよ。やっぱそこまで町長の考え。

○町長（井上 章三君）

泊野地区の水道の敷設の問題に関しましては、地元のほうからもできれば敷設をしてもらいたいという要望がある中でいろいろと検討をした経緯がございました。

議会にも報告をしているところでありますけれども、その地域の必要なところ全体をくくってやろうとすると、先ほどありましたように大変大きな規模の財政を必要とするということ、またその中でできるだけその地域の方々にはとっていただきたいわけですけども、とりたいということのところと余りもう必要としないという意向とあって、全体的に加入者数の率がいまいち上がらなかったということがございました。

それで、基本的にはこの安全安心な水を確保するということは、これは行政としては大切な問題だということで地元の皆さんにもお話をし、ただすぐということを言われますと、なかなかちょっと、この間は豪雨災害対策もあったり財政的にまだ見通しが立たない時期でありましたので、とりあえず緊急避難的に浄水器と。そして、その地域で問題になっていた水質の問題をクリアできるような浄水器というのがあるということで、それを当面活用していただきたいということでお願いをしたわけでありましたが、なかなか御理解が得られてないという状況でございます。

それで、今後の水道の敷設ということで、もっと財政的に負担をできるだけ軽減する形での取り組みがどういうふうにできるだろうかということは、今後とも考えなきゃいけない問題であると思いますし、大変地域が急斜面に面している地域でありますので、そこを全体をくくらないでもう少し小規模に地域ごとに取り組むというふうにしたらどうなるだろうかというような問題。

あるいはまた504の高規格道路のトンネル工事が始まってまいりました場合に、水が相当出てくる可能性がある。そういう水をうまく活用して水道、飲料水として取り組めないだろうかというようなことなども可能性として考えながら、この簡易水道の事業を起こしていくということについては、もう少し研究が要するというふうに思っております。

全くしないという気持ちはないわけでありまして、何とかやりたいというふうに思いながら、今のところそれができるまでの間は、この浄水器をぜひ使っていただきたいと。そして、少しでも安全な形で生活をしていただきたいと、いうことでお願いをしてきたわけでありまして、その趣旨をぜひ今後とも御理解をいただいて、そしてまた今後一緒になってこの地域の水道をどういうふうにしたら、事業費も少ない中で効果的な取り組みができるかということを研究していきたいというふうに考えているところであります。

○楠木園洋一議員

今後検討し考えていくと言われますけど、今財政課長も来ておられますけど、この前18年度にももらったわけですね、水道事業にかかわる起債と交付税の措置。またこれがちょっと変わったのか、簡易水道事業に対する18年、これは18年度でももらったわけで5年間ということで。

この交付税がちょっと、簡易水道の充当、ちょっと今後変わったのか、これが、交付税措置がですね。

○財政課長（二階堂清一君）

水道事業といいますか、水道事業にかかる交付税措置というのは、毎年毎年、単位費用とかそういうのが動けば変わっていくでしょうし、給水地区内の人口が動いてもまた変わっていくということでありまして、それはその時の時点の話でありまして、また最新の数字については今調査をしているところであります。

また判り次第、何かの機会をとらえて報告していきたいというふうに思っております。

○楠木園洋一議員

給水区域内ですね、うちのほうにやっぱり給水区域で5軒ほどあるんだけど、やっぱりちょっとこれを見たら進められないとかですね、負担金をちょっと出たらですね。そこを検討して均一にしてもらえればちょっと進められるわけです。

水道はとってほしいけど負担が高いちなりや、これはちょっと我々も言えないわけです。そこを町長の政策としていろいろ考えがあれば、ちょっと財政的いろいろある、これ見たら20万円と120万で相当違うなち。これをやっぱり何とかいけんかできれば我々も進められるわけです。5戸あるんですけども水道引いてもいいよち、もう前からその要望はあったんだけども勧められないわけですね。

そこをちょっと町長の政策でどうか、今後検討するとかいろいろありますけれども、見解を。

○町長（井上 章三君）

先般、全員協議会の中でも、今水道を引いてほしいと言われてる方々の問題についての説明やまた御意見も伺ったところでありまして、そういうしたいと、水道をとりたいと思う方々がとても出せないような負担金を言ってたのでは始まらないわけでありまして、そこんところは水道事業の趣旨から言っても法外なことは言っていないと思っているわけですが、おっしゃるように今後未普及地域のところをどういうふうにしていくかということは、今内部でも整理をし

ているところでございますので、また御報告もできるというふうに思っております。

我がまちにおきましては、合併時の協議を踏まえながら平成18年に簡易水道事業会計の料金の統一を図りました。それぞれの地区ごとにあった簡易水道を一本化して、そして料金の統一を図ったことによって、全体的としては割安になったということで喜んでいただいた面もありますが、運営としては相当工面をしながらみんなで支えていくという形をとっております。

そういう点で、例えば泊野地区という、そこ1カ所が相当の負担をかけて取り組むということになりますと、全体にまたしわ寄せが行くということにもなって、そのところでまた値上げも含めて皆さんが理解していただけるかというところが簡単にいかない面もあるというふうに思いますだけに、どうしたら可能な形でその水道施設を提供できるものかということにおいては、もう少しいろいろ研究をしなければいけないというふうに思っているところであります。

そういう点で、当面の問題、そして今後の問題ということで、それぞれの地域に対してできるだけ負担の少ない形で努力をしながら、お話をしているところでありますので御理解をいただくとともに、今後ともそういう努力をさせていただくということを申し上げたいと思います。

○楠木園洋一議員

それぞれ皆負担があって理解していかなきゃならないですけど、総務課長もおいでですのでこういうのを条例を制定して、負担条例とかもう水道も、水道になったらこれは環境課だったとか、もうほいでやっぱり水道を敷設する場合はこんだけですち、説明をもらったただけですので、これは説明であって言われればもうそれだけのことなんですけど、そこまで検討する、してほしいとか、せつかくもう負担をするんだったら幾らの負担、補助条例とかいろいろして、これは環境課の補助は幾らち書いてあるんですけども、そこまで考える見解はないかですね。

○総務課長（湯下 吉郎君）

ただいまの御指摘の点については、特に水道事業につきましては企業会計で独立採算の会計でございます。それらの負担を公平化、均一化するとなりますと、またそれには一般会計の負担というのがかかわってくるかと思いますが、そのようなこともございまして、先ほど町長が申されましたように、そこらの負担の度合いとか経費のことにつきましては、今後十分検討しなければならないことだと思っておりますので、条例、規則等の改正につきましても、それら踏まえた形で今後検討を進めていかなければならないものだと思っております。

○楠木園洋一議員

いつも監査意見書を見ますと、水道事業はもう書いてあるんです。企業会計だからしていかなきゃならない。やっぱりでも簡易水道事業の配管、農村部におければ効率が低いわけです。

そこには一般会計をして、料金体系いろいろしていくような努力をしていかなきゃならないちやっぱりなるんですけど。

そこまで踏み込んでもらわないともう限界集落がもう多いから、泊野地区なんかもせつかく何かやろうとしてるんだけど、水道がちょっとですねとか出てきたら我々のほうも言えないわけです。やっぱり今後検討してもらえるように。

それともう最後ですけども、この前504号の決起のありましたが、公式じゃなかったんですけど聞いたんですけど、トンネル掘るち、それにやっぱり湧水が出てくるち、湧水対策をどうしますかちゅたら、トンネルの下にパイプを敷設するち。これ敷設して水道のないところがあるんです、それ使用できませんかちゅたら、やっぱりその水質検査をしてできるようになったら我々も検討していくと言われたんですけどね。

町長もやっぱり町村会長として、5年間のうちにできるち言われたんですけど、やっぱりそこまで踏み込んで要望してほしいんですよ。せつかく県のほうも湧水をどう使うかち、やっぱりそ

れを持ってきて泊野地区の水道に使えばと。一挙両得で、トンネルはできた水道は引けたち、その地域の人たちもちょっと違うわけです。やっぱり、そこまで踏み込んで要望をしていただくように要請いたしまして質問終わります。

○議長（濱田 等議員）

次は、25番、川口憲男議員の発言を許します。

〔川口 憲男議員登壇〕

○川口 憲男議員

私は、先に通告をしました質問に関する前に、議長にちょっとお願いです。議長、済みません、訂正とおわびをしたいんですがよろしいでしょうか。

○議長（濱田 等議員）

どの点ですか。

○川口 憲男議員

題目の1の（1）のところで「安心・安全のまちづくり条例は」というところがあるんですが、条例を見ますと「安全・安心」となっておりますので、順番が入れ違っておりますので、ここを訂正したいと思いますけれどもよろしいでしょうか。

○議長（濱田 等議員）

まあ字句の訂正でしょうから、「安全・安心のまちづくり」というふうに、それじゃ、皆さん訂正をしてください。

○川口 憲男議員

どうも済みません。ありがとうございます。

それでは、先に通告しました安全・安心のまちづくりについてお伺いいたします。

安全・安心のまちづくり条例は、平成18年3月28日に制定されております。そのあと、平成18年の7月には、これまでにない大水害に遭いました。

さつま町では、その後、災害に強い安全なまちづくりに取り組みが進んでいるわけですが、その中でも町の防災無線と連動した集落無線放送設備への支援、防災マップ等の見直しなど、激特事業の中での安全・安心なまちづくりは今後の動きであると思います。

安全・安心のまちづくりは災害ばかりでなく、児童・生徒の地域見守り隊、高齢者の家を訪問する在宅福祉アドバイザー、あるいは近隣ネットワーク事業、高齢者交通指導の訪問など、地域を地域で守る気風が現在起こっていると思います。

安全・安心のまちづくり条例の中では、まちの責務6項目、町民の責務が列記されております。この目的、1条は、目的を達成するために総合的な施策を策定し実施するとあります。項目が6項目ありますが割愛させていただきます。

こういう6項目の規定の施策を策定し実施するに当たっては、県、警察署、その他の関係機関、関係団体と常に緊密な連絡を図るとともに、必要があるときには助言、その他支援を求めるように努めるというのがまちの努めとなっております。

また一方、町民の責務は、町民は安全・安心まちづくりについての理解を深め、日常生活における自らの安全確保に努めるとともに、安全・安心まちづくりに積極的に取り組み、まちがこの条例に基づき推進する施策に協力するよう努めるものであるとなっております。

しかしながら、昨今では殺伐した事件や気候変動による災害など身近に起こりつつあります。昼のテレビ番組でも出ておりましたけれども、5歳の女の子が近く of 若者に殺されて放置されたような事件もありますように、安全・安心なまちづくり条例を制定していますが、まちと町民が一体となったまちづくりには、地域で高い組織率を図る自主防災組織の活動、中身の充実をさら

に推進していくことこそ、まちの責務と考えます。さらに、活動の指導、啓蒙を高める考え、充実に図る考えがないか。

また、自助・共助・公助は町長もよく言葉にされています。私も、こういう時期、大事なことを考えております。自分のこと、地域のこと、まちのことを皆が助け合う、支え合うことが、まちの発展にもつながるのでは考えます。

自助・共助・公助の精神を高めていくためにも、住民意識を高める憲章の制定、また、安全・安心のまちづくり宣言を行う考えはないか。

平成18年7月、災害に遭って、二度という気持ちは町民多くの方々がお持ちだと思います。災害・事件・事故のないまちづくりは、まちとしても我々議員一人一人も切なる思いであります。最後に町長のお考えを伺いたいと思います。1回目の質問とします。

〔川口 憲男議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

川口憲男議員から、安全・安心のまちづくりについての質問をいただきました。

御承知のように、平成18年に安全・安心まちづくり条例を制定し、町の基本理念を示すとともに、平成19年6月にはこの条例に基づき、町民や事業所等で具体的に取り組みやすくするための「さつま町安全・安心まちづくり基本指針」を定めたところであります。

この条例や基本指針に基づき、町民や関係機関・団体等と協働して、さつま町民が犯罪や事故等もなく、安全に安心して暮らせる社会の実現に向けて、効果的、総合的な活動を展開しているところであります。

まちも合併当初、自主防災組織の結成率は48％であり、地域によって結成状況に大きな差も見られたため、まずは結成率の向上に努めてきたところでありましたが、災害も踏まえながら平成20年10月1日現在では93％の組織率となったところであります。

自主防災活動の指導及び活動の充実ににつきましては、出前講座や防災研修会を開催し、自主防災組織のリーダー等を対象に、気象に関する基礎知識や防災活動の促進を行っており、今後は消防本部等と連携し、防災についての専門的な知識や技術等を深め、組織活動レベルに合わせて、徐々に地域防災力を向上させる継続的な取り組み推進していきたいと考えております。

次に、関係団体との連携や安全・安心まちづくりの憲章宣言についての御質問であります。安全・安心なまちづくりは自らの安全は自らが守るという意識のもと、自主的な活動を基本としながら、町民、事業者等の責務と町の果たす役割について、それぞれ連携・協力して推進していかなければなりません。

警察や防犯協会と連携を図り、防犯診断、街頭キャンペーンを行いながら、町民への情報提供による防犯意識の醸成を行うとともに、地域や事業所では自主防犯組織の結成や青色回転灯装置車による防犯活動を積極的に行われてもおりますので、引き続きこれらの関係機関団体と連携を図ってまいりたいと思っております。

ちなみに、青パトと自主防犯組織数は、県下の警察署管内で現在、3位のレベルに上がっているということでございます。また、公民会が行う防犯灯の設置につきましても補助を行ってまいりました。

防災という観点からは、定期的に年2回、安全・安心会議を開催し、国土交通省、北薩地域振興局、警察、消防等と激特事業で懸念される防犯・交通・救急対策等について協議を行ってきているところであります。

安全・安心まちづくり憲章や宣言については、住民意識を高めるための一つの手段かと思いま

す。これまで条例や基本指針の策定や関係機関団体等と連携して、安全・安心なまちづくりのための啓発活動等にも取り組んでおりますので、この問題に関しましては状況を見ながら、今後、検討をしてみたいと考えております。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○川口 憲男議員

町長にいろいろ答弁いただきまして、種種ある中で、もう大体網羅したところが出てきたんじゃないかと思います。

まずその中で、もう大概のまちづくりに対する基本が出ているのでないかと思います。そこで1つ2つちょっと掘り下げてお願いといいますか、議論をしてみたいと思います。

まず、先ほど申されました防犯パトロール、あるいは校区ごと学校ごと単位青パトですね、いろいろなことが進んでおりまして防犯協会との取り組み、町のあちこちに建設業防犯協会となるのかな、御協力を得まして、今、振り込め詐欺とかいろんなところに遭わないようなちゅ立て看板もいろいろ立っておりますけれども。

そしてまた、いろんな皆さんの車を見ましても、町の公用車、それからの議員の方々の車を見ましても、いろんなステッカーが見られます。

やはり安全・安心のまちづくりの一つの基本とするならば、まちがこれを挙げて、さつま町は安全・安心のまちづくりですよということで、そういう防犯、あるいはそういう子どもたちの見守り、先ほど申し上げました高齢者に対する見守り、独居老人とか。そういうのを一括して、さつま町はこういうことを挙げて頑張っているんだよと、こういうことに全町民一丸となっているんだよと、そういう意識も大事じゃないかと思います。

先ほど答弁の中にもありましたように、自らの安全は自ら守ることが大前提ですけれども、そこをさらに憲章なりあるいは制定をされて町民へ呼びかける、あるいはいろんな事業所もありますけど関連団体にも呼びかけて、一本化した取り組みができないかお伺いしたいと思います。

○町長（井上 章三君）

今、安全・安心ということでいろいろ質問をしていただいているわけですが、本町としての安全・安心という側面には、防災という観点での安全・安心という面と、防犯という面での安全・安心と、大きく分ければ2つに分かれてくるのかなというふうに思うわけですが、そういう点で、防災という観点からは安全・安心会議ということで、これはいつ、どういうことが起こるか判らない。しかしまた、一昨年の防災害に関連して大きな事業が進んでおりますから、これに対する対策としての安全・安心会議というのを今、既に持ちながら検討を行っているという面がございます。

防犯という点では、町の防犯協会を中心として、いろいろな団体がそこに結集しながら、また、防犯協会のほうでもたくさんの研修とかいろいろな指導も行ってもらったり、そして啓発活動を相当数いろんな箇所でやっております。

また、そういう中で自主的な子ども、特に学童に対する見守りの運動っていうのが、それぞれの地域で今わき上がってきておるということで、大変好ましい傾向であると思っています。

そういうことから、これはそれぞれ防災的な観点、防犯的な観点、これはそれぞれにさらに充実させていく、内容をさらに高めていくということが大切だと思っておりますが、これを一本化できるかどうかということは、もっと検討も必要なのかなというふうに思っております。

○川口 憲男議員

ちょっと防災と防犯のところで区別せんかったので大変申しわけなかったと思います。

確かに、防災についてはいろいろ町で調べたところでできているとか、今から激特の中でもそういうのが出てくると思うんですけど、しいて言えば私、防犯について強く申し上げたいところがありましたもんですから、ちょうどこの質問もそっちに集中するかと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

町長、先般、屋地の愛宕交差点で83歳のおばあさんが交通事故で死亡されました。死亡された方、地元の方ですけども、たまたまそれを、まあ加害者と呼んでいいのかな、相手の車の方は他町の方で70歳以上の方、高齢者と。

今現在、県内でも高齢者が加害者になり、高齢者が被害者になる方が非常に増加しつつあるわけですね。これは南日本新聞の11月の30日の新聞の社説の中にも、それを強くうたっていました。

どうして今後それを防いでいくかとか、そこを抑えていくかということになりましたけれども、それに合わせて今町内で非常に結成率が高い自主防災組織の中で、やっぱり交通安全に対する啓蒙とか、あるいは独居老人のところを見守る体制のところをしていくとか、防災だけでなくしてもう地域は地域で、自分たちは自分で守るんだよという啓蒙は非常に大事じゃないかと思っています。

そうしないことには、日ごろ地域を、我々もちょこちょこ回るんですけども、家におられる方はほとんど老人です。1人の独居老人がいらしたり、その中にいろんな災いとか、あれが起こってくるわけですから、やっぱりこういう自主防災組織の中で地域を守る工夫は大事じゃないかと思っています。

確かにおっしゃるように、防災ばかりでなく防犯に寄与した自主防災組織ができないものなのか、できないものかというよりか、啓蒙あるいは指導ができないものか。先ほどのお答えの中に、こういうことをしているからさらなる拡充をということでしたので、そこあたりをもう少しマニュアル的なものがあれば、それも示していただいて公民館長さんたちにもお知らせ願ひたいと思います。

というのが、町長も直にお聞きだと思います。4月当初にある公民会会長会のとき1年目でいって何を聞いているか何をしているか全然判らんと。そして、集落に帰って、ほんならこれせえちゅことだったけど、何をしていいか判らんで、てんてこ舞いの状態で、うちには自主防災組織が結成されておりますけど、これをどう動かしていいのか、どうなっているのか判らないということをお聞ひしております。

直接町長にも申したということをお聞ひして、きょう、それを追加してくれということで申し上げますけども、まあそういうふうにして先も申し上げましたように、自助・共助・公助というのが常にお言葉にされておりますから、そのところをさらにこの自主防災組織の中で、公民会長、あるいはそのリーダーになる方々に、もう少し指導・助言を行えるような方向性がないものか、町長にもう一回お伺ひしたいと思います。

○町長（井上 章三君）

自主防災組織というのは防災的な観点で、消防団の経験者を中心としてこの地域の方々が、OBの方々とか結束してつくっておられるケースっていうのが多いんじゃないかと思いますが、自主防災組織というのは、現在93ヶ所と申しましたが122組織がございます。

一方、防犯の関係では自主防犯組織というのがございまして、これ現在、町内に31あることになっております。

そして、青色回転灯の装着車が43、そして平成19年で防犯教室を行っているところが

46あると。20年度は現在45の教室を行ったというふうに、11月の段階で出ておりますが。

自主的な防犯組織、そしてまたこれが地域ごとに、その高齢者の方々が集まって子どもたちを見守ったり、いろいろな形でそれぞれ特色を持って展開をしておられるということでありまして、このような輪をさらに今後とも広げていきながら、安全・安心なまちづくりを拡大していくというふうになっていけばいいなというふうに思っているところであります。

そういう点で、自主防災組織は防犯ということに、そのまま直結するということではありませんが、そういう面で努力される面もありますけれども、防犯という点では、防犯協会を中心としてそのような組織がまた、いろいろと町内にできつつあるということですので、この点もさらに充実をしてまいりたいと思っているところであります。

○川口 憲男議員

防災組織が別にあるから、自主防災と防犯では別個の考え方で取り組むということだったですけども。先ほどから質問にもありますように、限界集落あるいはいろんな集落合併とかいろんなのが行われる中で、防犯組織と自主防災と別々になった組織ができる可能性があるのかというところもありますけれども。そこは今からの検討課題といいますか、いち早く私はそういうことを、さつま町として災害を受けたまちとして、防災に対しても防犯に対してもまちの姿勢を示し、そしてまた町民一体となったその取り組みをされることが、まず町が指導権といいますかリーダー的なものを示し、公民会長さん、あるいはその携わるリーダーの方々に呼びかけをされるのが大事かと思えます。

先般も、町長も防災、自主防犯ですかね組織の会合に行かれて、いろいろ意見を聞かれたと思いますけれども、中身は割愛しますが、やっぱりそういうボランティアで動いていらっしゃる方々は、一つ一つのことのこの喜びとか、きのうの寒さ、きょうの寒さでも立ってらっしゃって見守りされているわけですから、そこあたりに何か、何かないもんかという疑問を私にも投げかけられましたけれども、あんしゃ、すっじゃでしよっとよというような考え方でなくして、自分たちのところは自分たちで守らんやいかん時代に来たんですよちゅような呼びかけを、憲章なりあるいは宣言を行ってまちがやっていくことで、まちの活性化にもつながっていくんじゃないかと思えます。

先ほど申し上げました交通事故の問題も私もよく言われます、さんかとこれ、よおたっちょねえと。でも、こういう交通事故の啓蒙とかそれから防犯の啓蒙、それから高齢者宅を訪問されます健康増進課でいらっしゃる在宅福祉アドバイザー、この方々とか民生委員とか大変なんですよね。そこあたりがやっぱり、そういう方々の協力ちゅか、民主のボランティア的なところのあれされる方は一生懸命だと思うんですけれども、やっぱり町を挙げてそこあたりまでもうちょっと掘り込んでいくことが、今最初申し上げましたけども、殺伐した事件が起きたり、振り込め詐欺とかいろんなのが起きておる状況の中で、まちの一人一人を守る、少子高齢の方々を守る私は必要なんじゃないかと思えます。

そういう意気込みを、うちのまちはこうしていくんだということは、各関係課がありますけれども、町長の一声で先ほどほかの議員もだれか申されましたけれども、うなげんまちや、こげんしていっがと。そして、みんなで守るが、という一言で私はお金も要らないし何も要らないし、そこひとつ意気込みがあれば、関係の方々に訴えていけられるんじゃないかと思えます。

そういう考え方がないかお聞きしたんですけど、あとの町長の踏ん張りに期待したいと思えます。

それからもう一つ、やはり先ほどの景観をされた方もおっしゃられましたけども、まちが動くためには、空き缶のポイ捨てとかいろんなのがあると思うんですけれども、やっぱりこういうこ

とで、まちが一つになるちゅことが一つには大事だと思うんです。

あるまちで、町長、こういうのがあるんですよね。話がちょっと飛びますけれども、まちのやる気次第という題ちゅかあれがあったんですよ。

花を咲かせて種を返してというキャンペーンをやっているところがあって、花の種を各家庭に配られて、そして、その花が咲いたらその種をまちに返してくださいと。その種をまた町はまた別なところに配っていく。たった少しの簡単なことだと思うんですけども、これがまちのやる気の一つだということだと思うんです。

そういった意味で、安全・安心で防災の災害のところはいろいろ進みつつあります。この点でも、最後のところで一点申し上げたいと思うんですけども、そういう防犯、それから交通安全、そういう一人一人を守る観点から、先ほど申し上げました町長、やる気のあるまちづくりのために町長の意気込みはないものかお聞かせ願いたいと思います。

○町長（井上 章三君）

我がまちは、大きな災害も受けましたが、その受ける前の18年の3月28日に安全・安心まちづくり条例というのをつくって、そして、安全・安心のまちづくりということを一つの旗を掲げてスタートをしているわけであります。

そういう中で、防災的な面、あるいは防犯的な面、交通災害の問題、あるいは高齢者に対する、また福祉的な対策の面、あるいはこの児童に対するまた見守りの問題、いろいろと安全・安心のための課題というのは、さらには食の安全もあると思うんですが、たくさん最近では安全・安心ということが言われます。

そういうふうに安全・安心の輪を広げていく、そして我がまちは本当に住んで安心なまちだというまちをつくっていくということを条例化しているわけでありますから、そして、条例の第10条には町民安全・安心の日を制定するというのも掲げてあるわけであります。

そういうような方向に向かって、今、議員が御指摘のように安全・安心のまちづくり、これを少子高齢化の時代、しっかりとこれをつくっていくんだと。

これが我々の決意でありますので、今後とも多くの機関団体の皆さん、そしてまた地域の皆さんと一緒に、そのような機運を醸成していきたいと、こういうふうに思っているところであります。

おかげさまで、そういう機運は、ほかのまちに負けないように相当進んできているんじゃないかというふうに思いながら、ありがたく思っているわけでありますが、今後とも今言いましたように、いろいろな方面での安全・安心のまちづくり、これを一層推進してまいりたいという決意を申し上げまして答弁とさせていただきます。

○川口 憲男議員

町長、最後にこの防犯のところで10条は私も申し上げたんですよ。憲章ができなかったら防犯の日はどうですかと。ここに町民安全・安心の日の設定ができると制定するものとするということがありましたから、憲章がなればほんならこういう日にちはどうなんですかということを申し上げたいと思っておりましたら、そういう考えがあるということでした。

先ほどの質問の中にも、大事なことから検討したいということでした。

たびたび町長の答弁に検討という言葉が出てくるもんですから、ちょっと友達の辞書を借りてしましたところ、調べ尋ねること、詳しく調べ当否を考えるということでしたんですけど、今、先ほど決意を述べられて、こういう決意なんだということでしたので、ぜひこれが検討でなくして、やっぱし先ほどから申し上げますように、自助・共助・公助の精神ということを強くおっしゃいますから、そこあたりを強く述べた、あるいは安全の日か、あるいは憲章かそこあたりがで

きるように努力をしていただきたいと、この点について要望しておきます。

それともう一点、自主防災の立場から、集落防災無線が50軒を超えるような状況になってきております。非常にいいことだと思います。これが、先ほど町長が申された安心・安全なまちづくりの災害の部門の町内に普及する形になってくると思います。

それで私この前、鶴田ダム管理所長とちょっとお話することがありまして、所長、ダムの放流について、この町の防災無線にも流せる方法はないですかと、川内川流域の方々、我がまちであれば鶴田から二渡の近辺のその流域の方々に放流のサイレンが鳴りますけれども、同等のように、家の中にいらっしゃる方々でも、その方法が流せる方法はないですかと、検討する余地はないですかと言ったら、今後はどうにか私たちのほうもそれを調べてみようということをちょっとおっしゃんですけど、具体的にはまだ話しておりません。

それが、それは何を一番先に言ったかちゅのは、大分前に私も質問したんですけども、小路下手が個別に集落無線に老人の徘徊じゃないですけど、老人の家庭にポケットベルみたいなのを持たせておって緊急なときにそれを発信すると。

ある会社のこの機器メーカーの方が、もうある程度、声を出して川口憲男です、助けてくださいいちゅのが、ある程度できるようにはなつたと。しかし、お金がもうちょっと高いということで、やっぱり集落無線ですか、次第に普及しつつありますから、これが今後、我がまちの防災に非常に役立つときが来ると思います。

そこあたりも、今後のこの自主防災の対応に取り入れていただきたいと思います。それはもう要望しておきます。

それから、町長が申されました、町長、私のほうですけど「自助・共助・公助による災害に強い地域社会の実現を目指して」という、私、こういうパンフレットを仕入れました。

それで、町がしてほしいということじゃないんですけども、例えば、うちのまちでもこれはちょっとカラー刷りをもらえなかったんですけど、防災用品ということで防災12点セット、いろんなのが入って3,000円とか、防災22点セット1万円とか、やっぱり防災を強く言われたり、安心・安全のまちづくりを言うのであれば、これの1つぐらいは、やっぱりまちにロビーでも、あるいはそういう防災のときに置かれて、こういうのを推進されるべきじゃないかと私は考えます。

それでこれももう実際、県のものですからもらえんと思いますけれども。

やっぱり先ほど申し上げましたように、このまちが安全・安心のまちづくりについて、例えば防災についても、こういうふうにして目指していくんだよということであれば、やっぱりこういうことも、これはそんなに値段はしないと思います。まちにも防災マップ等も配付してありますけれども、より簡単に判るような図式じゃないかと思ひます。

こういうようなのを取り入れられて、さらに安全・安心のまちづくりを推進されるような考え方がないか、再度お聞きします。

○町長（井上 章三君）

今、幾つかまた御指摘もいただいておりますので、そういうことも含めて安全・安心のまちづくり、これはもうできるだけ推進を図ると。そして、住んで安心、そして共生・協働で助け合つて末長く生きていけるようなまちづくりを進めていく。これに向かつては、もうできる限りの努力をしていったほうがいいと思ひておりますので、機運も高まりつつありますので、これを本当にまたいろいろと皆さんからも気づいたところは御指摘していただきながら、一緒になって取り組んでまいりたいというふうに思ひます。

○川口 憲男議員

最後ですけれども、ぜひ我々も、もう短い命ですので、ぜひ議員みんなもいい方向性を期待していると思いますので、せめて4年間1回のうちに、こういうのを何度でも議会として取り上げたのがあれしていますよということを何か形に示されたら、また再度やる気の出るみんなだと思いますので、ひとつこういうことは、ぜひまちとして推進をして誠実に向けて取り組んでいただきたいと要望して質問を終わります。

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩します。再開はおおむね2時45分とします。

休憩 午後2時31分

再開 午後2時45分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、10番、新改秀作議員の発言を許します。

〔新改 秀作議員登壇〕

○新改 秀作議員

私は通告書に従いまして、町有財産の管理について3点の質問をいたします。

1点目は、町有財産の管理で現在活用度の低い行政財産の廃止を含め検討はできないか。また、個人が専用的に使用している普通財産の処分の考えはないか。

2点目、各総合支所庁舎の活用策は。

3点目、指定管理施設について、負担の多い施設の検討委員会をつくる考えはないか。

これで1回目の質問を終わります。

〔新改 秀作議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

新改秀作議員のほうから町有財産の管理についてということで3点の質問をいただきましたが、まず、町有財産の管理で現在活用度の低い行政財産の廃止を含めて検討はできないかとの御質問であります。

地方財政が厳しさを増す中で、行政改革実施計画の中でも自主財源の歳入確保対策として町有財産の活用及び処分を位置づけて取り組んできておりまして、これまでも遊休地、町営住宅空き家、公用車などの処分可能な財産等の売却を行ってきております。

現在保有しております普通財産や活用度の低いと思われる行政財産についても、所管している課で廃止・処分の検討を行い、可能なものは普通財産に所管替えを行い、今後も引き続き処分をしてみたいと考えております。

次に、個人が専用的に使用している普通財産の処分の考えはないかということであります。

個人・会社等が専用している土地につきましては、現在のところ貸付けで63件があるということでございます。個人・法人関係に28件、交番・駐在所関係に9件、公民館・公民会等の施設として26施設と。

この個人会社等が専用している土地につきましては、機会をとらえて、できるところは購入の打診を行っておりますが、現在、景気が低迷している現状等から、購入までには至っていない状況でございます。

なお、湯田地区の流水団地につきましては3区画の分譲を行っていましたが、本年度2区画売却できたところであります。今後におきましても売払い可能な土地については、売却する方向で検討したいと考えております。

2番目の各総合支所の活用策についてであります。現在、22年度の本庁方式に向けて水道課・建設課など一部集約を行ったところであり、これにより総合支所に空きスペースが発生いたしております。

現在は、会議室や一部書類等の保管場所などとして利用しておりますが、先般の地方自治法の一部改正によりまして、役場庁舎など行政財産の貸付けが可能となりましたので、公共的団体や外部団体、あるいは民間等への貸付けなど、本制度を活用できる方法を含め、内部で検討をいたしておりますが、現在のところ具体的な結論がまだ出ておりませんので、今後も引き続き検討してまいりたいと考えております。

3番目の負担の多い指定管理施設の検討委員会をつくる考えはないかとのことでありますが、指定管理者制度を18年度から34施設導入をして、今管理していただいているところであります。

17年度と18年度を比較して約1,300万円の削減になり、災害等で2つの施設が少なくなつて32施設となっておりますが、18年度と19年度を比較してさらに1,500万円の削減につながってきております。

指定管理制度を導入したことで、経費の削減が進んできたという実績になっております。

また、本制度を導入してから3年目を迎えておりますが、多くの施設が5年間の指定期間となっており、この期間については協定に基づく管理を行ってまいりたいと思っております。

全体的な公共施設の今後のあり方等については、公共施設に関する検討委員会で今後も検討を行い、指定管理の更新等については、総務担当副町長を会長とする指定管理者制度専門部会を設置しておりますので、導入に関することや施設の適切な維持管理及び経費の縮減等について、この部会で十分協議してまいりたいと考えております。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○新改 秀作議員

町有財産を管理するためには、多額の管理費を使うと思われるわけでございます。必要な財産とそうでない財産いろいろあると思われれます。売却する方向で検討したいという答弁ではございますけれども、私が所管する文教関係で一応管理について二、三お伺いするわけでございますけれども。

前回の議会で出たんですけれども、児童公園の問題、いろいろ17公園があるわけでございますけれども、これは都市計画法あるいは児童福祉ですか、そういう関係で処分はできないということであったわけでございますけれども、この管理の仕方に私もちょっといろいろ回ってみて、あるところに行ったら草が胸ぐらいまでありました、その公園に行ったら。そして、ブランコも下がものすごくほげてそういう状態もありました。

そういう中で、やっぱこの管理の仕方を公民会の中にあたりするわけですから、その辺なんかを草刈りは一応公民会でやってもらって、遊具の点検とかいろいろそういうのはちょっと無理かもしれませんけども、分けて何か条文とか協定なんかでできないものかと思ひまして、今回、このことをちょっとお聞きしたいんですけども。ちょっと管轄外やけど、副町長でも構いませんけども。

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

それぞれ行政目的を持った公園ということでございますが、やはり公園というのが不特定多数

の方々っていうのが使用されることになっております。

特に、都市公園につきましては、土地の減歩によって都市計画区域内に設置をした、いわゆる区画整理地域内の公園というのは、これはもういわゆる面積というのが定められておりますので、これらの面積の変更というのはできないわけですが、普段はやはりいろんなゲートボールなんかに使われるところ、そういう場所だけは使用者としてそれぞれの管理をしていただいているところもあるようでございます。

ただ、やはり児童公園等が、最近の児童数の減少等に伴いまして使用されないという実態もございます。特に、この公民会が通常、一般的に不特定多数の方々が入らないような公園、こういうところの管理というのは非常に私ども困っておりまして、それぞれマンパワーによって職員も出かけながら草払い等もやっているわけですが、なかなか夏場になりますと、やはり1週間もしますと使用に耐えられない状況になってくるという実態がございます。

何せそういう財政的な面でのいろいろな管理不足というのものもあるわけですが、極力、そういう部分では今後もマンパワーを当分は活用しながら管理をしていきたいというふうに考えておりますし、また、特にそのもうある程度地域に限定されるような公園、こういうところについては、従来から各公民会にもお願いをしながら、あるいはまた使用者側にもお願いをしながら管理を行ってきているわけですが、徹底しておりませんので再度これについては協議をさせていただいて、ぜひ町民の皆さん方の協力も求めてまいりたいというふうには考えております。

○新改 秀作議員

実を言うと、非常に利用者は少ないんでわけですね、もう非常に少ないんです。それで、やっぱり一つは荒れるのかな、草が生えたりするとあれかなと思ったいもするんですけども。

いろいろ指導ができるところは指導をして、なるべく公園として謳ってあるもんですから、見苦しいですね。非常に見て感じも悪い。その土地は多分地元、町有地じゃないかもしれませんが、地区のところには町有地のそれがあるのかなと思ったりも、聞きやせんかったんですけど、見て見苦しい状態もあるようでございます。

その辺はまた指導、地区の方と協力してマンパワーでもやって維持管理に努めていただきたいと思いますと思うところでございます。

それから続いて教職員住宅のことをちょっとお伺いするわけですが、町有住宅も処分すること、売却の方向で処分するものはするということで理解したらいいですか。

○教委総務課長（山口 正展君）

教職員住宅で教職員の入居が長期的にない場合につきましては、一般貸付けを行って住宅の有効利用を図っているところでございます。

教職員住宅は行政財産でありますので、所管している教育委員会で廃止処分等検討をしながら、長期的に入居がない住宅、それから耐用年数が過ぎまして、今後も入居が見込めない住宅等につきましては、用途廃止をいたしまして普通財産に所管替えをして処分をしてきたいというふうに考えております。

○新改 秀作議員

何で言うかということ、やっぱり話を聞くとところによると、土地の場所もよかったりするもんですから、売ってもらえるもんなら買っていいんですけども、という人もおるようですので、そういう人なんかおるもんですのでお聞きしたいわけですが。

もうついからですから、今の管理、非常に教職員住宅というのは、家賃が7,000円から2万2,000円まであるようでございますが、年数も昭和50年から平成元年が一番新しいわけで

すか、非常に家賃も安いし、私から考えれば所得率によって家賃を決めてもいいのかなちゅ思ったりもするんです。

家賃は安いところで、私がこの前の一般質問でも言いましたけども、家賃が安かうえ、公民会には未加入で何ちゅこっかということを言われたわけですけども、その辺の、まあついでですから、どのようなお考えですか。

○教委総務課長（山口 正展君）

教職員住宅の建築年度を見てみますと、一番古いのが昭和45年建築でございます。入居料でございますが7,000円となっております。一番新しい住宅が平成15年建築となっております。一番高い教職員の住宅料が2万3,000円ということでございます。

公立学校共済の資金によりまして、教職員住宅を建設する場合には、やはり教職員の福利厚生施設の一端であるということで、住宅料につきましては、ちょっと安い料金でという考え方がございまして、住宅料金の設定になっているというふうに聞いております。

そういうことでございますが、先ほども申し上げましたように施設につきましては、教職員の入居が少ないということで、なるべく施設の有効利用という観点から一般の方々に貸付けをしているという状況でございます。

住宅地域の公民会に加入していないということも聞きましたので、その方々につきましては、こちらから出向きまして、一応そういう加入していただくようお願いをしたところでございます。

一応、今後の件につきましては、入居の申込書の中に一筆入れて地域の公民会に加入して、地域活動に参加するよにということで、一筆入れてしていくように今実施しているところでございます。

○新改 秀作議員

私もこの前もちょこっと申し上げたんですけども、要するに不公平と一体感の問題なんですよ。その辺の会うたびに言われますので。

個人が専用的に使用している処分の、今までに交渉をしているけど、いろいろ不景気でちょっと進まないということですけど、やっぱり交渉はしていただきたいと。いろいろこれも財政的にもやっぱり交渉を続けていただきたいと思っているところでございます。

それから、総合支所の活用策でございますけれども、引き続き検討してまいりますというのが今あったわけでございますけれども、この22年度から我がまちも本庁方式ということで、決算委員会の席でもまずは管理職からというふうな感じで、いろいろ答弁あるいは報告があったわけでございます。

この本庁方式に対しまして、住民の方がまだよく理解がないようございまして、全部引き上げて、こっちさいくつとやろかいというようなことも、私も何人かに聞いているわけでございますけれども、この理解をどのようにして、住民に理解されるように町長は今からお考えなのか、伺っておきたいと思います。

○町長（井上 章三君）

本庁方式という言葉だけを聞きますと、全部が引き上げるんやないかというふうに、そういう方向にいくのかというふうに心配される方が出てくる可能性があるというのは、ある程度想像がつくわけですが、決してそうじゃないということは、いろんな機会に申し上げてきておりますし、議会でも語ってきていると思っております。

そういう点では、まだどの程度どういう形にするかというのが、定かにこうまだ集約されておりませんので、そこらを集約しながら、またそこらをきちっと住民の皆さんにも説明をするとい

うことは必要だろうと思いますし、また新年度に向かって公民館長や公民会長の皆さん方との研修などもありますから、そういう機会とかいろいろな機会を含めて、また説明を誤解のないような形にしていくということは大切だろうと思っておりますので、そのようにさせていただきたいと思います。

○新改 秀作議員

本庁方式に向けて、サービスの低下はもちろん招かないようなことが大事なんですけれども、窓口もちゃんとやりますよ、心配ありませんよというふうな感じで、やっぱりそういう住民に理解を得られるようにひとつ周知徹底をお願いいたします。

それから、活用策ですけれども、私たちが去年、ことしですね、文教委員会のほうでいろいろ調査をさせていただきました。福岡、それと大分ですかね、その中には、施設で、子育て支援の関係、あるいは高齢者学級、いろいろ民間を取り入れた施設の有効利用というのを勉強させていただいたわけでございますけれども、その中に、ある市で会議室を利用してだれでも自由に入りができる託児所ですね、キッズステーション、あるいはボランティアの方に委託してそういう託児所関係、そういうのをやっていたようでございますけれども、やっぱり私は優秀な職員もたくさんいるわけでございますから、アイデアに飛んだ職員の提案制度を設けてやるべきじゃないかと思うんですけれども、町長はいかがなものですか。

○町長（井上 章三君）

今、職員の提案制度ということを言われましたが、これは提案制度というのをつくって、これを募集しているところであります。

しかし、提案の申し込みがまだ少ないのが実情でありまして、１９年度に１件、今年度に１件上がってきておりますが、上がってきたものを行政改革審議会、あるいは行革の特別委員会でも、こういうものを検討しながら、活用のできるところから活用していくというふうにしていこうとしているところでございます。

先日、２１年度の当初予算の編成説明会を行ったわけでございますが、この職員の提案制度の促進についての説明も行っておりますので、いろいろ気がつくところをどうしたらいいかという、そういう前向きな提案に対しては、これは今後とも促進を図りながら、できるだけいい提案は活用していくというふうにしていきたいと思っております。

○新改 秀作議員

提案制度を設けてやっているということですが、余り目に見えてこないものですから、聞きませんでしたので一応申し上げたわけですが、いろいろ住民に対してもいろんな提案を公募したり、いろいろやってもいいんじゃないかと。

要するに、みんなやっぱり心配するわけですよ。立派な庁舎が建っていますからね、向こうも。（「どこち言えよ」と発言する者あり）薩摩支所も立派な公舎が建っているものだから、何にしやったらいいかちゅて、いろいろみんな住民の方が心配されているようでございますので、真剣に考えていただきたいと思います。

次に、指定管理の負担の多い施設の検討委員会でございますけれども、ちょうどまたこれも前回の委員会でございますけれども、プールのことについていろいろ出たわけですが、このプールを加温であったと。私たちもそのときに初めて聞いたんですけれども、加温でやってよく採算がとれるなという、何ですのかなちゅう思ったんですけれども。

このプールに関しては今後どのようにお考えなのか。副町長でも所管がちょっといませんで、将来的な方向性でいいですから、お答え願います。

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

あび〜る館のプールの関係でございます。最近のこの燃料高騰によりまして、非常に管理費がかさんでいるということで、指定管理者のほうからも申し出があったところでございます。

このプールにつきましては、やはりこちらの旧宮之城町の温泉プールとあわせて、2カ所、室内プールとなっております。旧薩摩のほうも簡易的な施設になっておりますけれども。特に、この冬場に泳げるということで、いわゆる学生の皆さん等にとっては、非常にこう重宝されているということでございます。

ただ、非常に管理経費が上がるということで、現在は、当初は開館のときには温泉を使ったようでございますが、そのマンガンが多くて非常にプールが汚濁しやすいというふうな懸念がされたということで、急遽また加温されたということで、水だけで循環させながら加温されたということでございますが、最近、この燃料高騰に伴いまして、温泉を半分ほど活用いたしましたところ、かなり水温が上がってきたということで、いろいろこう燃料も少なくなっているようでございます。

予想以上に燃料が少なくて済むというようなことでございますし、また、プールが時間が過ぎますと、現在はシートをかぶせるようにされているようでございますが、これによって大分保温力が出てきたということでございまして、燃料も相当数こう減少しているということでございます。

したがいまして、しばらくはこういう状況を見ながら、今後どうしていくかということでございますが、9月定例議会の中で温水プールのほうにつきましては、毎週火曜日は休館ということになっておりますし、またこのそういう保温対策等によりまして、燃料高騰の対策が何とかこうしのげるんじゃないかというふうなふうに考えております。

現在は、油等も大分値が下がってきておりますので、こういう状況等を踏まえながら、今後どうしていくかということになってくるかと思うんですが、やはり使用される側、やはりその競技をされる児童・生徒さんもいらっしゃいますし、やはりその温水の中で長時間にわたって歩行をされて、いろんなこの健康づくりをされている方もいらっしゃるようでございますから、極力使用できる方向でいろいろこうまた指定管理者のほうとも検討してまいりたいと。ですから、当分はこういう方向でもって管理運営をしていきたいというように考えているところでございます。

○新改 秀作議員

私も何か広報か何かでちょこっと見たわけでございますけれども、来月から水中ウォークですか、そういうのを何か募集が健康増進課のほうでもあったようでございますけれども、そういう関係でどうにかなるんだったら、それでいいし、そういうことをまたあとで言いますけれども、なるべくならそれを含めて早目に検討委員会、またあとから専門部会がいろいろのことで、私も言いますけれども、その中で早目の検討を必要じゃないかと思えます。

それから、日ごろから利用者の声や施設の状況を踏まえて、いろいろ利用者の満足度調査ですか、これは今まで何回やられたものか。所管がないからちょっと判りませんけども、こういう全体の指定管理の満足度調査というのを何回ぐらい今までやられたものか。

○行政管理室長（萩原 康正君）

指定管理に移行になって、利点があったかどうかという調査を、私が来てから1回は調査をやっております。委員会か、特別委員会かちょっと記憶にありませんけど、ある程度のアンケートはとれましたということで、1回報告をしたような気がいたしております。

○新改 秀作議員

この調査も1回、課長もちょっと覚えてないと。せめて1年に一遍ぐらいはやってもらわないと、やっぱり利用者の声を聞くわけですよ。あすこのがいけんやった。料理にしても、あすこの

料理はおいしいけど、ここのはまずいですよちゅうて、そういう話を聞いたりいろいろ聞くわけです。温泉に対しても何もかも。

やっぱりこういうことが一番大事であって、それをしてサービスの言わば向上につながるとかいろいろあるから、やっぱり私はこのあとでまたこの専門部会の意義を言いますけれども、そういうのをやっぱり最低1年に一遍ぐらいやってもらわないと、全然向上にはつながらないのじゃないですかね。その辺もちょっと要請しておきます。担当がいらっしゃいませんので。

先ほど、この専門部会の設置ちゅうて今あったわけですがけれども、私もこの部会についてちょっと聞いたんですけれども、今、立ち上げのときに1回しかしていない。その専門部会は何をどういう意味があるのかなちゅう私は思うわけですがございますけれども。町長はこの専門部会に基本的にどのような指示をされるのか。

この専門部会は、まだ立ち上げのときにしただけやから、今からもうしないち思て。指定管理が5年やったら、その前にこれをやろうかなちゅう思っていらっしゃるものか。その辺をどのようにお考えなのか。基本的に何をどう指示をされるのか、ちょっとお伺いいたします。

○町長（井上 章三君）

これは、指定管理者制度を導入する中で、こういうような専門部会をつくって、この検討をしてきた経緯があると思っておりますが、総務担当副町長を会長として、部会を開きながら検討してきたということでもありますから、ちょっと中身を私もよく、どうなったかということをよく聞いていない面がありますので、副町長のほうに直接、答弁をさせてみたいと思います。

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

この専門部会の設置規程というのの内規を設けておりまして、これらでいわゆるいろいろこの課題を整理していくということをいたしているわけですが、特に現在まで大きな問題が生じておりませんので、これについては必要な都度開催するということを前提に設置いたしているところでございます。

ただ、ただいま御指摘のありました今後のそういう指定管理者に指定をしている施設の利便性の向上とか、いわゆるサービス内容の向上ということにつきましては、これまで指定管理者をした以降、その観音滝につきましては総合支所、あるいはまたあび〜る館につきましては鶴田総合支所のほうで、日常的にはいろんな事務連絡をとっておりますし、いろんな問題等が生じましたら、本庁のほうからも出かけて、それぞれまた指定管理者のほうとも協議を行っているところでございます。

また、毎月ほど、そういう利用状況等についての報告書もまいっておりますので、そういうものを見ながらまた随時必要な部分については連絡調整を行っているところでございまして、特にこのいろいろ修繕等につきましては、その都度いろいろ職員が直接出向きまして調整を行っておりますので、特に大きな問題を生じていないというふうに考えているところでございます。

○新改 秀作議員

今は、副町長にはちょっとあれですがけれども、町長の姿勢なんですよ。何にも起こっていないからちゅうんじゃないくて、我々はこの指定管理に相当何千万ちゅうお金を払っているんですよ。

それで、こういうなんかも経費の問題やいろいろ検討をする中で、やっぱりこの条例にありますように、さつま町プロジェクトチームの設置というのなんかもあるわけですから、町長は、重要施策について計画して調査研究いろいろそういうものができるプロジェクトチームもつくることはできるとこういうのがあるわけですから、町長もこういう、ちった指導力を発揮していただきたいと。何かこうあれが生ぬるいというか。

何かそれで、こういう専門部会というのは、何か指定管理をするときにただ指定するだけのこ

とだから、常にやっぱりせめて1年に一遍ぐらいいろんなことを、ここも所管のほうに全部任せているわけで、そういうのじゃなくしてみんなやっぱり寄ってプロジェクトチームもつくって、真剣にやっぱり町長も指導していかんのじゃないですか。町長、どうですか。

○町長（井上 章三君）

これまで歩んでくる中で、そのときどきでいろんな課題が出てきます。そういうことに対しては、プロジェクトチームと言えばプロジェクトチームということになりますが、横断的な調整会議というのを持って、必要に応じて三役も四役も当然入って、そういうことに対する検討は随時やってきております。そういうことも全くしていないというふうなことは全くありません。

それで、そうしながらいろんな問題を乗り越えながら、今日に来ているということでありまして、そのようなシステムはちゃんと機能しているということでございます。

○新改 秀作議員

そういうのはやっているということを言われますけれども、やっぱりこういうものをつくったんだよという。何でもですがね、町長。やっぱりそこが、町長がそこがあったらもう何ちゃわならんたろうけど。

何でもやっぱり私たちが子育て支援をする、何をするち言っても、町長がこれをやりなさいとか、自分から先頭になってこれをほならつくりなさいというふうなことが、今までなかったですがね。

それでやっぱりこれなんかも、ちょっと名前がいいですがね、プロジェクトチーム、名前があつたがいい。それで名前がよければ何もかんもいいですから、名前なつとでつけちょけば。専門部会というても、開けてみれば何も知らなかったですから、やっぱりこういうのは何かこのパフォーマンスが必要なんですよ、町長、パフォーマンスを。そういうことを要請しておきます。

もう最後になりましたけれども、財産の所有財産の管理について、ちょっと一言。過去においても、何らかの事情で町有財産となったものもあると思われるわけでございます。土地、建物、住宅、公園等、有効利用されているもの、そうでないものがあり、まだ必要なものもある、必要でないものもある、今後においても財政需要にも入るし、整理すべきものは整理して、有効的な管理を要請しておきます。終わります。

○議長（濱田 等議員）

次は、15番、別府静春議員の発言を許します。

〔別府 静春議員登壇〕

○別府 静春議員

私、通告書を出しましたところ8番目でした。そのようなことで、あしたの1番目だろうなというふうに思っていましたところ、きょうのトリになっておりました。

そのようなことで、きょうは出てくるときにやはり一般質問はどうか5時半ごろだろうなと思っていました。前の7人の方が、非常に政策がよくかみ合って、スムーズに終わって早くここに登壇できました。そのようなことで、ゆつくりとさせていただきたいと思います。

私、通告書に従いまして、2項目について質問をいたします。

まず1項目目の1点目、不在森林所有者の実態把握についてであります、「2005年農林業センサス」によると、我がまちの不在森林所有者の持つ森林面積は、1,847ヘクタールと、私有林の15.4％を占め、所有者の中には自分の山の場所が判らない、間伐・保育をしたいが依頼をどうすればよいかと話す人がいると言われています。

また、森林の間近に居住するものほど、日々の生活と直接かかわりの深い山崩れなど、災害を防止する働き、機能を重視する傾向があり、不在森林所有者の増加が進行していくことを危惧さ

れているとも言われています。

なお、森林法の改正により、首長は、私有林の保育・間伐等について施業するよう勧告ができるようになりました。

そこで、災害を防止し森林の広域的な機能を発揮するには、不在森林所有者の実態を把握することが喫緊の課題であると思うが、把握の実態と今後の取り組み方についての考えをお伺いします。

2点目、ふるさと森林管理促進事業についてであります。平成20年6月15日付、南日本新聞に「不在所有者に森林間伐促す」の記事を見て調査をしてみました。一部抜粋してみますと、「林野庁が都市部に住む不在所有者による森林の放置を抑制する対策を強化している。2008年度は、前年度の約2.7倍の予算4,000万円を使い、全国各地で不在者を集めた座談会の開催を支援、間伐をはじめ、所有林の手入れを地元の森林組合に委託するよう働きかけている」とありました。

この事業を実施している事業体、森林組合は、県下8森林組合で旧薩摩東部森林組合も実施しており、20年度も実施対象となっております。

ふるさと森林管理促進事業の目的は、森林資源は充実しつつあるものの、木材価格の低迷等から、間伐・保育経費が賄えない状況にあるため、管理不十分な森林が各地に顕在化しつつあり、中でも不在村者の所有する森林については、林業生産活動はもとより森林の広域的機能の維持にも支障を来たしかねない状況にある。

そこで、市町村と林業事業体が地域の森林の状況把握を行い、不在森林所有者に対して森林整備の普及啓発を行うことにより、地域森林の適正な整備管理を促進、推進するものであります。

旧薩摩東部森林組合の事業実施状況を、平成16年度から19年度までの4年間を見てみますと、森林会議の案内状、間伐・保育の必要性と現状写真、アンケートを入れて、226件の案内状を送付しています。うち返信のあった数は77件で、森林会議出席相談者は32名、鹿児島市内で開催され、保育・間伐実施契約まで結びついた件数と面積は31件（39町9反4畝）で、確実な成果を上げていますが、案内状を出して返事が返ってくるのは3.4割しか過ぎません。

このことは、返信したいがダイレクトメールであるため、現代の世情から個人財産への疑念も一因かと思うところです。

平成19年2月、政府一体となって「美しい森づくり推進国民運動」の第一に、不在村森林所有者に対する「自分の山再発見運動」の呼びかけを掲げています。我がまちとして、この運動に積極的に取り組む考えはないか、町長の見解をお伺いします。

2項目、1点目、北薩森林管理署の職員住宅対策についてであります。北薩森林管理署が我がまちに来ていただき、森林林業行政に携わってきたものとして、ひとしお感慨の念を抱いているものであります。

北薩森林管理署は、平成19年3月より業務を開始し、旧大口、旧出水、旧川内営林署管内3万3,165ヘクタールの国有林を、国林共通の財産「国民の森」として管理経営に携わっている機関であります。

職員住宅については、署所在地が基本で各署所在地職員住宅が建設され、大口市、出水市、薩摩川内市から通勤されており、北薩森林管理署として署所在地に職員住宅建設の要望がなされているが、財務省が難色を示しているとのこととあります。

私も山仕事に携わってきたものですが、仕事は机上だけではできず、現地に足を踏み入れないと仕事ならず、調査などは現地の手助けが必要で、どんな山奥でも現場午前8時から午後5時までの勤務で、自宅、署、現地、署、自宅への勤務が多い職場であります。

署所在地建設要望に対し財務省の言い分は、通勤圏１時間以内と耐用年数で難色を示しているとのことであります。通勤時間は１時間以内の圏内ではありますが、公共交通機関の発達している都会と、地方公共交通機関の判らない霞ヶ関の発想であります。

耐用年数については、大口市にある職員住宅、築１１年集合住宅、出水、築１３年集合住宅、川内、築３１年アパートと築４１年戸建６戸であります。

なお、署長・次長は、署所在地居住が課せられ、本庁の民間借家住まいであり、参考ながら署長は川内営林署からでしたが、署長官舎はさら地になったそうです。

耐用年数から見ますと、川内にある官舎は耐用年数を過ぎています。北薩森林管理署が、我がまちに職員住宅建設を要望されている事実と定住促進政策の観点から、我がまちとして要望活動を展開する考えはないか、町長の見解をお伺いし、１回目の質問を終わります。

〔別府 静春議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

別府静春議員のほうから、いつもながら非常に専門的な質問をいただいております。通告に従いまして、まず回答してみたいと思います。

まず、不在森林の実態を把握されているかとの質問でございますが、以前、県の指導もありまして、また森林組合からの要請もあったことから、不在森林の調査を行ったことがあり、そのときに整備した台帳を所有しております。

それによりますと、町内におおむね１万２、０００筆の町内不在所有者の持つ森林が存在するようであります。

今後の取り組みであります。現在、所有しているこの不在森林所有者の台帳を、現況にあわせ修正する作業に加え、森林簿との整合性を図ることが課題であると考えておりまして、またこれを有効に活用することが森林の整備につながるものと考えます。

しかしながら、これらは、個人情報に属するものでありますので、取り扱いについては十分注意を要するものと考えております。

次に、ふるさと森林管理促進事業の件でございますが、この事業は森林組合が事業主体で、県から直接事業主体に補助する事業となっております。

内容については、議員の説明のとおりですが、不在森林所有者を集めた相談会を開催すると聞いております。

町は、これにどのように参画されているかとの質問であります。現在、町は直接これに参画はしておりませんが、対象地区の選定やその地区の不在森林所有者の情報提供など、できる範囲で協力は行っているところであります。

今後におきましても、情報提供などできる範囲ではありますが、要請があれば対応してまいりたいと考えております。

次に、北薩森林管理署の職員住宅についての質問に対してお答えいたします。

現在、森林管理署には、約７０名の職員の方々が在職されているようであります。そのうち、正規の職員は３６名であり、うち１２名は管内各地にある森林事務所に勤務されており、署に勤務されているのは、実質２４名と聞いております。署では、現在、薩摩川内市、出水市及び伊佐市に職員住宅を所有しておられ、ここにあわせて２０戸が収容できるということであります。

また、伊佐市のものは平成９年、出水市のものは平成７年にそれぞれ建設されており、まだ比較的新しいと聞いております。

署内でも、現在の庁舎を建設されるときに、同時に職員住宅の建設についても検討されたよう

であります。現在所有している職員住宅がまだ比較的新しいことを理由に見送られてきた経緯があるようであります。

現在、署に勤務をされる方々のことや、本町への定住促進のことを考えると、本町内に職員住宅を建設していただいたほうがいいのではないかと考えますが、署の考え方なども考慮した上で、必要ならば議員が提案されるように、職員住宅を建設していただきたいという要望を上げてまいりたいと思っております。

そういう点で、今の署の考え方なども伺いながら、そのようなまた取り組み、要望については検討してまいりたいと考えているところでございます。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○別府 静春議員

不在森林所有者の実態把握について、2回目の質問をいたします。

不在所有私有林は、町有林経営面積1,638ヘクタールより多い面積の1,847ヘクタールであり、過去の「農林業センサス」のデータを見ても、不在森林所有者は年々増加しております。

先ほど1万2,000筆というようなことがございましたが、前にされたということですが、相当また増えているだろうというふうに思っております。

県の林家平均面積は、1.01ヘクタールでありますので、やはり1,500人から1,800人ぐらいの不在森林所有者ではないかと察します。このことからこつこつ台帳整備を行い放置森林の整備解消に努め、災害に強いまちづくりを貢献されるように要請し、この件については終わります。

ふるさと管理促進事業についてでございますが、さつま町の森林整備計画書は、私有林の施業規範として基本方針は策定されることになっており、計画書を一部抜粋してみますと「増加傾向にある不在村所有者には、ダイレクトメール等で連絡をとり、森林施業の共同化を進める」とあります。

そこで、主管課長に2点について伺います。

1点目、森林組合が実施しているふるさと森林管理促進事業は、森林所有者の掘り起こし座談会、保育の提案。そして間伐等のハード事業へとつながっていく事業であります。

先ほども述べましたが「山の手入れをしませんか」と現況などを入れた案内状を226件出して、77件（34件）しか返信がなかった事実は、不在森林所有者のほとんどが二世で、現在の世情から財産をねらわれているのではないかと不安があるのではとも察せられます。

そこで、森林組合が出す案内状と一緒に、役場がこの事業を推進している旨の文書を同封すれば、回収率が上がると思うところです。文書を同封して推進する考えはないか、1点。

2点目、返信があった方々を集めた相談会が、今年度は1月17日、18日、場所は自治会館で開催されます。

不在森林所有者との対話は「森林組合で何ですか」から始まり、行政と一体となって不在所有森林の整備対策を進めていることを印象づけることが、所有者の信頼を得る近道であります。ところで、相談会に担当者を出席する考えはないか、2点について伺います。

○耕地林業課長（山口 良一君）

お答えをさせていただきますが、まず1点目の不在森林所有者への森林組合が出す案内状と一緒に、役場がこの事業を推進している旨の文書を同封して推進する考えはないかということでございますけれども、一人でも多くの不在森林所有者に関心を持っていただくということにつきましては、非常に大事なことというふうに思っておりますし、このことを通じて森林の整備が進んでいくということが、この事業のねらいというふうに思っております。

なかなかこの不在森林の整備が進まないということでもありますので、非常にこのありがたい事業でもありますので、私ども行政も一体となって進めていければと、いうふうに考えるところでありますので、期間的に間に合うのかどうか少し判りませんが、できるだけ善処をして一緒になってやってまいりたいというふうに思います。

それから、2点目の相談会への担当者の出席であります、これまでも開催されているということでもありますけれども、町への要請がこれまではありませんでしたが、森林組合が事業主体でありますので、組合のほうからあるいは県のほうからでも要請があれば、一緒になって相談会に出席しながら、森林所有者のその森林整備の推進といいますか、行っていきたいというふうには考えております。

○別府 静春議員

1点目はいい返答をいただきました。2点目につきましても要請があればというお答えでございますが、私は我がまちの森林であり首長が施業勧告までできる権限を持っているという観点。そして、よそに出ている人が我がまちのことで相談に見えるわけですから、町の職員がそこに顔を出しておってくれば、非常に心強いというふうに思っています。

要請がなくても出席していただきたいと思いますが、町長、どういう考えであるか、町長に見解をお伺いします。

○町長（井上 章三君）

森林整備ということは、大切な問題でございます。この相談会に本町からの関係の人たちも集ってくるということがあれば、そういうような一緒になって対応するということは望ましいことだと思っておりますので、そのような状況を見ながら、できるだけ努力をしたいというふうに思うところで。

○別府 静春議員

課長、町長、すばらしい答弁をいただきました。どうもこの件については終わります。

北薩森林管理署の職員住宅対策についてであります、現在の職員数は、先ほども答弁の中にもありましたが、現業職を含め70人で本署24人、通勤状況ですが、我がまちに3人居住、大口・出水・川内公舎から15人通勤され、8人については家族住まいであります。

我がまちに職員公舎ができますと50名以上は人口増となり、基準財政需要額等々を勘案しますと250万から300万円の収入が図られ、町内による購買等を考えると、町の活性化、定住対策に大きな役割を果たします。

私も北薩森林管理署のほうから要望を出しているというような話を署長からも聞きましたので、この一般質問に立ったわけでございます。再度、町長の決意を伺います。

○町長（井上 章三君）

この住宅が、我がまちに建設されることは、望ましいことはもう当然判りきったことでありまして、ただこの庁舎の建設のときに、この職員住宅の建設までは御指摘がありましたように、財務省のほうはなかなか厳しい、そしてまた林野庁のほうもなかなか厳しい事情の中で今運営をされているわけであります。

それで、一番そういう中で可能性がどうなのかということは、署のほうが一番また状況は把握しておられると思うんですけれども、そういう中で町からそういう要望書を出したほうが話が進みやすいんだというようなことが、そして今そういうふうな状況にあるということであれば、それはもう要望書を出すことはやぶさかでないわけでありまして、出しても全く今見通しが無いという中で、ただむやみに出すことは、それはまたどうかという意味でありまして。

ですから、そこらのところは、気持ちは一緒だと思っておりますので、管理署のほうとまた状

況をよく相談をしながら、そのほうが向こうとしても助かるんだということであれば、もう早速そういう要望は出したいと。もうつくってもらうことは、我々としては全くもう望むところでありますし、当然のことであります。

そういう意味で、先ほど回答を申し上げました。そういう職員住宅が実現することを祈念しながら、また打ち合わせをしていきたいというふうに思います。

○別府 静春議員

今、非常にいろいろテレビ、新聞を賑わしているところの生活支援定額給付金、これが赤ちゃんから年寄りまで1万2,000円から2万円と。我が国の人口は1億2,700万ですので1円ずつ給付しても1億2,700万。これを1万2,000円から2万円ずつ上げるよと簡単に決められる政府。

そこを考えたとき、私はやはり我がまちにこういうものを持ってくるということで、やはり要望書まではまだいかなくても、あらゆる機会を通じて町長の人脈、政治手腕によって、ひとつ住宅をつくるには、4、5千万ぐらいあればできると思います。

そのようなことで、それも一つのやっぱり活性化になるわけでございますので、財務省、林野庁を動かすようなひとつ町長の政治手腕に期待をいたしまして、質問を終わります。

△延 会

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。本日の会議はこの辺にとどめ延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、本日の会議は延会することに決定しました。

明日は午前9時30分から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれで延会します。

延会時刻 午後3時51分

平成20年第8回さつま町議会定例会

第 3 日

平成20年12月9日

平成 20 年 第 8 回 定 例 会 一 般 質 問
平成 20 年 1 2 月 9 日 (第 3 日)

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 の 要 旨
1	(2) 市 来 修	1 地域経済振興対策の考えについて (1) 農商工等連携促進法による地域経済振興対策が必要と考えられるが、町長の所見を伺う 2 本庁舎建設問題について (1) 本庁舎建設問題について、3月議会で木造建築での考え方を質問したが、答弁として地域審議会、振興計画審議会に諮問したところである。また、内部の検討委員会でも検討している。今後は、公民館長会、公民会長会でも意見を聞いていくとのことであった。その後の進捗状況について伺う
2	(16) 舟 倉 武 則	1 激特事業の進捗状況と穴川橋架橋について (1) 平成18年7月22日の河川災害に関して川内川中流域にある本町関連事業の進捗状況は (2) 穴川橋工事に伴う交通規制について 2 商店街の振興対策について (1) 住民ニーズをとらえた商店街活性化について検討の余地はないか (2) プレミアム商品券の発行後のその効果をどのように掌握されているか (3) 2008ねりんピックによる効果は
3	(7) 米 丸 文 武	1 求名交差点及び県道改良計画について (1) 本年11月11日、国道267号求名交差点で、大型ダンプと横断中の83歳女性との間で交通事故が発生し、2日後にその女性は亡くなった。この交差点では、これまでも交通事故が多く発生し、住民から早急な改良の要望があり、国道の拡幅が実施されつつあるが、次の点について交差点改良の具体的見込みを伺う ア 国道267号求名交差点の改良計画について、用地買収も終了していると思うが、いつごろ完了する見込みか イ 県道薩摩祁答院線求名地区の拡幅計画について、住民から早急な改良が望まれているが、具体的な実施計画は 2 町道改良について (1) 町道戸子田熊田線の改良について、一部測量されてから数年経過しているが、改良計画はどのようなになっているのか
4	(23) 中 尾 正 男	1 公民会合併推進方策について (1) さつま町の公民会数は、平成19年度末で143公民会となっている。また、世帯数30戸以下が24公民会、人口100人以下の公民会が40公民会となっている。高齢社会が進行する中、このままでは近い将来、公民会の運営が困難となることは明らかである。公民会の合併は、行財政改革にもつながり、早い対応が望まれる。 行政が、地域審議会等の協力を得ながら合併モデルを作成し、

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 の 要 旨
		合併を推進する考えはないか
5	(22) 新改 幸一	1 健康管理推進について (1) 平成20年度予算では、1日人間ドック受診者に対し節目の年で助成金が支払われることで事業推進されたが、前年度と比較して受診者数はどうなっているのか (2) 過去に1日人間ドックを利用された方々より助成金支出について前年度同様にしてほしいという声を多く聞く。新年度計画に予算化する考えはないか、町長の考え方を伺う
6	(20) 山崎 文久	1 農業振興策について (1) 資源循環型の「菜の花プロジェクト」振興の考えはないか 2 食育について (1) 学校給食に栽培履歴の明確な地域農産物を積極的に使用する考えはないか (2) 毎月18日を「おにぎりの日」として推奨する考えはないか
7	(9) 平八重 光輝	1 農作物の価格補償制度を (1) 農作物の価格は、市場価格か買い手側の言い値で決まるものがほとんどである。特に米は、生産者に利益が出ない価格であり、野菜等も同様である。 食料自給率向上のためにも価格補償制度が必要ではないか 2 温暖化対策のため緑のカーテンを (1) 地球温暖化の影響で今年の夏は、特に暑さが厳しかった。学校や公共施設の窓側に、ヘチマやゴーヤ等による緑のカーテンで温暖化対策に努める考えはないか

平成20年第8回さつま町議会定例会会議録

(第3日)

○開会期日 平成20年12月9日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(27名)

1番	高 嶺 実樹雄	議員	2番	市 來 修	議員
3番	平 田 昇	議員	4番	新屋敷 浩	議員
5番	肥 後 紀 康	議員	6番	木 下 敬 子	議員
7番	米 丸 文 武	議員	8番	麥 田 博 稔	議員
9番	平八重 光 輝	議員	10番	新 改 秀 作	議員
11番	楠木園 洋 一	議員	12番	宮之脇 金次郎	議員
13番	柏 木 幸 平	議員	14番	久 保 道 夫	議員
15番	別 府 静 春	議員	16番	舟 倉 武 則	議員
18番	田 中 伸 一	議員	19番	柳 田 隆 男	議員
20番	山 崎 文 久	議員	21番	岩 元 涼 一	議員
22番	新 改 幸 一	議員	23番	中 尾 正 男	議員
24番	東 哲 雄	議員	25番	川 口 憲 男	議員
26番	内之倉 成 功	議員	27番	木 下 賢 治	議員
28番	濱 田 等	議員			

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	和 気 純 治 君	議事係 長	丸 田 忠 君
議事係 主幹	平木場 達 郎 君	議事係 主査	垣 内 浩 隆 君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	井 上 章 三 君	教育委員 長	大 園 勝 君
副町長(総務)	宮之脇 尚 美 君	教 育 長	福 満 隆 徳 君
副町長(経済)	山 下 彦 志 君	教委総務課 長	山 口 正 展 君
企画広報課 長	中 村 慎 一 君	学校給食センター所 長	上久保 澄 雄 君
健康増進課 長	楠木園 建 雄 君	農 政 課 長	赤 崎 敬 一 郎 君
災害復興対策課 長	坂 本 正 己 君	建 設 課 長	脇黒丸 猛 君
総 務 課 長	湯 下 吉 郎 君	すこやか長寿課 長	小椎八重廣 樹 君
教委社会教育課 長	堅 山 修 啓 君	商工観光課 長	橋之口 幸 男 君
財 政 課 長	二階堂 清 一 君		
環 境 課 長	日當瀬 修 二 君		

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○議長（濱田 等議員）

おはようございます。ただいまから平成20年第8回さつま町議会定例会第3日の会議を開きます。

△日程第1「一般質問」

○議長（濱田 等議員）

日程第1「一般質問」を第2日の会議に引き続き行います。

2番、市来修議員の発言を許します。

〔市来 修議員登壇〕

○市来 修議員

けさ、来る途中にこんな話をしかたでした。最近の気象庁の天気予報はじゃつどなち、宝くじも当たらんけど予報も当たらんごなったなちゅうて来たんですが、こら朝から雨です。しかし、気分爽快にして、やっぱり議会活動は頑張らないかんどなと思いかたでした。

というところで、今回、私は2項目について一般質問をさせていただきます。

初めに、地域経済振興対策の考えについてであります。地域経済、環境を取り巻く状況は、農業の場合、飼料、農薬の高騰、燃料は最近下がってきておりますけど、それと生産物価格の下落。林業は木材の利用の衰退及び放棄、価格の暴落。商業は大型店、大資本家の入店で地元商店の衰退。工業では特に住宅建築でたまたま家が建つと思ったら、大手ハウスメーカーによる建築などで、地域経済振興並びに活性化に影響が出て大きな不況となっております。

また、今後は少子高齢化で、労働力の確保は難しくなっておりまして。生産量も減少するのは、先が見えております。

そういうことで、例えば囲碁、将棋であります。数十手先を読んでおります。このように本町も時代の先取りをするため、それなりの対策は不可欠であります。

一例として、国が地方分権時代、これにふさわしいことを奨励しております。それは、農商工等連携推進法、これを活用し、今後の本町の経済振興発展を図ることが重要と考えられますが、町長の所見を伺います。

2項目であります。本庁舎の建設問題であります。3月議会で木造建築での考え方を質しました。答弁として、地域審議会、振興計画審議会に諮問したところであるということでありました。また、内部の検討委員会でも検討している。今後は、公民館長会、公民会長会でも意見を聞いていくとのことでありました。

そういうことで、その後の進捗状況について伺います。1回目の質問を終わります。

〔市来 修議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

質問順としては9番目ですが、市来修議員のほうから2つの質問をいただきました。

第1点目の答弁を申し上げたいと思います。

本町で生産される産物は一部品目を除き、ほとんどがJAを通じて市場出荷となっております。市場においては、量販店との契約もありますが、価格において不安定要素も多く、農家の思うような経営安定に結びつかないこともあります。

議員が御指摘されました農商工連携の取り組みということにつきましては、本町はおかげさまでそのような動きが始まっていると思っております。

昨年、まず本町の特産物である梅について研究会を立ち上げ取り組みを始めました。会のメンバーには生産者はもちろん、菓子製造組合、旅館組合、酒造組合、農林産物加工グループ、飲食業経営者、商工会女性部、さつま農協、直売所連絡会、また顧問に風月堂の代表をしておられる方にも入っていただき、そしてまた報道関係に詳しい宮島県議など、幅広い分野から入っていただいて取り組みを始めているところでございます。

今日まで3回程度検討会を開催し、お菓子としては今「梅かるかん」というのに取り組んでおりますが、お菓子、それから梅酒、梅酢等の活用が決定しております。

また、今後は各業者で製造、流通、販売まですることになりますが、あわせてさつまの歴史をブランド化するネーミングとして「薩摩西郷梅」というネーミングを決定し、梅生産者はその名に恥じないように誇りと責任を持ちながら、梅栽培に取り組もうというふうになっているところでございます。

このように、今後におきましても他の多くの品目について、地域関係業者等と連携しながら、商品の開発、販売まで段階的に進めていこうというふうになっているものでありまして、このことが農家の生産意欲、あるいは所得の向上、経営の安定につながるように進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、本庁舎建設の問題についてであります。

これまで、行政内部におきます庁舎整備検討委員会や、その作業部会において検討を重ねてまいりました。その結果、合併に伴う有利な財源活用の観点から、22年度の本庁方式への移行を見据えて、本庁舎第2別館を建設する方向性を出し、また振興計画審議会や地域審議会において、これらを含めて本庁舎の位置、建て替えの基本的考え方等を示したところであります。

20年度におきましては、庁舎整備に係る整備構想や事業内容、事業年度、財源といった具体的な検討を進める必要がございます。

また、構想の中では、非常時における防災機能拠点施設としての充実や、近年の環境問題の対応としての省エネルギー対策などを含めた具体的な検討を要すると考えますので、引き続き関係者による検討協議を進めるようにしているところでございます。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○市来 修議員

今、町長の答弁として、農商工等連携促進法、これにふさわしい取り組みとして梅を今やっていращやるということであり、これは非常にいいことだと思います。大事なことであります。

そういうことで、行政として1点をとらえてやるというのは、非常に期間が長くなると。じゃ梅以外の人たちはどうなるのかと、ここがまた課題が出てくるわけです。

それで、梅は梅として大変結構ですから、そのグループの人たちにやってもらおうと。あとはまたほかの農産物を梅みたいにして取り上げて、そしてまた1つのグループをつくってやると。

そういうふうにしていけば、たくさんの特産品開発に向けての研究が行われるということでもありますから、梅にこだわらず私はほかのものもやっていただきたいということを考えるわけです。

そこで、合併してできましたさつま町総合振興計画、これにも出てきているわけです。まちづくりの課題として、地域産業の振興・育成、ちょっと朗読をさせていただきますが、活力ある産業を育成するためには、担い手づくりの起業の促進、地域産業の体質強化や特産品の発展等による高付加価値など、地域の魅力を生かした産業の振興が求められると。この高付加価値、ここなんですよね。そして、取り上げてあります。

それから、もう一つは、さつま町農林業いきいきプラン。ここにも大変私が今度取り上げました農商工等連携促進法にふさわしいことを取り上げてあります。ここもちょっと朗読をさせても

らいますが、安心・安全な農林産物の生産や地産地消等の推進というところで、農産加工等の推進、こういうことになっているんです。農産物価格が低迷する中で、農家所得の向上を図るためには、農産物への付加価値をつけた販売対策が必要である。

そのため、安価な農産物を活用した加工品等の取り組みを推進し、直売所や商店等との直接取引を目指すなど、企業経営的な生産農家を育成する。

ここなんですよ。企業経営的な生産農家、ここをやらんないかんです。

そういうことで、2点ほど掲げてありますが、市場や共販等、出せないB品となる農産物、時期外れで価格が安いなど、農産物等を支障のないものを活用した加工品への取り組み。それと町内で多く生産される農産物を使った加工品の開発。こうして取り上げてあるわけですが、これは立派なことでありますし、大変いいことでありますから、これを実現に向けて幅広く私はやっていただきたいと。

今回、政府が奨励しました農商工等連携促進法、これを活用していただいて、もっと幅広く農産物の研究開発グループをつくってやっていただきたい。これには行政、それから農協、森林組合、商工会という大きな母体があるわけですから、これをもうちょっと働いてもらって、そして実施部隊をつくっていただきたいと、こういうことを考えるわけですが、そういう今町長がおっしゃった梅はいいことですから、もっと幅広く取り組んで推進していく考えはないのか、ここあたりを伺います。

○町長（井上 章三君）

先ほど申しましたように、今までは生産したものをそのままJAを通じて市場に出荷するということで、付加価値をつけるということが、なかなかうまくまだ進んでいなかったという面がございしますが、いかにして付加価値をつけて、そして生産者、あるいはまたそれにかかわる方々の所得の向上につながる、あるいは経営の安定につながるような、産地がもっと力がつくような面をどう進めていくかということは、非常に大切な問題であると思っております。

そういう点で、先ほど申しました手始めに梅の問題に取り組んで、そしてまたさつまの梅ということに対して、さつま町の梅の産地ということに対して、外部からも注目がされている面もございましたし、またいろいろな縁ができていく中で、梅の問題に対しては大分注目が集まるようになってまいりました。

私もそういう中での仲介もしながら、県の特産品協会、そしてまたそのつながりが天文館の粋麗会の方々との一緒になってさつまの梅をアピールするということに発展したり、そしてまたさらに今のお菓子であったり梅酒・梅酢という、こういう新しい商品づくりを一緒になってやっていこうということにも、またいろんな方面の方々の協力をいただけるような機運が出てきているわけでございます。

そして、梅と同時にさつま町のゴボウに対しても、もっと何とかこれを活用できないかという問い合わせも出てきておりますし、また町内においてはヤーコンを栽培しながら、これを商品化できないか、またどういうふうに展開していったらいいかということで、いろいろと研究、努力をしておられるグループもございしますし、あるいはまた焼酎の新しい銘柄を自分たちでつくって、そして地元の方々に幅広く飲んでいただけるようなものをつくっていこうという、そういう青年たちの努力によって、新しい機運も興っているということもございしますし、そういう機運がだんだんと広がっていくということは非常にうれしいことだと思っております。

そういうことで、今御指摘がありますように、ほかの産物に対しましてもできるだけそういうものをまた育てていく。そして一緒になって研究を進めていく。検討を進めていくというふうにして、農商工連携の取り組み、そして国のいろいろな政策事業にまたできるだけ乗せられるよう

な努力をしていくと、いうことを進めていきたいものだというふうに思っております。

そういう点では、本町としてはそういう機運が今進みつつあるということで、また一層の努力をしていきたいと思っているところでございます。

○市来 修議員

それと、大型店、大資本家が当地に入店してきまして、商店街のほうが大分衰退して、これはどなたも御存じなんですが、やはりここの商店街の奥さんたち、こういう方々が何か別に仕事はないんだろうかと、うちにおってもお父さんと2人で商売するほどもないと、こういう時代が前から発生しているわけです。

やはりこういう商店街の奥さんたちも呼びかけていただいて、農商工連携に加入していただくよう、そしてひとつ日ごろの商店から立ち上がろうじゃありませんかと、何か本町の特産品をつくって、また立て直してくださいよというような呼びかけもしていただいて、そして一緒にやっていくという、ここあたりもこれは商工会を通じていいわけですので、商店街の奥さんたちにもこれを声かけしてもらえんかという、ここあたりはどうですか。

○町長（井上 章三君）

つい先般、皆さんも御承知でございますが、焼酎の「力三」という銘柄を一緒に作り上げていった中から、商工会の青年部に所属している力三君が若い経営者の主張というんでしょうか、そういうスピーチコンテストにおいて鹿児島県で1等になり、そして九州大会で優勝したということでの優勝の祝賀会と全国大会に向けての激励会というのがございました。

そういう中で、若い人たちが非常にやっぱり愛郷心を強く持ち、そしてまた自分の仕事に対する意義を深く見つめながら、誇りのある仕事をしたいということで、強い気持ちの中で頑張っている姿を見て大変感銘を受けたところであります。

それで、例えばそういう焼酎ということについて言えば、我がまちにおいてたくさんの焼酎が飲まれておりますし、飲食店においても利用されておりますが、そこにおいて我がまちの焼酎だけでなく、ほかのものがいろんなものが入っているという実情がございます。

そういうことに対して、やはり飲食店の経営者の方々、そしてまた商店の方々にもできるだけ、やっぱり地元のこのまちにあれば、このまちなりのそういう焼酎を味わえるというような、あるいはもうそれしかないぞと、それを真っ先に推奨するというような機運というのをもっと誇りを持って進めていくというような運動を展開していきたいものだというふうに思いますし、また、今御指摘ありました商店街のおかみさんたち、各地においてやっぱりおかみさん会というのがまちおこしに立ち上がっているという話は、あちこちで今でも聞いているわけですが、そういう方々の力というのをどう結集していったらいいか、そしてどう働いてもらったらいいか、これはまた非常に大切なところであると、私も認識をしているところであります。

そういう点においては、また今後とも研究、検討をさせていただきながら、今の商店街というのはどこも厳しい面がございますけれども、それに対する新たな機運を興すという点で、今御指摘のありましたおかみさんたちの頑張りというものをぜひ支援をするような、そういう方向を育てていきたいものだというふうに、私も同感するところでございます。

○市来 修議員

それから、給食センターができて1カ所に集まったわけですので、今まで過去に各学校に給食室があるわけです。ここあたりが今は倉庫になっておるようなふうで、あれがもったいないと私は思っております。

だから、特に農家の方は作物をつくる、これは専門家でありまして、ベテランでありますから、それから、いきいきプランにもありますとおり、B級品の品物はたくさん出てくるわけですので、

ここあたりも農家の奥さんたちももうちょっと農業所得を上げるため、なぜそう申しますかという、税務課が出しております所得水準、あれを見てみましても農家の所得は非常に低いわけです。

所得が低いということは町に対しても町税が入ってきませんから、町の歳入にも非常に影響が出てきておるわけですので、ここあたりを付加価値、効率をよくするために、やはり学校の給食室があった。あれは教育財産かもしれませんが、ああいうところをやっぱり今後、各地域にあるわけですから、活用する1つの方法もあると思うんです。ここあたりは、町長、どうですか。

○教委総務課長（山口 正展君）

前は、共同調理場になる前は、各学校で自校式ということで給食をつくっておったわけですが、そのあとにつきましてはコンテナ室とか、あるいは倉庫とか、そういうふうに改修をしてございますので、もう中の一応あった部品等につきましては、食器洗い機とか、そういうシンクとか、そういう部分につきましては全部取り除いてございます。中も一部改修をしてございまして、全部が全部使える状況ではないということでございます。そういう状況でございます。

○市来 修議員

では、そういうことであるようですが、とにかくなぜ我がまちが経済基盤が浅いかということは、貿易でいいますと輸出よりも輸入が多いから、これは経済的には苦しくなるわけです。過去、日本の貿易は輸出が多くて、黒字になってきておったんですが、このたび特に燃料の値上がりで、これは収支が今度は赤字になっておりますね。

そういうことなんですが、それと似たようなことで、我がまちに町外からどうして貨幣を持ち込むかと、お金をですね。これをもっと外部から持ってくれば、我がまちは経済は振興して景気がよくなるという、これは鉄則であると思っておりますから、先ほどから申しますこういった農商工連携をとって、町外に物を出すんだと、町外に物を出すということは、つくるのはこれは製造の段階で、これは製造はすぐできるわけです。このできた製品がどうして商品化するかと、このあたりなんです。

商品化になるということは、消費者が買ってくれる。消費者が買うものが商品であります。消費者が買うものは製品であります。こういうところの区別があるわけですから、いかにして商品化するという、これは非常に難しいことなんですが、これをクリアして初めてその経済は潤ってくるということです。

だから、昔からあります「七転び八起き」という言葉がありますが、この精神で町民全体がやっぱり頑張らないかと、私はそう考えておりますので、今後、そういうことでいろんなものに挑戦していくように、ひとつ行政指導のほうを期待いたします。

次は、本庁舎建設問題であります。私は木造を使った庁舎をつくってくださいと、これを検討してくださいということを提言しているわけでありまして。

これからまだまだ審議会、検討会、これあたりで協議されていくようではありますが、ここで大事なことは、私はこれ木材を使ってということにしておりますから、審議会、検討委員会、または公民館長、公民会長、こういう方々が木材に対して木材の長所短所、この知識をまず言えることだと思います。

それをせんと協議にならん、そういうことを私は考えているわけですが、知識を持った方には大変失礼でありますけど、そういう審議会、検討会にはやはり木材の長所短所、この資料をまず与えるべきだと。そして、委員の方々が勉強して、そして審議をしてください、ここが私は大変大事であると思っておりますが、ここあたりはまだやっていらっしゃらないんじゃないかならうかと思いますが、町長、どうですか、こういうことをまずやるということなんですけど。

○町長（井上 章三君）

庁舎建設において、木材を使った庁舎建設ということを市来議員のほうからは提案をされておったわけですが、御指摘のように木材というものの長所短所というのがございます。

そういうことに関しましては、当然、庁舎整備の検討委員会においても検討をしながら、どこまで木材が使えるのか、あるいは庁舎全体としてはどういうものであるべきなのかということについては、いろいろと検討は当然しながらやってきている経緯というのはあるわけでございます。

振興計画審議会、地域審議会に対してという御指摘がありました、そこらに対する検討委員会自体における今の段階での考え方、あるいは検討状況ということについては、またその状況を少し説明をさせたいと思います。

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

市来議員のほうからもございましたように、前回も庁舎建設については木材使用ということ提案をされたわけでございます。現在、部内で設置をいたしております庁舎整備検討委員会ということにつきましては、庁舎整備のあり方そのものについての基本的な事項でございます。

それと財源等のそういう方向性の問題とか、いろいろあるわけですが、今後建設に入る前に庁舎建設検討委員会という、また設置をする必要があるんだろうというふうに考えております。

したがって、今回整備についてはそういうことで庁舎整備検討委員会ということで、いろいろそういう基本的な事項についての方向性を示しながら、今後具体的なそういう建設の段階で、また木材使用等については検討することになるんだろうというふうには考えているところでございます。

やはり耐久性等を考えますと、やはり木材が適当なのか、あるいはそういうＲＣが適当なのかということについては、まだそこまで至っていない状況でございますので、そういう提案等も含めながら、引き続き検討させていただくということにいたしているところでございます。

○市来 修議員

ただいまの説明で、ちょっと流れというものがつかめたわけですが、また私が提言している木材についてはこれからの検討ということであるようですので、私も見守っていきたいと思います。

それで、なぜ私が木材にこだわるかということを提言しておきますが、木造建築は地元には大きな波及効果が出てくると、こう考えるわけです。

それと、政府が取り上げました地方分権、自分のところでできることは自分たちでやってくれということですが、そして地元の資源を生かしなさいということですが、さつま町の山林、これは私は本町には大きな資源であるんだと。こういう立派な資源、そしてまた木材は大変長所がある。この資源を生かすべきだと。

これによってさつま町の経済対策に大きくいい面で影響してくるんだと、そういう見方をしておるわけですが、仮にそういう地元の木材を使った場合、今まで申しましたさつま町に大きな経済効果、そして景気の浮揚になるということになります。

ということは、地元材を使えば、それだけ地元代金、それから関係業者にお金が回っていくわけですので、そういった景気の浮揚にもなるんだと。

それと、役場が木材で特徴ある庁舎をつくれれば、恐らく町外から私は見学がやってくると、研修に来ると、そう思います。そうすると、行政が掲げております交流人口、これにも大きく増加していくんじゃないかということでもあります。

それから、今、先ほども申しましたが、たまたま住宅ができておりますが、これが地元の業者まず少ないです。大方、大手のハウスメーカーがやっておるということです。

それと、本庁庁舎を木材で建てて、まず町民に見せるわけです。木材というのはこういう立派なものなんだよというのをまず見せなくてはいけない、見本を出さんにやいかん。そして、皆さんも住宅をつくるときにはぜひ地元の木材を使ってつくりましょうやと、そういう私は町民に対しても木材のPR活動もできるんだと、推進ができるんだと、そういった特徴が出てきますから、ぜひ今後、検討会でもそういうことを考慮に入れていただいて、私は審議会の資料にしていきたいと、このように考えるわけですが、これは基本的なことだと思います。町長の見解をちょっと伺います。

○町長（井上 章三君）

市来議員の気持ちは理解をするわけでございますが、庁舎となりますと2階、3階、どのぐらいの規模のものになるのか、そして特に最近では耐震構造ということが特に問われる時代でありますから、また防災機能の拠点施設という位置づけにもなりますので、そういうことを含めて、木材というのがどうなのかということは当然検討しなきゃいけないということにもなっております。

そういうことも含めて、また検討委員会のほうでは十分検討してもらいたいというふうに思っております。

○市来 修議員

それなりに今一応答弁をいただきましたので、今後も私も見守っていきながら、木材振興には努力していきたいということを提言申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（濱田 等議員）

次は、16番、舟倉武則議員の発言を許します。

〔舟倉 武則議員登壇〕

○舟倉 武則議員

質問いたします。

まず、激特事業の進捗状況と穴川橋架け替えについてであります。

平成18年7月22日の河川災害において、川内川中流域にある本町関連の事業の進捗状況について伺いたします。

川内川流域の状況を見ますときに、伊佐市菱刈町など上流の改修、薩摩川内市の下流域の工事は目覚ましい進捗状況にあります。さらには、米ノ津川も堤防工事が著しいほど進んでおります。本町内では、穴川橋の架け替えや柏原地区の一部、二渡地区の築堤工事があるのみと理解しております。椎込地域の堀切り工事、いわゆるショートカットのところも、埋蔵文化財発掘調査が終了しないと進まないと思います。

町はこれらを進展させるため、どのような政策を立て取り組んでおられるか、町長のお答えを求めます。

もう一点、穴川橋の架け替えについてですが、去る10月20日から交通規制がなされておりますが、工期が長期にわたるため、河原周辺の商店の利用が激減しております。当然、死活の問題として訴えるものであります。

昭和30年代、鶴田ダム建設の資材の運搬道路として、宮之城駅からを輸送経路として、眼鏡橋の穴川橋を少しの補強工事で強固な橋として使用されたことは、余りにも有名な話として町民の大部分が知っております。当然、職員の中にも理解している方がいると思います。

少しくうべをひねれば、あの穴川的眼鏡橋を普通車と人が通れるような安全対策、信号機などを取りつけて、通行可能になると思います。それが不可能と言われるならば、穴川橋の架け替えにその端を発する商店の売上げ減を原因者、いわゆる国交省が売上げ減少による生活補償をすべ

きという意見も出ております。町長の答弁を求めます。

次に、商店街活性化についてであります。

御存じのように、宮之城地区の商店街はシャッター通りと言ってよいぐらい店舗のシャッターがおりたところが多くなっております。要因はいろいろとあると思いますが、高齢者の増加と後継者不足、また後継者が帰ってきてても商売が成り立たないという状況もあるものと考えます。

このままでは、祁答院地区の中心地として栄えたまちが国道の単なる通過点になってしまいます。町や商工会もただ手をこまねいて傍観しているだけではありませんが、何か抜本的な手を打たないと、手遅れになるのではないかと考えます。

幸い、本町には日特関連の企業も多数あることから、従業員にアンケートをとり、どのような施設や店舗を求めているかを調査し、その意見も生かし、まちづくりをすべきではないでしょうか。革新的な取り組みをされた店主もいらっしゃいますが、第二、第三のそのような経営主が現れてくるのを期待しております。

また、100円ショップの開催で、地元商店街に目を向けるお客さんも多少は出てきたと思いますが、各店舗がどれほど魅力ある商品を提供しているか、またお客さんのニーズを的確にとらえた商売をしているかといったことが活性化につながると考えます。住民ニーズをとらえた商店街活性化について検討の余地はないか、お伺いいたします。

次は、プレミアム商品券についてであります。

先般の議会で承認されたプレミアム商品券の発行後のその効果はどのように把握されているか、町長にお伺いします。

プレミアム商品券の利用は、商工会に加入しており、さらにこの事業に参加を希望すればその対象になりますが、これに大型店舗も参加し、小規模の個人店舗は余り利用されていないようであります。もちろん大型店舗の参加を否定できませんが、いまひとつ個人店舗への細かな対応策は考えられませんか。例えば、大型店舗40％、個人店舗60％とかの割合を設定することです。

大型店では、本店勘定の連結決算となるため、町の税収へは貢献は薄いと見ております。また、町職員の利用の度合いを把握されているか、お伺いいたします。

最後に、2008ねりんピックの効果についてであります。

今回のねりんピック鹿児島2008ラグビーフットボール交流大会の取り組みについては、町職員やボランティアの協力により大成功に終わったと、ラガーの1人として感謝しております。顧みますときに、行政としては相当資金も投資されましたし、それによる経済効果を算定されたかをお伺いします。

また、この大会によって効果が大であったとするならば、将来において、このような行事を招致する活動をする考えはお持ちでありませんか、お伺いいたします。

1回目の質問を終わります。

〔舟倉 武則議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

舟倉武則議員のほうからいただいた質問に対して、通告に従って随時答弁を申し上げたいと思います。

まず、第1点目の激特事業の進捗状況と穴川橋架橋の問題についてであります。

平成18年10月4日に激特事業の採択後、既に2年を経過し計画期間である5年も残すところ2年余りとなってきてるところであります。

議員が御指摘のとおり、川内川流域においては既に各計画区域で、河川改修工事が着々と進捗している状況にあることは、私も承知しております。

こういう状況の中、本町における激特事業の推進に関しましては、被災直後から最重要課題として専門部署を設置し、積極的に取り組んできてるところであります。

御承知のとおり、川内川河川激特事業につきましては、その事業箇所及び事業内容、事業費、関係者、面積など、いずれをとりましても流域内において本町が最も多く、多岐に及んでおりますし、しかも市街地を含んでいるわけであります。

これまで事業主体である川内川河川事務所及び県北薩地域振興局と連携し、この事業計画区域の住民の皆様の御理解や地域のコンセンサスを得るための作業に時間を費やし、また一方では具体的工事へ向けた埋蔵文化財調査等の事務事業、内水対策の検討や生活環境変化への対応、関係機関への協力依頼などの課題の検討を進めてきているところであります。

具体的な進捗といたしましては、一部地域を除き用地交渉事務に入っており、おおむね順調に推移している状況にあると理解しており、この用地交渉が終わりますと、各地域において築堤等の具体的工事が実施されていくものと考えているところであります。

穴川橋架け替え工事に伴う交通規制についてであります、本町での激特事業における橋梁架け替えや延長工事となる橋は、上流より夜星川橋、穴川橋、宮都大橋、宮之城橋、山崎橋、東橋の6橋がございます。

このうち、架設橋の設置が2橋、既存の橋利用が2橋あり、交通車両を通行止め、遮断しての工事は穴川橋1橋となっております、地域の皆様を初め日ごろから穴川橋を利用されている皆様には、多大な御迷惑をおかけしていることは御指摘のとおりであり、私も心の痛い思いをいたしております。

御質問にあります隣接している石橋、いわゆるめがね橋については、現在の歩行者のみの利用だけでなく、普通車両も通行できるような取り組みをできないかとの御指摘であります、穴川左岸側の橋台工事に当たりましては、町道川原線や町道佐志駅穴川線の道路幅の大部分を掘削しての工事となることから、物理的に通行制限を設けなければならないことになってまいります。

このため、車両通行止めの措置をせざるを得なかったことから、各利用者の皆様には、多大な御迷惑をおかけすることになっておりますが、御理解を賜りたいと説明がされてるところであります。

それから、商店街の振興対策についての問題でございます。

商店街を取り巻く現況は、御指摘のように大型店や郊外型店舗の影響、消費者ニーズやライフスタイルの多様化、購買力の低下と最近の原油高騰や原材料などの価格上昇による景況悪化の影響もあり、依然として極めて厳しい状況にあると認識しております。

あわせて、店主の高齢化や後継者難、消費者のニーズに対応した商品や店構えなど、さまざまな要因も起因しており、売上げも低迷してる現状であります。

このような中で、これまで商店街においても、どのようにしたら消費者が足を運んでいただけるか苦慮されておまして、さまざまな検討を重ねておられます。

中でも、宮之城地区の4通り会では、若い経営者による「まちなか再生委員会」を組織し、商工会、行政も一緒になって定期的に会合を開きながら、各種の取り組みを思案し、現状打破に必死になって取り組んでおります。

その中でも、県内で最初の取り組みとなりました「100円商店街」を昨年暮市からスタートし、これまで5回を数えております。回を重ねるごとに参加個店も増加し、商店街ににぎわいが戻ってきているようであります。

また、訪れた方が再来店するという効果ももたらしめているようであり、個店においてもそれぞれが工夫を凝らした独自の取り組みが、自主的に行われるようになってまいったようであります。

このように商店街自体が消費者や住民に親しまれ、商店街ならではの趣向を凝らした付加価値を提供していくことが、必要不可欠ではないかと考えております。

また、一人一人のお客様を大事にする地道な積み重ねが信頼関係を築き、結果としてにぎわいを取り戻すことにつながっていくのではないかと考えております。

町といたしましても、今後商工会はもとより各通り会、まちなか再生委員会などとも強力に連携を図りながら、消費者に愛され親しまれるような商店街づくりに支援をしてみたいと考えております。

次に、プレミアム商品券についてであります。商店街等の活性化の一つとして、商工会にプレミアム付き商品券検討委員会を設置し、これまで取り組んできております。

状況といたしましては、現在まで1,510万円を売上げており、換金率は約80分の1,204万円でございます。大規模店と小規模店との換金率を比較しますと、約53分の1、金額にして640万円が大規模店で利用されているようであります。

当初、私どもといたしましては、このプレミアム付き商品券は、早い機会に完売すると予想しておりましたが、思ったより売上げが伸びなかったと考えております。その要因としては、チラシ、広報等で周知をいたしましたが、お買い得である本券への消費者の理解不足や、また個店の理解度、PR不足にあわせ、今日の不況による消費者の買い控えなどがあるものと考えております。

また、大型店との関係であります。本制度は商工会員の店舗での活用を原則にしており、同じ会員であり一定の負担をされるのであれば、一概に制約を設けることは難しいと考えております。要は、各個店においても積極的なPR活動と、消費者を引きつけるような魅力ある対応が必要不可欠であると考えております。

今回、初めて実施をいたしておりますが、今後においては課題や意見、要望等を検証しながら、改善すべきところは改善し、消費者に喜んでもらえるような取り組み、を今後とも商工会と一体となって進めてまいりたいと考えております。

なお、町職員の利用については、現時点で85万円となっております。

それから、2008年のねりんピックによる効果はということですが、参加者アンケートをしてみると、種目別交流大会95分の1、宿泊施設76分の1、係員の対応については95分の1の方によかったという評価をいただいております。総体的には成功裏に終えたにとらえております。

経済効果については、直接効果といたしまして実行委員会の開催経費が1,021万円、選手、役員の宿泊費等飲食費や土産購入費などの来場者等の消費支出が2,741万1,000円で、総額3,762万1,000円、これは直接効果、目に見えるところでの効果ということになります。中でも、大会をビジネスチャンスとして展開した記念焼酎が288万9,000円と、気運づくりとクールビズ推進の付加価値を兼ね備えたポロシャツの販売が168万6,000円の消費拡大と、益金から18万2,000円を大会協賛金とした企画は、今後のイベント開催とその手法についていろいろな示唆を与えたと思っております。

次に、今回のようなイベントの誘致の考え方ですが、全国の感ラガーマンから大変好評を得るとともに、九州管内の感チームや県ラグビー協会からも、継続的な大会実施の要望をいただいております。

また、子どもたちによるラグビー大会も小学生に大変好評であり、楽しく駆け回っていたようであります。

また、平成22年には九州国体のラグビー競技の会場が、本町でやりたいという話が進んでいるようにございますので、正式決定の際は、さつま町の特色を最大限に活用し万全の体制で受け入れたいと思っております。

したがいまして、コンベンションによるまちづくりの促進及びラグビーの町としてのイメージアップの観点からも、今回の実績を基盤とし、さらに特性と付加価値を持たせ、波及効果をもたらせるイベントの実施について関係の機関団体と協議しながら、前向きに検討してまいりたいと考えてるところでございます。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○舟倉 武則議員

まず、1番目の激特事業の進捗については、用地説明事務などが終わると、各地域において一気に具体的工事が実施されるとのことです。事業内容や工事日程などを川内川河川事務所、北薩振興局と協議、立案されているのか、可能な限り説明をいただきたい。

そして、さらには住民への周知徹底を全力で押し進め、住民、特に被災者の方が安心して生活できるまちとして生まれ変わるようされることが賢明と思いますが、町長の自信のほどを伺いたい。

○町長（井上 章三君）

激特事業が進捗していく中における対応ということですが、関係機関とのそれに対応する協議ということにつきましては、さつま町の安心安全会議というのを町と警察署、消防署、そして国の川内川河川事務所及び県の北薩地域振興局で組織をいたしまして、定期的な協議を行っているところでございます。

先般も2回目を行ったところでございますが、進捗状況の報告とそれに対応するいろいろな検討課題というものを協議をして、住民の安心・安全を守りたいということで取り組みを進めているところであります。

また、個別の案件が出てきた場合には、その都度協議を行いながら、これに対する対策は随時とっていくことにしております。

なお、住民に対する周知徹底ということにつきましては、町の広報紙に川内川激特、そして鶴田ダム再開発速報というページを設けて周知を進めておりますし、またホームページでもその状況は随時報告をするということにしておりますが、今後とも住民の皆さんにできるだけ理解していただきながら、その安全・安心を守りながら、事業が進捗するように努めてまいりたいと考えているところでございます。

○舟倉 武則議員

ただいま町長から広報やホームページとありますが、9月議会でも質問しましたが、ホームページとか開けない方がいますので、事あるごとに対話集会とか、そういうのを開いて、町民の皆さんに安心してもらえるようにしていただきたいと思えます。

次は、穴川橋の架け替え工事によりまして12月1日から全面通行止めとなっております。余りにも不自由ですので、私が計測してみました、今までどおりのあれでいきますと、ちくりん館まで400メートルあります。1分弱です。

すると、迂回路を回りますと信号が4つありまして、スムーズに行って3分、ちょっと引っかかりますと5、6分かかります。距離は900メートル。

1日10回往復しますと、時間が1時間ぐらいオーバーします。1週間たちますと、日曜日を除いて6時間、4週を掛けますと24時間になります。そうすると、距離が240キロぐらい1カ月遠くなります。ガソリン代が3,000円。24時間に時給を650円で掛けますと1万

5,600円ですか。2万近くのやっぱり出費になるわけです。

それはそれでいいんですけど、余りにも期間が長いわけです。商店街の売上げ減になっております。

それで、平成22年までは余りにも長くかかると思っております。町長がそれで理解してくださいとは、住民は納得できないと思っております。単純な計算とは思わず、町長の町政に対する力量を見るために、左岸側。あの日特に行く道路のほうは個人の山であります、そののズパンが狭くて一方通行ができないということでもありますので、地主の方に聞いてみますと、「あそこは削りゃよかつじゃらよと。おいげん山やでいっちゃん構わんぞ」ちゅう意見もあります。

そういうことを参考にしながら、切り取りをいたしまして穴川橋の普通車程度までは通行できるようにして、住民の生活を守ることが行政でなく政治手腕というものであると、強く意見具申をするものでありますが、無理なことで町民に理解をと、本当私には政治手腕がありませんというようなものだと考えております。いかがですか、町長。

○町長（井上 章三君）

この車両の通行止めの期間が長いと、それに対する影響というものを、さすが商売をしておられますから、この計算をして判りやすく示していただいたわけではありますが、そういう影響というものをできるだけ小さくとどめないといけないということは、これはもう私たちもそう努力をしなきゃいけない課題だと思っております。

そういう中で、今左岸側のがけを削って幅を確保したらどうかという提案をいただきました。そのことが可能かどうかということは、そのような要望が出て、あるいはそのような提案があるということを踏まえて、また国交省、あるいは県のほうですか、国交省のほうとまた要望しながら検討はしてみたいというふうに思うところであります。

激特の事業というのは、やはりやれることとやれないことっていうのが、いろいろと制限もされておりますから、そういうことがどこまで可能なのかよく判りませんが、そのようなことができないのか、あるいはこの穴川橋のところだけがその架設橋がないということで、やはり非常な負担をかけるということになっているわけでもありますので、その点はまた住民の皆さんの気持ちに対して、精一杯に努力をしてみたいというふうに思っております。

○舟倉 武則議員

ただいま町長からありましたように、6橋の架け替えの中で穴川だけが仮橋がないわけです。私たちのところでは、やっぱり商売人は20軒両サイドにいますから、売上げが見えております。

そこで、見舞金の配布だけでなく生活支援制度の全被災者への適用などがなされておれば、何も言わんたんどん、見舞金ばっかりくれちゃって我慢してくださいじゃ、ちょっと不満が出ております。

そして、私のところは95軒のうち80戸が床上浸水しました。町の立派な宅地造成がありまして、つからないというところもつかって、今回はショートカットによりまして、2メートル水位が下がると説明も受けておりますが、道路から3メートル50きたわけです。1メートル50は、まだひつつかってるわけです。

それで抜本改修したから、湯田と川原は抜本改修しました。それでもうしませんよと。1メートル50はどうなるのかという住民の不安やら、いろんなことが出ていますので、一方通行も考えながら、無理とは思いますが精一杯努力はしてもらいたい。

それで、早めに工期が終わるように全面的に早めに解決するような努力をしてもらいたいということで要請しておきます。

次は、商店街活性化についてであります、商店街活性化については経営者自身のやる気と自助

努力が一番であります。町としても、側面から支援するとのことですが、今の経済状況では、経営者は行き詰まっております。町の消耗品など、地元購入はもちろんでありますが、いろいろと具体的に積極的に取り組んでほしいと思います。そのことが税収のアップにもつながると思います。

また、自由な発想がなされるような場づくりの支援とありますが、具体的に何をどうすると支援になるのか、明確ではありません。担当課はどのような取り組みをしているのか、町長は何らかの指示をされているのか伺います。

○町長（井上 章三君）

商店街の活性化というのは、我がまちにとってもやはり大きな課題でありますし、これはまたほかの自治体においても、どこも大変心を痛めながら、その活性化を模索しているという状況がございます。

そういう点で、経済担当の副町長を初め担当課に対してはできるだけ現場を歩いたり、いろいろ現場の人たちと話し合いをしながら、やっぱり何か打開策、あるいはそのかぎはないかということで、それを探ることを模索しているところでございますが、そういう点でも努力というのは、それぞれにしながら模索してるというふうに思ってるところでございます。

そういう点での現段階においての状況というのを、商工観光課長のほうか、何か感じてることがあれば、ちょっと答弁をさせてみたいと思います。

○商工観光課長（橋之口幸男君）

ただいま議員のほうがおっしゃったとおり、商店街の活性化というのは相当厳しい状況がございます。考え方といたしましては2通りあると思うんですが、まず個店がどうすべきか、それから街として、通りとしてどうすべきかという2点で、いろいろ我々も話を進めてるわけですが、基本的にはまず第一には、言われるとおり個店の自助努力というのが第一でございます。

あわせて、じゃあ地域として商店街として、お互いが一緒にどういうことが取り組めるかということ、そしてお互いが相乗効果をもたらしていく、この2点ということを考えているわけですが。

そういうことで、個店については自助努力が第一でございますが、通りといたしましては、商工会あるいは通り会、あるいはまちなか再生委員会、これらについても定期的な形で話をしながら、いろんな形で全国の事例、県内の事例、そういうのを話をしながら、どうしたら打開策ができるかということで話し合いをしてるわけですが、その結果としまして、初めて生まれた100円商店街とか、あるいはまた暮市初市への積極的な取り組み、昔ににぎわったような形をもっていったって、消費者をもう一回呼び込もうじゃないだろうか。

そして、さつま町の誕生いたしました夏祭りにおいても、まず商店街が気張らんことには、町民も盛り上がらないということで、各通り会の人たちが毎晩のような形であいう取り組みをして、やっとここまで来たわけですが、そういった形をるる検討しながら、やっぱり打開していくと。

最終的にはそういうことで、行政の中でも一緒になって話をしておりますけれども、財政的な支援等につきましては、できることについては範囲で支援はしていきたいということで、関係機関とも話をしてるところでございます。

○舟倉 武則議員

商売の発展は、経営者のやる気と自助努力で十分判っているわけです。それでももう消費が拡大しないわけです。幸い、職員も400人ほどいらっしゃいます。いろんな面で我々を含めてですが、いろんな冠婚葬祭、お返しなどでもやっぱりこういうといかんとですけど、町外の店の包

装紙があったり、そういうことがあるわけです。

それは、事情があつてそういうことがあつてもいいわけですが、なるだけやっぱり地元の商店での買い物च्छゅうことを、親戚だと宮之城の店屋が全部親戚だच्छえば、簡単なことだと思ふんですが、なよこうかいच्छえば、あひけいかなわいねच्छゅう、そういう発想で、税収にもすべてがうまきいくと思つております。

その辺をお互いに考えながら、買物をしていただければ、すばらしいまたまちづくりが進んでいくのではないかと思つております。

次は、プレミアム商品券についてですが、新聞、テレビでいろいろ報道があります。他の市町村では、1日で1億円というふな数字も売れております。本町での売上げの動きが鈍いようではありますが、また町職員の利用については、1人3万円、それで割つてみますと30人ぐらいであります。そりゃそれでいいんですが、地元小売店へのすばらしい消費拡大のプレミアム券だと思つております。すばらしい事業ですので、町の積極的な取り組みを願ふところでは。

もっと具体的に取り組み姿勢を見せるべきと思ひますが、その策は町長はどう考へておられますか。

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩します。休憩再開は10時55分ぐらいとします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時55分

○議長（濱田 等議員）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

○町長（井上 章三君）

今回のこのプレミアム付き商品券の件に関しましては、1割のプレミアがつくと、それこそ110%の買物ができるといふ特別な商品券でありますから、非常に内容的にはいいものだといふことではけれども、思ふように売上げが伸びてないといふことは残念だと思つております。

個店としても努力をされた方、いろいろなまたこれに対して理解がまだ十分進まなかつた方、いろいろとあるかと思ひますが、行政としてはやはり商店街の活性化のために、さらに行政としてもその地元の商店をもっと利用していただけるようにと。

議員が言われましたように、親戚だと思へばといふ、そういうふな気持ちの中でやっぱり買物は我がまちでと、こういう気運をもっともっと働きかけていかなきゃいけないといふふうにおもうところではあります。

プレミアム商品券をどう今後進めていくかといふことについては、経済担当の副町長が一生懸命これに対して取り組んでおりますので、そちらのほうから答弁をさせたいと思ひます。

○副町長（経済）（山下 彦志君）

ただいま町長のほうからございましたように、商店街等の活性化の一つとして、商工会にプレミアム商品券の券を発行したわけでは、このプレミアム商品券につきましては、昨年12月、もう11月ごろからでした、こういう企画をどうかといふことで商工会と詰めながらやつてきた経緯がございます。

それぞれ、私どもも商店街の活性化といふことで、いつも商店街、あるいは商工会に出向きながら、話を聞きながら、そしてまた部内協議をしながら進めておりましたけれども、これといふ

た策が見つからずに、ただプレミアム商品券という昨今では東京都を初めとして県内のあらゆるまちでこの制度が取り入れながら、新聞等でもよく載っていますけれども、ただ私どものプレミアム商品券につきましては、非常に商工会のほうとも進めていますと、ネーミングの理解がやっぱり高齢者向けでなかったのじゃないかなということもございます。

それから、1世帯3万円というようなことで上限を設けたということもございます。それから、これについては商工会のほうで決められたわけですが、それから私どもとしては町民主体ということでございまして、職員のほうには呼びかけはしなかったと、なるべく控えるようにということでやってきた経緯もございます。

そういうことで、いろんなことで町民に利用していただきたいということでやってきたわけですが、やはり芳しくないということもございました。

百縁祭の折にも、このプレミアム商品券の発売なり、そしてこの前の公設市場の祭りのときにも、プレミアム商品券の発売なり商工会が出向きながらやりました。それぞれ努力はいたしているわけですが、今町職員についても、それぞれ購入するようにということで協力依頼もしております。

今後の問題として、やはり商店街を活性化するには何がといいますと、やっぱり企画をする、活性化する企画は何かといいますと、私どもがいつも話をしていくわけです。なかなか最後までまとめられない。先ほどから出てますように、個店の方々の自助努力といいますか、考え方も大事だと思います。私どものやっぱりそういうことで努力も大事ですが、商工会と一緒にしながら、やっていく必要もあるというふうにも考えております。

今プレミアム商品券の負担割合ですが、行政が50％、商工会が40％、個店が10％というようなこともございます。この負担割合についても、もう一回検討しながら、そしてまた今は商工会と私どもだけでございますけど、これをそれじゃJAと一緒に話し合いはできないかということも、話の中では私が出してみました。

そうすると、町内一円に農業を含めて、全体的に底上げができるんじゃないかという話も、商工会に行っても話をしてきましたけれども、そこまでいっていません。

ただ、負担割合の問題をどうするのか、あるいは大型店をどうするのか、いろんな問題もございますけれども、しかしこのままではいけない。何かの策としてやっぱり企画をしていくべきだということも考えております。

ただ、この今のプレミアム商品券が完売したあとには、やっぱりもう一回企画を練り直しながら、やっぱり浮揚策を考えていくべきだというふうには考えておりますので、今後とも私どももやっぱり足げに商工会、あるいは農協、各種団体に足を運びながら、そういうことで企画をしてまいりたいというふうに考えております。

○舟倉 武則議員

すばらしい事業ですので、事業推進をお願いするところであります。

先ほどもう終わるところでありましたが、議長がいいタイミングで休憩をとってもらいました。その中で、山崎橋の橋が出まして、山崎はその場所のいろんなことで、仮橋は要らないということであったが、法律でつくらんにやいかんちゅう話をちょっと今聞きました。

それで、穴川はないわけですが、町道ちゅうことでないのか担当課のほうで判れば、お知らせをお願いしたい。私のところは穴川は町道です。あそこは国県ですので、その辺の違いが出るのか、ちょっとお知らせをお願いしたい。

○災害復興対策課長（坂本 正己君）

法律で。（「法律で定められているか」と発言する者あり）

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

この通行止めにする場合の一定の基準でございますが、私どもが伺いしていますのは、やはりその迂回路がない場合とか、あるいは迂回路があっても1キロを超える場合は、やはりその仮橋が必要であろうというふうなことを言われております。

今回のその通行止めについては、消防署が轟原側を回る場合、あるいはその日特側を回る場合でも約500メートルというふうになつてございまして、そういう部分では一定の基準を満たしているということで、仮橋については設置をしないというふうなことがございました。

それと、少し先ほど町長も答弁申し上げましたが、その山側のそのカットの問題でございます。これについては、当初から私ども事務レベルではいろいろ協議いたしておりまして、せっかくの機会でありましたら、あそこを何とかしてほしいというようなことを、やはり交差点で非常に厳しい部分がございますので、そういう部分の改良というのも、あわせて検討もいたした経緯もございます。

ただ、やはりその激特の事業にかかわる地域じゃないと、区域に入っていないというようなことで、できないというような回答がありましたが、この問題については非常に深刻な問題でございますので、再度また町長と一緒に、河川事務所のほうには協議をしてまいりたいというふうに考えております。

○舟倉 武則議員

いろいろと事情はありますが、短期間で終わるようにしてもらいたいことを願っております。先ほど同僚議員の皆さんの、「はよせんと我げえへんの店はなかごんなつかもね」ちゅう心配もいただきましたので、そういうことがないように、みんなで努力をしてやっぱり商売の発展にもつなげていかねばと思っております。

最後に、ねんりんピックについてですが、ねんりんピックについては大成功だったと思っております。特に芝グラウンド、そして温泉もよかったという声でありました。選手の皆さん日特の露天風呂はほんとよかったと。汗をかいてすぐあびれて、ほんとよかった。また来たいという意見が多いようです。

選手の皆さんが毎年開催を要望しておりました。これは積極的に取り組んでももらいたいわけですが、再度町長のやる気の答弁を聞いて、質問を終わります。

○町長（井上 章三君）

今回のねんりんピックの準備の段階から、私たちのまちとしてもラグビーフットボールのまちということは、一つの特色として掲げてきたわけでありますから、これをなんとしても成功したいということで、このねんりんピックの事務局を中心として、本当に精力的に、そしてきめ細かいところまでいろいろと準備をし、そして配慮をしながら職員も相当数それに対して出てくれましたし、また地域の皆さんにもいろいろな努力をしていただいて、一つのこういう大会をみんなでどう盛り上げることができるかということで挑戦をしたわけであります。

その結果として、非常に喜んでいただいた面、あるいはまた一部には反省点も接遇的な面で宿泊において、いくらかもうちょっと何とかならんかったかという声もありましたけれども、現段階においていろいろとみんなでいい反省をできたんじゃないかというふうに思っております。

せっかくのすばらしいグラウンドがあり、県内にこういうような芝のグラウンドが3コートあるというところはないわけでありまして、これを精一杯に活用して、そしてこういうラグビーを初めとしてスポーツコンベンションということで特色を打ち出していくということは、これから本当にまたやりがいのあることだと思っております。

今回期待していただいた方々を初めとして、さらにコンベンションのまち、そしてこのラグビーフットボールの県内の中心的なまちとして、名声が上がっていけるように、今後とも努力をし、それとともにまた温泉街であったり、いろいろな商店街であったり、いろんなところが一緒になって努力をして浮揚していくというふうに相乗効果をかけていきたいものだというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（濱田 等議員）

次は、7番、米丸文武議員の発言を許します。

〔米丸 文武議員登壇〕

○米丸 文武議員

私は通告に従いまして、交差点及び道路改良について町長にお伺いをするものでございます。前置きが今まで長いということで、今回は短くまいりたいと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、求名交差点及び県道改良計画についてでございますが、去る11月11日、国道267号、求名交差点で大型ダンプと横断中の83歳女性との間で交通事故が発生し、2日後にその女性は亡くなりました。この交差点では、これまでも交通事故が本当に多く発生しておりまして、住民から早急な改良の要望があり、国道の拡張、拡幅が実施されつつあるところでございます。

そこで、次の点について道路交差点の改良の具体的見込みをお伺いしたいと思っております。

1つ目に、国道267号求名交差点の改良計画について、用地買収も終了していると思うが、いつごろ完成する見込みなのか。

2つ目に、これに接する県道薩摩祁答院線求名地区の拡幅計画についても、住民から早急な改良が望まれております。具体的な実施計画はどうなっているのか。

続きまして、町道改良についてであります。町道戸子田熊田線の改良につきましては、合併前から住民の強い要望があり、旧町でも改良計画に載せておった状況でございますが、実施に至らず合併後のということになってきておりまして、合併後平成17年度から21年度のさつま町過疎地域自立促進計画の中で、全長2,651メートル、幅員7メートルの改良が計画されまして、18年度過疎対策道路整備事業で一部300メートルの測量設計料500万円が予算化されまして、測量と設計が実施されていたにもかかわらず、その後何の動きもないまま現状の今日まで至っております。

住民から改良計画はどうなっているのかと問われておるところでございます。今後の計画と改良の見込みはどうなっているのか、この3点につきまして町長にお伺いをしまして、1回目の質問といたします。

〔米丸 文武議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

米丸文武議員から2つの質問をいただきましたが、まず第1点目の交差点及び道路改良計画についてお答えをいたします。

1点目の国道267号求名交差点の改良計画についてであります。まずもって求名交差点での事故で亡くなられました方に対しては、深く御冥福をお祈りしたいと思っております。

この求名交差点の改良につきましては、国道267号改良促進期成会におきまして、毎年県へ要望活動を行ってきているところであります。事業につきましては、平成18年度から平成22年度までの計画でありまして、現在、用地買収を行ってまいり、この用地買収は完了したと

いうふうに伺っております。

それに伴いまして、来年度から工事が着手されて、平成22年度完了の見込みということではありますが、今後とも早期完成に向けて要望活動を行ってまいります。

2点目の県道薩摩祁答院線の拡幅計画についてであります。これにつきましては、岩倉建設前から国道267号求名交差点までの約400メートルの区間が未改良であることから、国道267号や鹿児島大口国道267号の改良促進期成会や鹿児島大口幹線道路整備促進期成会等で要望活動を行ってきたところでございますが、その結果、昨年度事業を採択され、測量設計及び改良計画の住民説明会がなされたところであります。

事業期間につきましては、平成19年度から平成24年度までの予定でありまして、本年度から用地買収を行っているところであります。工事につきましては22年度から着手し、平成24年度完了の見込みではありますが、これにつきましても早期完成に向けて引き続き県へ強く要望を行ってまいります。

次に、町道改良について、戸子田熊田線の改良計画についてであります。御承知のとおり、町道の整理計画につきましては、総合振興計画や合併協議での申し合わせ事項等に基づき、緊急度、重要度、優先度等を考慮しながら整備を行ってきているところであります。

現在24路線を整備中でありますが、今後につきましては、道路特定財源の一般財源化の問題や、本町の財政状況等を考えますと厳しい状況になると考えられることから、新規路線については、これまで以上に日常生活への影響等を検証しながら、計画的に整備する必要があると考えているところであります。

また今後においては、町民からの要望も多い町道の維持管理に要する経費、これも大きくなることが予想されます。

このようなことから実施計画に登載されている町道につきましても、今後見直しを行いながら、緊急度、重要度等を考慮しつつ事業推進に努めていかなければならないと考えております。

したがいまして、町道戸子田熊田線につきましても、平成18年度国道504号取り付け部分から約380メートル測量を行った経緯がございますが、近くには現在中山間地域総合整備事業により整備中の集落道もあることから、今後現地調査等を踏まえながら、また現在整備中の進捗状況、整備中の町道の進捗状況等を見極めながら、時期や整備手法等を検討したいと考えているところでございます。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○米丸 文武議員

今国道の267号線の交差点の改良につきましては、町長も述べられましたように、十数年前から期成会を設けられまして、いろいろ一生懸命関係者の方々が国県への陳情、それから要望等をされまして、今改良のめどがついて、目の前に完成するんじゃないかと、22年度までということです。

そういうような中で予算もあることではございますが、このような犠牲者というのがやはり出るわけございまして、これはやはり私どもとしましては一日も早い完成、危険な場所ですから、交差点とそれから今県道のほうの少なくともあの近辺の20メートルぐらいは大型車が離合できるような拡幅をしないと、今は大型車が入れないんです。

というのは、今回の事故の状況をお聞きますと、要するに県道薩摩祁答院線のほうから大口へ向かってダンプが曲がろうとしてきました。で、信号にかかりまして止まりました。ところが一方国道からその道路に入ろうとするもう1台のトラックが入ってきたんですが、離合ができないために、こちらの止まったダンプが歩道まで進んで、歩道の上へ止まってしまったんです。

信号が赤ですから行けないというようなことで。

で、何とかその大型を今度は総合支所のほうに、祁答院線のほうへ入れて待ってた。その間に今度は左のほうからその女性の方が車のちょうど本当の下を前を横切って行こうとされて、で、信号が変わったためにその女性に気づかずに発進して事故につながったというようなことでございます。

ですから、横断歩道の手前で車がとまっておれば、こういう事故発生しないというような状況もあるわけでございます。

この道路につきましても、祁答院線につきましても、一度は県のほうで事業の改良の事業に取りかかっていただいておりますけれども、いろんな事情で一時中断しまして、また改めて期成会を立ち上げまして、11年度からですか、そういう形でようやくこの計画もされてきておった矢先でございます。

そこで住民の方々がおっしゃるのは、もっと早く改善されてればこういう事故につながらなかったんじゃないかと。何でこれまで10年も15年もかかってやってきて、お前たち何してるんだというふうに言われるわけでございます。

そういうような状況の中で、やはりこういう犠牲者の方がやはり今後出るというようなことは、町も安心安全のまちをつくろうという立場からすれば、やはり少しでも早い改良を国県に要望していただきながら進めていただきたいというふうに思うのが、町民みんなの願いではなかろうかというふうに思っております。

今計画は22年度まで交差点は、県道は24年ということでございますが、まだ2年、あるいは4年という期間の中でございます。これに対して、町長は今後も要望活動するということでございますが、もっとそういう面をしっかりととらえて、国県への要望活動をしていただきたいと思うんですが、その点はいかがでございましょう。

○町長（井上 章三君）

今、米丸議員のほうから今回の事故の状況をつぶさにお話をいただきましたが、本当に残念な事故であったと感ずるところでございます。

そういう点で、犠牲者が今後ないように一日も早くこの事業の完成に至るように、今申しましたように来年度から工事着手ということは決まっておりますけれども、この工事の完成に向かって一層の努力をしていただくように要請をしながら、努力を申し上げたいというふうに思っております。

○米丸 文武議員

地域住民の方々は、本当に合併をしましてちょうどもう4年、3年8カ月ですか。そのようなことで本当にこの一体感を持ったまちづくりをするために、まだまだ薩摩地方は道路も整備されておって、いろいろそうでないところもあるというような状況を私ども説明してきておりまして、それを理解していただいております、今まで言えば、いつかは計画に載ってるんでしてもらえらるだろうというふうに思って、なかなか発言もそうされておらなかったわけですが、こういうことがおきますと、本当にやっぱりこれは早うせないかんという気持ちになられます。

そのようなことで町長も今後、また国県への要望活動を積極的に進めるということでございますので、よろしく取り組んでいただければと思っております。

続きまして、戸子田熊田線の町道のことでございますが、いろいろ今町長の答弁をお聞きしておりますと、これから優先順位をつけながら検討していくというようなことであるわけですが、この路線につきましては毎年のように梅雨の時期になりますと、道路がもう決壊したり、がけが崩れてきたりしながら、もう何千万という災害復旧をしながら今までお金をつかってきて

おります。

また、これも本当に町道としても実に古い町道でございまして、曲がりの本当に多い道路でございまして、で、まして地域の方々も高齢化で、電動カーでいろいろ通っていかれる方も結構おられるわけでございます。大変危険な状態もあります。

それとまた路面自体もうひび割れをしまして、本当にでこぼこしております、我々も戸子田、熊田両地域の住民が、あの間の道路の草払い等もさしてもらっておりますけれども、いつもそのたびにいつできるんだろうと、というようなことで期待を質問が出てくるわけでございますが、何しろ今町長のおっしゃいましたように町の財源、そういうようなものの厳しさから何とかやってもらえるはずだからということで言ってきております。

が、もう前測量したんだと。お金もつけたのにあれ無駄だったんじゃないかというふうなことも言われるわけでございます。これをですね、いろんなそういうような状況もあると思いますが、住民の方々に私は納得できるような町長の答弁をいただかないと御説明をすることができませんので、ひとつその点についてもっと具体的に、どのような理由でどういうふうに持っていきたいのか、その点についてお聞きしたいと思っております。

○建設課長（脇黒丸 猛君）

ただいま町長のほうからも答弁がありましたように、町道路線につきましては、現在24路線、今年度はなっております。それと、過疎振興計画に載っておるのが65路線でございます。そのうちに整備中が24路線でございまして、約37％を占めている状態でございまして、全くの未着工ちゅうのも24路線でございます。

このようなことから財政的な面もございまして、総合振興計画の全体の町道の見直しもしなければいけないということで考えておりまして、最初の回答でもありましたように、優先度、重要度、その辺のところも考えながらしていきたいと考えております。

それとこの戸子田熊田線につきましては、昔、シラス対策事業、農地のほうの事業で整備しております、幅員の5メートルから6メートルぐらいあるようでございます。

そのようなことから、ちょっと農道で整備した関係でカーブが多いところもございまして。急カーブあるところもございまして、そのようなどころにつきましては、今後また現地も検討しながら道路維持のほうでできないか、局部改良とか。

それとあと、路面の補修等につきましても、ことしにつきましては約30メートル、舗装が悪いところを計画しておりますので、路面補修につきましても、そのような形で舗装の維持補修的な感じでできないか、現地も踏まえながら検討してまいりたいということで考えております。

○米丸 文武議員

大変不満でございます。地域の方がですね、本当に今後の道路改良につきましては、地権者の方々の同意をほとんどつけまして、皆さんに、旧町のときにも陳情がなされ、議会でも審議され、執行部のほうでもそういうようなことを納得されて、ここまで持ってきておったわけでございます。

そのようなことで、皆さんを何回となくそういう話し合いもしてきておりまして、皆さんはもうできるもんだというふうに思っておられたわけ。22年度までですね、何とかできるんだろうというふうなことでおったわけですけども。

何しろ設計は、測量はしました、図面は一応できました、その図面の説明もないんですよ。測量設計されました。で、それもないからなおさら皆さんが不安なんです。

何でこういうような状況である。財政的なもんもこうだと、町全体見たときにどうだというような中で、そういう状況がありましたら、やはり陳情もされていろいろ計画にも載ってきている

わけですから、それを説明をされないと、住民の方々というのは本当に納得されないと私は思うわけです。

まして、毎年のようにがけ崩れがしたり、道路面が道路の路肩が決壊したり、いろんな形で通行止めをしたりしておるわけでございますし。

ですから、そういう実情というものをしっかり行って見ていただきたいというふうに思います。そこに住んでおられる方は生活道路ですから、日常の生活に困る、危険を感じる、そういうような状況でございますし、またあの路線の曲がりくねった部分の草払い等も本当に精力的にやっていたいてるわけです。

過去においては、町の作業班のほうでしていただいた時期もありましたけれども、予算の関係でそういうのもなくなってしまいまして、今は皆さんが町民がそれを一緒になってやっていたいてるわけでございます。

そのように自分たちのやはり地域の道路ということで、一生懸命守りながら通行されておるわけでございますが、今おっしゃいましたように、数は上げられて65線あって37線は今実施ですか。あとの24路線が未着工だということですが、しかし、18年には一応計画に載せて予算もつけられたわけですから、着工したのと同じじゃないですか、どうなんですか、その点は。

○建設課長（脇黒丸 猛君）

平成18年度にちょうど合併になってからですが、旧薩摩地区につきましては、いろいろと測量設計をされている経緯がございます。その中でも戸子田熊田線につきましても、約380メートル、予算につきまして約370万ぐらいだったと思うんですが、その予算額で設計をされているようでございます。

先ほども申し上げましたように、現在、総合振興計画の中にも65路線載ってるわけですが、その中でやはり今後につきましては、維持管理のほうが相当のウエートを占めることも考えられますので、そちらのほうとも整合性をとりながら、現地のほうも踏まえて、どのような事業が有利な事業ができるのか、それらの点も整備手法等も考えながら検討してまいりたいということでございます。

このようなことから、また地元のほうにも380メートルぐらい測量設計をしておりますので、今後の方向性も見極めながら説明会も行っていく必要があるんじゃないかなということで考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○米丸 文武議員

私、先ほど22年度までと申しましたが、ほかのほうと混同しまして、さつま町のこの自立促進計画では17年から21年度までということで、ここに載っておるわけでございます。

ですから、これは本当にもう当然改良はなされていくものと、町民の皆さんもこういうことで納得されておるわけでございます。本当に今のこの状況からしますと、部分の改良で道路維持ということで、しないよりはいいでしょう。はっきり言いまして。

しないよりはいいですが、先ほど申しましたように、そのような状況で路肩が壊れたり、がけが崩れてきたりして全面通行止めをしながら、そのたびに補修をする、このお金も相当今までもつかわれていると私は思うんです。

そういうようなことがないように、やはり整備をきちっとして、そういうものに対応していくということが、また貴重な財源の節約にもつながるんじゃないかというふうに思うわけでございます。

今道路の30メートルですか、何か路面の舗装を何とかというのは、本当部分的な問題であります。今、前何でしたか、道路が企画が7メートル、8メートルじゃなくても特定道路

ですか、なれるとかということで、車が離合できるような道路でもいいんだというようなことが示されたんですよね。そういうのをまだ知らないだろうということで新聞に載ったわけですが。

そういう道路でも私はいいじゃないかと思うんです。ああいうところには歩道は必要はないというふうに思うわけです。だから、そういうものを検討されながら、この道路はぜひ全面的な改良を計画に載せていていただきたいというふうに思います。

まあ言えば、今正直言いまして部分改良、舗装、これをしてしまいますと、全面的な改良というのは、ますます難しくなってくるんじゃないですか。どうなんですか。

○建設課長（脇黒丸 猛君）

事業の中でも、今現在いろいろ、臨時交付金事業とか、それから道整備事業あるわけですが、補助事業等があるわけですが、その中でも舗装だけやれる分もございます。それと舗装と局部改良含めた形で道路整備というのも事業の中にもございますので、それらも検討しながら整備手法を考えていきたいということで考えております。

それとあとその30メートルの舗装につきましては、地元のほうからの今年度の要望がございまして、それにつきましてやっていきたいということでございますので御理解をお願いいたします。

○米丸 文武議員

これは公民会のほうから出たところでございます。私もこの箇所が、ここもう傷んでるからここだけ何とかしなさいと、してもらいなさい、計画上げていきますよということでこらえた場所だろうと思いますが、路面がもう舗装が粉々になりまして、穴がぼこぼこしてるような状況でしたんで、あの部分はそのまま水が入ればまた道路決壊しますよと、崩れますよというようなことで挙げられた部分であろうと思います。

全面的な計画を何とか私はぜひ、まあ何年度ぐらいからこれ計画に載せて実行していきたいなというふうなものをやはり示さないと。お前の政治生命ないと言われるんです。（笑声）

これは冗談でございますけれども、とにかくそれぐらい皆さんの期待がかかって、執行部の皆さんにお願いをしろというようなことなわけでございます。

そのようなことで、私は局部的な改良とか何とかっていうようなことじゃなくして、やはり今後もそういう説明会もされる中で私はこのままではお答えをもって住民の方々にいい説明ができる状態じゃございません。そのようなことで、その次はないでしょう。冗談を言ってる場合じゃございませんけども。

今後とも住民の皆さん方に納得できる、座談会の中においてもそういう御説明をしながら、ましてまた7メートルというようなことじゃなくて、本当に必要な道路として必要な幅でしていけば、工事費というものも移転費というようなことや何やらあるかも判りませんけれども、そういうようなものも削減できますし、事業費も削減できるんじゃないかと思っておりますので、そういうことをやっぱりひっくるめた計画をして、ぜひ一番目の順位でできるようにお願いしたいと思いますが、ひとつこれは町長ですか。ひとつ町長、そういうような考え方でございますが、住民の状況を考えて、町長いかがですか、どのようにお考えですか。

○町長（井上 章三君）

道路整備に関しましては、各地からいろいろと要望は高いわけでありますが、現在国の予算編成もなされておりますが、道路特定財源の一般財源化というようなことなどもありまして、これが今後どの程度どう使われる、使える財源になり得るのかということがちょっと判りにくくなってきております。

そういう点で、国交省としても計画の大きな見直しを今されつつありますし、幹線道路だけは

とにかく確保するんだというような話もあったり、道路づくりが今後どういうふうになっていくのかということが不透明になってきている面がございます。

しかし、地方の方からは道路に対する要望は依然として強いし、高いわけでありますけれども、こちらのところが財政の厳しい状況の中でどこまで対応できるかということは、気持ちはあってもなかなかサッと言いにくい状況がございます。

戸子田熊田線の改良計画につきましては、先ほどから申し上げておりますように、今また地元の今までの経過、そしてお気持ちというのは伺ったところでありますので、また説明するところは説明をさしてもらいながら、そしてどういう形での整備が可能であるかということについては、またこういう時勢の中でよく検討し、先ほどからあります緊急度、重要度、優先度と、考慮をしながらの整備を進めていかなきゃいけないと思っております。

そういう点で、皆さんがお困りのところに対しては、できるだけ答える努力を工面をしてでもしなきゃいけないということはあるわけでございますので、また検討をしながら説明会はさしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○米丸 文武議員

今本当に私どもも、この国のいろんな経済の問題、財政問題、また我々地方の町の財政問題、こういうような状況もよく新聞、テレビ、また皆さんからの説明の中で認識はしております。

また一方では、先ほど町長も申されました道路特定財源というものが一般財源化というようなことで、どのような使い方をされるのかと、これにも大きな影響をされるのではないかとというようなことは本当に私どもも危惧しておるところでございます。

しかしながら、地方のこのインフラ整備というのは本当にまだまだ必要なことだというふうに思っております。

そういうような点から、町長も執行部の皆さん方も本当に必要性は感じておられるというふうに思います。今後の本当に町の住民の皆さんの生活の安全安心な町のためには、やはりそういうものも厳しい財政の中からですけれども形を示していただかないと、皆さんはそれを納得できない、理解できないと。

またそのような状況にはまた移り住んでこない、帰ってこないというようなそういう状況にもつながっていくわけでございますので、ぜひともこういう重要な案件につきましては、真剣に本当に取り組んで、優先順位と言わずに本当にいろんなところを改良していくような体制をお願いをしたいというふうに思って私の質問を終わります。

○議長（濱田 等議員）

次は、23番、中尾正男議員の発言を許します。

〔中尾 正男議員登壇〕

○中尾 正男議員

通告に従いまして、公民会合併の推進方策について質問をいたします。

さつま町の公民会数は、平成19年度末で143、この中で世帯数30戸以下が24公民会、人口100人以下の公民会が40となっています。高齢化社会が進行する中、これらの公民会では近い将来、公民会の組織の維持運営が困難となることは明らかであります。

また、世帯数の最も多い公民会と最も少ない公民会の町運営補助を1世帯あたりに換算しますと、3,400円と1万2,800円で約4倍の差があります。これは公民会加入世帯数で出したものでありまして、実数からいたしますと約5倍の差があると思われ、公民会合併は行財政改革の面からも推進していく必要があると思います。

公民会合併は、このように喫緊の課題であるにもかかわらず、合併にはさまざま、いろいろな

考え方があり、地域での課題、話題として取り上げにくい一面を持っております。

そこで行政が地域審議会等の協力をいただきながら、役場に担当組織を設け、合併モデルを作成し、合併を推進していく考えはないか伺います。以上、1回目の質問とします。

〔中尾 正男議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

中尾正男議員から、公民会合併の推進方策についてということで質問をいただきました。答弁を申し上げたいと思います。

少子高齢化や過疎化の急激な進展に伴う人口の減少によりまして、地域によっては活力の衰退を招き、自治組織の運営や役員の選考などに影響が生じてきているのが実情であります。

また、公民会合併の推進については、行政改革大綱の実施計画にも明記し、これを積極的に推進しているところでございます。

このようなことから、本年5月からは町内すべての区公民館を7ブロックに分けて、区公民館長や役員及び地域のリーダー等に対しまして、公民会合併についての説明を行うとともに、一部の区公民館では所帯数や地理的条件などを加味した具体的な合併モデルを提示しながら、公民会合併の必要性和今後の進め方などについて、説明会等を随時実施してきている状況でございます。

ただ、公民会合併は行政の強制で行うものではなく、地域住民の意思と総意によって進めることが極めて重要でありますので、議員からもありましたように地域審議会や区公民館長連絡協議会などの組織の協力もいただきながら、今後も積極的に進めていく考えであります。

また、地域担当窓口職員及び関係部署との連携も図りながら、合併協議における事務的援助や運営に係る助成金の見直しを含め、可能な限り援助していくこととしておりますので、議員各位におかれましても御協力をお願いするものであります。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○中尾 正男議員

私が今回公民会合併の質問をいたしましたのは、過去の予算審議等を通じて、なかなかこのままでは合併が進まないのではないかと感じて、そのためにはモデルをやっぱりつくって推進するのが一番先ではないかと感じて質問を通告をしたわけですが、実はただいま答弁がありましたとおり通告をしたあと既に一部ですが、行政のそういう取り組みをなされているということ、本当に自分が通告したあとでそのことを知ったわけで、私の情報収集力の不足するところから出たわけでございまして、そうであれば一番の目的がその合併モデルをつくって推進させるという考えでしたから、通告を取り下げようかと考えましたけれども、この取り組みも今緒についたばかりということでありますから、今後の推進方策等について、二、三伺って、本部分のところはもう了解ですから、あと末枝のところになると思いますから、簡単に二、三質問をいたしたいと思っております。

私のところでも私の神子区で先週の土曜日、第1回目の公民館長と公民会長を集めたところでこの1回目の説明会がございました。私は、その中で一応この前のときにはちょっと出席できなかったんですが書類をいただいて見たわけですが、いきなり一つのモデルというのはそれをもうパターンと示されてきたもんですから、ちょっとびっくりしたんですが、私の考えとしては合併モデルをつくるに当たっては、やっぱりこのモデルの合併の組み合わせ、ここが一番大事だろうと思っておりました。

で、当初やっぱり地元説明会に参加、当初のうち何回か話し合いをもって、そしてその中でモデルをつくり上げていく、それがベストだろうとは思っていたわけですが、いきなりもうこうし

てきたもんだから、組み合わせを見てある程度納得するところと、ここ辺は何だろうかかなという思いがあったもんですから、この行政主導でパッと持ってこられたこのことはですね、やっぱり評価はしていると思うんです。やる気が去年からいろいろ出てますけど、行政のやる気が見えない。

こういうやり方のほうが仕事は早く進んでいきますけれども、枠組みがまず大事になりますから、そのところは非常に慎重にしていかなとなかなか枠組みが決まったあと示されて、それを壊す、壊すというのはそういう意見とかなかなか出てきにくい面があります。

いきなりこのモデルをちょっと示されたそこあたりの経緯をちょっと伺っておきたいと思うんです。

○総務課長（湯下 吉郎君）

公民会合併を進める中でただいま議員が御指摘されましたように、モデルがないと先に進まないということでございましたので、総務課と社会教育課が推進の母体ということで推進しておりますが、まずこれを進めるに当たりましては、今申されましたようにいきなり地域のほうに枠組みを示しても行政の押しつけとなるというようなことから、まず校区の三役にお話をしまして、そして三役の了解を取りつけて、そして公民会長会という会に臨むということでしております。

そのようなことで段取りとしては中尾議員の場合は、いきなりという表現をされておりますが、そのような段取りで地域に浸透させていこうということでございますので、そのところは御理解をいただきたいと思います。

○中尾 正男議員

そこあたりの経緯がちょっと了解してなかったもんですから。区の三役に了解をいただいたということだろうと思うんですが、この枠組みに関しては、やはりその地域それぞれの思い、いろいろあります。ここで失敗しますと失敗するということか、まあ市町村合併も一緒ですが、最初の枠組みが非常に大きな役割を果たすのではないかと考えています。

このことはもう既に明らかに示されておりますから、そのことはとやかく言っても始まりませんけれども、今後まだ今から説明をされる地区もあると思うんです。そこあたりも十分配慮をしながら、ぜひそういう方向でやっていただきたいと思います。

それから、そのときいただいた資料の中で「合併の重点区域を指定し」という文言があります。この重点区域指定はどういう基準で設けられて、その指定をしようとしているのか、そうした場合、何地区ぐらいがその重点区域に入るのか、ちょっと伺っておきたいと思います。

○総務課長（湯下 吉郎君）

今の重点地域の指定につきましては、今現在143ある公民会を90、80から100程度という目標を持っておりますが、現在のところでは100前後になるのではないかなというふうに思っております。

そうした中でやはり先ほど言いましたように、地域の指定説明した中で、自分たちでやろうという機運と、先ほど言いましたように強制ではございませんので、そういう機運が出てきたところを重点的な指定として、そして職員を配置しながら事務的な作業、それから資料等の作成について重点的な支援をしていくというふうに考えております。

まだ重点地区の指定は現在のところでは行っておりません。

○中尾 正男議員

重点地区の指定の考え方は判りました。ある一定の基準をもって、少ないところをそうして重点地区に指定をされるのかなという考えを、文章見ただけではそう思ったんですが、そうじゃなくて地域でやろうという機運が出てきたところを指定していくと。こことここのこういうところ

はぜひという考えが重点地区の指定をされるんじゃないくて、そういう理解の仕方でもよろしいですか。

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

この公民会合併については、御承知のように非常に難しい問題もございます。ただ私どもが特に重点的に進めたいと申し上げますのは、要するに限界集落、表現が悪いんですが、やはり高齢化が進んでるところ、あるいは少数の戸数で公民会を組織されてるところ、これらについては非常に自治活動そのものがもうできないというような実態もあるようでございます。

限られてくるということでございまして、これらについては、それぞれ町内の全部を一応説明会を回っておりますので、そういう実態というのは把握をいたしております。それなりに、やはりその重点地域に指定するのかもしれないのかというのは、やはり先ほど課長が申し上げましたように、これからの課題になるかと思うんですが。特にこの限界集落対策等については非常に喫緊の課題等もあるわけでございますので、そういうものについては、地域の方々の御理解を求めながら、優先的にやはりこの合併を推進していく必要があるんだろうと考えております。

したがって、私も最終的には住民の理解というのが必要でございますから、そういうものを基本としながら進めてまいりたいというように考えております。

○中尾 正男議員

ただいま副町長のほうからありましたとおり、基本は地域に住む住民の判断だろうと思うんですが、やはりこの表を見ましても、世帯数が20戸以下、25戸以下、30戸以下、そこあたりのところはですね、やはり小さいところとまた地域によってはもう合併はせんというところもあるんですね。非常に厳しい状況でありながら、なかなか微妙な問題でありますから。

だから、やっぱりその地域の主体性に任せながら、ある一定の規模は必要だということはどうたって、やっぱりしてあるわけですから、ここあたりはやっぱり重点地域指定の基準の中にぜひ含んで、そして町のほうも人を派遣しながら説得も、説得というかその説明もやりながらしていかんと、なかなかうまくいってきません。ぜひこのことは今緒についたばかりですから検討していただくように要請をしておきます。

それからこの役場の組織の人的なことでありますが、こうして進んできますと担当職員を張りつけて積極的に支援をするということになっているわけですが、そうした場合、今の総務課・社会教育課との陣容で果たして人的に足りていくのか。新しい先ほどもありましたプロジェクトチームではないですけど、組織、全庁をした、そして総務課・社会教育課だけでなく、やはり今後は地域の農業関係とか福祉関係、やっぱりそういうものもずっと福祉のことなんかも頭に入れながら合併をしていかんないかんですから、そういう人たちも人選も入って、やっぱりこの組織をつくっていただきたいと考えるわけですがそれでも。

そこあたりについて現在のところでは足りているんでしょうけれども、今後のその人的配置について、どのようにお考えなのか伺っておきたいと思えます。

○総務課長（湯下 吉郎君）

ただいま御指摘がございましたように、今一巡した中でそれぞれの、先ほど副町長が申されましたように重点地域の指定ということも考えながら、そうしたプロジェクトないし、あるいは合併対策本部ないし、それらのやっぱり組織を検討して、そして総務課・社会教育課が中心となりながら、そうした職員を、配置した職員の情報収集をしながら積極的な推進を図るということは一つの手法だろうと思えますので、今後はそれらについても検討をしていきたいと思えます。

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩します。再開はおおむね午後1時5分とします。

休憩 午前 11 時 55 分

再開 午後 1 時 04 分

○議長（濱田 等議員）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

久保道夫議員から一時退席する旨届け出がありましたのでお知らせしておきます。

○中尾 正男議員

人的な対応につきましては、その時折対応していくということではありますが、状況を見ながらということだろうと思うんですが、急に慌てないようにその人選とか、そこあたりは十分配慮をして対応ができるように、体制を整えていただくように要請をしておきます。

それから、午前中この重点地域の指定のことについて要請で終わっておきましたけれども、この重点地域指定については、やはり手を挙げてそこをということではなくて、ある一定基準を設けてやっぱり強力に進めていくと、そういうことが必要だろうと思うんです。

そこで、午前中要請で終わっておきましたけれども、もう一步踏み込んだ御答弁が欲しいんじゃないかというふうに昼飯を食べて考えましたので、血のめぐりが少しよくなったのかよく判りませんが、踏み込んだ答弁を欲しいと考えましたので、再度またもとに戻って質問してみたいと思います。

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

ただいま議員から御指摘がございましたように、確かに非常に自治活動としての活動が機能停止をもうするような状況にあるというような実態でございます。ただいまありましたように、いわゆる住民の理解を求めながらも、やはり行政主導という形でも強く推し進める必要があるんだろうというように考えております。

ですから、以前説明会いたしました折にいろんな課題が出てきておりますが、それらを踏まえながら、今後強くこれについては推進を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○中尾 正男議員

今回このモデルを示して合併を推進するに当たって、どういうことが大きな何の問題点になるかということも考えてみたんですが、まずやはり財政的な支援も5年間あっているようですが、やはりこのままでは対応できない部分があると思うんです。

例えば、長期的にみれば公民館の館の問題、あるいはこの前ちょっと神子のほうでも出ましたけれども防災、集落の無線の問題。一遍この工事を受けておりますから、それが合併した同士が同機種であればいいんですけれども、違った場合そこあたりの対応、ここあたりをどうするのか。

やはり、緊急の当面の無線あたりは短期間の問題は何とかなると思うんですが、公民館の建設とか地域によっては距離の問題、あるいは収容能力の問題等で、どうしても新しい公民館が必要になれば、今後のこの5年間、7年間ではなかなか対応できてこないところもあると思うんです。

何らかのやっぱ担保的な措置が、一定の明確にどれぐらいのまた上乗せをするとそこまでなくても、何か担保にできるようなそういう取り決めも必要ではないか考えるんです。

どうしても公民館の館をつくるとなれば多額な金がかかります。そういうことで、そういうものがあればまだこの合併の話も進めやすいというふうに考えるんですが、そこあたりについてどのようにお考えなのか伺っておきたいと思います。

○教委社会教育課長（豎山 修啓君）

今の議員がおっしゃるとおり公民館の館の関係の施設の整備ということでございますが、新設をする場合につきましては、それなりに集落あるいは公民会館におきます事情によりながら補助制度に乗っていただくということになるわけでございますが、通常の行き方によりますと今現在支給しております施設割というものを支給いたしております。

現段階ではそのものを利用しながらいいでしょうか、運営費の中に加算した形の中でやっておりますので、今後はそういったこと等も、先ほどありましたような高齢化率の高いところ、そういったこと等も加味しながら検討していかなければならないというふうには考えております。

○中尾 正男議員

ぜひ、ここに今あります現行の制度でちょっと補足しかできない部分があるというふうに考えます。そこあたりのやはり今後、今ここで急に答弁を求めても返ってこないと思いますから、ぜひ今後検討をされる中でどういうことができるのか、やはり何らかの手だてはやっぱり担保しておかんと進まないと思いますから、ぜひ一考をお願いしたいと思います。

それから、この公民館合併を進めるに当たって非常にこう微妙で複雑な、それぞれの今までの思い入れもあって一気に進まない非常に難しい問題であるわけです。

それで、モデル的な合併をされておる紫尾区あたりは16年に非常にこう区を挙げて3つに公民館合併をもう10年、20年先取りした形でされておりますから、こういうやっぱ先進地の人たちの苦勞された話をやっぱ今後、今から合併を進める人たち話をやっぱ聞きたいと思うんです。それでやっぱそういういろんなところに出ていって、講師と言うと大げさになりますけど、助言とかやっぱしていただいたほうが、やるほうも聞きたいという意向もあると思います。

だから、それもやはりただ手弁当で頼むわけにもいきませんから、やっぱそこあたりの謝金等のほうを予算の計上をして手当てをしていく必要があると思うんですけれども、そこあたりについてはどうでしょうか。そういう話はないでしょうか。いろんな話を聞きたいとか。

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

確かに紫尾地区におきましては、非常に精力的に取り組んでいただいたところでございます。やはりそれぞれの場所によっていろんな理由があるわけでございますが、ただいまありましたようにそういう先例、いい先例でございますが、そういう地域の方々に対して新たに合併する対象となる地域への講師ということであろうかと思うんですけれども。

金銭はともかく館長会をいろいろ情報交換があるようでございます。そういう中でやはり館長さん方、場合によってはそういう要請もされることもあろうかというふうに考えますが、そういう場合における支援といいますか、そこらについてまだ今後十分検討させていただきたいというふうなふうに思っております。

これは同じ町内でございますし同じような自治会でございますから、そこら辺が謝金という形になるのか、あるいは何らかの形でのお礼という形になるか判りませんが、そこら辺についてはまた館長会の中でもいろいろ協議してまいりたいというふうに考えております。

○中尾 正男議員

公民館の新設の問題あるいは無線をどうするかという問題、今後今からされるところは無線の問題も既設がもう50軒以上ということですから、今からされるところはモデルを示されれば、そういう同機種をとられるような指導もされていくと思うんですが、そうでないところは何らかの手当てが必要ですから、ここはやっぱり今事務方のほうから答弁はいただいておりますが、町長のやっぱこの財政的な裏づけのそういうものの必要性ということ、町長の考え方を一応聞いておきたいと考えます。

○町長（井上 章三君）

この公民会合併の問題は、これからの地域の活性化という点においてはどうしても欠かすことのできない問題になってくると思いますし、それに伴います無線放送などを初めとするこの支援体制と。これは、極力これは優先的にやはり確保して、そういう点においてはしっかりとサポートしていくようにしなきゃいけないというふうに考えております。

○中尾 正男議員

今回、この公民館合併は非常にこの地域で先ほどから申しましたようにいろんな考え方があって難しい非常にデリケートな問題であると思います。そうした中で、町でいち早くこのモデルを公表して進められたその勇氣というか、なかなか一面に勘ぐれば地元の話を詳しく聞かないでは落ち出されたということは大きな勇氣が要ったと思います。

そして、取り組む姿勢が見えたということは素直に評価をしなければならないんですが、そのことが今後この枠組みということで、ここが一番の問題であると思います。いろんなさまざまな意見が出てくるだろうと思います。

そこあたりについてやっぱ問題点がたくさん出てきますが、ただ私が考えますに、4、5年前からすると集落の合併を受け入れる周辺の空気というものは、様変わりをしてきた少しは感があります。ただ非常に難しい問題ですから、慎重に時間をかけてやらないかんということは考えております。

そういうことで、今回モデルを示されましたから、これをもとにこれが今緒についたばかりだだと思います。24年度ぐらいまでに仕上げたいということですが、長時間ですから息の長い仕事ですから、人的にも財政的にも町のほうからの支援も十分して、この問題は合併が進んでいけば、やっぱりこの鹿児島県下でモデルになるような、せっかくの一大決心で取り上げられたと思いますから、そういう事業に取り組みになるように期待をいたしまして、当初の目的はモデルをつくって進めさせるということでしたので目的は達成する、もう一般質問する前に達成しておったというふうに考えます。そういうことで、私の質問は要請をして終わりたいと思います。

○議長（濱田 等議員）

次は22番、新改幸一議員の発言を許します。

〔新改 幸一議員登壇〕

○新改 幸一議員

大変お疲れさまでございます。12月の定例議会の一般質問も私を含めてもうあと3人となりました。大変眠たい時間になりますけれども短時間で済ませますのでよろしくお願いを申し上げます。

通告に従いまして質問をさせていただきますけれども、その前に、先の6月定例議会におきまして郵便局との連携・協定等につきまして私質問をさせていただきましたが、先日の12月2日のテレビニュース放映と12月3日の南日本新聞に掲載されました「さつま町と郵便事業会社が被災者支援で連携・協定」という見出しで、郵便局が民営化後、県内で初めて協定を締結して、災害時の避難や被災者情報を共有するなど相互協力の協定書に調印されましたことは、郵便局との連携・協力の提案を申した者として大変ありがたく感謝を申し上げるところでございます。

特にこのことが高齢者や独居老人の方々に安心をもたらせて、またこのことが県内はもちろん全国へと輪が広がっていくことを願ってやみません。お礼を申し上げまして本題の質問に入らせていただきます。

健康管理推進についてであります。

1点目の、平成20年度予算では、1日人間ドック受診者に対し節目の年で助成金が支払われ

ることで事業推進がされました。前年度と比較して受診者数はどのようにになっているのか受診者数の推移をお伺いいたします。

2点目でございますけれども、過去に1日人間ドックを利用された方々より、助成金支出について前年度同様にしてほしいという声を私もたくさん聞いたところでございます。新年度計画に予算化する考えはないか、特にこのことにつきましては、当初予算の策定期期に入る時期でもありますので、町長の政策としてどのように考えておられるのか伺って1回目の質問とさせていただきます。

〔新改 幸一議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

新改幸一議員から健康管理推進の問題について質問をいただきました。お答えしたいと思います。

第1点目の、平成20年度予算では1日人間ドック受診者に対し節目の年で助成金が支払われることで事業推進されたが、前年度と比較して受診者数はどうなってるのかということであります。

人間ドック事業につきましては、30歳後半から始まる生活習慣病が自覚症状がないままに進行し、病気が相当進んでから発見されるという特性から、被保険者の生活習慣病の早期発見と健康の維持増進を図ることを目的に、指定保健医療機関で短期人間ドックを受けたとき、受診料の一部を助成してきたところであります。

本年度からは、メタボリックシンドロームと言われる内臓脂肪症候群、これに着目した特定健康診査、特定保健指導を医療保険者に義務づけられ、この新たな事業には多額の費用を要することから、人間ドックの必要性は認識しつつも、胃がん、大腸がん、腹部超音波検診などとの同時実施で人間ドックと同様の効果が期待できるものとして、受診者の公平性も考慮し、35歳から65歳までの5歳刻みの節目健診として実施することにしてきたわけであります。

人間ドックの受診者数はどうなっているのかという御質問であります。本年度につきましては11月末現在で一般コース17人、女性コース6人の計23人が受診し、助成額合計は49万円となっております。

前年度の実績は一般コース158人、女性コース76人の計234人で、助成額506万円となっております。

なお、本年度は来年3月まで随時受け付けとしていることから、まだ10数人は増えるのではないかと考えております。

次に、人間ドック事業について前年度同様に新年度計画に予算化する考えはないかとの御質問についてであります。平成20年度は35歳から65歳までの5歳刻みの節目年齢者を対象として人間ドック受診助成事業を実施いたしました。先ほども申し上げましたが現在までの受診者数は23名で、当初見込みに対しまして17名、今後の利用見込みを含めましても26名ほどになると思っております。

現在までの受診者23名の年齢層を見ますと、35歳到達者がゼロ人、以下40歳が1人、45歳が2人、50歳が1人、55歳が7人、60歳が5人、65歳が7人となっており、40歳代、50歳代の受診率が低いことがうかがえます。

また、本年度から40歳から74歳までの方を対象に生活習慣病に着目した特定健康診査がスタートしましたが、この受診者層を見ても40歳代が5名、50歳代が16名、60歳代が46名、70歳代が33名となっており、やはり若年層の受診率が低いことがうかがえます。

特定健康診査では、5年後における目標として受診率65％が定められており、未達成保険者にはペナルティも課せられ、この目標達成のためには若年層の受診率向上対策が大きな課題であります。

言うまでもなく、健診事業は医療費抑制を目指した保健事業であり、その対策として40歳代、50歳代からの疾病予防、中でも生活習慣病予防を中心とした健診事業を進めていく必要があります。

20年度からスタートいたしました特定健康診査、特定保健指導は、これまでの集団健診をベースとしながら、受診機会の利便性を図るため薩摩郡医師会病院を中心に、町内医療機関でも個別受診ができるような体制づくりを行うとともに、人間ドック受診を特定健康診査の実施にかえることにより、受診率を高めていくような取り組みも進めていく必要があると考えております。

人間ドックは特定健康診査に比べ1人当たり単価が高く予算的にも限られることから、やむなく節目年齢を対象として実施してきたところですが、利用率も低く残念な気持ちであります。

今後の人間ドック受診助成事業につきましては、国保の財政状況を勘案しながら特定健康診査と並行して進めていくこととし、節目年齢受診をベースとしながら、働き盛りの40歳代、50歳代を手厚くフォローを行うなど、受診率が向上するような施策を検討し、来年度予算に反映させていきたいと考えているところであります。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○新改 幸一議員

ただいま答弁をいただきました。人間ドックの一般コースにつきまして受診料が4万5,000円、女性コースでは大体5万円かかるということですが、まず最初に1点、町長にお伺いしますが、町長自身は自分のこういうドック関係というのはどのようにされているのか。そしてまた、されていらっしゃるとすれば自分の負担金というのはどれぐらい、個人負担ですね、直接払うのがどれぐらい払っていらっしゃるのか、自分の受診されていらっしゃる状況をちょっとお伺いいたします。

○町長（井上 章三君）

私は市町村共済のほうの事業の中で健康管理をすることにしておりまして、人間ドックの受診をできるだけそういう中であることにしておりますが、私の場合は通常のコースとプラスしてまたちょっと幾つかオプションのコースもお願いしたりしておりますから、自己負担としては4万あるいは高いときは5万かかっているんじゃないかと、年によって違うと思いますが、そういうことだろうと思っております。

○新改 幸一議員

町長自身もそれぞれ自分なりの健康診断ということで、オプションを入れながらそれなりの自分の管理をされていらっしゃるしまして、自分の個人負担というのも4、5万はやっぱりしっかりとかかるんだということを言われておりますが、私たちのまちの町民の皆さん方もそれぞれこういう形の中で健診を受けたいなということでみんな願っているわけですが、なかなかそういう高額なお金がかかるもんですから、なかなか行けないというのも実態にあるんじゃないかと思っております。

私が農協からいただきましたJAの鹿児島の人間ドックの実績表をもらっておるんですけども、ことしの4月から10月の表でございますが、各市町村の助成金の額で実際この人間ドックを受けられた方の実績、JAごとの実績がそれぞれ違います。

ちょっと紹介しますけれども、グリーン鹿児島は助成金が一般コース、女性コース1万8,000円です。そしてまた75歳以上にも同額補助ということで鹿児島市はなっております

けれども、このグリーン鹿児島関係のところは4月から10月の累計の実績は104.4%で出ております。

そしてまた鹿児島中央、東部ですが、ここが115.3%、指宿は落ちまして57.9%、南さつまが89.3%、さつま日置が81.6%、我がさつま町は4月から10月で80.6%という実績が出ているようでございます。

先ほども答弁の中に出てきましたけれども、国保の関係で我がさつま町で人間ドックを受けられた方が4月から10月までちょうど国保の関係の方が70名利用されておまして、そのうちの先ほど出ました節目の年の助成金をいただけたという方々が16名ということでございます。かなり19年度からすればそういう意味で受診者数も減っているというのがJAの担当者が話をしてくれたところでございます。

ちなみに、薩摩川内市なんかは助成金が一般コースで2万5,000円、助成コースでは3万円、薩摩川内市は75歳以上にも同額補助ということでございますが、薩摩川内市のこの関係の川内のほうだけ見てみますとかなり受診率はいいいようでございます、94.7%、この薩摩川内市では一番高いようでございます。

それぞれ鹿児島いずみも96%、それから始良が83.2%というふうな実績も出ておるようでございますが、やっぱり先ほど答弁で出てきましたように、我がさつま町は19年度からしますとそういう節目の年の、財政が厳しいということで、それとまた特定健康診査ということが入ってくるということで、そういうことで事業推進がされたんですけれども、かなり顕著に受診者が減ってるというのが実態であるようでございます。

私は、この財政が厳しいという面からしますと納得をする面もあるんですが、総合振興計画にあります健康いきいき元気さつまということをやりたいますと、この20年度のこういう節目の云々というのは、町民からすれば不満もあるし、私は失敗の事業じゃなかったのかなというふうに個人自身に思ってるんですけれども、町長はそこら辺の見解どのように思っていらっしゃるのかお伺いいたします。

○町長（井上 章三君）

20年度このような形で、節目健診という形にしながら特定健康診査、特定保健指導という国の方針の中で、またこの受診率を65%まで上げていくんだと、5年後の目標として受診率65%と、そこに行かないところはペナルティで相当のまた財政的なペナルティもあるんだということになっておまして、こういう制度をつくりながら全体としてこの健康管理の方向性というのを、また国としても医療費を削減しながら押し上げていこうという努力をしているわけでありまして、その方向に向かっての施策ということで、このような工夫を今しつつあるわけでありまして、1年目の結果としてはまだ最終的に出ませんが人間ドックの受診という点では非常に少ない結果になって、予想に反したなと思っているところであります。

ただ、この特定健康診査、特定保健指導というこの取り組みというものをどう定着させていくかということは、やっぱり国民の健康管理そして医療費をできるだけ安くしながら国民の健康管理を引き上げていこうという、その施策の延長の中で取り組んでいることでもありますので、いろいろとまた反省もしながら調整をしながら、そしてこの目標の達成に向かってさらに努力をする必要があるというふうに思っているところであります。

○新改 幸一議員

さらに受診者数が増えるような努力をするということでございます。ぜひ努力をよろしくお願い申し上げます。

次に、2点目の関係でございますけれども、新年度予算に19年度並みのやっぱり予算はする

ことを、予算化することは考えられないかということで質問してるわけですが、まず担当課長にお伺いしますが、この特定健康診査で5年後における目標として受診率65%が定められており、未達成保険者にはペナルティも課せられるということで言われましたが、このことをちょっともう少し詳しくお教えいただきたいと思います。

○健康増進課長（楠木園建雄君）

これにつきましては、後期高齢者医療制度が広域連合で始まっているわけですが、ここに国保保険者としましても被保険者1人当たり3万8,000幾ら、国保の総額で2億8,000万程度支援金という形で出しております。これは高齢者医療制度の医療費の中の10%が個人負担でございます。そして残り9割のうちの10%、9割からしますと9%になるわけですが、この分が保険料として徴収されるというふうになっております。そして、残り9割のうちの50%、全体からしますと45%になるわけですが、ここが公費分という負担区分になります。

そして残り40%、これが医療費から見ますと36%、先ほど言いました2億8,900万程度になるわけですが、これが各保険者、これは国保だけでなく社会保険のほうの保険者、これもすべてこれを出してそして高齢者医療制度が成り立っているということでございます。

ですから、今回のこの特定健康診査につきましては、やはり若いときからの健康管理というのが高齢者75歳以上の後期高齢者になってからの医療費に影響してくるんだということから、若い時代から若い世代のときから特定健康診査というものを義務づけて、そしてこれに実施率を定めて、そして効果を上げるというふうになっております。

この実施率が24年度、5年後でございすけれども24年度に65%というふうになっております。これは19年度までの本町の一般健康診査の受診率が32%国保の対象者でございましたから、これを5年後に65%まで上げるというのは大変な努力をしていかなきゃならないと、倍以上に上げなければならないという状況になってくるわけでございます。

ですから、これが達成できない場合には、今言われておりますのは3,000万ぐらいの負担が新たに生じてくるということになっておりますので、この3,000万をだれが負担するかとなりますと被保険者の方に保険料として転嫁をせざるを得ない事態も生じてくるということから、この65%の達成のために今、今後あらゆる努力をしていかなければならないんじゃないかというふうに考えているところでございます。

○新改 幸一議員

特にこの65%受診率を持っていくということになりますと、今言われますように若い世代からこういう受診の癖をきちんと持たせにゃいかんということになってくると思います。

実は私も、実際人間ドックに初めて行ったのが25歳でした。25歳からずっと毎年、年には行かない年もあったんですが、去年でデータが残っておりますけれどももう22回目のデータをいただいたわけですが、最初25歳で人間ドックに行ったときには厚生連の指導者の方が、「新改さんは、こんなに若いのに何で来られたんですか」という逆質問をされまして、「実は農協の職員なものですから焼酎のんがうかで、用心のため診てもらいに来ました」と言ったところが、「大変感心ですね」とお褒めの言葉をいただいたんですが、その後ずっと毎年行く中で、早期発見で見つけてもらったのが3つほどあって、一番長い入院をしたのが1カ月ぐらいしました。

そういうことで、自分の体験もそういうことで、やっぱりドックのありがたさちゅうのを判っているわけですが、今ちょっと席を中断されておりますが久保議員も、先ほど昼食時間の中でお許しを願って、あんたの名前を使いますよ私は言ったんですが、久保議員も実際毎年人間ドックに行き、そして前の年には判らんかったのが、あくる年にはびしっと

した病気が見つかって、早期の手術をして今の命があるということを彼も言うておりました。

この人間ドック毎年行くこと、継続は力なりと、いろんな面でもことわざ使われますけれども、この人間ドックを毎年受けることも私は一面、継続は力なり、自分の命を長く保つためにも大事な一つのドックの受診じゃないかなと思っているところでございます。

そういう形の中で、先ほども答弁もございましたが、40代、50代の疾病予防、中でも生活習慣予防を中心とした検診事業を進めていく必要があるということと言われましたけれども、これと違った、今までと違った目先を変えた何か推進方策を考えていらっしゃるのか、担当課長にお伺いします。

○健康増進課長（楠木園建雄君）

この人間ドックの節目検診のあり方につきましては、当初予算の審議の段階でもいろいろと御意見をいただいたところでございますけれども、その後、この受診の申し込みの状況を見ておりますと、やはり鈍いというような状況もございました。先ほど言われたような、現在で23人という状況でございます。

このような状況やら、それから特定健康診査の受診率をどうしても達成していかなければならないという中で、この人間ドックと特定健康診査をどのように絡めていくかということは、今後は考えていかなければならないだろうということから、見直し案を検討しつつあったところでございます。

その中で40歳、50歳代の受診率が低いということは、町長のほうからも言われましたけれども、このところが今40歳、35歳、40歳、45歳ということで、特定健康診査の受診率の対象は40歳からでございますから、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、ここの5歳刻みのところを2歳刻みぐらいにやっていったらどうかというふうに考えております。

ですから、40歳、42歳、44歳、46歳、48、50と、そして2歳刻みでずっとやっていく。また、そうしたときに、45歳と55歳の方が来年度は私は行けるんだらうという期待をされておりましたので、この人たちの不公平感を除いていくためには、21年度については、45歳も55歳も認めざるを得ないのかなというふうに思っております。

そうしたときに、受診の対象者が節目検診でありますと、45歳、5歳刻みの節目検診でありますと、受診者の対象者が800人ぐらいであったものが、これが1,400人ぐらいに対象者が上がってまいります。

ですから1.5倍ぐらいに対象者が上がってくるということになりますので、そういうふうにして基本的には節目検診を導入したわけですから、これをすぐ変えるとなりますと、来年度期待をされてる方の不利益が生じてまいりますので、ここのところはどうしても4年間か5年間は残さざるを得ないと。ですから、そこを基本にしながら、この受診率の低いところをどういうふうにして手当てをしていくかということであれば、その受診機会を増やしていくということが必要でないのかなということで、そこを厚くしていくように考えております。

それから、もう一つは、今までの234人、平成19年度の234人、30歳代が35歳から40歳代が5人おりますので、229人の方が特定健康診査の受診率にどういうふうに影響してくるかということで見ますと、大体3.96割、受診率を上げる効果がある。ですから、ここを人間ドックのほうで5割ぐらい上げるような人数を把握をしたいということから、そうしますと280から300人程度人間ドックのほうで受診をしていただきますと、大体5割ぐらいは受診率が上がってまいります。

ですから、ここを人間ドックの受診率を特定健康診査のほうに反映をさせていくことはできないのかなというふうに考えております。

それから、もう一つは、この2年刻みにしていく場合におきまして、やはり特定健康診査というものに参加をしていただく必要がございます。この点につきましては、どうしても人間ドックだけということでは、基本健康診査というものに対する認識というものも不足してくるということもありますから、できましたら今考えておりますのは、人間ドックを2年おきに利用されるという場合におきましては、前年度に特定健康診査に参加していることということを条件にしていたならば、10割ぐらいの受診率を仕上げる効果につながるのではないかなというふうに思っております。そういったことを今検討しているところでございます。

しかし、これはまた国保運営委員会等に諮って今後決めていくということでございますが、現在この受診率を上げていくという対策の中で、人間ドックをそのようにしていっていただけたらどうなのかなということを考えております。

それから、もう一つは、JAのほうでも、JAさつまのほうで5,000円、共済連から1,000円という助成が人間ドックにはされてるのも聞いております。ですから、これをやはり普及、向こうのほうもJAさんのほうも我々の人間ドックを活用しながら、組合員の健康増進、それから、共済事業の一環として入院給付費の節減、そして共済事業の円滑な運営というものに取り組んでおられるんだというふうに思いますので、ここのところは私どものほうの健康管理という面では利益が一致いたしますから、普及啓発という面で補正予算と連携していく必要があるのではないかなということを考えてるところでございます。

○新改 幸一議員

行政の推進もJAのほうの推進も目標は一緒でございますから、ぜひ連携をとりながら受診率が上がるようお願いをすることでございます。

私たちのまちは、一般コースで2万円、女性コースで2万5,000円という節目の方々の助成ということで流れているわけでございますけれども、私は今申された新しい方策でもですけども、個人的には額を下げてでも一般戸数でいきますと、2万円を1万円に下げても人間ドックを受けられる方にはぜひ助成金をやるんだというふうな流れが、町民の皆さん方には大変喜ばれるんじゃないかなというふうに考えておったんですけども、町長そこあたりはどんなものでしょうか。

○町長（井上 章三君）

それも一つの考え方だと思いますので、今後の検討の中でまた担当課のほうでも検討に加えながら考えてまいりたいと思います。

○新改 幸一議員

もう最後になりますが、先ほどから申しておりますように、とにかく早期発見というのが一番大事じゃないかと思っております。町内にもそれぞれ若い、私の知ってる中でも近ごろ55歳から65、6歳のがんという病気で早く死亡される方も何人か見てまいりました。

そういう形にならんように、もう行政がいろんな形で助成金を出しても、人によっては受け人は全然受けんわけで、医者嫌いという人がいらっしゃるわけでございますから、ただしかしその半面、やっぱり自分のことは自分としてきちっとした検診を受ける。ましてやそれにさつま町はこんなすばらしい助成金があるんだよという形の中の流れで自分の命を長く、長生きをするということもひとつ大事でありますし、そういうことがしてるんですよということも大事でございますので、ぜひお願いをするところでございます。

先ほども申し上げましたけれども、総合振興計画の中にありますように、「健康いきいき元気さつま」に向かって、可能な限り目いっぱい予算と助成の肉付けを要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（濱田 等議員）

次は、２０番、山崎文久議員の発言を許します。

〔山崎 文久議員登壇〕

○山崎 文久議員

それでは、通告に従いまして２項目について質問をいたします。

まず、「菜の花プロジェクト」の推進についてであります。これにつきましては、平成１７年にも質問をいたしておりますが、町長の考えを再度確認いたしたく質問をいたします。

このプロジェクトは菜種を植えて咲いた花をめぐる景観作物としての役割や、養蜂業者の採蜜植物としても活用できます。また、採取した種は搾油して食用油として利用し、茎と搾った油はすは肥料にもなります。使った油は環境に優しい廃食油せっけんやバイオディーゼルフェューエル、ＢＤＦとして活用できます。このように環境に優しい資源循環の「菜の花プロジェクト」を推進する考えはないか伺います。

次に、食育について教育委員長に伺います。

今日食の安心・安全が叫ばれて久しいですが、中国産の野菜や冷凍食品の残留農薬問題を初めとして、安心・安全とされている国内産においても日付けの改ざんや産地偽証、果ては事故米などと初めて聞く米の不正規流通など、まさにないゆがいのかんのいかんともしがたい現状であります。

このような状況の中、学校給食において、栽培履歴の明確な地域農産物を積極的に利用する考えはないか伺います。

また、今までにこれらに関係するといえますか類似する質問を私を含め多くの同僚議員から出されておりますが、その後何か進展があったのか伺います。

次に、食育の一環としての毎月１８日を「おにぎりの日」として推奨する考えはないかについて伺います。

先般、食育関係のサイトで、「おにぎりの日」を推奨する記事を目にしまして共感しましたので、できることなら本町でも取り組めないものかと思い質問をいたします。

今、全国で少しずつ「おにぎりの日」を制定するところが増えてきておりますが、なぜ１８日なのかといいますと、米は昔から８８の手間暇かけていますけれども、それを分解いたしますと８８ということで、その一部の１８をとって制定されております。

今日親子の関係が希薄なる割合が高まりつつあるというデータがあります。朝夕の食事でもでき合いやおふくろの味とやゆされている冷凍やレトルト食品に依存する家庭が増えています。

このようなことから親子の会話を増やすために、おにぎり弁当の日を設け、親子で一緒におにぎりをつくることにより、事前、当日、事後の会話も増えることが期待できるのではないのでしょうか。

また、飽食の現在、昼食がおにぎりだけという日を定め、食べ物のありがたさを親子で考える日にできないものかお伺いをいたします。以上で、１回目の質問を終わります。

〔山崎 文久議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

山崎文久議員のほうから農業振興対策について、その第１点目に「菜の花プロジェクト」の質問がございました。お答えしたいと思います。

この件につきましては、平成１７年９月にも質問をいただいておりますが、町といたしましては、菜種の作付けを水田裏作や景観作物として地域ぐるみの取り組みとして推進し、プロジェク

トについては、関係機関と連携して調査研究を行うと回答をいたしたところであります。

御承知のとおり「菜の花プロジェクト」のねらいにつきましては、地域内にある資源を利用して、それをエネルギーに変えそのエネルギーを地域内で利用して資源循環型社会づくりを目指しているものでございます。

昨年においては、山崎議員が中心となり地域の方々と一緒になって1ヘクタール以上の菜種の作付けを行い、町の職員も参加したと聞いております。

町のこれまでの取り組みにつきましては、現在のところ具体的な活動に至っていない状況であり、反省をしなければならないと考えております。

また、南日本新聞報道によりますと、県内では鹿屋農業高校が菜の花を使った環境共生型農業を研究しており、栽培による景観形成、油かすの家畜飼料化、バイオディーゼル燃料利用など、実践は地域を巻き込んで広がりつつあるようでございます。

この「菜の花プロジェクト」につきましては、環境に対する思い、農業に対する思い、地域を盛り上げる思いを地域からおこして地域とともに行動する必要があると考えております。

町としましては、今後は町の広報誌等を活用し、この「菜の花プロジェクト」について地域や農家の方々への啓発活動を行い、また、関係機関との連携により「菜の花プロジェクト」について調査研究を行いながら、さらにこのプロジェクトに理解が得られるモデル的な地域の選定や町のプロジェクトチームの設置など、検討しながら取り組んでまいりたいと思っております。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○議長（濱田 等議員）

（「14番、着席。」と呼ぶ者あり）14番、着席。

〔教育委員長 大園 勝君登壇〕

○教育委員長（大園 勝君）

地域農産物の使用についてお答えいたします。

本町における給食センターでは、各センターの状況に応じて可能な限り地元の農産物を使用するという基本的な考えのもとに運営を行っており、青果市場を初め特産品販売所、また有機野菜グループが生産している品目すべてを対象に購入するなど、これまで取り組んできているところであります。

地元青果市場からの購入に当たっては、市況の情報提供をいただき地元産を最優先した献立作成を行っており、その結果、日によっては地元産が90％を占めるというときもあると聞いております。

したがって、従前に比較すると地場産物の使用が増加したと思っております。

なお、近年、食の安全性が問われる中、多くの子どもたちの健康を預かる立場から、安全な給食を提供することは、給食センターの最大の使命でありますので、食材の選定に当たっては慎重が上にも慎重にならざるを得ないというのが現状であります。そのような観点から、生産地等の確認を行うなど配慮しておりますが、栽培履歴も有効な手段の一つであると考えます。

一方、地産地消の推進という立場から、町内で生産された農産物を広く生産者から直接購入するとなれば、数量、規格、出荷体制など、生産者との相互理解が必要であり、JAさつま、ちくりん館との協議も行っておりますが、給食センターの規模によっては対応可能な生産者が限定されることも予想されますので、利用可能な範囲での取り組みが行えるよう努力してまいります。

本年度、町においてはさつま町食育推進協議会が設立され、地産地消も協議項目に上げられておりますので、食育の推進という大きな目的の中で各関係機関等との連携を図りながら、さらに地域農産物の積極的な使用ができるよう努めてまいりたいと考えております。

それから、「おにぎりの日」の推奨であります。学校給食は年間の食事のおよそ5分の1から6分の1を占めるに過ぎません。それだけに望ましい食生活週間は、食事の大部分を受け持つ家庭を基礎として培われていくところが大きく、学校給食はその一部の役割を担っていると考えております。

御提案の「おにぎりの日」の設定については、既に全国においては米飯弁当持参やおにぎり持参、さらには給食か弁当かの選択制度を実施しているところもあるようであります。

その主な理由としては、一部に食物アレルギーへの対応策もありますが、保護者への愛情、きずな、感謝の心を一層構築するということでもあります。

本町における各給食センターの体制から申し上げますと、実施については可能であります。しかしながら、現在の完全給食制度への保護者の期待が大きいだけに、実施に当たっては保護者の十分な理解を得ることが大きな課題であると考えております。

〔教育委員長 大園 勝君降壇〕

○山崎 文久議員

それでは、まず「菜の花プロジェクト」につきましてでございますけれども、非常に前向きな回答をいただきましたので、ぜひ結果の見える施策を講じられるよう要請をいたすところでございますけれども、農業は机上論では推進も定着もできません。

菜の花栽培は、私の過去7年間の試行錯誤の中で栽培管理につきましては大分会得しましたので、少しずつでも地域に広めれば幸いだというふうに考えておりますけれども、今船木や平川、柊野といった地区でも栽培が広がりつつあり、今後に期待をいたしております。

そこで、栽培推進については農政課サイドで頑張っていただけるということでございますけれども、「菜の花プロジェクト」は基本的には環境負荷を低減という、当初発足が琵琶湖の廃食油とか家庭雑排水による汚染を解消するために提案されて取り組まれたプロジェクトでございますので、環境課長もおいでですが、環境課サイドとしてのお考えがあればお聞きをしたいと思いますが、どうでしょうか。

○環境課長（日當瀬修二君）

私この「菜の花プロジェクト」につきましては、考えていなかったというのが正直な話でございます。今急にきたわけでございますけれども、先ほど質問の中にもありましたとおり、この菜の花を栽培をしてとった油で食用とか、あるいは燃料とか、そういうようにバイオ燃料ですかね、そういうのに使っていくと。そして搾ったかすについてはまた土のほうに返していくというようなことで、非常に環境に優しいプロジェクトじゃないかというふうに考えております。

農政課のほうともできたら一緒になって推進できたらなというふうに考えております。

○山崎 文久議員

前向きな答弁をいただきました。というのは、言いましたように縦割りではなくてやっぱり横との連携ができるといいますか、しなければならぬことだというふうに思いますし、ぜひ後退することなく、やっぱり県内にも多くの先進事例もございますので、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいというふうに思うところです。

つい先日開催されました湯田地区の竹ホタル祭りに相当多くの方も行かれたのではないかと思いますけれども、非常に寒い中でしたけれども、湯田地区の皆さんが地区を挙げて取り組んでおられることに非常に敬服して、また、7,000本もの竹ホタル、その景観そのものは本当に壮観そのものでした。

本当地区を挙げてああいうふうに取り組んでおられる中で、いろいろ酒をいただきながら話を聞くと、灯りに使う「どひこばっかい銭がいったと」と聞いたところ、ろうそく代に50万円か

らかかったというような話を聞きまして、実はその前に鹿北製油という県内唯一、全国でも有名な製油所がございますけれども、そこの方々との交換する場もございましたけれども。

おっしゃるには、やっぱり、ちょっとアイデアをいただいたんですけれども、それにはBDFですね、廃食油にエタノールを添加して軽油として代替エネルギーとして使う、そのBDFを使えば、これはCO₂が一切出ませんので、そしてまた循環しておりますので、それぞれ湯田地区で使われた油とか回収されたりして使ったら、なおさらエコのそういった竹蛍祭りができるのではないかなというようにも、そのとき思った次第でした。

そこで町長、今国が前向きにこのことについては取り組んでるんですよ。といいますのは、例のバイオ燃料のアメリカの問題で、やはりやっぱり国も危機感を感じて、正式な事業としてはまだ決めておられないんですが、やっぱり前向きにそういう事業が展開されるような状況なんですけれども、やはり町としてもそんなに高いプラントでもございませんけれども、町を盛り上げていく一つの一環としてでも、そのプラントを検討してみるような考えはないか、そこお伺いを町長にしてみたいと思います。

○町長（井上 章三君）

プラントの導入ということについては、まだ私は余りよく勉強しておりませんので、今即答はできないのでございますが、今議員のほうから言われましたお話の中で、竹ホテルのろうそくの問題を言われました。

これは私も、このろうそく代というのが何とか工面ができないものかなということを感じておりただけに、そういうことにもつながれば、また湯田地区の方々もこういうことにさらに関心を持って取り組みやすいのかなというふうに思いましたし、景観行政ということに取り組んでいる本町の景観ということとも通じてくるわけでありますので、さらに今後検討研究をさせていただきたいと思います。

プラントのことで何か担当のほうで調べてるかどうか、あれば。

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

今ございましたように、大崎町の例でございます。もう私が言うまでもなく、議員のほう御存知かと思いますが、それぞれ私どもの地域、本当に「菜の花プロジェクト」って菜の花については植栽をしていただきながら、環境の面でいろいろ頑張ってもらっております。

ただ大崎町の例を申しますと、前私の聞いたところでは14町歩で今は播種作業を実施していると。あるいは、機関誌を出したり、会員数が24人というようなことで、初めでは下水道整備など普及率が低いと、家庭から排出される天ぷら油などが河川水質汚濁の一因であるというようなこと等がきっかけであったと聞いております。

平成12年度から曾於リサイクルセンターの委託により廃食油の回収と燃料代の代替燃料、BDF、おっしゃいますようなBDF精製と石油の製品を行ってるということでございます。

いずれにしてもプラントの話が出ましたけれども、面積といいますか、それぞれ植栽の関係、地域のやっぱり盛り上がりといいますか、そういうことについての推進をそれぞれの団体、あるいはそれぞれ課を連携しながら環境に優しい一つの農業といいますか、そういうことを含めながら今後検討するべきじゃないかと思います。

まだまだ今のところ面積的にもそういうプラントというまではいきませんので、気運をそれぞれ醸成しながらやっていくことが必要ではないかというふうに考えているところでございます。

○山崎 文久議員

今おっしゃるようなことでございまして、ある程度の量がなければプラントも稼働しません。ただ従来の市販された油の回収等も含めて活用できますので。先般、私たちも燃料高騰に非常に

泣いたわけですがけれども、やはり化石依存に頼ってるだけでなく、逆に町でちっこいプラントをつくったから、やあ外国から油を入れんでよかったという世界ではございませんけれども、環境問題と地域資源、環境、いろいろ総合的にとらえて絶対マイナスなものではないと思うところです。

やっぱり環境に配慮した、もう当たり前の世界ですがけれども今。そういったことでぜひ前向きに取り組んでいただきながら、菜種の作付けが広がることを期待しております。

次に、学校給食についてですがけれども、先般私たちは文教厚生委員会で11月14日ですか、大分県臼杵市において食育の調査を行いました。

その中で学校給食に地元で給食畑をつくっていると、契約してやっているという内容でしたけれども、取り組みの発端は市長が直売所で売れないような野菜がたくさんあるだろうと、こういった野菜を給食センターで使うようなシステムを考えなさいという命令で始まったということでございます。

非常にここの農家が生産する野菜の使い勝手の悪さというのは、もう過去にもいろいろセンター長からもちろんと説明も受けておりますけれども、やはり上が使えと言えばやはり工面をしてるんですね。ああなるほどなと思うところでしたけれども、彼らもだから手さぐりだったものですから、まず給食センターはもとより農政課、教育委員会、そして栄養士、給食調理員、そして農業、農業委員会まで一緒になって研修検討されたということでございます。

そういった中で、農協の出荷協議会の中に別個に給食畑として契約する農家を見つけ、そこで履歴についてちゃんとしながら購入をしているということでもございました。

ただ先ほどの教育委員長のお話では、日によっては90%の地元産の活用ということで非常に驚いたんですがけれども、こういって前向きに取り組んでおられる臼杵市でもセンターによって差があるんですけど、30から40%とか、多いところで50%、今後の見込みを50%にするということだったんですがけれども、うちはまだちょっと進んでるのかなと思いながら聞いておったんですがけれども。

非常にいい答弁で、どこをどう突つくという気もないんですがけれども、ただやっぱり履歴というのは大事だと思うんです。だから今後はやはりちくりん館あたりの生産者を対象にして、やっぱり希望をとりながら、そして今あそこでもちゃんと履歴を記帳させますので、そこら辺も検証をやっぱりすべきじゃないかなと、今の時代。

そういったことでやっぱり先進地でもやはり50%ぐらいしかできないんだと言いながらも、やはりその50%については、21年度からでしたか、今農協の堆肥センターがあるんだそうですがけれども、やはり全面有機でいくということで、独自に市で堆肥センター建設の構想も持っておられて、着々と進んでるような状況でした。

そういったことでやはり子どもたちにより安全なものをということで教育していくというのが使命ではないかと思っておりますけれども、そこら辺についてもうちょっと前向きに、前向きというか突っ込んだ形で取り組むような考えはないか、センター長にお伺いします。

○学校給食センター所長（上久保澄雄君）

この地産地消の関係でございますが、先ほど90%という回答をいたしましたけれども、これはあくまでも野菜類についての率でございます。その他の冷凍食品とか、そういったいろんな食材を使いますので、ただ野菜類に関しては日によってはほとんど地元のものだという日があると。これは日によって違いますけれども、常時こういう形ではないと。

したがって、年間を平均しますと、大体4割から5割というのが通常だと思います。ただし、鶴田センターにおきましては、規模がかなり小さいですので、ほとんど毎日ほど地元のもの

を使ってるといった状況もございます。そういうふうに御解釈を御理解をお願いします。

それから、栽培履歴の関係でございますが、センターといたしましては、とにかくこれもやはりセンターの規模によるというふうに思います。配送する時間はもう決まっております。出す時間が、各学校に。

したがいまして、それから逆算して作業工程が決まってくるわけで、なるべく作業効率のいいものをお願いしたいと。もちろん安全というのは第一でございますけれども。したがいまして、先ほどちょっとお話に出ました直売場で売れないものと、これはもうセンターでは大変手間がかかりまして、とても間に合わないということになります。

品質のある程度の確保、それから、規格の確保ですね、これはもう一つのセンターの条件かというふうに思います。栽培履歴を必ず位置づけますと、まだ生産者の大変いろんな問題も出てくるんじゃないだろうかというふうには思います。

現在使ってますのは、主に青果市場のほうを使用いたしておりますので、ここはＪＡさんからながれてくる分でございます。すべて栽培履歴はとれるという品物でございます。

ただ、その他については確認できない部分もあるという状況ですが、そういった状況でセンターの使命は先ほど委員長からありましたように、まずは第一は安全です。その次は価格です。生産者のほうは１円でも高く、我々は消費者のほうになりますので１円でも安い良い品物を仕入れたい、これが使命でございます。

そういう中で極力地元のものを最大限使いたいという気持ちには変わりございませんので、そういう形で進めてまいりたいと思っております。

○山崎 文久議員

できるだけ地元のものをということですので、やはり今は履歴だと私は思うんです。さっき言いましたように、やっぱりいびつなものがあり、いろんな規格にそぐわないというのはやっぱり臼杵市でも当初頭を悩まされておられまして、規格を少しずつつくしながら、話し合いの中で解決してきたと言われてるんです。

生産者などと話しながら、履歴というのは結局農薬、ＪＡＳ法とかああいうのにちゃんとのとって農協もちゃんと出しておりますので、それで栽培されておれば問題ないわけですから、それほど履歴を開示するのは難しい話ではないというふうに思うところです。

ぜひくりん館あたりの出荷者協議会、もう野菜が月によったり時期によって全然入荷量も違うし、本当使い勝手が悪いと思うんですよ、センターとしては。

もう十分理解できますけれども、やはり安全性を追及していくならば履歴のとれるものを購入して、そして契約して指導していきながら栽培計画やら立てたり。

やってできないことはないと思うんですけど、そこら辺の考えと、町長はトップダウンの指導をされるようなお考えはないでしょうか。

○町長（井上 章三君）

この食育という問題、それから、地産地消という考えの中で、地元のものをできるだけ使って積極的に使用していくということは、これは私たちも日ごろ考えてる問題でございますので、今の議論の中にありますことも踏まえながら、また必要に応じてそのような推進を図れるように私もまた努力してまいりたいと思います。

○山崎 文久議員

ぜひトップが指示をすれば、それに従って各部署は動きますので、前向きにぜひ積極的な展開を期待しているところであります。

次に、「おにぎりの日」についてであります。

おっしゃるように親子間の関係の希薄というのが、僕はこの「おにぎりの日」の制定で一番思ったんですね。こやよか考えじゃと。米の消費にもつながりますけど、「弁当の日」ちゅうても、何かファーストフード店から買うてきて、それをぶち込んでくるような弁当もあるやにも聞くんです。

やっぱりおにぎりというのは前の日にお母さんと、あした何のおにぎりがいいねとか、そういう事前の話し合いとかして、一緒に朝お母さんとおにぎり握って、会話をしながらして、帰ってまた事後のおいしかったよとか、今度は何にしてねとか、やっぱり会話が生まれるんじゃないかなと思うんです。単純にですね。

今の子どもたちは本当学校から帰ってきてても、パソコンや携帯でインターネットの世界にはまり込んでバーチャル化した、そういったことが多くて特に親子の関係というのが希薄だというふうに思うことですので、私は毎月と言いましたけれども、年に何回かはこうして、そして本当給食を残したり、いろんな食べ残しや食、さっきの給食センターの話じゃないですけども、これはじいちゃんがつくった野菜だよとか、そういった意味合いにおいて食が進む。

私は、ピザ等の体験をちょっと今取り組んでおりますけれども、そこに子どもたちが来て、「おじちゃん、ピーマンは嫌いだ」と言うんですよね。「まあよかで、そんならまあ一応乗せて、食べるときに嫌いやったら外しなさい」と言ってやるんですが、変わるんですよね。

やっぱり食育というのは、そういった意味では非常に大事だなと、そういったことも思うところですので。

どうでしょうか、ぜひ理解を得るのは難しいのではということですけど、やってみなけりゃ判りませんので、ぜひ1回でも取り組んでみようというお考えにならないか、お尋ねをいたします。

○教育長（福満 隆徳君）

いい提言をいただいていると思います。ここに最初、委員長のほうからもございましたけれども、親子のきずな、またそういう愛情というもの等を考えたら、大変いいアイデアだと思います。

以前もそういうことを考えたことがありまして、またいろいろ話をしたこともございます。できるだけそういう方向で考えていきたいと、そういうふうに思いますが、要は忘れた子ども、あるいは持たせてもらえない子どもをどうするかということやら、いろいろとそういう課題はたくさんあると思います。

そういうところを十分センター等とも協議をしながら、1回でもそういうものをできるような方法で考えてみたいと、そういうふうに。

○山崎 文久議員

考えていくということでございますので、町長、やはり教育長がおっしゃるように忘れた子どもやら、いろんな家庭環境があるでしょう。

しかし、やってみたら判らんとですよね。ぜひ1回取り組ませるような、町長からのきばれち、きばってしてみれというような一言をいただきたいんですけれども。

○町長（井上 章三君）

今教育委員会のほうでもこういうことは可能であると、そして、いいことだという考えを持っておられますから、とにかく前向きに1度やってみるということは、やってみてまたいろんなものが見えてくると思いますから、いいと思うことはやってみようというのはいいことだと思います。

○山崎 文久議員

これで私の質問を終わりたいと思いますけれども、ぜひまたこれについての検証を行っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩をします。再開はおおむね2時35分とします。

休憩 午後2時25分

再開 午後2時35分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、9番、平八重光輝議員の発言を許します。

〔平八重光輝議員登壇〕

○平八重光輝議員

休憩時間の間にたくさんの方から激励をいただきまして、1時間頑張れとおっしゃいましたが、1時間はちょっと無理ですけれども、2点について質問と提案ということでいたします。

1番目の農産物の価格補償制度をということで、農産物の価格は、市場価格か、あるいは買い手側の言い値で決まる状態にあります。特に、米は生産者に利益が出ない価格になっており、また、野菜等も同様であります。食料自給率向上のためにも価格補償制度が必要ではないかということで、お尋ねいたします。

農産物にはたくさんの品目があり、また、価格も千差万別であります。特に米についてお伺いいたします。

日本人の主食は米であります。さつま町の基幹産業も農業であり、その農業の重要品目である米、また、国の食料自給率向上施策のための一番重要な位置にある米であります。この米の価格について生産者に損失の出ない、つまり利益の出る価格補償制度を考えるべきではないかということでお伺いいたします。

一般的な消費につきましては、売り手側において価格を決め販売されております。しかし、農産物はほとんどが買い手側が価格を決めている状況にあります。農業機械、資材、あるいは肥料などがほとんど値上がりする中、農産物価格、農家手取額は上がり、農家に利益の出る状況にはありません。農家が潤わなければ、農業機械や資材、あるいは肥料等の購入も減り、また、商店街の売上げも減少しているのではないかと思います。しいては町の税収も減ることが予測されます。

先日テレビで、農林水産大臣が「農林水産業が衰退すれば、国は成り立たなくなる」と言われておりましたが、そういう状況になりつつあるように思います。生産者に利益の出る価格にする必要があるのではと思っております。

そこで、1つは、JAとタイアップしたまちの対策、あるいは国への働きかけは考えないか。2番目に、高価格米生産のために高品質、高付加価値米の生産に向けての研究、指導をする考えはないかについて、お伺いいたします。

2番目に、温暖化対策に緑のカーテンをということで質問いたします。

11月中旬から急に寒くなり、あの暑かった夏の暑さは忘れがちですが、ことしの夏はいつもにも増して暑さが厳しかった思いはありませんでしょうか。エアコンを使えば、部屋の中は涼しく快適に過ごせます。

しかし、エアコンの室外機は回りに相当な高温を排出しております。地球温暖化が言われる中、エアコンが排出する放射熱もその一因ではないかと思われます。暑い夏を余りエネルギーも使わ

ず、少しでも涼しくするために経費も時間もわずかで、余り手間もかけずに済む温暖化防止策の一つとして、学校や公共施設の西日を防ぐために窓側や通路にヘチマやニガウリ等の植栽を考えないかということをお伺いして、1回目の質問を終わります。

〔平八重光輝議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

一般質問の最後の質問として平八重議員から農作物の価格補償制度の問題、それからもう一点いただいたわけですが、1点目のほうからお答えしたいと思います。

御存じのように米の価格補償制度につきましては、国の米政策の中で、米価下落に対する価格の補てん対策として稲作構造改革促進交付金と認定農業者が加入できる水田経営所得安定対策が、これに該当すると思われませんが、ちなみに昨年は全国の作況指数が99と不作であったので、稲作構造改革促進交付金の効力は発生しなかったようであります。

平成20年産の米の価格を見えますと、ヒノヒカリの玄米価格で1等米が6,600円、2等米が6,100円、3等米が5,600円の仮渡金価格となっており、昨年より300円程度高くなっております。仮に単収を510キロで計算した場合のヒノヒカリの1等米で見えますと、粗収益が11万2,200円となり、防除暦を基準にした場合の肥料が1万889円、農薬が1万7,772円、その他生産資材が3万5,703円となり、費用総額がおよそ6万4,364円となります。この結果、10アール当たり4万7,836円の所得となる計算になります。

しかしながら、ほかに労働力は別としても、燃料費や農機具の減価償却費を考えると、個人差はあるにせよ1、2万円前後の所得になるのではないかと予想されるところであります。

先般、県の農協連労働組合が鹿児島市内2カ所において、生産農家の経営安定のための国の政策として、農産物の価格補償を要望した食料自給率向上を求める署名運動が実施され、近く国会に提出する予定であるとのことで、町といたしましてもJAと一緒に米だけでなく農家の経営安定に対し、積極的に機会あるごとに国や県へ要望してまいりたいというふうに考えております。

次に、高価格の米生産のための高品質、高付加価値米の研究、指導は考えられないかということですが、現在、町内でもJAさつまの水稲部会を中心にこだわり米として減農薬、減化学肥料に取り組み、生協などとの交流を通して販売もいたしております。

しかしながら、一般の米と比較してみますと、価格は30キロで500円程度高めに取引されているとのことですが、手間がかかる割には価格に反映しない状況にあるという話も聞いております。

また、一方では、米余りの現状を考えると、今後価格が上がる要素も少ないものと考えられます。現在、県の農業試験場においては、輸入自由化、産地間競争に対応できる水田農業確立のため、本件に適した優良品種の開発、研究がなされており、来年度、本町でも試験的作付を計画しております多収良食味の鹿児島30号「あきほなみ」、これに期待をしているところであります。

また、町としましては、各農家の農機具等への過剰投資を防ぐとともに、コスト削減、機械の有効利用を図ることを目的に集落営農を進めているところであり、今後もさらに農家の方々へ振興を図ってまいりたいと思っております。

次に、温暖化対策のための緑のカーテンをという件でございます。

地球温暖化防止は、全世界にとって喫緊の課題であると認識をしております。ヘチマやゴーヤ等、植物の力をうまく利用して壁や窓を覆うことにより、建物全体を涼しくすることは、すだれや布のカーテン以上の効果をもたらしてくれるようであります。

また、緑のカーテンは夏の日差しを和らげ、室温の上昇を抑えるだけではなく、葉っぱから水分が蒸発することで、周囲の温度を下げる効果があるとも言われております。

役場庁舎におきましては、夏はクールビズで室内温度を28度、冬は暖房温度を19度に設定し、細やかな調整を行い、省エネに取り組んでいるところであります。ことしの夏も平八重議員の御提案により、職員が一緒になって本庁舎南側にゴーヤの緑のカーテンを設け、省エネに取り組んだところであります。

京都議定書によれば、各事業所ごとに目標値を定めた実行計画を策定するよう求めています。現在、さつま町役場も一事業所として策定を急いでおりますので、提案いただきましたことにつきましては、実現に向けて具体的に織り込んでまいりたいと思います。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○平八重光輝議員

もう2回目はせんでええぐらいの答弁だったんですけども、私が1問目の米の価格については質問書を出したあとに、ただいまの答弁では何か鹿児島市内のほうで、農協連のほうで署名をされて、国のほうに提出されるということで、私はそれをしてもらいたいというのを一番言いたかったわけでありまして。

農協連だけではなくて、県内の市町村も含めてぜひ一緒にやってくださいと、できるだけ農家所得が上がるような施策をしていただきたいというのが一番の目的でありまして、1番目にやりますと言われましたから、あとは余りないんですけども、せっかく準備してきましたので、少しお尋ねしたいと思います。

1等米価格が6,600円ということだったんですが、それで単純計算で4万7,000円幾らかの利益が出ると、いろいろ農機具なんかをすると1万から2万出るというお話でありましたが、あくまでも1等米であります。今1等米の支出が幾らぐらいだったか、御存じでしょうか、22匁であります。2等、3等で76匁。4分の3は2等、3等、計算をしますと、2等が42匁ちょっと、3等米が33.6匁ということで6,000円でないわけです。一応1等米は6,600円ですけども、2等米、3等米で5千何百円しかないわけです。それから、またいろいろ引かれますと5,500円もないわけです。

そういう中で、一生懸命米をつくっているわけですけども、最近いろいろ油等が上がりまして、いろんな資材が上がりました。農薬も上がりましたし、肥料も上がりましたが、そのほとんどを農家が負担してるわけです。

だから、これを何とか集荷業者、小売業者、農家の3者で平等に負担するようなシステムをしないというと、幾ら300円上がりましたと言われても、それ以上の農家は経費を負担せんにやいかんわけです。

だから、そこを何とか考えられませんかというのが一つの私の質問というか、疑問といいますか、その辺は町長どのようにお考えになりますか。それは農家が負担するのは当然だとお考えになりますか。

○町長（井上 章三君）

農家の方々は言われますように仮渡金があつてから、さらに農協からの手数料、検査の手数料、あるいはライスセンターを利用した場合は、粃すりの手数料とか乾燥料とか、次々とまた引かれていくわけでありまして、本当に生産者がこんなに報われない産業というのは、これはどっかおかしいというふうに私も思っております。

最初、平八重議員が言われましたように、価格を自分たちで決められないと、そして、途中で流通の段階、販売の段階、いろんなところで手数料は取られるけれども、農家はそれを自分で確

保するすべがないというのはどっかおかしいわけでありまして。

そういう点で、農家が本当に希望を持って仕事ができるような時代をつくっていかなくやいけないと。そういう点で、本当にJAに対しても、やはり農家のことを本当に考えてやってもらいたいというふうに思いますし、国においても、やっぱり農家が本当に救われるような施策をやってもらいたいというふうに思う気持ちは一緒であります。

そういう点で、我々としてはいろいろ気がついたところ、そして、課題となるところ、声を上げられるところは声を上げて、我がまちは農業基幹産業としてずっと言い続けてきているわけですが、こういう現状に対しては本当に私たちは声を上げていかなくやいけないというふうに強く思っているところであります。

そういう点で、議員の質問に対しては全く共感するところであります。

○平八重光輝議員

私もちょっと潤つて来ましたが、米の販売価格は農業新聞によりますと、ことしは小売価格ですけれども、一応3,980円が標準だそうです。それで、計算しますと、1等米、2等米、3等米で買われた米が恐らくもう全部一緒じゃないかと思うんだけれども、小売に回りますと、6,000円農家が手取りがないのが小売になると1万円は超えるわけです。その差が4,000円から四千数百あるわけですが、その中にいろんな経費もあろうかと思います。

ありますが、その一部でも農家のほうに回していただけないかというのが私の願いであります。米は高い高いとこう言われます。外国の安いところの米に比べれば確かに高いです。

ちなみに、ちょっと私は調べてみました。どのぐらい日本の米が高いと言われる根拠は何かといたら、ベトナム米が約、日本の15分の1だそうです。

しかし、パンは30分の1、生ビールは20分の1とか、たばこは17分の1とか、新聞が7分の1とかいうような価格でありまして、ほんなら日本の生ビールは高いと言われるのかと、一切言われんわけですよ。米だけが低いと言われて、本当は物価からいけば日本の場合はビールなんかはるかに高いんだけれども、自分で決められないばかりに高い高いと言われて、抑えつけられた価格になってるんじゃないかと思います。

オーストラリアから輸入があるかどうか判りませんが、米は10キロ1,100円です。牛肉が100グラムが196円、卵が12個で246円、ニンジンがどうか判りませんが、1キロで143円というような値段ですから。

タイ米が入ってきますけれども、10キロで210円、豚肉は100グラム34円です。鳥肉は15円。

こういう中で、米だけがどうして高いと言われるのか、ちょっと私は理解できないんだけれども、外国の非常に安い、その物価状況とか、収入状況、これはあくまでも為替によって変わりますけれども、まだこれから安くなるとるかもしれません。今為替が円高ですので。

だから、余り米が高い高いというのは、私はマスコミを含めて言ってもらいたくないというのが本音なんです。私の友人、役場の職員の方が若い方は余り米を食べられません。1年間に大体60キロ平均と言われますけれども、私なんかは100キロぐらい食べとるんじゃないかと思います。若い家族は子どもさんを含めて20キロも食べない方も、朝はずっとパンだということもありますから、そういう中で大体年間5、6万円しか米代は使わんと。

唐突にお尋ねしますが、宮之脇副町長、たばこ代が1カ月大体どれぐらい使われますか。（笑声）

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

私へのプライベートな問題でございしますが、たばこを私も吸っております。大体1日2箱吸っ

ておりますが、大体月1万9,000円から2万程度ということでございます。

○平八重光輝議員

それほどたばこ代に使われても、奥さんは経済的にやめなさいとおっしゃらないはずです。体、健康を考えて、減らしたらどうですか、やめたらどうですかというのをおっしゃっても、米は大体、今の先ほどの話で私が言いました5、6万ということは月4、5千円なんです。それが高いと思われるかですね。

その人があとで言いましたけれども、4人で食べる米代より、犬1匹に食べさす1カ月のえさ代のほうが高いとおっしゃったんです。それぐらい米は高くないんです。

だから、ぜひ米が高いという、まず意識を払っていただいて米は安いんですよ。日本の物価状況からすれば、そんなに高くないんですよと。中国なんかも安いと言われてますけれども、中国は大体1カ月7,500円あれば足るんだそうです。今の計算でいけば1万円足らず、15円としまして1万円ちょっと。

だから、そういうところの価格と日本の価格を比べて高いと言われるのは、ちょっと私は心外なんですけれども、そんなに高いものではないと、米はですね。ぜひ米の消費をしていただきたいと思うんですが、先の決算委員会で学校給食を今週3回御飯だけれども、それを4回とかという話がありましたけれども、いろんな価格は安くなったけれども、手間暇がかかるから、このまま3回と、パンは2回にしたいというお話でしたけれども、できればこれも朝ずっとパンを食べた方は昼もパンというのが週2回出てくるわけです。

だから、できるだけ御飯を食べてもらいたいんですが、その辺の給食のほうは教育長に求めたいんですが、私は今教育長にどうですかと言えないものですから。

言えないというが、以前週5日制で教育長にいろいろ答弁をもらったんですが、どうしてももちが明かなくて町長どうですかと言ったら、町長は待ってましたって、あなたのおっしゃるとおりですと言われて矛先をおさめたんですが、そのときあとで呼ばれて答弁するところに町長と書いてなかったからだめだと言われましたので、この給食についても教育委員会と書いてないものですから、教育長が自主的に自分で考えをおっしゃりたいというのであれば、私は拒むものではありませんが、その辺の週に4回ぐらいというのは考えられないものでしょうか。

○議長（濱田 等議員）

平八重議員に申しますが、いろいろ言われて、行く行くはここになったわけですが、どうでしょうか、通告がないわけですが。（「なければいいです」と発言する者あり）

よろしいですか、はい。（「どうしてもと、自主的におっしゃればですけど」と発言する者あり）センター長、いいですか、はい。教育長。

○教育長（福満 隆徳君）

いきなりですが、経費的なものとか、いろいろそういうセンターの運営上の問題もあると思いますので、センター長のほうから答弁させたいと思います。

○学校給食センター所長（上久保澄雄君）

ただいまの御質問でございますけれども、これは決算委員会の中でも御答弁申し上げたかというふうに思いますが、米自体はパンとすると価格は安いです。いわゆる小麦が非常に今値上がりしております。パンの購入の場合は、パンの原材料代にプラス加工賃という形でまいるので、実際にセンターで扱うのは米代だけで済みます。いわゆる自前、センターで炊飯をいたしております。

ですから、原価の米代だけで済むと、したがいまして、そういう比較をしますと、当然米のほうが安いわけですね。

ただし、その裏側に燃料費とか、職員の労働費とか、そういったものを計算しますと、米飯のほうが高くついてしまうといったような内容にもなります。

また、もう一つは、センターの体制がございます。米飯の場合はどうしても早出を出して、人をかけて、時間がかかりかかります。そういった問題等もございまして、先般の委員会の中では現行の3回、米、それから、パンを2回ということで行きたいということを申し上げたところで

○平八重光輝議員

家庭で御飯が少なくなってるのと同じような似たような理由かなと思いましたが、手間暇がかかるのはもちろん判りますけれども、できるだけ手間暇かけるのも、また一つの仕事ですので、できるところからぜひやっていただきたいと思います。

米は今の価格体系が続けば、今中山間地域対策で休耕田を減らして、休耕田というか、放棄地を減らしておりますけれども、このままこの米の価格が続いて、つくるだけ損失が生じるというようなことになれば、恐らく米は自分で食べるしかつくらんというようなのも出てくる可能性があります。

そうすると、休耕田も増えるし、放棄地も増えると、おまけに自分の子どもにはもうつくらせたくなかなという状況も十分考えられますので、こういう状況が出ないような、そんなたくさん利益を上げなくていいんです。何とか米専業農家であれば、米で生活できるような価格帯にぜひしていただきたいんです。

私もわずかではありますけれども、米をつくっておりますが、先祖伝来の田がなければ、つくらんほうがましと、買うて食ったほうがずっと楽で、お金もかからんと、どしこ食うても10万円がっち食わんというぐらいの今米の価格ですので、ぜひその辺をJA、町挙げて取り組んでいただきたいと思います。

そうしないと、日本の農業がだめに、特に米作がだめになっていくように思えてなりませんので、ぜひ本腰を入れてやっていただきたいと思います。

次に、緑のカーテンであります。これはほとんどやるとおっしゃいましたので、ぜひやっていただきたい。

あとまた、やりますという、いわれたから、またおねだりをというわけじゃないんですが、将来的には希望される町民の皆さんにもぜひヘチマとかニガウリとか、町なかにはちょっとそんな大きいのはできませんので、アサガオの苗とか、その辺を全希望者にずっと配って、まちのトイレをアサガオで飾るぐらいの、そういうのもまたぜひ考えていただきたいと思います。

あともう一つ、一番コンクリートとか、アスファルトに強い日差しが当りまして、それがはね返って輻射熱ちゅうんですか、そんなのが非常に温暖化の大きな要因になってるんですけども、そういうところにも大きな木を植えて、影をつくるとか、あるいは役場の屋上なんかにはできれば芝生か、プランターの余り重くないのを置いて、緑を置くとか、その辺を学校の屋上とか、そこもちょっと考えられませんか。

○町長（井上 章三君）

今議員のほうから御指摘のありましたような問題については、今やはり温暖化防止ということで、いろんなところで取り組みが始まっております。鹿児島市の電車の線路のところに緑の芝生を植えて、景観的にもアップしましたし、そして輻射熱というんでしょうか、そういうものを防止する効果と、そういう点で今後ますますみんなでそういう工面を考えながら、より快適に、そしてより地球に優しいというんでしょうか、環境に優しい、そして自然な形の生活ができるような環境をつくり上げていかなきゃいけないというのが、これからの時代の課題だというふうに思

うところですよ。

そういう点で、今御指摘がありましたように、できるところから、気がつくところから、私たちもそういう努力をしていく。そして、地球温暖化防止、そして、自然に返っていくという、そういう方向に向かって努力していくということは、我がまちとしても進めていくべきではないかと思ってるところであります。

○平八重光輝議員

この地球温暖化防止は人ごとではなくて自分のことだと思って、皆さん自分たちでできるところからやっていただきたいと思います。先ほど山崎議員のほうも違う角度からのCO₂削減、温暖化防止を言われましたけれども。

それともう一つ、新しい施設ができるかどうか判りませんが、既存の施設でもよろしいんですが、断熱ペイントというのか、反射熱を抑えるペイントというのか、そういうのも最近、少し普通のより割高ですけども、出ておりますので、そういうのもぜひ研究されて、新しい施設はもちろんです、こういうところでも緑を置けないところは、そういうものもまた研究されて、新しく塗りかえ等を考えた場合は、ぜひそういうのを使った、少し予算的には高くなりますけれども、将来を考えればそんな高いものじゃないと思いますから、ぜひその辺も含めて検討されるようお願いしまして、またちょっと横に滑りましたことをおわびしまして終わります。

○議長（濱田 等議員）

以上で通告に基づく一般質問を終わります。

△散 会

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。本日の会議はこの辺にとどめ、散会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、本日の会議は散会することに決定しました。明日は午前9時30分から本会議を開き、総括質疑を行います。

本日はこれで散会します。

散会時刻 午後3時07分

平成20年第8回さつま町議会定例会

第 4 日

平成20年12月10日

平成20年第8回さつま町議会定例会会議録

(第4日)

○開会期日 平成20年12月10日 午前9時33分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(26名)

1番	高 嶺 実樹雄	議員	2番	市 來 修	議員
3番	平 田 昇	議員	4番	新屋敷 浩	議員
5番	肥 後 紀 康	議員	6番	木 下 敬 子	議員
7番	米 丸 文 武	議員	8番	麥 田 博 稔	議員
9番	平八重 光 輝	議員	10番	新 改 秀 作	議員
11番	楠木園 洋 一	議員	12番	宮之脇 金次郎	議員
13番	柏 木 幸 平	議員	14番	久 保 道 夫	議員
15番	別 府 静 春	議員	18番	田 中 伸 一	議員
19番	柳 田 隆 男	議員	20番	山 崎 文 久	議員
21番	岩 元 涼 一	議員	22番	新 改 幸 一	議員
23番	中 尾 正 男	議員	24番	東 哲 雄	議員
25番	川 口 憲 男	議員	26番	内之倉 成 功	議員
27番	木 下 賢 治	議員	28番	濱 田 等	議員

欠席議員(1名)

16番	舟 倉 武 則	議員
-----	---------	----

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	和 気 純 治 君	議事係 長	丸 田 忠 君
議事係 主幹	平木場 達 郎 君	議事係 主査	垣 内 浩 隆 君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	井 上 章 三 君	教 育 長	福 満 隆 徳 君
副町長(総務)	宮之脇 尚 美 君	教委総務課長	山 口 正 展 君
副町長(経済)	山 下 彦 志 君	教委社会教育課長	豎 山 修 啓 君
健康増進課長	楠木園 建 雄 君	教委文化課長	川 添 俊 行 君
すこやか長寿課長	小椎八重 廣樹 君	スポーツ振興室長	栗 野 明 男 君
福祉課長	日 高 昭 治 君	商工観光課長	橋之口 幸 男 君
災害復興対策課長	坂 本 正 己 君	耕地林業課長	山 口 良 一 君
総務課長	湯 下 吉 郎 君	農 政 課 長	赤 崎 敬一郎 君
行政管理室長	萩 原 康 正 君	鶴田総合支所長	永 田 清 信 君
財政課長	二階堂 清 一 君		
企画広報課長	中 村 慎 一 君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第86号 さつま町公の施設使用料徴収条例の制定について
- 第 2 議案第89号 さつま町立学校施設の開放に関する条例等の一部改正について
- 第 3 議案第87号 さつま町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 第 4 議案第88号 さつま町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について
- 第 5 議案第90号 さつま町観光公園条例の一部改正について
- 第 6 議案第91号 さつま町都市公園条例の一部改正について
- 第 7 議案第92号 平成20年度さつま町一般会計補正予算（第6号）
- 第 8 議案第93号 平成20年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 9 議案第94号 平成20年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第95号 平成20年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第11 陳情について

議 案 付 託 表

委員会	議案番号	件 名
総 務 (第2委 員会室)	86	さつま町公の施設使用料徴収条例の制定について
	87	さつま町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
	88	さつま町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について
	89	さつま町立学校施設の開放に関する条例等の一部改正について
	92	平成20年度さつま町一般会計補正予算（第6号）関係分 第1条 歳入歳出予算の補正 歳 入 14款 国庫支出金（関係分） 15款 県支出金（関係分） 16款 財産収入（関係分） 17款 寄附金 19款 繰越金 20款 諸収入（関係分） 21款 町債 歳 出 1款 議会費 2款 総務費（関係分） 8款 土木費（関係分） 9款 消防費 人件費全部 第2条 地方債の補正
文教厚生 (第1委 員会室)	92	平成20年度さつま町一般会計補正予算（第6号）関係分 第1条 歳入歳出予算の補正 歳 入 14款 国庫支出金（関係分） 15款 県支出金（関係分） 20款 諸収入（関係分） 歳 出 2項 総務費（関係分） 3款 民生費 4款 衛生費 10款 教育費
	93	平成20年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
	94	平成20年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
	95	平成20年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
建設経済 (議 場)	90	さつま町観光公園条例の一部改正について
	91	さつま町都市公園条例の一部改正について
	92	平成20年度さつま町一般会計補正予算（第6号）関係分 第1条 歳入歳出予算の補正 歳 入 12款 分担金及び負担金 14款 国庫支出金（関係分）

委員会	議案番号	件名
		1 5 款 県支出金（関係分） 1 6 款 財産収入（関係分） 2 0 款 諸収入（関係分） 歳 出 2 款 総務費（関係分） 6 款 農林水産業費 7 款 商工費 8 款 土木費（関係分）

【参考】請願・陳情

- 平成20年請願第2号 さつま町立鶴田幼稚園の2年（3年）保育の実現について
- 平成20年陳情第3号 郵政民営化法の見直しに関する陳情書
- 平成20年陳情第4号 WTO農業交渉に関する陳情書

△開 議 午前9時33分

○議長（濱田 等議員）

おはようございます。ただいまから平成20年第8回さつま町議会定例会第4日の会議を開きます。16番、舟倉武則議員から本日の会議に欠席する旨、また19番、柳田隆男議員から一時退席する旨届け出がありましたので、お知らせします。

また、教育委員長から、本日の会議から欠席する旨の届出がありましたので、お知らせをいたしておきます。

本日の日程は、お手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「議案第86号 さつま町公の施設使用料徴収
条例の制定について」、日程第2「議案第89号 さつ
ま町立学校施設の開放に関する条例等の一部改正につい
て」

○議長（濱田 等議員）

これから、去る12月3日提案がありました議案第86号から議案第95号までの議案10件について総括質疑を行います。総括質疑については、総括的な事項について質疑を願います。

それでは、まず日程第1「議案第86号 さつま町公の施設使用料徴収条例の制定について」及び日程第2「議案第89号 さつま町立学校施設の開放に関する条例等の一部改正について」の議案2件を議題とします。

提案理由については説明済みであります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

○麥田 博稔議員

施設の使用料等のことについて、第3条ですが、この営利を目的とした行為に100分の300徴収することができるとあるんですけど、できるとできないのすみ分けはどのようにされるのか。

例えば、水泳教室等をされているところなんかありますけれども、それを営利目的とするのかどうか、その辺のこと。

それから、クーラーとかいろんな使用料を取るようになっていきますけれども、その辺をコイントイマー方式にすると楽になるというか、最初の施設のあれは要りますけれども、公平性が出てくると思うんです。

例えば、会を始めたときに、急に最初は借りないつもりだったけど、寒いから入るとかなったときにも、そこにコイントイマーになっていけばパッと入れればいいと、その辺をどのようにお考えなのか。

それから、第4条関係ですけれども、町長が別に定める理由があるときには、使用料を減額し、または免除することができる。

ですから別に定めるとなっていますけれども、例えば今までの例でいきますと、宮之城吹奏楽団なんか文化センターを使用されているんです。それで前聞いてみると、非常に使用料が高くついて、やっぱり負担が大変だというような話を聞いたんですが、ある程度減額はされているそうですね。

このさつま町の名前をものすごく売ってもらっているんです。その辺の減額をどのようにお考えなのか、基本的な考えを、この減額をされる、別に定める特別の理由の大まかなところをお教え願いたいというふうに思います。

○行政管理室長（萩原 康正君）

まず、1点目の営利を伴う使用ということでございますが、規則で定めるということで、入場料を徴収して大会あるいは講演等、それから営利を目的に会費を徴収する、それから商業的宣伝及びそういう目的で催し物を行うこと、それと金銭上等利益を得る目的で会議等をしていると判断した、こういう4項目ぐらいを考えております。

先ほど温泉プールの、あそこで占用して水泳教室等を行われている団体等がありますけれども、それについても一応学習塾、そういうような扱いで営利を目的にしているものというようなことで現在考えております。

温泉プールの占用使用料については、1時間1コースの500円というのを、一応、今回200円に下げてください。営利を目的とする場合は3倍ということで、1コース600円相当を徴収しようということで、現在のところ考えております。

それから、クーラーの使用料、冷暖房の施設の使用料でございますが、これについては、現在3つぐらいの形で徴収しております。コインを購入してクーラーの中に入れる部分、それからもう100円の硬貨で使える部分、それからまだ現在そういうのをタイマー式にしてない関係で、スイッチを事務室のほうに申し出て1時間使用するというので、そういう形で3つぐらいの方式で考えておりますけれども。

今回100円あるいは200円ということにいたしましたので、今後できる施設からコイン、100円、200円を入れるような施設ができる部分については、そういうような形で利用者側も、それから事務の改善等ということで、そのような形で今後変えていく必要があるんじゃないかということで考えております。

それから、文化センターの吹奏楽の関係、例えば吹奏楽で今されてるんですけども、文化センターの冷暖房使用料が非常に高い関係で、今回電力使用料等を試算をいたしまして、相当半額ぐらいに下げてください。

それについては、今までも町の吹奏楽の、町が共催するとか、そういう取り扱いで若干その辺を減額して徴収しておりましたけれども、今後、冷暖房等の使用料を下げた関係で、そのままの形で徴収した場合でも、現在の状況と変わらないというような形で判断をしております。

特に、町長が認める場合というのを設けて、余り乱用ということはできないと思うんですけども、その施設の設置目的に沿った団体等の使用については、その辺は考慮をしていかなければいけないんじゃないかというようなふうに考えております。

○麥田 博稔議員

今、お金の減額のところで、入場料と言われましたけれども、参加料を取ってされているところもあるんです。

例えば、グランドゴルフ大会なんかもずっとありますけれども、いろんな企業というか、会社がコートの使用料を何百円か1時間払って、それで選手からも500円とか、1チーム2,500円とか取られているんです。

だから、それは参加料もやっぱり入場料と見なして、ある程度の3倍ぐらい取るのか、その辺を。あとで、これはまた委員会で深くやってもらえばいいですけども。

それから、この減免のことにつきましては、私は先ほど一つの例で宮之城吹奏楽を言いましたが、やはりさっきも言ったように、さつま町の名前を非常に全国に、もう九州ナンバーワンと言われるあれですから、今度も遠征には百何万円ですか出すわけです。今度の大会参加のあれを。

ですから、これは町長にお尋ねしたいんですが、さつま町を代表して行くようなところは、あ

る程度の減額をやらないと、宮之城吹奏楽は一つの例ですけれども、いろんなところから見えて
いるらしいです。

遠く離れたところから来て練習をして、しかも冬の寒いときなんかは、私は楽器をしてないんで
すが、手がかじかんでいろいろするときに、やはりそういうのが高いので、自分たちの自己負担
にされてるわけです。

それは、もう趣味だからとか受益者負担の原理と言えいいですけども、やはり公益がもの
すごくあると思うんです。ですから、その辺の減額の仕方を、私は今までどおりやはりやって欲
しいという気持ちがあるんです。

そういう、だから、公益的なものは、やはり特段の使用料の減額とか考える必要もあるんじや
ないかなというふうに思います。

それから、温泉プールのことにつきましては、いろいろ健康づくりに行く人がなかなかそっち
が来て大変だという話も聞くんですけども、やはり水泳宮之城というか、それをやってしてくれて
るのもあそこです。教育長もいらっしゃいますけれども、やはり水泳教室のおかげというか、ス
イミングスクールのおかげで宮之中学校の水泳部がまた復帰しているというか、その辺の一面
もありますから、その辺はあび〜る館等とのやっぱり使い方も考えながら、何か両立するように。

これは料金とは関係ないんですけども、考えていただきいというふうに思うんですが、この
お金については、やはり塾と一緒に公益があるということで、3倍は取らないということになる
んですか。

○町長（井上 章三君）

指摘されました、そういう特に宮之城吹奏楽団なんかの取り組んでおられる努力、そしてまた、
我がまちへもたらしている役割というのは大きいということは、私もよく感じているところであ
りますが、そういうことも踏まえて今回のこういう整理が適当であるかどうかと、これはよくま
た今後議論をしていただいて、お気持ちはよく判りますので、またよくそこらを整理していき
たいと思っております。

○中尾 正男議員

関連で申しわけないんですが、今の営利を目的とした場合、水泳教室等は基本料金を下げて
3倍いただくということの説明なんです、この施行規則で、その会費が必要最小限、必要額と
認める場合はその限りでない。ここあたりの基準、これはやっぱもめるところだと思うんです。
その基準はどうしたのか、必要最小限の会費ですよと言え、それでもう3倍は取れないのか。

だから、ここは非常にどうとでもということではないんですが、この基準はどういうものをも
って必要最小限の額と認められるのか、そここのところを伺っておきたいと思います。

○行政管理室長（萩原 康正君）

会費を取ってというのが、営利を目的ということではいろんな教室があるわけですが、
例えば文化団体ですれば、個人が500円ぐらいずつ持ち寄って先生を呼んで踊りなり、いろん
な習い事をされている教室等がありますけれども、それについては先生に対しての時間に対して
の謝礼という範囲であれば営利とみなさないと。

先ほどの水泳教室につきましては、月額2,000円とか、3,000円とか取ってらっしゃる
のが実態でありますので、それについてはそういうグループ等は扱いは別なんではないかと考
えております。

基本的に、今規則を定める中で各施設を担当している係と、十分その辺のどこまでの団体がこ
れに該当するのか、すみ分けを進めている段階でございますので、その辺十分検討していきたい
と考えております。

○中尾 正男議員

表現が、なかなか金額が幾らとそこまでしてないですから、もめる可能性のあるところだと思いますから、十分検討して基準をやっぱり持つって、そういう対応をしていただくように要請しておきたいと思います。

○平八重光輝議員

関連といいますか、水泳教室の今話が出ましたけれども、1カ月2,000円、3,000円、4、5回されるのであれば1回当たり400円、500円という金額で、それほど営利と言われるような金額でもないと思うんですが、基本的に、例えばまちの文化、伝統芸能、あるいは新しい文化のためとか、あるいは健康増進を含めたスポーツされるようなものは、できれば営利とみなさない方向で検討できないものでしょうか。

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

確かに、非常に重要なことでございます。やはり、社会教育活動、文化活動、あるいは健康づくりとか、いろいろ活動があるわけでございますが、御指摘のとおり、そういうものまですべて営利とみなすということについては、適当ではないというふうには考えております。

やはり、ただいま行政管理室長のほうから説明がございましたように、やはりそういう公益的な目的を持って行う活動というのは、やはりそこ辺についての調整というのは当然必要だろうというふうに考えておりますので、それらについてまた再度、細部にわたって詰めをしていきたいというふうに考えております。

○議長（濱田 等議員）

委員会で十分審議をしていただきたいと思うところです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

ほかになれば質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案2件は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、総務常任委員会に審査を付託します。

△日程第3「議案第87号 さつま町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」、日程第4「議案第88号 さつま町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について」

○議長（濱田 等議員）

次は、日程第3「議案第87号 さつま町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」及び日程第4「議案第88号 さつま町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について」の議案2件を議題とします。

提案理由については説明済みであります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

○麥田 博稔議員

現在までの自己啓発等休業に関する条例を利用して休まれるとか、何かそういう申し出があったりしたことがあるかどうかということを1点だけお伺いしておきたいと思います。

○総務課長（湯下 吉郎君）

現在のところでは、まだ1件もございません。

○議長（濱田 等議員）

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案2件は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、総務常任委員会に審査を付託します。

△日程第5「議案第90号 さつま町観光公園条例の一部
改正について」、日程第6「議案第91号 さつま町都
市公園条例の一部改正について」

○議長（濱田 等議員）

次は、日程第5「議案第90号 さつま町観光公園条例の一部改正について」及び日程第6「議案第91号 さつま町都市公園条例の一部改正について」の議案2件を議題とします。

提案理由については説明済みであります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案2件は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、建設経済常任委員会に審査を付託します。

△日程第7「議案第92号 平成20年度さつま町一般会
計補正予算（第6号）」

○議長（濱田 等議員）

次は、日程第7「議案第92号 平成20年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」を議題とします。

提案理由については説明済みであります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○麥田 博稔議員

全体的なことでちょっとお伺いしたいんですが、12月の交付税等も決まって、それで世間というか先ほどの新聞等によりますと、法人税が全国で6兆円ぐらい減ってるとかありますけれども、財政課長にお伺いしたいんですが、私たちのまちの法人税というか、いろいろ町民税、これだけ景気が悪くなってくると、当初予算の見込みというか、その辺がある程度80％ぐらいで組んでいるというような話ですけども、歳入を。見込みがどうなっているのか。

それから、20年度の収支がどのようなふうに使われているのかお伺いしたいと思います。

それから、2款1項8目、13ページですけども、この健康ふれあい施設管理料の指定管理料86万9,000円、それから温泉関連機器、ここをもうちょっと詳しく説明をお願いいたします。

○財政課長（二階堂清一君）

夏以降の経済不況が与える本町への影響ということになっていきますが、100年に1回の不況とも言われております。規模が違う不況であります。

1番目に、国税が6兆円落ち込むという話であります。これは、53兆円ぐらい見込んでおり

まして、それが47兆円前後の収入しかないということでもあります。

その中の6兆円の中に、およそ2兆円が地方にまわる地方交付税原資があるというふうに考えております。20年度の地方交付税は、もう全地方自治体に配っておりますので、配ったけれども金がなかったという話であります。

ですから、2兆円は国が肩代わりしてくれると思いますが、21年度以降全国の自治体で、この2兆円分の償還が、返すことが始まるということを非常に懸念しております。

それと、2番目に、さつま町の税収入の話であります。

税務課の試算によりますと、20年度の税収の決算見込み額は、19年度と比較しまして、1億6,700万円程度落ち込むということの試算を税務課は立てておられます。しかも、当初予算よりも、予算に組んだ額よりも大体9,000万円ぐらい落ち込むということになるようでもあります。

ですから、2月補正、3月補正で地方税の減額補正をしなければいけないということになりますが、替わりの財源を何を充てるのかということが、非常に重要な課題になってきております。

それとあわせまして、20年度収支見通しの話ですが、9月ごろまでは収支見通しというものを何となく立てていたんですが、今の状況は非常に変わっておりますので、20年度収支見通しの今の調整を急いでおります。

非常に厳しい状況の中で、20年度収支が出るというふうに考えております。

○鶴田総合支所長（永田 清信君）

予算書の13ページであります。8目のふれあい交流施設費についてお答えいたします。

まず、委託料の指定管理料86万9,000円です。これにつきましては、あび〜る館の灯油代の補てんという形での補正計上です。

最近の燃料高騰によりまして、灯油代が、指定管理をしました当初からしますと相当な値上がりをしたということ、それからこの値上がりは想像もしなかったような値上がりということで、今回指定管理料として補正を計上させていただきました。

なお、額の算定でありますけれども、本年度上期4月から9月までの灯油代の平均額、これと指定管理をしました平成18年7月当時の灯油代の差額が42.7円ございます。これを、この期間の灯油使用料が4万700リットルありましたので、これへ掛けまして、そうしますと173万8,000円程度になります。これを指定管理者と町で折半という形で協議をいたしまして、今回補正計上をさせていただいたところであります。

なお、この積算に当たりましては、基本協定書の中に管理業務に关しますリスク分担というのがありますけれども、この中で物品費等の物価変動につきましては、指定管理者のほうでそれを負うということに規定をされております。

しかし、今回は、この物価変動の期間が大変早かったということも、それから、額についても大変急激な値上がりだったということでもありまして、指定管理者のほうでも懸命な経営努力はされましたけれども、これをカバーし切れるものじゃなかったということでもありまして、この基本協定書の中に、第10条にこのリスク分担については別記で定めておりますが、これに定める以外にこの指定管理料について、リスク分担について疑義がある場合、または不測のリスクが生じた場合は甲乙協議して定めるという規定がありますので、ここを適用させていただきまして、今回のような措置を取ったところでございます。

それから、備品についてありますが、温泉関連機器ということで150万円を計上させていただいておりますが、これにつきましては、あび〜る館の温泉用の深井戸の水中ポンプ1基、それからシステムレジスター1基、それから現在プールにプールカバー、ビニールのシートを敷い

て保温をいたしておりますが、これの巻き取り機を1基、以上の計上でございます。

○麥田 博稔議員

まず1点目の、この財政の見込みですけれども、非常に我々も新聞を見てても不安なんです。いろんな面が下がってきたり、道路特定財源についても交付金ですとか、いや交付税にするとかいろいろあって、結局21年度の予算を今編成されつつあると思うんですけれども、非常に厳しいし、また、我々も公債費負担を結局3カ年計画ということで、来年度までというようなことを思ってますけれども、非常に来年度の予算の編成が厳しいものと、だから慎重に歳入を見ながらやっていただきたいということをお願いします。

鹿児島県は、もう起債を起こすのを1兆幾らあるのを、ちょっときょうの新聞を見ると外してやるとかというようなこともありますけれども、やはり私はその辺は将来に禍根を残しますし、やはり慎重にやるべきだというような気持ちがするんです。

今までの一般質問等を見てみましても、やはりみんな一生懸命詰めてきて、それでいろんなことがありますけれども、私は前も言ったんですが、総合振興計画の見直し、これをぜひやらないと絵に書いた餅になっているわけですから。

それで、あれに書いてあるとやはり地元の人もみんな期待しますし、これは全課を挙げて庁議の中で諮って、本当見直しをしていただきたいと。総合振興計画については議会の議決も要りますけれども、やはり案をできるだけ早くつくって出していただきたいと。財政の見通しがつかないとなかなか難しいと思うんですけれども、お願いをしておきたいと思います。

それから、今のふれあい交流施設のことですけれども、10条に確かに書いてあるんです。リスクの分担については、言われましたように「物価の変動については指定管理者が行う」としっかりうたってあって、それで2項には確かに書いてあります。

これは、町長か、副町長か、そっちのほうに聞かないといけないと思うんですけれども、せっかくこういうつくってあるのにおかしいと思うんです。それで、ほかの施設もあるわけじゃないですか。滝の宿にしても、ひらかわ屋にしても。

だから、1つの、ここだけが多分油代で赤字になったということじゃないと思うんです。だから、行政とすればここに出すんだったら、ほかの施設も全部調べて。ほかの施設はどうなっていますか。やはり、公平公正にいかんないかんと思うんです。

それと、町の施設にはこうして出るけれども、一般質問等も出ましたけれども、農家の原油高騰に対するあれも、国の政策ではするということになりますけれども。公の施設はこうしてどんどんするけれども、そういう個人的なものには目をつむるとかいろいろありますから、公平公正となりますと、ほかの施設はどうなっているのか、その辺もお知らせを願いたいというふうに思います。

それから、施設設備の損傷とか、その辺になると経年劣化によるものは、小規模なものはその負担者、それと上記以外は町がするとかいろいろありますけれども、この10条を使って簡単にというのは、ちょっとおかしいと思います。

それから、これぐらいのお金で、結局指定管理料をというようなことになってきたときに、向こうも経営計画を立てるようになっていきます。だから、今言われた42.7円高くなったというようなことですけれども、1年間の見込みとして油代をどれぐらいで積算をして町のほうにお知らせがあったのか。

これも、根本的にくるってくるから、私は思うんです。将来の債務負担行為もつくっているわけですから、3年間で4,800万円ですか。ですから、その辺のところはくるってきますので、簡単にこの10条の2項を使いましてと言われても納得はできないんですけれども。

ちょっと長くなって済みませんが、ほかのところはどうなっているのか、その現状を何かお知らせ願いたいと思います。

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

今回の、このあび〜る館の関係でございますが、あび〜る館の灯油の使用状況というのは、7割程度がプールに使用されているということでございました。

そうということで、今回の燃料高騰に伴います差額というのは、非常に大きくなっておりますが、通常のこのリスク分担については、ただいま御指摘のとおり別表に定めてございまして、物価変動の場合は指定管理者が負担をするというようなふうになっておりますけれども。

やはり御承知のとおり、国が経済対策でやっておりますように、このサブプライムローンに端を発しました問題等、その燃料高騰というのは、非常に経済に大きな影響を及ぼしております。

通常の物価変動の許容範囲内にならないというようなふうな判断のもとに、今回お願いをいたしたところでございます。

といいますのは、やはり比較をしてみますと平成17年を100とした場合の数値から言いますと、物価指数というのは2.6%上昇いたしておりますが、燃料から言いますと平成19年で24.1%、また今年度に入りまして65.7%、油代は高騰いたしております。

したがいまして、やはりその物価変動の2.6%の増額からいたしますと、かなりの変動額ということで、やはり通常の物価変動とはある程度一緒に考えるというのは非常に無理があるとうふうなことで、この2項を適用させていただいたということでございます。

やはりこういう量になりますと、当然、観音滝というのも使っていらっしゃるわけでございますが、これらについては若干お湯焚きをされるということで、燃料の使用料がもう随分と違うようでございますが、とりあえず現在だいた燃料も落ち着いてきているようでございます。

今後、これらの状況を踏まえながら、また、指定管理者のほうとは協議をさせていただくということに考えておりますが、そのほかにもいろいろとひらかわ屋等もあるわけでございますし、そういう部分についてもまたいろいろ細部にわたって分析をしながら、これらについては検討をさせていただくということになろうかと思えます。

いろいろ矛盾をする点もいろいろあるかと思うんですが、やはり指定管理者が、自助努力の範囲を超える部分、こういう部分について行政としては、それぞれの手当をしながら、クリーンセンター、環境センター、予算増額もいたしておりますが、やはりその指定管理者だけに、こういうしわ寄せを負担をさせると、非常にお願いをする側としても、非常に心苦しい点もございますし、このリスク分担についても、これが適当かどうかということも含めて、細部にわたってまた検討も必要かというふうには考えておりますので、今回はこの補正については、緊急避難的に4月分から9月分までをお願いをしているということでございます。

○麥田 博稔議員

緊急避難的にというようなことで今副町長も言われました。矛盾するところはあると思うんですけども。ですから、私は言うんです。ひらかわ屋とか、観音滝とか、その辺も全部調べてやっぱりやるべきだと思うんです。

私が、今一番心配してたのは、結局、都城なんかとか、いろんなところで指定管理者が投げてますがね、やめてます。だから、やめても仕方がない、結局、だけどやめたらそのまんま市は公募で売ってます。結局、指定管理にしても、公の施設として本当にいいのかどうかという、だから、この前もそういう検討委員会とかプロジェクトチームもつくれというような一般質問も出ましたけれども、さっと流されましたけれども。

やはり今後そういうのはびっしりつくって、本当に公の施設として町民の福祉の向上に役に立

っているのか、これは徹底してやっぱりやらないかと思うんです。

それからするんだったら、くどくなりますけれども、ひらかわ屋とか、滝の宿とか、ほかの施設も全部調べて、一様にしないといけないと思うんです。

そして、この1,800万円、この前1,600万円になるんです、4,800万円、3年間で。どのくらいの利益が出るような計算になっていたのか、やっぱりその辺もせないかと思うんです。この13条に、事業計画書の提出をされているわけですから、そこで結局、事業の概要及び実施する時期とか、それから管理運営に関する経費の総額及び内訳を出してするようになっているわけですから、そうしたらどれくらいの利益が出たのか。前、私が聞いたときの600万円から700万円の赤字だというような話でした。観音滝は150万円ぐらいの黒ですか。

だから、この辺の経費の内訳、事業計画書と比べて、本当にそうになっていたのか。だから、油代は42.7円高騰しているというようなことです。

もし、これが反対に物価が下がって、安くなったときには、ほんなら指定管理料下げるんですか。だから、そういうことをしないために、ここに物価の変動については。ただ、60何円も上がったというようなことですから、非常に予測できない事態ということだと思うんですけれども、ひらかわ屋とか、その辺も今後というようなことですが、その辺のあれを、多分これだけ出すとなると、くどくなって申しわけありません、調べられたと思うんですが、あっちの状況がどのようになっているのか、ひらかわ屋も全部沸かしですから。

だから、その辺の数字をきちっと出してほしいと。出てなければ、委員会のほうでまた今後、その辺は慎重に審議してもらえればいいですけれども。

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

ただいま御指摘の件については、もう十分承知をいたしております。ひらかわ屋も、ほとんど沸かし湯でございまして、燃料というのにも必要になってくるわけですが、経営的に非常に圧迫をしている状況というのが、特にこのふれあいセンター。これについては先ほど申し上げましたように、プールが灯油の大体7割を使用しているという実体でございます。

いろいろ指定管理者のほうでも努力をされておまして、今回お願いをしております温泉水をこれまでは使ってなかったようでございますが、温泉も半分程度入れながら、さらにまたいわゆるこれを休む場合には、シートで保温をしながら努力をされているわけですが、今回お願いをいたしましたのは、非常に高騰いたしました4月から9月分のその半分を一応計上させていただいたということによっておるわけでございます。

要するに、こういう観音滝等についても、若干お湯焚きをされるわけでございますけれども、その負担というのが、その負担の許容の範囲内にあるかどうかということもある程度判断をする必要があるんだろうと。要するに、10万円であっても20万円であっても、これは負担するにかということになると、これはもう物価変動の範囲内ということしかとらえられないわけですが、今回は非常に額的に大きくなっております。

こういうものを今後どうしていくかということについては、指定管理者制度そのものについての問題ということでも考えますので、十分ほかの面も不均衡が生じないような形での検討を再度させていただいて、そこら辺については一様のまた方向性を見出していきたいというふうに考えております。

○川口 憲男議員

財政課長のほうに、諸収入の雑入の各種補償金、鶴田ダムふれあいパーク補償金6,970万円というふうに雑入で入っているんですが、このことはもう全協でも一応説明はある程度してあると思うんですが、もう少し詳しくちょっとお聞きしたいと思います。

前の説明で、補償金 5,571 万 800 円が補正に計上されているということと、それから、立木補償金が 12 月補正計上、ちょっとここあたりの数値が出てないんですが、この 6,970 万円の内訳的に、そこあたりがどうなのかというのを 1 点。

それから、もう一点は、平江道路の道路拡張工事について、河川事務所で工事を行うということになっております。町道平江線ですけれども、このところの立木補償は出ているんですが、道路拡張幅になっております。となれば、町道の用地がだいぐ取られるところもあるんじゃないかと思います。そこあたりの契約条件は、どういうふうになっているのか、その点と。

それから、財政調整基金に組み入れてございますから、当然、国への残金といいますか、残りが災害時で大体 7,200 万あるということで、これに充てられることと思うんですが、ダム工事、その平江工事と早く進めなきゃならない観点も判るんですけども、どっちかと言うと河川事務所寄りの条件であって、今の状況で例えば残債がもう少し少なくなっているとは思いますが、いろいろな事業を考えたときに、町の持ち出しよりか補償が少ないと。

例えば、そこに土地対策契約で 27 年度までに 1,000 万ちょっと入ってくると、これは年次的であろうと思うんですけども、このふれあいパーク公園は使えなくなって、その損失、あるいはそこを使っているいろいろしとった町民の人、あるいは県外からも来ておりましたから、そこあたりの損失というのも出てくると思うんです。

こういう予算歳入にあわせた返還金、それからこれに基づく立木補償、あるいはこの道路拡張における河川事務所からの補償、これはどういう契約でされたのか、これで納得されているのか、再度そこら辺までちょっとお聞きしたいと思います。

○商工観光課長（橋之口幸男君）

歳入の分の中身の問題でございますが、まず、パーク関係におきまして、今回ダム再開発の関係の仮設ヤードといたしまして、あそこに土を持ってくるという考え方でございます。

なお、これにつきましては、まず、ふれあいパークの関係が補償金に対して 5,571 万 7,800 円でございますけれども、これにつきましては、今パークの池のところからずうっと建山橋の下まであります旧鶴田町時代に投資されました、そういう物件がございまして、これにつきまして補償していただくものでございます。

トイレほか全部で 22 件ございますけれども、これにつきまして現在のつくった場合の新設費、それから減価償却いたしまして価格が出ているという状況でございまして、現在ほとんどもう使えない分につきましては見てもらったという形をお願いして、今回計上をいたしたところでございます。

それから、平江線の拡張の関係でございまして、これにつきまして 21 年度、22 年度におきまして実施されますけれども、これにつきましては、ダム湖の堤体上の作業のため、大型クレーン等の通行という考え方でございますけれども、結局、パーク敷地内にあります立木補償というのが 525 万 2,400 円でございます。

なお、あそこは町道でございまして、周りがまたあわせまして、パーク町有地という形でございまして、土地自体は、町道がパークのほうに入り込んでくるということになります。

それから、償還の関係でございまして、20 年度における償還額の関係でございまして、19 年度末で 4,071 万 8,000 円でございますけれども、本年度におきまして、2,045 万 6,000 円を償還計画でございまして。

なお、本年度償還いたしますと、残債といたしましては 2,026 万 2,000 円でございますけれども、これらも合わせまして、ちょうど昨年度末の 4,071 万 8,000 円を今回繰上償還という形で、すべての分を本年度で終わりたいというような形で、財政課と今話をしているところ

でございます。

○財政課長（二階堂清一君）

今回、こういった形で補償金、雑入につきまして全額財政調整基金に積むという形を取っておりますが、この中から起債の繰上償還とそれから補助金の返納を求めるのか、求めないのかということがありまして、一応、全部財政調整基金に積むと。協議が整い次第、国に返していくという形を取っていただいたところであります。

○川口 憲男議員

今財政課長の説明の中で、まだそこあたりがはっきりしないんじゃないかと、補償金とか返済金のところははっきりしないところで、6,000万等のあれを積まれたと思うんです。そこはちょっと納得いたします。

それで、町長、このダム災害によって、このふれあいパークが被った損害。今度は、ダム、例えば平江線の拡張工事をそのためにするんだから、町のほうの施設を全部するんだと。

経済建設のほうの委員の方にもちょっとお願いしたところがあるんですが、これを見ますと5メートル段階で法面を切っていくだということで、立木補償、あそこにも当初からサルスベリを植えたり、いろんな植栽をしたりして動いているのが、ダムの災害を完全にとまっているわけです。

だから、そこあたりに、やっぱし今までの町の財産として、ダムという観光資源を生かしていかなくちゃならない状況の中で、ダムが河川工事がこういう工事を進めていきますけれども、これにおいても、ちょっと余りにも私は河川事務所の一方的な状況の中で、あれが進んでいるような気がします。

商工観光課長の中に、ふれあいパークの余分な分まで補償をされたと、当然のことであって、ダムの災害がなかれば、全部生きとったわけですから。余分なところまで補償をされたと。

今、各地区の被災者協議会の中で、ダム管理所を議員の人たちは見に行かれましたけれども、ダム管理所が取った放水状況のところを、各地区の人たちが今見に行くように、夕方6時から行っていらっしゃいますけれども、その中の言葉の中にも、町長がダムの操作は完璧だったということと言われとったんですけれども、ちょこっと話に出てきたのが、もうあれが精一杯の手だったんだということも聞いているわけです。

そういった中で、もう少し支援をしてほしいというのが、例えば、こういうふれあい公園の中で、例えば道路から段階的に法面をつくっていったって、将来は公園にふさわしい水路等も考えていくという、将来的にはこういう考え方もあるという、どういうふうな公園ができていくのか、非常に不満です。

それと、保安林解除がされていますけれども、先ほど道路拡幅の工事の中には、21年、22年の間にそれをしていくという商工観光課の課長の説明でしたですけれども、我々個人が保安林解除をするには3年以上かかるわけです。行政がすりゃ簡単に済むのかというような点もあるんですけれども、そこはさておいて、その跡地の公園として将来的なことも考えていくというようなことを、ここに列記してあるんですけれども。

従来、旧鶴田町でしたその植林のところを今後どういうふうに町長は考えられて、これに同意されたのか、河川事務所との契約を。その考えをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○町長（井上 章三君）

ダムのふれあいパークは、旧鶴田町においては、平成4年ごろからですか、年次的に段階的に公園整備をやってきたというところではありますが、今回の災害によりまして大変な被害を受けたということと、今回の再開発の事業の中で新たな放流口を設けると。それに伴って、減勢工をま

た新たにつくっていくんだと、右岸側のほうにぐうっと入り込んでくるわけでありますので、そういう状況の中では、もうふれあいパークの公園としての機能は、ほとんどもう体を成さないという状況になってくるわけであります。

ですから、公園としての機能というのは、これはもう存続するということ自体が難しい状況になってきているわけでありまして、そういう中でこの町としてもまだ返済の済んでない部分もあったり、返還をしなきゃいけない部分があったりしているわけでしたけれども。

そこらのところをずっと担当課のほうで積み上げながら、やはり今までの年次的にもう長い間かけてつくってきておりますから、減価償却ということも当然ありますし、その見積もりをずっと上げながら、今回のこういう算定になってきているということで、不利益を被らない範囲の中でこれは進めないといけないということで、遊具の問題にしろ、そして、一たんもうあそこを土を置いて埋め立てる形になっていきますけども、将来的にはダムの方ほうも、あそこを新たな公園としてまた考えなれないかということも含めて検討すると。これはまだ先は見えてないわけでありましてけれども、そういうことも含めて新たな取り組みをもうせざるを得ないというふうに、私も判断しているところであります。

また、地震災害のころからずっと要望してきておりました、上下大迫線のところからダムのまでのその道路の整備の問題も、今回のこの再開発の事業の中で道路の整備が工事用道路という形の中で整備をされるということでありまして、その道路の整備と同時に、あのあたりがどういう形状になっていくのか。

そしてまた、それに応じた植栽とか、公園というのがどういう形になるかまだ見えませんが、また再開発の整備にふさわしい、あのあたりの利用がなされるような環境整備というのはやってもらわなきゃいけないというふうに思っているわけでありまして、そういう点での補償的な問題に関しては、それぞれ担当課とよく詰めながらここに至っているということで、私も、それをそれなりに評価をしたところであります。

○川口 憲男議員

公園にふさわしい水路も検討していくということで、町長は新たな公園として企画の中で考えていくと。もうちょっと具体的に我々自体も、どういうふうに段階的に詰められるのか判らないちゅうか、あひこら辺がどういうふうになるのか判らないのが実態なんです。

ところが、先ほど申し上げました保安林のところも、町長あるいは県の農林事務所長、多種多様な方が植林もされて、一部別なところに植栽してあると言うんですけど、ああいう形式があっても、こういう工事があってしまえば、一網打尽に、そのときのことは何にもなかったような状況になってくるわけです。これは災害ですから、仕方ないことではありますけれども。

ちょっと聞きましたところでは、別なところに移植してあると、それを今度、例えば今町長のお話にあったように、この新しい新たな公園のところはどういうふうに植栽ができるか、あそこあたりの公園が加勢ができるかということで、するという話まで行っているのか、ちょっと私もそこまではつかんでおりませんが、そういうところまでやっぱしある程度検討をしてほしい。

夢を見るなちいうやつけど、やっぱし将来は、ここの町のメーンとして穴あきダムの工事も全国にない工事といって、ダム管理所とか川内川河川事務所はうたっております。

それを宣伝文句にせいと、こういう工事はないんだから、全国にこれを発信して、これを観光の目玉にしたいというアイデアもいただきました。当然、そういうことなんですけど、そういうことであれば、やっぱしそういう埋立地にしていける。それから、保安林でありますけれども、ああいうシイノ木といいますけど、川内川流域の広葉樹の展開をする意味でも、あそこあたりもま

た手を入れておくと。そうすることによって、ダム生き方とか、あるいはその河川の流域、湯田温泉とか、そういうところにまた生きる道というのは、おのずと出てくるような感じがします。

そういったところで、やっぱり今後できてから考えるちゅうことでのして、いずれのまちも河川事務所とも関連して、どのような方向性でどういうふうになりますかちゅうことで煮詰めていただきたいと。

それともう1点、町道平江線が7月開通いたしましたあと、通行止めになりました、一部通って。それをよく聞いてみますと、吹きつけ工事という町の防災無線のを聞いてみますと、吹きつけ工事のために通行止めということを知ったんですけど、確かに吹きつけ工事なんですけれども、最初つくった道路の部分が、下のほうにまた陥没したという状況みたいです。そういうことをちょっと聞きましたから。

だから、そこあたりのところも、今度その道路ができていく中で、もう少しそこあたりを十分精査されて、町民にもお知らせ願いたいと思っておりますし、先ほど補償も万全にと、万全にちゅうことやないんですけど、補償も考えていかなきゃならないということもおっしゃいました。

今、この中にもダム湖公園管理の指定管理者がひっ飛ば奥薩摩探検隊ということになってますけど、ここからそういう言葉は出てきてませんけれども、大鶴遊覧館は、18年の7月からほとんど土日を休まなきゃならない状態です。何でそうなのかちゃ、人が来ないと。

○議長（濱田 等議員）

（「19番、着席。」と呼ぶ者あり）19番、着席。

○川口 憲男議員

それと、作業者の方々が一部御飯を食べにこられるだけで、全然利益が上がらないと。そして、どうしてもこれ以上、仕事のほうにはもうボランティア的な状況なんだと。やっぱり、そこあたりにも目を当てるべきちゅうか、陽を当てるべきなところじゃないかと思います。

財政課長にも申し上げまして、この補償金のところを財調に積んであるということでしたけど、ここあたりがはっきりせんことには要求もできないでしょうけれども、願わくばやっぱり同じ指定管理者をしていながら、そういうふうして苦しい思いをしながら、北薩2号線、林道を回って仕事場に行かれたり、今は県道鶴田大口線を遠回りして行って、その間をされている。非常に苦労をされているわけです。

そこあたりも、町長も十分知らない方ではないですから、ちょっとそこあたりも聞かれて、身内のところもされて、やっぱり国交省のほうにも、そういうところにも目を当ててもらえるような、町でできなかつたら、そういうところもしていただくように要請して質問を終わります。

○市来 修議員

20ページの農業農村振興費で、これは目のところなんですけど、今回も有害鳥獣対策事業として電気柵等設置補助金を100万円組んであるわけですが、この対策については、私がまた9月の議会でも一般質問をしたんですけど、これの被害が年々広がってきておるようです。それで、これは広範囲にわたってきております。

電話も来るんですが、こうして毎年幾らか予算を組まれて対策を立てておられるんですが、この被害防止がおさまってくるかどうか、執行部とされてどういう判断をされておるか、ちょっとそこあたりもちょっと聞かせていただきたいと思います。

○農政課長（赤崎敬一郎君）

この件につきましては、この電気柵の設置につきましては、町単独の分を国の地域活性化緊急安全対策という交付金で今回つくということで、21年度の前倒しをすることで計画をして、今希望調査はしておりますが、例年と変わらない30件から40件ほどの希望が出ているところ

です。

そして、ここ2年間は、シカのほうがいノシシを上回る電気牧柵の設置が出てきておりまして、町といたしましては、電気牧柵だけでなくほかの方法で取る方法も、今、久富木地区とか、それからタケノコなんかに設置しておりますダイオード発光の電気ですか、そういうのも補助の対象にならないか。それから、それが効果があれば町単独でも検討をしたいということで今進めているところです。

それから、県のほうからも先般取るほうに力を入れるということで、全国で一番鹿児島県が遅れているということで、箱罌の研修を今回さつま町で北薩地区を挙げてみんな、担当者、それから農家の方々来てもらって、箱罌の全国的に取る方の先生がいらっしゃると、その先生に来てもらって、講義と実施を現地でやるということも、1月から2月に計画をしているところです。できたら、平川地区でやりたいと考えておりますので、ぜひそういうときは農家の方々に集まっていただきたいということで、今計画をしているところでございます。

○議長（濱田 等議員）

いいですか。実態を言われたんでしょう。どういうふうに把握しているかということの質問だったと思います。農政課長。

○農政課長（赤崎敬一郎君）

毎年、被害額が6,000万程度であります。これも大体17年度、18年度、19年度、19年度が5,500万円ぐらいの被害額、それから18年度は5,700万、17年度が6,100万と、毎年その年によってスズメとか、そういう鳥類の被害も加えてありますので、毎年大体イノシシ、シカについては、イノシシが1,800万から2,000万円、シカも1,800万から2,000万という被害額になっております。

○市来 修議員

その調査の方法はどのようにして把握をされましたかということと、それから、もうちょっと被害について、最近また新しい被害が出てきておるものですから申し上げますが、庭先に夜出てきて、それで庭に植えてある花とか、鉢物とか、そういうものまでも花の頭を食べているわけです。

それと、今度はもう墓地まで、とうとう墓場に來たのかということです。（笑声）花筒にサカシバと花を供えてあります。これをシカが来て、もう抜いてやっとりんです。だから、うちの親戚の人は、もうこんな墓地をひもでずうっともう囲ってしまっているんです。そこまでで、もう墓場まで来ておりますから、大変なもう被害が出てきております。

それと、ことは、私が9月に鳥獣についての一般質問をしました。この写真は、紫尾にイノシシが入った水田が荒らされておったその写真ですが、もうここの方はことはもう稲は刈ってありません。もう刈るような状態じゃなかったです。やっぱ、この話はほかにもまた聞いております。そういうふうに被害が出ております。

それから、山も雑木を切ったあと、その台木からまた新しく芽が出てきて、また山になるんですが、もう最近はその出てきた芽をシカが食べてしまって、だからもう山にならんとです。もうあちこちそういうのがありますから、それで今ススキの野原になっておりますから。

ここあたりも、先般私に電話来て、報告がてら何か対策はないのかという相談でした。そういうふうになっております。そういうことで、どのような調査のほうをされておるのか、把握されておるのか。

○農政課長（赤崎敬一郎君）

これは、特にひどい地域と、それから水稻の面積、それからどういう作物に來ているかと、例

えばイノシシでいくと水稻の植えつけてある面積、それに災害単価というのが鳥獣害の単価が決まっております、それをパーセントを掛けて報告をいたしております、そして、北薩振興局、それから隣接の市町村、特にひどいところとか、そういうところを勘案されて、推計です。推計で処理されております。

そういうことで、イノシシの場合はサツマイモ、バレイショ、カボチャ等、それから、シカも水稻、梅、カキ、茶、バレイショ、イタリアン、ソルガム、そういうものを調査いたして、それに災害単価を掛けて、それで推計として報告をいたしているところで、それで、一応被害額ということで上げておるところでございます。

○市来 修議員

そういうやり方が官僚型です。卓上調査なんです。だから、回ってみないかん。実体を見らないけんとして。その被害を見れば実感がわいてきますから。

それと、これは私の提言ですが、やはり公民館はちょっと広過ぎますから、公民会単位あたりで公民会長あたりに依頼されて、それを実態調査されれば、それこそほんの実感がわいてくるような私は調査になると思います。これは提言をしておきます。

それと、先ほど課長が言われました捕獲です、これはもう確かに捕獲。防止じゃもう間に合わないわけです。相当イノシシが頭数は増えているわけですから、これはやっぱり減らさないかんです、頭数を。

だから、山の中だけで食べられれば、彼らも命が欲しいわけだから、わざわざ里には出てこんです。でも、山の中におってはもう食料がないから、やむを得ず里に出てくるんじゃないかと、私はそう思いますので、やはり捕獲にやっぱ力を入れていただきたいと、これは9月も申し上げております。そういうことで提言をしておきます。終わります。

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩します。再開は、おおむね10時50分とします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時50分

○議長（濱田 等議員）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

○米丸 文武議員

29ページの9款1項4目、消防費のことでございますが、災害対策費で防災情報システムの接続設定委託業務21万円と、それから情報システムの工事ということで103万5,000円計上されておりますが、説明があったと思うんですが、早口でよく判らなかったのもう一度よく教えていただきたいというふうに思います。

というのは、いろいろ消防団員かれこれの情報システムも統一されたんですが、いろいろと当初問題もあって、なかなかうまく調整できなかったというふうなことも聞いておりましたが、そのようなことも関連しているのかどうかというようなことがありますので、その点について説明をお願いしたいと思います。

○総務課長（湯下 吉郎君）

この災害対策費の防災情報システムの接続委託料、それから工事につきましては、18年7月

の豪雨災害を受けまして、そのより細かな情報収集をしながら、そして、災害対策本部が適切な災害対策あり方ということで、現在まで川内川水系水害に強い地域づくり委員会、あるいはダムの関係の検討委員会等での御指摘がございました。

それは、地域とか専門家からなる、もちろん町長も出席された会議でございましたが、国の情報を市町村にいち早くリアルタイムで情報を伝達するというシステムで、この川内川上流から下流まで30数カ所のライブカメラが取りつけてございますが、その情報を市町村に取り込んで、そして消防機関あるいは防災関係がリアルに見て、そして判断ができるようにということで、今回国のほうから光ファイバーを使って接続をさせていただくということでございます。

これは、役場の部分の設置費用と委託料と、そして工事ということでございます。役場の前までは国のほうで引いていただく。その後の設置について市町村が工事をするという内容のものでございます。

○新改 秀作議員

ちょっと委員会が違いますので、2点ほどお伺いいたします。

22ページ、6款2項、林務総務費の関係のあとの振興費の関係をお尋ねしますが、この石碑の設置の業務でございますけれども、この積算根拠をちょっと教えていただきたい。

それと、有害鳥獣防除関係でございますけれども、今ちょっと市来議員のほうでシカ、イノシシが出ましたけど、私はカラスの対策についてお伺いするわけでございますが、先般ちょっと総合体育館に行く用事がございまして、行ったらものすごいカラスが上の天井に登って突っついてるわけでございます。

この前、委員会でも指摘あって、雨漏りの関係で、目地のところを突っついて、そこから雨漏りがするんだという、その説明を受けたわけでございますけれども。

ものすごい、これがしょっちゅう来るとということで、その対策がどうかならんもんか。私は、ある企業からも何年前から、この対策はどしてんないですよえっち、それで猟友会長に尋ねたら、1匹が600円打ってくるってとか、いろいろそういうことも言われるわけですが、それでも、ある企業はもう全然対策にならない、そのときだけであとは全然ないということで、担当として何かで全国にそういう対策の例はないものかお伺いいたします。

○耕地林業課長（山口 良一君）

まず1点目の石碑の積算根拠でございますけれども、一応、今回130万円の補正をお願いしておりますけれども、9月補正の際に木製ということで20万円の予算をいただいたところでございました。合わせて150万円の予算になるということでございまして、150万円で石碑を建設したいという考え方であります。

根拠につきましては、昨年ですか、広域農道の完工式をした際に、ひらかわ屋のところに記念碑を石碑を建てたわけですが、そこを建設した業者のほうに一応見積もりをいただいて、その結果で今回予算をお願いしたいということでございます。

その石碑にあたっては、できるだけ予算を切り詰めてという考え方でさせていただいた関係で、主となる石碑、名称、千年の森を入れた石碑、できれば自然石でというふうには考えておりますけれども、それも予算の範囲内でつくりたい。それに合わせて副碑といいますか、その設置の目的等を書いた副碑をその隣に設置をするということで、予算を積算をさせていただいたということで。

それから、カラスの関係でございますが、住宅街にいるカラスについては、なかなか鉄砲でも駆除ができない、捕獲はできないということで、私どもも実は非常に苦慮している。

いろいろ、これまでも調べたんですけれども、おどしといいますか、カラスに似せたようなオ

モチヤがありますけれども、そういうのを下げたりしてはみたんですけれども、なかなか一時的にはいいんですが、また慣れてしまうと来るという繰り返しでありまして、なかなかその家近くに来る分についてはハトと同様でありまして、なかなか対策に困っているというのが実態であります。

これはもう以前の話なんですけど、ほかに集中的に来るところで一斉に駆除したことがありまして、そのときは100羽近く取れたわけですが、そこに常時来ておったカラスが、今度は別のところに移住をして、そこに今度は被害を及ぼすというようなこともあったということから、なかなか一斉駆除もちょっと難しいなというふうに考えておりまして、今のところおどしといいますか、そういう形でしか対策はちょっと家近くの分については難しいのじゃないかというふうに考えております。

○新改 秀作議員

石碑の問題でございますけれども、財政を考えれば、私は必要かどうか、そりゃ皆さんもいろいろ、議員いろいろ考えがあると思いますけども。私たちも、もういろいろ公民会単位で大きな石碑も十分もう何回と立てているわけでございますけども、余りにも予算が非常に大きいわけでございます。

それ業者、多分もっと業者もできる、いろんな方法があるんじゃないかと思うんですけども、いろいろまたこれもまた委員会がありますので、審議していただきたいと思います。

私はもう個人的には、ちょっと予算がちょっと大き過ぎるんじゃないかなあ、財政もちょっと厳しい中でどんなもんかなあと思っておるところでございます。

このカラスの問題ですけれども、前回も修理費も相当また来ているようで、今の状態だったら、もうあそこの天井もほとんどやられて、全部雨漏りの状態になるんじゃないかと私は危惧しているところがございますので、何か全国にいろいろしたら、何か対策があったちごどかいねと個人的には思うちょっとですけど、その辺もよく検討してみてください。

○耕地林業課長（山口 良一君）

ほかのところの状況等も研究をしながら、もう少し検討を、対策を考えていきたいと思います。

○中尾 正男議員

2点ほど。あび〜る館のポンプの件について、ちょっと聞いておきたいと思います。

故障に備えたバックアップの購入かと思いますが、観音滝の場合は、外国製で非常に高価で、発注してから何カ月もかかるということで購入をしました。

ただ、このあび〜る館の分については、国産で、常日ごろの2、3日もすれば手に入る品物ではないかと考えるものですから、保管しておくことによるリスクもありますから、これもやはり故障をした場合に入手がかなり時間がかかる機種であるのか、そのところを確認をしておきたいと思います。

もう1点は、先ほど川口議員からありました、パークゾーンに関連する予算の関係で7億からかけた公園が、土の中に埋まるということで、この設置開発に少しでもかかわってきた者としては、非常に歯がゆい思いをしているわけであります。

そこで、町長、跡地の利用について、公園も計画されるかもしれないということではなくして、あのダム再開発事業がもう動き出しているわけですから、そしてこの事業については、ある一定額については、環境整備の面にもお金を使うようになっているという話も聞いていますから、もう今の段階でこれはやっぱり国の責任でちゃんとして、そういう公園みたいな整備をしてもらう、そういう働きかけをしておって、その計画に乗してもらって、そっちのほうは国のほうの金で、そのダム再開発のほうでやってもらうぐらいの約束をもって、そしてこの埋立をやっぱりさせる。

それぐらいの取り組みで、この動きをしていただきたいと思います。そこあたりの考え方について、2点だけちょっと伺っておきたいと思います。

○町長（井上 章三君）

ダムのこのふれあいパーク整備については、年次的にずっとダムの環境整備、そしてまたこの有数のダムを地域の振興に役立てたいという、そういう気持ちのもとでつくってきた経緯がありますが、今回の災害を通してダムの所長さんのほうは、やはりそういう経緯も知っておられますから、何とか地元に不利益にならないようにということではいろいろと心配をしていただいた経緯もございます。

ただ、責任者が変わったりすると、そして、工事は実際は川内川の河川事務所のほうでやるものですから、見方、考え方がまた変わってきて、当初話をしていたこととまた話が違ってくるというような状況もあったりして、そこらのところをまたこちらのほうもそういう担当のところと強く交渉もしてきた経緯もございます。

そういう点で、やはり今後とも長い事業期間になりますと責任者が次々と変わったり、また、時代によっていろいろとまた見方も変わったりということもあり得る面もあり得ると思いますので、今後とも目を離さないで、そして我がまちの将来に役に立つ環境整備ということに向かっては、しっかりとこの機会にやり遂げなきゃいけないというふうに思っているところであります。

大きなこのダムの再開発の事業費が決定しておりますだけに、そういう中でやはり災害からの対策、そして再開発という大きな事業の中で、こういうような環境の整備というのもしっかりとまた交渉していく必要があるというふうに思っているところでございます。

○鶴田総合支所長（永田 清信君）

あび〜る館の深井戸用の水中ポンプであります、今回購入しますのは、予備ポンプということで購入するものであります。国産でありまして、納品については約1カ月程度かかるということで理解をいたしております。

なお、金額につきましても72万円程度を計上させていただいているところであります。

○平八重光輝議員

先ほど、米丸議員のほうからも出たんですが、29ページの災害対策費はシステムの委託料と工事請負が別々にあるんですが、これは業者が違うのかどうかです。一般的には、システム工事をされたところは設定までして、120何万円ですが、幾らか節約できるような方向で一般的には契約するんですが、これはどうしてもそういうふうにならなければならなかったのかどうか、お答えお願いいたします。

○総務課長（湯下 吉郎君）

この委託料のほうは、国土交通省から役場の手前のクロージャーまで工事をしていただきますので、それから引き込みを本町の電算システムのほうに入れるまでを、その委託料として内部のほうのシステムの関係を工事としております。

これについては、先ほど言われましたように設置業者は同じなんですが、機械を購入するところが業者が違うものですから、委託と工事ということに分けて予算を計上したものでございます。

○議長（濱田 等議員）

ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

質疑はなしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案92号は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管

の常任委員会に審査を付託します。

△日程第8「議案第93号 平成20年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」、日程第9「議案第94号 平成20年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」、日程第10「議案第95号 平成20年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」

○議長（濱田 等議員）

次は、日程第8「議案第93号 平成20年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」から日程第10「議案第95号 平成20年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」までの議案3件を一括して議題とします。

提案理由については説明済みであります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題なっています議案3件は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に審査を付託します。

△日程第11「陳情について」

○議長（濱田 等議員）

日程第11「陳情について」であります。

11月27日の議会運営委員会後に、お手元にお配りしました文書表のとおり2件の陳情を受理しました。急を要しますので、所管の常任委員会に審査を付託します。

本日から12月12日までの各常任委員会の審査会場は、総務常任委員会が第2委員会室、文教厚生常任委員会が第1委員会室、建設経済常任委員会が議場となっております。

△散 会

○議長（濱田 等議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。12月22日は、午前9時30分から本会議を開き、各議案の審議を行います。

本日はこれで散会します。御苦労さまでございました。

散会時刻 午前11時10分

平成20年第8回さつま町議会定例会

第 5 日

平成20年12月22日

平成20年第8回さつま町議会定例会会議録

(第5日)

○開議期日 平成20年12月22日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(27名)

1番	高 嶺 実樹雄	議員	2番	市 來 修	議員
3番	平 田 昇	議員	4番	新屋敷 浩	議員
5番	肥 後 紀 康	議員	6番	木 下 敬 子	議員
7番	米 丸 文 武	議員	8番	麥 田 博 稔	議員
9番	平八重 光 輝	議員	10番	新 改 秀 作	議員
11番	楠木園 洋 一	議員	12番	宮之脇 金次郎	議員
13番	柏 木 幸 平	議員	14番	久 保 道 夫	議員
15番	別 府 静 春	議員	16番	舟 倉 武 則	議員
18番	田 中 伸 一	議員	19番	柳 田 隆 男	議員
20番	山 崎 文 久	議員	21番	岩 元 涼 一	議員
22番	新 改 幸 一	議員	23番	中 尾 正 男	議員
24番	東 哲 雄	議員	25番	川 口 憲 男	議員
26番	内之倉 成 功	議員	27番	木 下 賢 治	議員
28番	濱 田 等	議員			

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	和 気 純 治 君	議事係 長	丸 田 忠 君
議事係 主幹	平木場 達 郎 君	議事係 主査	垣 内 浩 隆 君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	井 上 章 三 君	教 育 長	福 満 隆 徳 君
副町長(総務)	宮之脇 尚 美 君	教委総務課長	山 口 正 展 君
副町長(経済)	山 下 彦 志 君	教委社会教育課長	堅 山 修 啓 君
鶴田総合支所長	永 田 清 信 君	水道課 長	岩 切 秀 久 君
薩摩総合支所長	貴 島 晃 人 君	耕地林業課長	山 口 良 一 君
健康増進課長	楠木園 建 雄 君	災害復興対策課長	坂 本 正 己 君
すこやか長寿課長	小椎八重 廣樹 君		
総 務 課 長	湯 下 吉 郎 君		
財 政 課 長	二階堂 清 一 君		
商工観光課長	橋之口 幸 男 君		
定住促進室長	北 原 美 義 君		
企画広報課長	中 村 慎 一 君		
行政管理室長	萩 原 康 正 君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 緊急質問
- 第 2 議案第 86 号 さつま町公の施設使用料徴収条例の制定について
- 第 3 議案第 87 号 さつま町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 第 4 議案第 88 号 さつま町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について
- 第 5 議案第 89 号 さつま町立学校施設の開放に関する条例等の一部改正について
- 第 6 議案第 90 号 さつま町観光公園条例の一部改正について
- 第 7 議案第 91 号 さつま町都市公園条例の一部改正について
- 第 8 議案第 92 号 平成 20 年度さつま町一般会計補正予算（第 6 号）
- 第 9 議案第 93 号 平成 20 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 10 議案第 94 号 平成 20 年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 11 議案第 95 号 平成 20 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 12 議案第 99 号 さつま町国民健康保険条例の一部改正について
- 第 13 議案第 100 号 平成 20 年度さつま町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 14 請願第 2 号 さつま町立鶴田幼稚園の 2 年（3 年）保育の実現について
- 第 15 陳情第 3 号 郵政民営化法の見直しに関する陳情書
- 第 16 陳情第 4 号 WTO 農業交渉に関する陳情書
- 第 17 発議第 10 号 郵政民営化法の見直しに関する意見書（案）の提出について
- 第 18 発議第 11 号 WTO 農業交渉に関する意見書（案）の提出について
- 第 19 発議第 12 号 道路整備の安定的な財源確保を求める意見書（案）の提出について
- 第 20 発議第 13 号 緊急経済・雇用対策の早期実施を求める意見書（案）の提出について
- 第 21 所管事務調査報告の件
- 第 22 議員派遣の件
- 第 23 閉会中の継続調査について

△開 議 午前9時30分

○議長（濱田 等議員）

おはようございます。ただいまから平成20年第8回さつま町議会定例会第5日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「緊急質問」

○議長（濱田 等議員）

日程第1「緊急質問」を行います。

お手元に配付してあります緊急質問申出書のとおり、木下賢治議員から緊急質問の申し出があります。木下賢治議員の緊急雇用対策についての緊急質問の件を議題として採決します。

お諮りします。木下賢治議員の緊急雇用対策についての緊急質問に同意の上、発言を許すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、木下賢治議員の緊急雇用対策についての緊急質問に同意の上、直ちに発言を許すことは可決されました。

27番、木下議員の発言を許可します。

〔木下 賢治議員登壇〕

○木下 賢治議員

おはようございます。先ほど申し出させていただきました緊急雇用対策につきまして緊急質問を行いたいと思います。

本町における緊急雇用対策につきましては、重要な課題であり早急な対策が求められていることから、さつま町議会議員27名の総意として私が代表して緊急質問をすることになりました。

執行部におかれましては、このことを十分に理解して答弁を求めるものであります。

米国の金融危機に端を発した世界的な経済危機の影響を受け、現在の日本経済は大変な危機に見舞われております。特に、これまで日本の高景気をリードしてきた自動車産業においても、米国発の金融危機に伴う世界的な消費低迷や急激な円高が原因で大幅に収益を減らし、メーカーによっては大幅な赤字となる予測も報じられております。

また、これらと連動するかのよう、大手家電メーカーや半導体メーカーにおいても販売不振となり、派遣従業員や期間従業員の契約解除や大幅なリストラの発表など、今日、今、日本経済はまさに100年に一度の大不況に見舞われております。

このような中で、12月18日の南日本新聞の一面に、本町にあります日本特殊陶業鹿児島宮之城工場の全派遣社員140名の雇用契約を来年3月までに解除すると報じられました。日本特殊陶業鹿児島宮之城工場は、正社員約630名や派遣社員を含め約780名が勤務するプラグ生産量世界一の工場であり、また、関連会社も多く進出してきております。本町の地域経済や町財政に大きく寄与している本町の誇りとする誘致企業であります。

これまで、オイルショックやバブル崩壊等の過去の危機も乗り越え順調に業績を伸ばし、自動車点火プラグでは世界一のシェアを誇る日本特殊陶業の発表に、大きな衝撃を覚えたのは私だけではないと推察するところであります。

特に、140人の派遣社員の中に約100名が本町の居住者であるとのことであり、年末にこのような厳しい通知を受けた方々の心情を察するに、胸を引きしめられるような思いがいた

します。

また、翌日19日の南日本新聞では、隣接の薩摩川内市の大手企業におきましても、派遣社員100名の削減の報道がありました。このほかにも、本町には特産であるタケノコの製品の不適正表示で休業に追い込まれ従業員を解雇した会社もあります。また、大手電気メーカーの関連企業を初め多くの製造業の工場もあり、その動向も気になるところであります。

国においても、緊急経済対策や雇用対策の論議がなされておりますが、いわゆるねじれ国会のために、いまだ追加経済対策を実行する第2次補正予算のめどもたっていないようであります。

このようなことから、全国の自治体では独自の緊急雇用対策を講じているところもあるようです。

一例を挙げますと、窓口相談を設けることや市の臨時職員や道路作業員として採用するなど、突然解雇された労働者に公営住宅に住めるよう家賃を免除することなどが上げられます。そうして、これらの対策に対しては、国は今年度の予備費で交付金を創設し支援するということが公表されております。

本町におきましても、何らかの支援策を求められていると考えますが、町長に次の点についてお尋ねいたします。

まずは、現在の非常に厳しい雇用環境について、どのような認識を持ち、どのように対処する考えか基本的な考え方をお聞かせいただきます。

次に、現在の雇用環境の実態をどのように把握されているのか、把握されている具体的な数字があれば、それも示していただきたいと思います。

3番目に、19日に緊急雇用対策本部を設置したとのことですが、今後どのような施策を取り組まれるのか、具体的にお示しをいただきます。以上で、1回目の質問を終わります。

〔木下 賢治議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

ただいま木下賢治議員のほうから緊急雇用対策についての質問をいただきました。

今回のアメリカ発の世界的な経済不況は、全世界の工業生産を著しく低下させており、輸出産業がメーンとなって構造されている日本経済は、生産減にドル、ユーロに対する円高も加えて、かつてない厳しい状況下にあります。

このような中で、自動車関連産業、電気通信産業に限らず、また、大手中小を問わず、日本中のすべての産業・企業が生き残りをかけた厳しい取り組みがなされているところであります。

今回の日本特殊陶業宮之城工場の契約社員の削減についてであります。これまであらゆる不況においても、人を第一に大事にしながら対策を講じられてきた日本特殊陶業でありますので、先の見えない今回過去の例を見ない世界的な経済の非常事態に対応されるため、苦渋の選択を余儀なくされたものととらえているところであります。140名のうち約100名が本町在住者ということでありますので、これらの方々の今後の生活や就労先等について大変心配しているところであります。

町内の関係企業につきましては、日特全体で3割の減産体制をとらざるを得ないということで、逐次、受注関係について情報が提供されており、現在のところ、それなりに勤務時間等の調整で対応がなされてきているということであります。

日本特殊陶業とされましては、特に本町と鹿児島県に配慮されてのことと思いますが、17日に工場長が来庁され、来年3月までに段階的に派遣社員を削減せざるを得ない旨、伝えられたところであります。

町としましては、これを受けて翌18日に三役及び関係課長において対策会議を開き、他の立地企業も含めた情報と雇用情報を収集することとし、19日には課長会でも各分野にわたる雇用情報の収集について指示をするとともに、あわせて横断的に対応していくため、町長を本部長とする緊急雇用対策本部を設置したところであります。

現在の雇用環境については、世界的に工業製品は減産方向にあることから、国内のあらゆるところで工場の閉鎖や統合、一時休業、新規プロジェクトの中止、生産調整などや、これに伴う人員削減の報道がなされておりますように、国内の雇用情勢については非常に厳しい状況下にあると思っております。

本町のほとんどの企業においても3割ぐらいの受注減ということで、現在のところ出勤調整等で対応されているようであります。

私としましても、直面する最大の課題としてとらえ、あらゆる分野において町としてできる限りの対策を講じてまいりたいと考えております。

まず、考えられることとして、生活の根拠となる就労の場が大事でありますので、農林業・商業などあらゆる分野にわたって情報を収集し、提供をしていきたいと思っております。

また、住宅等についても必要であれば町営住宅等により柔軟に対応していきたいと思っております。

雇用環境の実態ですが、12月16日現在でさつま地区においては、会社等からの求人が昨年比45％減、求人倍率で0.47と非常に厳しくなっています。

また、町内企業の多くは受注減を出勤調整等で人員削減を乗り切ろうとされているところですが、今後、さらなる受注減や景気の動向によっては、人員削減や一部休業など苦しい判断をなされるところも出てくるのではないかと懸念しているところであります。

派遣社員につきましては、一時的には契約している派遣会社において新たな就労先をあつせんされることになりますので、各分野にわたるあらゆる雇用情報を提供してまいりたいと考えております。

今後さらに、緊急雇用対策本部において、町内の立地企業の業況や雇用状況の情報収集を逐次行いながら、融資関連対策、雇用対策、生活福祉関連対策など、状況を見きわめながら臨機応変に対策を講じてまいりたいと思っております。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○木下 賢治議員

ただいま答弁をしていただきましたけれども、それぞれ対策本部で検討されている様子を伺えて、一応の安心をするわけですが、次の点につきまして再度町長に考えを聞いておきたいと思っております。

まず、本町にはハローワーク、職業安定所、宮之城はあるわけですが、やはり再雇用の場を提供するに当たっては、ハローワークとの連携というものが重要だと考えますが、どのような連携をとられているのか、お知らせしていただきたいと思っております。

○町長（井上 章三君）

ハローワークとの連携であります。就職関係の情報については、ハローワークはその専門機関であります。毎週、求人情報を届けてもらっておりますし、また、本町のホームページからハローワークのホームページにリンクできるようにしており、タイムリーに情報が得られるようにしているところであります。

先日は、町内の主だった企業に国の緊急保証制度の概要とともに、ハローワークの雇用に関する給付金制度についても持ち回って案内をしたところであります。今後も、こちらの情報も提供しながら連携して取り組んでまいりたいと、このように考えております。

○木下 賢治議員

やはり来年の3月まで日特さんの場合は随時ということなんですけれども、今の時点ではさほどないかもしれませんが、明けますと日特さんに限らずほかの会社でも、こういうハローワークに頼る例が出てくるかと思うので、一層の連携というものをお願いしておきたいと思っています。

先ほど、住宅の問題につきましても、町営住宅の提供等について町長の考えを聞いたわけですが、先般、執行部のほうから考え方を聞いたわけですが、現在、マスコミへの報道によりますと、全国では雇用促進住宅の提供について、今回の解雇に対する住宅の提供を国からの指示もあるようなふうに受け取っているわけですが、本町の住宅の場合は執行部から先般示されて、民間への委託の検討は出されておりましたけれども、その後どのようなになっているかということと、新しくこの雇用住宅についての国からの指示があったものかということと、住宅の提供の必要性といいますか、話を聞きますと、ほとんどの日特さんのその派遣の皆さんは、家持ち家であるようなんですけれども、そこら辺の必要があるかないか、そこ辺の情報をどのようにとらえていらっしゃるかをお願いします。

○町長（井上 章三君）

雇用促進住宅につきましては、現在、購買の手続きが進められているところであります。

今回の日特の関連では、町営住宅に住んでおられる方が4世帯だと把握しておりますが、その他については、日特を通して派遣会社にデータの提供を依頼しておりますので、状況を見て必要であれば、町営住宅や一般住宅の活用も含めて対応してまいりたいと考えております。

ただ今言われましたように、本町の方々の場合は、大体は自宅からの通勤の方が多いようにも聞いておりますので、いずれにしろ、そのような状況を見ながら臨機応変に対応してまいりたいと考えております。

○木下 賢治議員

次にかわりまして、先般の本町求名にあります農産物加工会社廣澤のタケノコ水煮製品の不適正表示の問題につきましてお尋ねしますが、新聞報道によりますとパート従業員30人全員が解雇されたということでもあります。

この会社は、合併前からある会社なんですけれども、直接町と誘致事業関連のない単なる一企業ではあるわけですので、町として関与が限度があるとは思いますが、何せ町民が解雇されていることはもう現実であるわけですので、そういう意味から町としてどのような情報を得ていらっしゃるのか。また、今後のその従業員等に対する対応につきましてもの考え方でもあれば、お聞かせいただきたいと思います。

○町長（井上 章三君）

廣澤の従業員関係につきましては、まだ具体的な数字をつかんでおりませんが、今後このような景気が続きますと、どのような事象が出てくるか判りませんので、逐次、企業や団体等を訪問しながら情報収集し、適切な対策が講じられるように努めてまいりたいと思っております。

廣澤関係につきましては、今日までもなかなか情報が見えないということで、よく判らない面がありましたが、若干判る範囲でのことは担当の副町長のほうから少しお話できると思います。

○副町長（経済）（山下 彦志君）

ただいまございましたように、廣澤の関係について判っている状況を御説明いたしたいと思っております。

廣澤につきましては、今御質問のとおり合併以前から、昭和53年、旧薩摩町の水道工事を受注されました竹川工務店という会社が起業されて、そして平成4年に廣澤薩摩という名称にな

っておるところでございます。

それぞれ、この前11月1日、上野食品がああいうことで新聞に報道されまして、議会のほうからもそれぞれ御指導をいただきまして、私どもとしましては要請書を廣澤薩摩、それから北薩農産加工有限会社に要請書ということで、それなりの指導もいたしました。

その中で、食の安全・安心、それから食品の汚染・偽装表示、そういうことで注意もしたところでございますけれども、皆さん方、今もございましたように12月20日の新聞に出たとおりのことでございます。

それぞれ、けさまでも情報収集をいたしておりますが、30数名解雇ということになっておりましたけれども、従業員の年齢、あるいは構成、それについてはまだ状況をつかめない状況でございます。

11月4日から、それぞれもう出荷を停止したということございまして、それなりに情報の収集を急ぎたいというふうにも考えております。

今ございましたように、それぞれ日特関連、日特本社、それから日特の関連企業、それぞれ今厳しい状況にあるとございますが、農政の関係からいいますと、私どもは法人あるいは組織経営体30数社の農家等を緊急に調査いたしましたところ、それぞれ雇用状況に変化なしとか、あるいは家族経営という情報も今とらえておりますけれども、新聞に報道されましたように、それぞれ雇用対策に就農支援ということも出ておりました。町単独で持っておりますそれぞれ町の支援、新規就農者の補助金なり、あるいは後継者の補助金なり、そういうのも要綱等を定めておりますので、国の支援策あるいは県の支援策、状況を見きわめながら、臨機応変に対応したいというふうに考えているところでございます。

○木下 賢治議員

今回の日特さんの関係につきまして、本当に私なりに考えてみたわけですが、当然、会社としましては、プラグ需要の回復というものを強く望まれていることは当然なんですけれども、やはり今回の報道で全国にこのニュースが広がったわけですが、会社としてはやっぱり会社のイメージダウンといいますか、風評被害を最も懸念されているんじゃないかというふうに素人考えではございますけれども、まあ感じているわけです。

地場を愛し、人を本当に大切にしてくられた世界のNGKです。100年に一度の大不況とこういっても耐えてもらえることを信じております。

そこで、厳しい現況下ではございますけれども、隣接に今回敷地を求められたと聞きました。こういう状況の中でも、前向きの姿勢に一抹の安堵をしているわけですが、まずは私たち町民が日特の奮起を信じて、町長、一緒になって風評被害対策を考える必要を感じるわけですが、なかなかそうたやすいことじゃないと思いますが、その点について町長はどのようにお考えでしょうか。風評被害についての対策をお伺いします。

○町長（井上 章三君）

日本特殊陶業に対しましては、立地以来、地域に密着した企業として本町の発展に大変な御貢献をいただいております。私たちも誇りを持ってまた自慢をしている会社でもありますし、これからもそういう気持ちは変わらないわけであります。

そういう中で、非常に大きな形での報道がされたので、日特だけがそうだというわけではないんですけれども、特に大きく報道されたために、日特の皆さんは大変心配しておられるということも伺っております。

そういう点で、私たちに今何ができるだろうか。そして、議員の皆さんの知恵も拝借しながら、日本特殊陶業と連絡を密にしながら、できる限りの対策を講じてまいりたいと。こういうときこ

そ、またお互いの連絡を密にして助けられるところ、支えられるところは一生懸命にやらなければいけないと思っておりますし、正社員の方々に類が及ばないように、できる限りの努力をしていただけるようにしなきゃいけないと思っております。

あわせて、日特の関連企業もございまして、あるいはまた、町内全体の企業を初め各分野の方々に対する雇用対策についても、そういう点でできるだけ支えてまいりたいと思っておりますし、いろいろなうわさが飛び交う面もありますけれども、そういうところをしっかりとスクラムを組む中で、乗り越えていきたいものだというふうに思っております。

○木下 賢治議員

この風評被害につきましては、一挙に解決できるものでもありませんけれども、まず私たち町民がやっぱし日特さんを信じ、心から応援を送ることがまず大事じゃないかと思います。一步一步、この対策を一緒になって取り組んでいきたいものだと考えます。よろしくお願いします。

私も、私なりに調査をしてみたんですけども、当初、地元の日特さんというすばらしいまちに恩恵のある会社があるのに、地元ではNGKのプラグの利用が少ないんじゃないかという情報が前から思っていたもんですから、今回改めて調べてみますと、それどころかやはり逆に利用が増えているというような話を聞いて安堵したわけですが、この祁答院地区に60社の修理工場といますか、市場があるわけですが、今、日特さんの自信作である燃費が3割ぐらいいいと言われますイリジウムプラグの活用をその修理工場なり、あるいは町民にも利用をお願いするということも必要じゃないかと考えるわけです。

1日110万個のプラグができるこの工場で、私たち町民が利用するプラグというのは、ほんの何分間で製造するぐらいの量かもしれません。ですけども、やっぱしこれまで日特さんが私たちの地域に与えていただいた恩を思えば、自分たちのできる範囲での協力をする姿勢というのが、温情としてやはり必要ではないかというふうに考えるところですが、町長はいかがでしょう。

○町長（井上 章三君）

今、日特のつくっておられるプラグに対する話をされましたが、私たちのまちにおいても、その製品がどのぐらい優秀なのか、またどういうところに使われているのか。また、そういうものを新たに使う方法というのが、どういうふうにあるのか。

そういうことについては、さらにまた勉強もしながら啓発をしていくことも必要ではないかというふうにも感じたところであります。

そういう点におきまして、この機会に我がまちのそういうすばらしい製品というものをさらにアピールする、町内にもまたよく知ってもらおう。そして、気持ち的にもまた親近感を持っていたく、こういうふうに広報紙とか媒体を通じて、そういうような努力もしてみたいというふうに思ったところであります。

○木下 賢治議員

よろしくお願いします。

次に、先ほど副町長のほうから関連した答弁をいただいたようなふうに感じたわけですが、私も、この不景気は来年はまだ厳しくなると言われます。こういうときに、私は逆手にとって考えれば、現在、国産の品物が農産物にしろ、いろんな製品にしろ見直されてきております。

仕事を失ったり、やはり景気が悪くなって給料が下がったりすれば、これを機に田舎に帰ろうかというような気持ちになる人も決して少なくはないと思います。

そういう意味から、やはり地方が見直される、農業が見直される時期が来たのではないんだろうかというふうなふうに、私なりにとらえております。

先ほど、副町長のほうから、そういう人に対する支援策を出していただいたわけですが、UターンあるいはIターンを今呼びかけるタイミングではないかと考えるわけですが、先ほどの答えの中である程度の体制もできておりますが、やはり今声を大きくする時期だと思えますけれども、それについて町長はどのようにとらえていらっしゃるか。

改めて副町長のほうにも、もう少し深みのある答弁があったら、あわせていただきたいと思います。

○町長（井上 章三君）

こういう厳しい雇用情勢の中で、雇用が都会のほうで厳しくなると、田舎に帰ろうという気持ちを持つ方が増えるということはあることだと思っております。

それだけに、田舎に帰って私たちのまちで、どのような就業形態というのがあり得るのか。その受け皿というのを準備しておかなければならないということにもなるわけですが、私たちの地域においては、特に農業の分野を中心として、そのような受け皿をどうつくれるだろうか。

農業の分野もなかなか情勢は簡単ではありませんけれども、しかし、そういう受け皿をつくりながら、そういうまた発信をしていくということは、これはまたタイミングとして大切ではないかと思っておりますので、そういう点における受け皿がどうなのか。あるいは、もっと何かそういう点において工夫はないのかということについては、一層の努力をしてみたいと思っていますところ。

○副町長（経済）（山下 彦志君）

今、御質問ございました今後の農業についてでございますが、ただいま農業委員会のほうで荒廃地の関係について遊休農地の関係について調査が始まっておりますのでございます。

国におきましては、担い手対策事業体を受け手としながら、事務局としながら、荒廃地の再生対策事業ということで、今それぞれこの荒廃地に遊休農地について再生をしようという事業が新規に出てきております。

そのための協議会を今立ち上げつつございますけれども、そういうことで今遊休農地についての対策が非常に重要視されてくると、食料自給率の関係もございますけれども、50%に上げようということで国の施策がなっておりますが、そういうことで再生対策事業の協議会というのを立ち上げる準備を今いたしているところでございます。

そういうことで、鹿児島県としても、鹿児島県の農業農村振興協議会が先ほど新聞に載りましたが、新事業として研修移譲も支援ということで、農水省の委託事業の中で、5年以内に経営をやめる意向があるのか、新規就農を目指している非農家などを対象として、それぞれ応援をしようということも始まっております。

そしてまた、新規就農者を受け入れのための市町村段階の支援事業についてでございますけれども、事業名としては「フレッシュファーマー育成事業」でございますが、これにつきましては対象者が本町に定住し新規に農業経営を行い、将来、農業経営基盤強化促進法の規定による農業経営改善計画の認定を受ける意思があるものと、年齢については55歳未満というようなことでございます。

私が先ほど言いましたように、町の単独としましても、町の支援としましても、新規就農者については、本町において農業を主な職業として、かつ生計の中心として位置づける自己努力と実現への意欲を持って、年間200日以上、農業に専従するものというようなことでございます。

そういうことと、それから新規参入者、これについては18歳から55歳未満の町内の非農家の方々にも単独で持っておりますので、今先ほど言いましたように、新しく雇用対策に就農支援ということが新しく出ましたけれども、そういうことも含めて、先ほど言いましたように30数戸

の農家を今緊急に内容等について雇用の状況と、あるいは経営の状況と、今つぶさに緊急に調査もいたしておりますけれども、そういうことで新規就農者、あるいはそういうことで意欲のある農家ということになりますと、それぞれの国の状況なりあるいは県の支援策なり、そういうのを見きわめながら、今後町としても対応をしていくことになるというふうに考えております。

いずれにしましても、今、荒廃地の再利用の協議会も準備を進めておりますので、そういうことでも協議を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○木下 賢治議員

県並びに町独自でも、そういう受入れ制度はある程度確立されているようなふうに見受けられるわけですので、待ちじゃなくして、やはり発信してタイミング的に今こっちからＵターン・Ｉターンを呼びかけるタイミングじゃないかと思いますので、積極的に推進していただくよう要請をしておきたいと思います。

私は、先般の９月の定例議会の折に、一般質問でまちの閉塞感解消のために財政改革の前倒しをやめて、計画年数で改革して活性化策を町長に訴えました。今、まさにその必要性を改めて感じているわけですが、くどいようですけれども、いま一度検討していただくように要請しておきたいと思います。

今回の緊急雇用対策につきましては、各自治体でいろんな支援策を考えて実行されております。日特さんには地域密着型の誘致企業として、地域経済にも町財政にも大変な貢献をしていただいている企業であることは、皆さんもう言うまでもないわけですが、日特さんに限らず生活の糧を求める町民に、本町財政も大変厳しい状況にあるということは重々判っておりますが、国も自治体の緊急雇用対策には支援すると言っておりますので、国の支援策も十分に検討され、国策にプラス町のできる限りの財政支援をしていただいて、効果の上がる支援策をスピーディーにやっていただきたいと考えます。

町長のリーダーシップのもと、ボトムアップで組織の知恵を結集して、この難関に対応していただきたいと要請しまして、私の緊急質問を終わらせていただきます。

○議長（濱田 等議員）

これで緊急質問を終わります。

△日程第２「議案第８６号 さつま町公の施設使用料徴収条例の制定について」、日程第３「議案第８７号 さつま町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」、日程第４「議案第８８号 さつま町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について」、日程第５「議案第８９号 さつま町立学校施設の開放に関する条例等の一部改正について」、日程第６「議案第９０号 さつま町観光公園条例の一部改正について」、日程第７「議案第９１号 さつま町都市公園条例の一部改正について」、日程第８「議案第９２号 平成２０年度さつま町一般会計補正予算（第６号）」、日程第９「議案第９３号 平成２０年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）」、日程第１０「議案第９４号 平成２０年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）」、日程第１１「議案

**第 9 5 号 平成 2 0 年度さつま町介護保険事業特別会計
補正予算（第 3 号）」**

○議長（濱田 等議員）

日程第 2「議案第 8 6 号 さつま町公の施設使用料徴収条例の制定について」から、日程第 1 1「議案第 9 5 号 平成 2 0 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）」まで、以上の議案 1 0 件を一括して議題とします。

これから、それぞれの常任委員会に付託した議案について、各常任委員長の審査報告を求めます。まず、総務常任委員長の報告を求めます。

〔柏木 幸平議員登壇〕

○総務常任委員長（柏木 幸平議員）

総務常任委員会の審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案 5 件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程の主な質疑について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第 8 6 号 さつま町公の施設使用料徴収条例の制定について」及び「議案第 8 9 号 さつま町立学校施設の開放に関する条例等の一部改正について」であります。

議案第 8 6 号は、町民が広く一般的に使用する公の施設の使用料等の取り扱いについて、施設間の整合性を図る観点から、一部の営利を伴う施設等を除く社会教育、体育、文化、保健福祉等の 2 1 条例 4 1 施設について、使用料に関する規定を一本化するために新たに制定するものであります。

議案第 8 9 号については、議案第 8 6 号を制定することに伴い、関連する条例の一部を改正するとの説明であります。

現行の使用料を基本におきながら、類似施設間の使用料の不均衡の是正を図り、時間帯区分を廃止し 1 時間当たりの使用料へ改める。使用者側の納付や収納事務を簡素化するために 5 0 円、1 0 0 円単位の使用料に改定する。営利を伴う使用については、通常の 3 倍の額を徴収する使用料の割り増しを規定しようとするものであります。

質疑の中で、減免、使用料の割り増し規定等について、明確な線引きが必要ではないかとの意見が出されましたが、施設を管理する係において利用している団体等を拾い上げ、統一した取扱いになるよう十分分析しながら詰めていきたいとのことであります。

次に、「議案第 9 2 号 平成 2 0 年度さつま町一般会計補正予算（第 6 号）」の関係分についてであります。

歳出の 2 款 1 項、総務管理費の中で、健康ふれあい施設管理費の指定管理料について質しましたところ、最近の原油高騰により、灯油代が指定管理を開始した当時からすると相当の値上がりをした。

今回は平成 2 0 年度の上期使用分の灯油代について、平成 1 8 年 7 月時点の灯油代との差額について補填するということで計上した。平成 2 0 年度上期の灯油代の平均が 1 0 7 . 7 円、平成 1 8 年 7 月時点の灯油代が 6 5 円であり、その差額が 4 2 . 7 円となる。平成 2 0 年度上期の灯油の使用量が 4 万 7 0 0 リットルあり、総額で 1 7 3 万 7 , 8 9 0 円の差額となる。これを折半する形で話し合いがされた。指定管理料については、協定の中に管理業務に関するリスク分担の取り決めがあり、物品費等の物価変動については、指定管理者が負うことになっている。

しかし、今回の物価変動については、平成 1 7 年に公募した時点では予測されておらず、指定管理者の自助努力で対応できる範囲を超えている。公の施設を適正に維持管理するということは、

公共の設置者として責任があり、今回予算計上したとのことであります。

次に、９款１項、消防施設費の中で、非常備消防施設費の防火施設賠償責任保険について質しましたところ、無蓋の防火水槽１６４基の施設賠償責任保険で、転落事故等が起きた場合に、施設管理について瑕疵責任を負うことになった場合の対人・対物の賠償保険である。対人賠償については、１件の事故で３億円、１人１億円を限度額として賠償されるとのことであります。

また、対象の１６４基のうち、２８基については無蓋・無柵の防火水槽とのことであります。委員より人家近くであったり、子どもたちに危険な状態のところはないか質しましたところ、これらについては事故防止を図るため、有刺鉄線等の原材料費を支給していきたいとのことであります。

次に、災害対策費の中で、防災施設費の防災情報システム工事について質しましたところ、国土交通省と川内川流域市町を光ケーブルで結び、主に監視カメラ３４機の情報を実タイムに入手できるというもので、これが整備されると、流域市町の状況を把握しながら、素早く避難勧告、避難指示を出すことができる等、川内川流域一帯で住民を水害から守るためのシステムとのことであります。今年度末までの工期予定であり、来年の出水期には、システムによる情報提供、情報収集ができるようになるとのことです。

このほか、次の点について、特に町長の見解を求めたところであります。

今回の一般会計補正予算（第６号）の２款１項８目の健康ふれあい施設管理費の指定管理料について、原油高騰に対応して１施設に指定管理料を予算計上してある。他の類似施設の指定管理者への今後の対応について質しましたところ、類似の指定管理施設もあるが、それぞれ経営については連結で行っており、連結で赤字が出るところ、そうでないところ、大小いろいろある。

そういった中であびる館については、温水プールという利益を産みにくい、維持管理経費が非常にかかる施設を持っている。原油高騰による経営悪化について、昨年の１０月頃から相談があった。今年に入りさらに原油価格が高騰したことから、自助努力の範囲を超えており、この問題については特に急を要するというので今回予算計上した。他の類似施設についても、要望が挙がった都度検討していきたいとのことであります。

なお、「議案第９２号 さつま町一般会計補正予算（第６号）」の関係分については、歳入の１９款１項繰越金の前年度繰越金、歳出の２款１項総務管理費の中の健康ふれあい施設管理費の指定管理料のいずれも８６万９,０００円を減額する修正案が提出されました。修正案の提案理由は、他の類似施設の指定管理者とも公平な協議の場を設け同時に予算計上すべきで、今回の予算計上を一度白紙に戻すべきであるとの意見であります。この修正案については採決の結果、起立少数により否決されました。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。

〔柏木 幸平議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

次は、文教厚生常任委員長の審査報告を求めます。

〔麥田 博稔議員登壇〕

○文教厚生常任委員長（麥田 博稔議員）

文教厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案４件については、慎重に審査を行った結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程における主な質疑の概要について申し上げます。

まず始めに、「議案第９２号 平成２０年度さつま町一般会計補正予算（第６号）」関係分についてであります。

質疑の中で、3款3項、災害救助費の補正に関連して、平成18年豪雨災害義援金の清算について確認しましたところ、先に実施した被災地区代表者との協議で出された意見を尊重して、床上浸水以上の被災者に対して世帯割で配分する準備を進めているとのこととあります。

次に、4款1項、保健衛生費の狂犬病予防に関して、飼い犬の未登録対策を質しましたところ、年3回の狂犬病予防接種等を通じて推進しているが、未登録犬の把握は難しい現状である。狂犬病予防法では罰則規定もあることから、町としての対応をもう少し検討していきたいとのこととあります。

次に、10款1項、教育総務費の学校適正規模等検討委員会に関して、今後の開催計画について質しましたところ、今回の補正により年度末までにあと2回は開催していく。中間答申の取りまとめに向けて開催機会を今後増やしていきたいとのこととあります。

次に、10款5項、社会教育費の永野金山歴史調査事業に関して、調査状況と今後の計画について質しましたところ、これまで物としての歴史資料の記録保存、現地の状況把握及び講演会の開催等を行ってきた。今後は、言葉としての記録収集等を計画している。また、近代施設の登録有形文化財として申請を計画しているほか、北薩地域振興局管内の環境整備と位置づけて、関係課と連携して事業調整を行っているとのこととあります。

次に、「議案第93号 平成20年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

質疑の中で、今年から納期を8期にするなど収納率向上対策に力を入れられているが、現在の収納状況について質しましたところ、収納率については今年の景気情勢を反映して前年をやや下回っている状況である。納付回数の変更により納めやすい環境を整えたということでもあるので、さらに各種対策を講じながら今後も収納率向上に努めていきたいとのこととあります。

次に、本年度の特定健診や人間ドックの受診状況を踏まえて、所管課としてどのような考えであるか質しましたところ、現在のところ平成20年度の受診率は、特定健診で37％程度、人間ドック受診を含めても39％程度にしかならないと推測しており、目標の45％にとどかない状況である。

これは、平成24年度の受診率65％達成に向けて大きな課題だと思っており、次年度の目標達成のためには、健診に対する意識調査を行い受診率アップのための何らかの対策を講じていく必要があると考えているとのこととあり、各種事業の見直しについては、現在、現状や課題を分析しながら対策を検討している段階であるとのこととあります。

次に、「議案第94号 平成20年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

質疑の中で、後期高齢者医療制度施行後8カ月を経過したが、徴収面などでトラブルはないか質しましたところ、当初の段階では相談や問い合わせも多かったが、最近は特にトラブルも発生していないとのこととあります。

次に、「議案第95号 平成20年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」についてであります。

今回の補正は、介護保険サービス利用者への啓発効果もあって高額介護給付費の申請件数が増加してきていることから、予算組替えにより増額補正するとのこととあります。

以上のほか、次の2点について特に町長の見解を質したところとあります。

まず1点目に、「高医療費抑制に向けた施策について」町長の考えを質しましたところ、本町は平成20年度に国の高医療地域指定を受け、医療費適正化対策事業を導入し、これまでレセプト点検の充実強化、在宅看護師による重複・頻回受診者への訪問指導、ころばん健康体操教室や

水中ウォーク教室など内容の強化を図りながら継続実施し、医療費の抑制に取り組んできたところである。

しかし、先に発表された医療費の速報値では、一人当たり医療費の県内順位で昨年の4位から3位へと悪くなっており、この結果に驚いているが、これを真摯に受け止めて今後早急に内容を分析し、気を引き締めて医療費適正化対策事業に取り組んでいきたい。

また、医療費抑制のために特定健診や特定健康指導、人間ドック受診等も連動させながら生活習慣病の予防や早期発見に努め、さらには意識啓発活動にも引き続き取り組んでいきたいとのことであります。

これに対して、所管課だけではなく全庁的な考えで取り組むべきという意見や、意識啓発については「健康づくり宣言」やインパクトのある広報づくりなど、もっと充実した活動の展開が必要ではないかという意見が出されました。

2点目に、「盈進小学校の小プール整備工事に関して、今回の施工計画ほか整備の全般的な考え方について」町長に質しましたところ、現在のプール使用については、低学年が使用するために1週間は水位を半分に使用し、次の週は水位を上げて高学年が使用するという工面をしながら授業を行っている現状であり、児童数も多いことから今までも懸案となっていたものである。

これまでも学校、PTAから小プール建設について度々要望があり、必要性は理解しつつ財政面から踏み切れずにいたところであるが、今回、盈進小学校創立150周年ということを契機に、PTAから建設費用の一部を負担するので是非建設してもらいたい、と言う強い要望があったことから、本来、建設については公費で賄うべきであるが、附帯工事部分についてはPTAが負担するというので、今回、小プールを建設することにしたとのことであります。

これに対して、今回の事案はPTAが多額の負担をして建設することになるが、今後他校から同様の要望があった場合に今回の事例を基準にしていくのか質しましたところ、今回の事案が前例になるとは考えていない。児童数の推移を見ながら、必要な部分については検討していく必要があるとのことであります。

これらのほか、最後に所管事項に関連して「食育の取り組み」についても各委員から質疑が行われました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

〔麥田 博稔議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

次に、建設経済常任委員長の審査報告を求めます。

〔東 哲雄議員登壇〕

○建設経済常任委員長（東 哲雄議員）

建設経済常任委員会の審査の過程と結果について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、現地調査も踏まえて慎重なる審査を行った結果、「議案第90号 さつま町観光公園条例の一部改正について」、「議案第91号 さつま町都市公園条例の一部改正について」以上の議案2件については、原案のとおり可決すべきものと決定し、「議案第92号 平成20年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」の関係分については、6款2項1目、林業総務費の13節、委託料の石碑設置業務について削除の修正案が提出され、起立全員で可決すべきものと決定し、修正案を除く部分については、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程の主な論議について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第90号 さつま町観光公園条例の一部改正について」であります。

今回の改正は、鶴田ダムふれあいパークが、鶴田ダム災害復旧・再開発事業に伴う仮設備ヤードとして貸し出され公園としての機能を失うことから、本条例の一部を改正しようとするものであります。

質疑の中で、鶴田ダム災害復旧・再開発事業終了後の跡地利用について、公園としての考えはないか質しましたところ、面積的には約2ヘクタールとなり、景観も良い場所となることが予想されることから、公園としての利用も考えており、公園設置の際に町の経費負担が少なくなるような形で返還されるよう、今後も河川事務所等に要望していきたいとのことであります。

次に、「議案第91号 さつま町都市公園条例の一部改正について」であります。

今回の改正は、町民が広く一般的に使用する公の施設について、使用料等の全体的な見直しを行うことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

質疑の中で、減免等についての考えについて質しましたところ、公の施設使用料徴収条例施行規則（案）と同様の考えで行うとのことであります。

次に、「議案第92号 平成20年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」の関係分についてであります。

まず、6款、農林水産業費についてであります。農業農村振興費の中で、有害鳥獣対策事業費の電気柵等設置補助の100万円について質しましたところ、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金を活用するもので、補助対象については町単独事業と同様で1戸でも対象となる。

この交付金については、本年9月から来年の7月頃までに事業を行ったものが対象となり、電気柵の100万円、農産園芸関係分で83万4,000円、畜産関係で883万8,000円を一般財源から今回組替えを行い、農政課関係で約1,000万円を活用しているとのことであります。

また、有害鳥獣関連で箱罠研修の具体的な研修内容について質しましたところ、今回県の主催で行われるもので、対象者は北薩地区の市町村担当職員、被害者、設置希望者となっており、国の農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーが来町して箱罠によるイノシシの効果的な捕獲方法について研修が行われるもので、本町の平川地区での開催が予定されているとのことであります。

次に、林業総務費の中で、石碑設置業務130万円について質しましたところ、千年の森の標示板については、9月補正で20万円が計上され木製での設置を予定していたが、今回130万円を追加して自然石による石碑に内容を変更して設置するものである。

理由としては、9月補正時では厳しい財政事情にあり、将来イベント等（町政施行10周年等）に石碑を建てたらという考えであったが、条例を制定した担当課としては課題を先送りすることは心苦しいことであり、その後いろいろ検討を行った結果、今回内容を石碑に変更して予算を計上したとのことであります。

次に、8款、土木費についてであります。道路維持費の中で、今回840万円の補正を行っているが、各公民館長への補修路線希望調査に対しては、今回の補正で要望どおりの維持補修が行われるかについて質しましたところ、災害等すぐに対応しなければならぬ箇所もあるので、それらを含めるとなかなか要望に対応がしきれていない状況にある。3月までには、優先度等を考えながらできるだけ要望に添えるよう取り組みたいとのことであります。

最後に、次の2点については、町長の見解を求めたところであります。

まず、第1点目は、「石碑設置業務に係る予算査定の考え方について」であります。

9月の時点で20万円の標示板設置についての補正を出された際には、丈夫なプラスチック等での設置についての提案も行ったが、山の関係でもあり間伐材を利用して木製で行いたいとの説明を受けた。

9月補正から3カ月しか経っていない状況の中で、内容を木製から石碑に変更して今回130万円増額となる予算を提案されたことについての緊急性及び算定根拠等についての考え方を質しましたところ、9月議会の時点では自然石で建立したい考えを持っていたが、財政的な状況等により木製での提案を行った。

今回の石碑については、自然石を予定しているため使用する石で金額が変わってくることから積算が難しく、既製の御影石等を参考に積算した。

提案後3カ月しか経っていないとのことであるが、今回、地方応援プログラムの中で2億円程度の普通交付税の算定もあったと聞いており、一般財源が今年度は例年からすると若干の余裕が見込まれる。

有効的な予算執行は当然であり、この補正については緊急性はないが、千年の森の取り組みは、半永久的に育林等をしていくなどの気概を持って取り組んでいく必要があり、後々中途半端なことにならないように、シンボルとして将来に残る石碑を設置したほうが良いと考え、今回提案したとのことであります。

次に、第2点目は、「ふれあいパーク公園の今後の活用及び国土交通省への取り組みについて」であります。

ダムふれあいパークについては、総事業費約6億2,900万円、地方債4億6,600万円という多大な金額を投入して公園が造られたが、今回の災害により廃止される予定となっている。

ダム観光の面で考えるとダム再開発工事終了においては、再び公園として利用する考えはないかについて質しましたところ、良い形で生まれ変わったと言われるようなものにしていきたいと思っており、今後検討をしながら関係機関にできる限りの要望をしていきたいとのことであります。

なお、町長総括質疑後、冒頭で報告した石碑設置業務に係る委託料については、削除の修正案が提出された。

主な理由としては、千年の森の案内板については、9月補正時において木製で20万円予算計上され可決されており、わずか3カ月で今回130万円増額して前回と併せて150万円の予算をかけ、財政面で厳しい状況であり、現地までの道路は現在ダム再開発事業の関係で通行止めとなっている。

この時期に、木製から石碑に変更して緊急に設置をしなければならない明確な理由もないことから、本修正案については、採決の結果起立全員で可決すべきものと決定したものであります。

しかしながら、その財源である繰越金が建設経済常任委員会に付託されておらず、所管の総務常任委員会が既に閉会されていたため、歳入の修正ができなかったことから、議員動議で修正案を提出することに決定したものであります。

以上で、建設経済常任委員会の報告を終わります。

〔東 哲雄議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね10時50分とします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時50分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、議案第92号に対して米丸文武議員ほか7人から、お手元に配付しました修正の動議が提出されております。提出者の趣旨説明を求めます。

〔米丸 文武議員登壇〕

○米丸 文武議員

「議案第92号 平成20年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」に対する修正動議。

上記動議を地方自治法第115条の2及び会議規則第17条第2項の規定により別紙の修正案を添えて提出します。

提案理由といたしまして、9月に補正しております千年の森標示板設置費20万円が提出され、議論の結果、間伐材等を活用することと認められております。

今回、130万円追加し、150万で自然石による計画については、補正後3カ月間の短期間に7倍以上の事業に変更しなければならない理由、今回補正で実施する緊急性、算定基礎等について質したところ、9月補正等では厳しい財政事情にあり町政施行10周年等に石碑を建てたらという考えであったが、条例を制定した担当課としては課題を先送りすることは心苦しいことであり、その後検討を行った結果、今回内容を石碑に変更して予算を計上したとのことであります。

しかしながら、行財政改革を進めているところであり、まだ財政的に好転しておらず、今後も引き続き努力をしなければならない状況である。行政サービスの低下や住民負担の増加をお願いする中で住民が納得する緊急性のある事業とは認めがたい。

千年の森は、住民や町外から来た人が見てある程度納得されるような状態になるまで、まだまだこれから整備をしていく必要があり、ある程度整備が進んでからでも遅くはないと思われる。

現地域はダム再開発事業のために通行止めの状態であり、その後も事業が引き続き行われ、千年の森まで行けない状況が続く。7年後のダム再開発事業終了段階での設置でも遅くはないと考えられる。

緊急な経済情勢の悪化で、住民の雇用不安、企業の経営不安の中で、これからさつま町としてどのように対応すればよいのか大きな課題に直面しており、20年度も期間が残り少ないこの時期での石碑設置は緊急性が認められにくいこと等から、本修正案を提出するものであります。

内容といたしましては、別紙のとおりでございます。

「議案第92号 平成20年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」に対する修正案。

「議案第92号 平成20年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」の一部を次のように修正する。

第1条中、「1億7,099万6,000円」を「1億6,969万6,000円」に、「138億1,051万6,000円」を「138億921万6,000円」に改める。

第1表、歳出歳入の一部を次のように改める。

歳入、19款繰越金1項繰越金の「7,730万9,000円」を「7,600万9,000円」に、補正後予算額「3億5,972万7,000円」を「3億5,842万7,000円」、歳入合計額補正予算額「1億7,099万6,000円」を「1億6,969万6,000円」に、補正後予算額「138億1,051万6,000円」を「138億921万6,000円」に。

歳出、第6款農林水産費、第2項林業費を補正予算額「156万7,000円」を「26万7,000円」に、補正後予算額「2億619万3,000円」を「2億489万3,000円」に、歳出合計の補正予算額「1億7,099万6,000円」を「1億6,969万6,000円」に、補正後予算額「138億1,051万6,000円」を「138億921万6,000円」に修正しようとするものでございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

〔米丸 文武議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

これから委員長報告及び修正案に対する質疑を行います。

各常任委員会委員長の報告及び修正案の趣旨説明について質疑はありませんか。

○中尾 正男議員

修正案がある場合は、執行部にも質疑ができるようになっていいますので、ただいま米丸議員のほうから出された修正案について、これはやはり報告にもありましたとおり、9月に審議したものをなぜこういうことになったかということで修正案が出されたと思うんですが、ただいま委員長のほうからも提案理由がありましたとおり、経済的な理由と別にして、やはり議会の本質にかかわる。9月に審議して議決をしたものであります。

そして、執行部のいいなりに、いいなりということでもないんでしょうけれども、だれが考えても千年の森は、やはり木材より石碑が適当であるということは判るわけですが、なぜだったら9月のところで出していただかないのか。9月に一遍議決したものを3カ月で、すぐまたこうして変えてこれると、議会の審議とか議決というものが、本当になかなか重みももたないことになります。

そこで、そういうことに執行部が議会の審議とか議決というものに配慮を欠いた結果ではないかと思うんです。だから、そこあたりのところの考え方を質しておいないと、またこういうことになれば、議会は混乱すると思いますが、対応と考え方について質しておきたいと思います。

○町長（井上 章三君）

この千年の森の石碑の問題に関しましては、御指摘のように9月議会において間伐材でということでの出し方をしたわけでありましたが、もともと石碑での対応が望ましいということでありました。

しかし、私もまあできればとそう思っておりましたが、財政の厳しい中で、あのような提案になったところでありますが、今回やっぱり千年の森という大きな目標を立てて、そして、そのような決意を示しながら取り組んでいくということにおいて、石碑にしておいたほうがいいんじゃないかと。

時間のない中でのこういう変更ということですから、確かに問題はあったわけですが、そういうことで財政の状況も見ながら、何とかそのような努力はできる状況にあるんじゃないかという財政のほうの判断もあって提案をしたところでありましたが、いろいろ御指摘を受けましたように緊急性であるとか、あるいはまたそういう議会への提案から時間がないという中での状況というようなことなど御指摘をされますと、これはそれももったもなまた御指摘でもあります。

そういうことで、今回の御指摘は、また十分に今後反省をしながら生かすようにしたいというふうに思うわけですが、議員の皆さんも議員連盟もつくりながら、この森林の整備あるいはまた林業の振興ということについては努力をしてこられた、そういうことにも敬意を表しながら、今回もう我々も任期がない中で、合併後、最初にこういう取り組みをしたということを将来に示しておく。恒久的に残る形でやるということも、これはもう今やるかやらないかということでもありますから、皆さんにあえて諮ったわけでありましたが、皆さんのほうからのそういうふうな御指摘でありますので、それはそれとして真摯に受けとめたいというふうに思っているところであります。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから順に討論、採決を行います。

まず、「議案第86号 さつま町公の施設使用料徴収条例の制定について」から「議案第91号 さつま町都市公園条例の一部改正について」までの議案6件について一括して討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから、「議案第86号 さつま町公の施設使用料徴収条例の制定について」から「議案第91号 さつま町都市公園条例の一部改正について」までの議案6件を一括して採決します。

お諮りします。ただいまの議案6件について、各常任委員長の報告は原案可決です。

委員長の報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第86号 さつま町公の施設使用料徴収条例の制定について」から「議案第91号 さつま町都市公園条例の一部改正について」までの議案6件については、各常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第92号 平成20年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」について討論を行います。討論はありませんか。（「議長。15番」と呼ぶ者あり）

○別府 静春議員

議案第92号について原案に賛成の討論があります。

○議長（濱田 等議員）

討論を許します。

〔別府 静春議員登壇〕

○別府 静春議員

さつま町一般会計補正予算（第6号）、6款2項1目、石碑設置の件であります。6月議会で千年の森に平成の大合併、環境保全等を期した記念碑の建立はできないか要望した件であります。

要望に至った背景は、豪雨災害対策特別委員会で宮崎県五ヶ瀬川流域の市役所役場に合併記念碑があったこと。土地改良組合の研修で曾於市に合併記念碑、財部町に閉庁記念碑が建立してあったこと。お隣の祁答院町には歴史を永遠に黒御影石で、すばらしい記念碑が199万5,000円の経費で建立されていること。

なお、旧宮之城町、旧薩摩町は昭和の大合併がなされ、平成の大合併まで50年、半世紀しか過ぎていませんが、どことどこが合併したのか知らない人は多かったと思います。

平成の大合併をいつの時代の人、千年の森に建立された石碑が温故知新、昔のことを研究し、現代の由来を知り、新しい時代の生き方を見定め、そのときどきの時代、100年後、300年後、500年後、800年後、1,000年後の人々が、協働を理解する道標となると確信し、建立に当たっては旧薩摩町、旧鶴田町、旧宮之城町の町章等も刻んだものにしたいと思いを込めて要望をしたものであります。

建設経済委員会の審議過程で、執行部から合併について記すとの説明がなかったのですが、旧3町に合併記念碑がないので、合併について付記することで賛成いただきたいと願うところです。

なお、千年の森の書を鹿児島県知事、伊藤祐一郎先生からいただいたとしたら、多面にわたり多大な効果を生み出すと確信するところです。

千年の森と合併について併記した記念碑は、今期、我々27人のときでないとタイミングを失し、この予算を生かすことができないと石碑が建立されることはなく、このことは町民にとっても禍根を残すような気がしてなりません。

千年の森に環境保全、平成の大合併のことを併記し、未来の人々への証、きずなとして執行部と27人心を一つにして知恵を出し合い、ロマンを込めて子々孫々への贈り物としてすばらしい石碑を建立しようではありませんか。御賛同くださるよう切にお願いを申し上げます。

〔別府 静春議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

次に、議案第92号について修正案を除く原案に反対者の討論を許します。

〔平田 昇議員登壇〕

○平田 昇議員

私は、建設経済常任委員会より提出されています修正案には反対しません。修正されようとする部分を除いた原案に反対するのです。

私は、平成20年度さつま町一般会計補正予算（第6号）に計上された2款総務費1項、総務管理費の中のふれあい交流施設費委託料86万9,000円を認めることに反対します。

町長は、さつま町の健康ふれあいセンター及びふれあい広場を指定管理者に委託する際、指定管理者と協定を取り交わしています。管理をお願いする前に約束を取り交わす、これが協定です。

この協定の中にはリスク分担費用があります。それには物品費と物価変動に伴う経費の増加は指定管理者が負うことになっています。ただし書きは何もありません。管理者の負担です。そういう約束をしているのです。

ところが、指定管理者から石油の値上がりで大変だから何とかしてくれと言われて、では半分町が見ましようということにした、それがこの86万9,000円なのです。

町長が、さつま町の代表として町長印を押して、管理者と約束を取り交わすことは、町長が町民に対してその約束を果たす責任を負うことにもなるのです。

町の行政は、物価の値上がりによる負担は管理者が負うというこの大事な取り決めに町が守ろうとしないことについての説明として、同じリスク分担費用の中にある不可抗力を持ち出してきました。

取り決めでは、暴風、洪水、地震等の自然災害、そして暴動、騒乱など人と人の争いによる人為的な災害を不可抗力によるものと定義し、この不可抗力により被った施設設備の損害の修復に必要な経費の増加、さらにそのことによって事業が続けられなくなったときは、町も負担しますとされているのです。

町長は、物価の値上がりは管理者が負担するという明確な取り決めをしながら、この不可抗力を持ち込んで町が86万9,000円を支払いますとしているのです。

では、不可抗力に伴うものであったのなら、原油高騰によって施設設備のどこが損傷を受けたのか。また、86万9,000円がなければ、事業が続けられない状態にまで至っていたのか、全く理解できない予算計上です。

また、緊急避難的なやむを得ない措置であったとも説明もなされました。緊急避難とは何か、法律的には思いもよらない危難に突然襲われ、冷静に判断する暇がなく、それを避けるためのとっさにとった行動が、他人、または他人のものに損害を与えること、これを緊急避難であると理解しています。

水を蓄えた水がめに子どもが落ちておぼれている。助けたい、助けたいが方法がない。仕方がないので近くにあった大きな石で水がめをたたき割って水をはかして子どもを助けた。子どもを助けたが水がめも破損した、これが緊急避難であると理解しています。

執行部の緊急避難的措置であったという説明は、当指定管理者からの要請が余りにも突然で冷静に検討する暇がなく、他の施設、例えば滝の宿、ひらかわ屋、その他までは取り上げられなかったと言いたいのだと思うが、総務常任委員会が当指定管理者から原油高騰による困窮状況の説明を受けたのは9月24日だった。

町長は、それより以前に当管理者からの要請を受け取っていたはずだから、他の指定管理施設の実情も合わせて調べて検討し、公正な対策も打ち出せたはずです。原油高騰による指定管理人の経費の増加分を町が分担する相手を一人の管理人にしたのは、緊急避難的な措置であったという説明は通りません。

以上、私はこの委託料86万9,000円に反対する理由を述べましたが、私の主張する点は、さつま町を代表する町長として取り交わした協定を自分から破った上で、貴重な町費86万9,000円を予算要求している。この委託料の分については認めることはできません。

どうしても、この委託料を措置しようとするのであれば、指定管理者と取り交わした協定を町が進んで死文化、空文化することになる。さつま町の世間への恥さらしと町民に対するこの裏切りの行為を避けるために、ひとまずこの委託料86万9,000円を白紙に戻して、協定の内容を改め、あわせて他の原油高騰に苦しんできた方々も対象にして検討すべきです。

行政は正しく進めなければならない。行政は町民に公正でなければならない。

以上が私の反対の理由です。議員各位、86万9,000円は町予算約140億円の規模からするとほんのわずかと思う人もあるかもしれない。しかし、今、問われているのは私たち国会人の迫りくる厳しい時世への基本姿勢なのです。御理解の上、議員各位、反対してください。

〔平田 昇議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

次に、議案第92号について修正案に賛成者の討論を許します。

〔新改 幸一議員登壇〕

○新改 幸一議員

お疲れさまでございます。私は、先ほど修正案が議員動議として米丸議員より提出され趣旨説明がありました、林業総務費の石碑設置業務130万円を減額することに賛成するものであります。

このことにつきましては、9月の補正で20万円で提出され、柳田議員より当初の計画で質問もあり、耐用年数10年で20万円はプラスチックでできないかとの質問に対し、山の関係でもあるので、森林組合で間伐材を利用しての看板を予定している。看板自体は長持ちするものとなっているということで、20万円補正を9月議会で認めた経緯があります。

今回、建設経済委員会で補正予算につきまして慎重に審査した結果、委員全員の理解を求め、修正案を提出する結果になりました。

修正案の趣旨説明のとおり、石碑設置につきましては、ダム開発事業や千年の森を整備してからの設置でも、町民住民は納得されると思います。

今、我がまちは大変な問題を抱えています。先ほど緊急質問でもありました日特関連を初めとする管内の契約社員への雇用契約解除や農業者の資材費高騰の問題や、また、商工業者の売上げ減少の問題等で、来年度以降は自主財源も相当厳しくなると考えられます。少しでも経費を節約し、将来へ向かって繰り越しすることが町民の願いでもあるはずと考えます。

町民の目線で考えますと、とにかく今は経済情勢も悪く、この時期での石碑設置は緊急性も認められませんので、今回の１３０万円の減額修正案には、議員各位も賛同していただきますよう重ねてお願いいたしまして私の賛成意見とさせていただきます。

〔新改 幸一議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

次に、議案第９２号について修正案を除く部分に賛成者の討論を許します。

〔中尾 正男議員登壇〕

○中尾 正男議員

私は、修正部分を除く原案に賛成の立場で討論をいたします。

修正部分を除く原案、一般会計の補正予算（第６号）については、先ほど平田議員のほうから反対の討論がありましたが、私は予算の一部に納得できない部分があるからという理由で予算全体を否決するというのは、まことに無責任なやり方であると思います。

仮に予算案が否決されたとすれば、今回の補正で計上されました１億７，０００万近くに関係する多くの町民と関係機関に大きな不利益をもたらすこととなり、議会は大きな責任を負うことになります。

納得できない部分があるとするならば、修正案を提出してその可否を問うべきであり、町民に不利益をもたらす予算全部を否決するということは、議会としては軽々に行うべきことではないと考えます。

指摘された事項につきましては、リスク分担等のところにただし書きもないと言われましたけれども、２項については疑義がある場合には協議して分担を決めるというような２項の規定もございます。

ただし、この指摘事項の修正案が提出されていない中で、指摘されたようなことに言及いたしましても、私は、その修正案が提出されていませので、そのことに言及しても意味がないし、またその必要もないと考えております。この指摘された部分についての討論は省略してもいいと考えますので省略をいたしたいと思います。

以上の観点から、私は修正部分を除く原案に賛成していただきますようお願いして討論を終わりたいと思います。（「論破できないのか」と発言する者あり）（「予算案を否決できないということです」と発言する者あり）

〔中尾 正男議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで討論を終わります。

これから「議案第９２号 平成２０年度さつま町一般会計補正予算（第６号）」を採決します。まず、本案に対する米丸文武議員ほか７人から提出された修正案について、起立によって採決します。本修正案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（濱田 等議員）

ありがとうございました。起立多数です。したがって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、起立によって採決します。

お諮りします。修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり可決することに賛成の

方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（濱田 等議員）

ありがとうございました。起立多数です。したがって、「議案第92号 平成20年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」の修正議決した部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

次に、「議案第93号 平成20年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」から「議案第95号 平成20年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」までの議案3件について一括して討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

「議案第93号 平成20年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」から「議案第95号 平成20年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」までの議案3件を一括して採決します。

お諮りします。ただいまの議案3件について文教厚生常任委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第93号 平成20年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」から「議案第95号 平成20年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」までの議案3件については、文教厚生常任委員長報告のとおり原案可決されました。

△日程第12「議案第99号 さつま町国民健康保険条例 の一部改正について」

○議長（濱田 等議員）

日程第12「議案第99号 さつま町国民健康保険条例の一部改正について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

それでは、「議案第99号 さつま町国民健康保険条例の一部改正について」、提案の説明を申し上げます。

これは、産科医療補償制度の創設に伴い、出産育児一時金の額を改めようとするため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、健康増進課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○健康増進課長（楠木園建雄君）

「議案第99号 さつま町国民健康保険条例の一部改正について」説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。ただいま議題なっています議案第99号は、会議規則第39条第3項の規定に

よって、委員会負担を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第９９号は、委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。議案第９９号について質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから議案第９９号を採決します。

お諮りします。「議案第９９号 さつま町国民健康保険条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第９９号 さつま町国民健康保険条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

△日程第１３「議案第１００号 平成２０年度さつま町水道事業会計補正予算（第２号）」

○議長（濱田 等議員）

日程第１３「議案第１００号 平成２０年度さつま町水道事業会計補正予算（第２号）」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

「議案第１００号 平成２０年度さつま町水道事業会計補正予算（第２号）」についてであります。

今回の補正は、山崎地区拡張工事に伴い、収益的収入及び資本的支出の経費を補正しようとするものであります。収益的収入において３２万３,０００円を追加し、収益的収入の総額を１億５,６７７万１,０００円に、資本的支出において６８０万円を追加し、資本的支出の総額を２億６,８２６万６,０００円とするものであります。

内容につきましては、水道課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○水道課長（岩切 秀久君）

それでは、議案１００号につきまして御説明をさせていただきたいと思います。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。ただいま議題となっています議案第１００号は、会議規則第３９条第３項の規

定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第１００号は、委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまの議案第１００号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから議案第１００号を採決します。

お諮りします。「議案第１００号 平成２０年度さつま町水道事業会計補正予算（第２号）」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第１００号 平成２０年度さつま町水道事業会計補正予算（第２号）」は、原案のとおり可決されました。

△日程第１４「請願第２号 さつま町立鶴田幼稚園の２年 （３年）保育の実現について」

○議長（濱田 等議員）

日程第１４「請願第２号 さつま町立鶴田幼稚園の２年（３年）保育の実現について」を議題とします。文教厚生常任委員長の審査報告を求めます。

〔麥田 博稔議員登壇〕

○文教厚生常任委員長（麥田 博稔議員）

当委員会に付託されました「請願第２号 さつま町立鶴田幼稚園の２年（３年）保育の実現について」、審査の過程と結果について御報告申し上げます。

本請願書は、薩摩郡さつま町求名６番地、小平美保氏から、平成２０年１１月２５日に提出されたものであります。

なお、紹介議員は木下敬子議員であります。

まず今回の請願は、町内で正に子育て中である方々の中で、町の幼児教育方針や幼児教育対象児の子育て支援に対して疑問を感じていらっしゃる方々の切なる願いとして提出されたものであります。

請願の趣旨としては、町内でも、幼少時はできる限り愛情をかけて家庭で育児したいと望む保護者は多く存在するが、３歳を過ぎ集団生活もさせたい時期になったとき、保育園の入園条件が合わず入園できない状況が実在している。

また、町内には私立幼稚園もあるが、経済的な理由などにより私立幼稚園への入園が不可能な家庭も多く存在している。

このような状況の中で、公立の鶴田幼稚園があるものの現在５歳児だけの単年度保育である。

このことから、保護者の間で2年または3年保育を望む声上がり、これを受けて、同じ意見を持つ方々が署名活動を行った結果、5歳児以下の子どもを持つ100名の署名をはじめ、総勢737名の署名をいただいたところである。

その総意として、さつま町立鶴田幼稚園の2年（3年）保育の実現を切に求める、というものである。

当委員会といたしましては、請願にある鶴田幼稚園の現地調査を行い、また紹介議員からの説明を求め、あわせて所管の教育委員会の参考意見等を聴取しながら慎重に審査を行いました。

その中で、まず鶴田幼稚園の状況であります、現地において施設を調査しましたが、鶴田幼稚園は鶴田小学校に隣接し、平成10年に定員40名として建設された木造校舎であります。

建設から10年経過しておりますが、経年劣化も見られず、きれいにしており、また開放感ある構造でありました。

次に、紹介議員からの説明であります、今回の請願に至るまでの請願者及び賛同者の署名運動などの経緯や請願主旨について詳しく説明を受けました。

説明の中で、特に、現在の子育て支援策においては、若いお母さんは共稼ぎで子どもを保育園に預けることが当たり前という意識の中で、「保育に欠ける」という点から保育園を中心に非常に手厚く支援されている。

しかし、そうではなく在宅で養育していきたい、自分の手でせめて3歳ぐらいまでは育てたいと願う方、いわゆる「保育に欠けない」場合に対しては、ほとんど支援の手がさしのべられていない現状があることを知りショックを受けたとのことでもあります。

こういったことから、今回の請願内容にあるとおり、経済的理由のほか様々な事情で行き場のない3歳児、4歳児及び5歳児の子どもが事実存在しており、その保護者に対して選択肢を与えて欲しいということが今回の請願の願いである。

この請願者はじめ署名された737名の視点に立って、その重みを尊重していただきたいとのことでありました。

次に、教育委員会からの参考意見であります、幼稚園の制度や現在の状況を聞いた上で、鶴田幼稚園において平成21年度も5歳児だけの単年度保育とした経緯など詳しく聞きました。

その中で、平成20年度に入って教育上検討すべき事案として町執行部などとの協議を重ねた結果、最終的な判断としては町の行財政改革や私立幼稚園へ配慮すべきという町執行部の意見を受けて、基本的には5歳児のみの1年保育を継続することとし、いわゆる「保育に欠けない4歳児の問題については、鶴田幼稚園において4月以降に子育て支援の一環として、週1回以上の交流保育（おひさまくらぶ）で対応することにした」とのことでもあります。

このほか、質疑等も活発に行われたわけですが、質疑を終結後、採択の可否について協議しました。

協議の中で、教育委員会では教育上本来必要だと感じているが、行財政の事情や私立幼稚園への配慮もあってなかなか厳しいという意見であった。

本来、請願の採択にあたっては、願意の妥当性の他、行政がすぐに取り組めないようなものは十分検討すべきであるという基本原則があるが、今回の請願主旨は、やはり保育に欠けない子で、私立幼稚園に入れられない、そういう家庭が存在するということである。

そうであれば、現状は厳しい状況であるけれども、委員会としてこれを見捨てるわけにはいかないと思うという意見や、民間委託の考えについては保育園と違い、幼稚園運営については事情が違うという意見などが出されました。

そのほか関連して、民業圧迫が一部問題となってくると思うが、同じ町民の子どもという立場

から考えれば、幼稚園間の保育料の差は大きい。

今回の結論とは別に、幼稚園の子どもの保護者にも保育園と同じように子育て支援が必要ではないか。そうすることによって、公立私立の共存の道が開けるのではないかという意見や、国・県も子育て支援に力を入れている中で、本町も総合振興計画の幼児教育において町立幼稚園の充実を謳っているなどの意見も出されました。

以上の結果を踏まえて、今回の請願はこれまでと違う視点からの子育て支援のあり方について考えさせられるものであり、行財政改革の必要性は理解するが、今回の幼児教育問題は切り離して考え、執行部の奮起を促すべきという意見で一致したところであります。

よって、今回の請願の趣旨を「了」として、採択すべきものと決定した次第であります。

なお、今回の決定にあたり、当委員会としては町執行部へ今後の処理経過について平成21年3月31日までに議会へ報告されるよう、議長名で町執行部に申し入れる旨の措置を付して決定したところであります。

以上、請願審査の報告といたしますとともに、議員各位のご賛同と御理解を頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔麥田 博稔議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

これから委員長報告に対する質疑を行います。文教厚生常任委員長の報告について質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから「請願第2号 さつま町立鶴田幼稚園の2年（3年）保育の実現について」を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「請願第2号 さつま町立鶴田幼稚園の2年（3年）保育の実現について」は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

ここでお諮りします。ただいまの文教厚生常任委員長の報告にありました今後の処理経過について、平成21年3月31日までに議会へ報告する旨を執行部へ申し入れすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、そのように申し入れすることに決定しました。

△日程第15「陳情第3号 郵政民営化法の見直しに関する

る陳情書」

○議長（濱田 等議員）

次は、日程第15「陳情第3号 郵政民営化法の見直しに関する陳情書」を議題とします。
総務常任委員長の審査報告を求めます。

〔柏木 幸平議員登壇〕

○総務常任委員長（柏木 幸平議員）

当委員会に付託されました「平成20年陳情第3号 郵政民営化法の見直しに関する陳情書」について、審査の経過と結果について報告いたします。

本陳情は、さつま町久富木2640番地1、山崎郵便局局長、大園良正氏、さつま町神子699番地2、鶴田郵便局局長、前田孝明氏、さつま町求名2743番地5、薩摩郵便局局長、宮原良治氏から、平成20年12月2日に提出されたものであります。

陳情の趣旨であります、平成19年10月1日の日本郵政公社の民営化後の状況を見ると、分社化されたことによる「非効率な業務内容」や「各種サービスの質の劣化」、「利用者利便の低下」が都市部・地方を問わず全国いたるところで顕在化している。

また、業務内容が複雑化されたことなどにより、簡易郵便局の閉鎖が全国規模で数多く発生している。

そのような中、ゆうちょ銀行とかんぽ生命の金融2社の株式は、10年以内、早ければ3年後には上場、完全売却が予定されている。

郵政民営化法には、郵便局の設置と、郵便事業についてはユニバーサルサービスが義務付けられているが、ゆうちょ銀行とかんぽ生命についてはユニバーサルサービスに関して義務はなく、郵便局への業務委託についても10年間は委託義務が明記されているが、その後については明文化されたものはない。

つまり、ゆうちょ銀行、かんぽ生命が株式上場され、完全民営化されれば、利益追求のため採算地域から撤退していくことが危惧される。そうすると、金融排他地域が地方で発生することは明らかであり、他の金融機関のない地域のお客様にとっては大きな不安となる。

以上のようなことから、郵便・貯金・保険のサービスが将来にも郵便局において確実に提供される法的な見直しを強く要請するため、衆参両議院議長ほか関係大臣に対し、「郵政民営化法の見直しに関する意見書」の提出を求めるものであります。

当委員会といたしましては、審査を行った結果、陳情の趣旨を「了」として、採択すべきものと決定した次第であります。

以上で報告を終わります。

〔柏木 幸平議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

これから委員長報告に対する質疑を行います。総務常任委員長の報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから「陳情第3号 郵政民営化法の見直しに関する陳情書」を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「陳情第3号 郵政民営化法の見直しに関する陳情書」は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

しばらく休憩をします。開会は、おおむね午後1時5分とします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時05分

○議長（濱田 等議員）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第16「陳情第4号 WTO農業交渉に関する陳情書」

○議長（濱田 等議員）

次は、日程第16「陳情第4号 WTO農業交渉に関する陳情書」を議題とします。

建設経済常任委員長の審査報告を求めます。

〔東 哲雄議員登壇〕

○建設経済常任委員長（東 哲雄議員）

ただいま議題となりました陳情について、建設経済常任委員会の審査の過程と結果について報告いたします。

「陳情第4号 WTO農業交渉に関する陳情書」について報告いたします。

本陳情は、さつま町虎居745番地、さつま農業協同組合代表理事組合長永福喜作氏及び、同住所、現農民政治連盟さつま支部支部長永福喜作氏から、平成20年12月9日に提出されたものであります。

陳情の趣旨は、WTOドーハ・ラウンド交渉は、農業、鉱工業両分野での市場開放の大枠合意を目指す動きが加速しており、自給率が40％と著しく低いわが国にとって、新たな農産物貿易ルールは、世界の食料・農業のあるべき将来像と関連づけながら、中長期的視点から議論される必要があり、途上国の人口増等を背景とした国際的な食料需給の逼迫が食料争奪を深刻化させているにもかかわらず、早期妥協のみを優先させていることは、世界各国の食と農の将来に重大な禍根を残しかねないと懸念される。

このため、食料純輸入国にのみ一方的な犠牲を強いる上限関税は断固阻止し、国内農業生産、地域経済の維持等に不可欠な米麦、乳製品などの基幹品目を守るため、十分な数の重要品目を確保するとともに、砂糖などについて自主指定を可能とすることなどについて、政府に対して意見書の提出を求めるものであります。

当委員会といたしましては、関係課長の出席を求め、説明や意見等を聞くなど、慎重に審査を行った結果、陳情の趣旨を了として採択すべきものと決定した次第であります。

以上で報告を終わります。

〔東 哲雄議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから「陳情第4号 WTO農業交渉に関する陳情書」を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「陳情第4号 WTO農業交渉に関する陳情書」は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

△日程第17「発議第10号 郵政民営化法の見直しに関する意見書（案）の提出について」

○議長（濱田 等議員）

日程第17「発議第10号 郵政民営化法の見直しに関する意見書（案）の提出について」を議題とします。提出者の趣旨説明を求めます。

〔柏木 幸平議員登壇〕

○総務常任委員長（柏木 幸平議員）

「発議第10号 郵政民営化法の見直しに関する意見書（案）」の提出について趣旨の説明を申し上げます。

意見書の内容につきましては、先に採択されました「平成20年陳情第3号 郵政民営化法の見直しに関する意見書」についてと同趣旨であります。

お手元に配付してある意見書（案）のとおり、衆参両議院議長ほか関係大臣に対し、意見書を提出しようとするものであります。以上で趣旨説明を終わります。

〔柏木 幸平議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

ただいま議題となっております発議第10号は印刷してお配りしてあります。御了承願います。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第10号については、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、発議第10号は、委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。発議第10号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから「発議第１０号 郵政民営化法の見直しに関する意見書（案）の提出について」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「発議第１０号 郵政民営化法の見直しに関する意見書（案）の提出について」は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいまの発議第１０号の送付先は記載のとおりです。本意見書の送付については私に一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

したがって、そのように取り扱うことにいたします。

△日程第１８「発議第１１号 ＷＴＯ農業交渉に関する意見書（案）の提出について」、日程第１９「発議第１２号 道路整備の安定的な財源確保を求める意見書（案）の提出について」

○議長（濱田 等議員）

日程第１８「発議第１１号 ＷＴＯ農業交渉に関する意見書（案）の提出について」及び日程第１９「発議第１２号 道路整備の安定的な財源確保を求める意見書（案）の提出について」の発議２件を一括して議題とします。提出者の趣旨説明を求めます。

〔東 哲雄議員登壇〕

○建設経済常任委員長（東 哲雄議員）

ただいま議題となりました発議２件について趣旨の説明を申し上げます。

まず、「発議第１１号 ＷＴＯ農業交渉に関する意見書（案）の提出について」、趣旨説明を申し上げます。

本意見書案は、先ほど採択されました「陳情第４号 ＷＴＯ農業交渉に関する陳情書」の趣旨を受けて、お手元に配付してあります案のとおり、内閣総理大臣ほか関係大臣に対して意見書を提出しようとするものであります。

次に、「発議第１２号 道路整備の安定的な財源確保を求める意見書（案）の提出について」、趣旨の説明を申し上げます。

本意見書案は、本年５月１３日に閣議決定された道路特定財源等に関する基本方針に基づき、経済財政改革の基本方針２００８において道路特定財源を廃止し、平成２１年度から一般税源化することが明記され、現在、政府与党プロジェクトチームにおいて検討されているところでありますが、本町の道路整備を取り巻く状況は、地域高規格道路や国道を初めとして、町内の道路網の骨格となる幹線道路の整備が遅れており、物流の効率化や災害時における救急輸送道路網の確

保などの観点からも、整備すべき箇所はいまだに多い状況であります。

このようなことから、お手元に配付してあります案のとおり、道路財源の一般財源化に当たっての道路整備や維持補修等を着実にを行うための財源を確保し、道路整備の中期計画の策定に当たっては、地方にとって必要な道路整備を盛り込むよう、内閣総理大臣ほか関係大臣に対して意見書を提出しようとするものであります。議員所見の賛同をいただきますようよろしくお願いいたします。以上で趣旨説明を終わります。

〔東 哲雄議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

ただいま議題となっております発議第１１号及び発議第１２号については印刷してお配りしてあります。御了承願います。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第１１号及び発議第１２号については、会議規則第３９条第２項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、発議第１１号及び発議第１２号は、委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから順番に質疑を行います。

まず、「発議第１１号 ＷＴＯ農業交渉に関する意見書（案）の提出について」質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

本案の審議を一応中止しておきます。

次は、「発議第１２号 道路整備の安定的な財源確保を求める意見書（案）の提出について」質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

それでは、ただいままで審議を中止しておきました発議第１１号及び発議第１２号の発議２件については、一括してほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから順番に採決します。

まず、「発議第１１号 ＷＴＯ農業交渉に関する意見書（案）の提出について」を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「発議第１１号 ＷＴＯ農業交渉に関する意見書（案）の提出について」は原案のとおり可決されました。

次は、「発議第１２号 道路整備の安定的な財源確保を求める意見書（案）の提出について」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「発議第１２号 道路整備の安定的な財源確保を求める意見書（案）の提出について」は原案のとおり決定されました。

お諮りします。ただいまの発議第１１号及び発議第１２号の送付先は記載のとおりです。本意見書の送付については私に一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、そのように取り扱うことにいたします。

△日程第２０「発議第１３号 緊急経済・雇用対策の早期実施を求める意見書（案）の提出について」

○議長（濱田 等議員）

日程第２０「発議第１３号 緊急経済・雇用対策の早期実施を求める意見書（案）の提出について」を議題とします。提出者の趣旨説明を求めます。

〔柏木 幸平議員登壇〕

○総務常任委員長（柏木 幸平議員）

ただいま議題となりました「発議第１３号 緊急経済・雇用対策の早期実施を求める意見書（案）の提出について」、趣旨説明を申し上げます。

お手元に配付してあります案のとおり、米国の金融危機に端を発した世界的な経済危機の影響を受け、日本の経済、雇用情勢は悪化の一途をたどり、景気の下降局面が長期化・深刻化する様相を呈してきております。

本町の誘致企業において、派遣社員１４０名全員を来年３月までに雇用契約を解除されることや、隣接市の大手半導体メーカーの工場や関連会社においても、同じように派遣社員の削減が公表されるなど、本町の雇用情勢はかつて経験したこともない深刻な情勢にあります。

また、基幹産業である農林業においても、燃料・肥飼料や農業資材等の高騰により、大きな打撃を受け、農家の生産意欲にも大きな影響を与えています。さらに、地元商店街においても、景気の悪化と連動するように売上げが前年と比較して大きく減少し、苦しい経営を余儀なくされております。

このように私たちの地域の経済、雇用対策は一刻の猶予も許されぬ緊急事態を迎えており、財政基盤の弱い地方においては、国の思い切った支援策が期待されておりますが、追加経済対策を実行するための第２次補正予算のめども立っていないような状況であります。

このようなことから、内閣総理大臣ほか関係大臣、衆参両院議長に対し、自治体が実施する緊急雇用対策については十分な財政支援を行うとともに、国の責任において直ちに緊急経済、雇用対策を実施されるよう強く要請するため意見書を提出するものであります。以上で、趣旨説明を終わります。

〔柏木 幸平議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

ただいま議題となっております発議第１３号は印刷してお配りしてあります。御了承願います。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第13号については、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、発議第13号は委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。発議第13号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから「発議第13号 緊急経済・雇用対策の早期実施を求める意見書（案）の提出について」を採択します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「発議第13号 緊急経済・雇用対策の早期実施を求める意見書（案）の提出について」は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいまの発議第13号の送付先は記載のとおりです。本意見書の送付については私に一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、そのように取り扱うことにいたします。

△日程第21「所管事務調査報告の件」

○議長（濱田 等議員）

日程第21「所管事務調査報告の件」を議題とします。

各常任委員長から調査中でありました事項について報告したいとの申し出があります。

お諮りします。本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、各常任委員会の報告を受けることに決定しました。

まず、総務常任委員長の報告を許します。

〔柏木 幸平議員登壇〕

○総務常任委員長（柏木 幸平議員）

総務常任委員会の所管事務調査の御報告を申し上げます。

平成20年11月13日から14日までの2日間、佐賀県の有田町と唐津市において調査を実施しました。

まず、有田町では、「定住促進優遇助成制度」について調査しましたので、その概要を申し上げます。

有田町は、佐賀県の西部に位置する人口約2万2,000人のまちであり、人口減少、主要産業等による税収の落ち込みに歯止めをかけるべく、町営での宅地分譲事業に取り組んだとのことでもあります。

今回調査しました町営宅地分譲事業は、総事業費9億6,000万円、全111区画で、平成9年度に造成を開始し、平成13年度より分譲を開始したとのことでもあります。分譲開始直後2年間は順調に分譲が進んだが、平成15年度、16年度より極端に分譲数が落ち込んだこともあり、平成17年度より新たな施策として、分譲・営業委託制度を導入したとのことでもあります。

分譲促進制度では、購入者への助成として1坪当たり3,000円を分譲価格から値引きすることや、不動産業者、一般の方への紹介助成として、宅地建物取引業者が仲介を行い分譲契約に結びついた場合、分譲価格の3分の助成、一般の方の紹介で分譲契約に結びついた場合、紹介料として5万円相当分の記念品を贈呈するとのことでもあります。

また、建築業者への助成として、2回以上の展示公開を行った場合、展示公開料として80万円から100万円の助成、また、モデル住宅を建築した際の助成金として約200万円を助成するとのことでもあります。

なお、モデル住宅の建築については、そのままでは売れないような立地条件の悪い所に建ててもらい、それを販売することを想定し、200万円という金額を設定しているとのことでもあります。

また、分譲地は小学校等の公共施設から遠いこともあり、町で運営するコミュニティバスを団地内へ乗り入れし、通学時間等に合わせた運行をしているとのことでもあります。

事業の課題ではありますが、当初計画では10年間で完売する計画であったが、分譲状況が低迷しているため、計画の見直しに迫られているとのことでもあります。

また購入者の割合として、町外者が少ないため、隣接する佐世保市の賃貸住宅入居者をターゲットに販売促進をかけているとのことでもあります。

今後の取組みとしては、新たな定住促進制度の創設や、誘致企業と連携し雇用者を町内定住へ誘導し、また、不動産業者とのさらなる連携強化を図りたいとのことでもあります。

次に、唐津市では、「景観によるまちづくり」について調査したところでもあります。

唐津市は、佐賀県の北西部に位置する人口約13万2,000人のまちであり、平成18年1月に佐賀県の同意を受け景観行政団体となっています。平成18年8月に唐津市景観まちづくり懇話会を設置し、景観形成に関する基本的方針（素案）の策定に入ったとのことでもあります。

合併した状況を踏まえ、良好な景観を形成するためにどうしたら良いかという基本方針を定めたとのことでもあります。まちづくり懇話会のメンバーは学識経験者3名、地域づくり団体の代表者2名、地域審議会9名で組織され、地域審議会のほうから、それぞれ優れた景観を挙げてもらい、現地を見ながら基本的方針を検討したとのことでもあります。

また、多様な景観を市民共有の財産とし、将来に残すための基本方針であり、策定についても行政だけでなく、市民とともにいろんな資源を探しながら、作りこみをしていったとのことでもあります。市民が自分たちの暮らしの中で景観づくりをし、愛着を持っていただくことが、観光客の増加へ繋がるとのことでもあります。

平成19年9月には、唐津市景観まちづくり条例が制定されております。条例の中では、協働の組織づくりとして「景観まちづくり審議会」（20名）と「景観まちづくり専門家会議」（5名、大学教授等）の設置を規定してあります。「景観まちづくり専門家会議」については、

市民からの発言は形容詞的なものが多いため、それを具体的に検討するときに専門家の意見、指導等が必要なため設置したとのことであります。

唐津市景観計画については、平成20年4月に施行されています。計画の主な項目は区域の設定、良好な景観の形成に関する方針、行為の制限等で、唐津市全域が景観計画区域となっております。

計画区域の中で、「蕨野の棚田」が重点地区として位置付けられています。この「蕨野の棚田」は国の重要文化的景観であり、棚田としては全国で初めて選定されたとのことです。良好な農山村景観の保全については、景観計画の中の景観農業振興地域整備計画で検討されることになっています。

「蕨野の棚田」にも耕作放棄地がありますが、佐賀大学の学生で組織される「援農隊」で米づくりを行っているとのことであります。都市住民との交流等、年間を通して棚田と関わりを持っていただくことが、景観づくりへと繋がっているとのことであります。

計画では、重点区域のほかに4つの先導的に取り組むエリア、景観資源をつなぐ重要ルートも指定されており、良好な景観形成のための行為の制限についても謳われております。

今後景観づくりをどのように進めていくか3段階の規制を想定しており、第1段階では市内全域の行為の制限として、建物等の高さが15メートルを超えるもの、延べ床面積が1,000平方メートルを超えるものについては、届出対象行為となっており、周辺の景観に調和するよう調整をするとのことで、現在パブリックコメントを実施し、その内容を決定したいとのことであります。

第2段階では、先導的に取り組むエリアを重点区域として指定・拡充、第3段階では市内全域に分布する景観資源を結ぶ重要ルートの景観形成基準を定め、良好な景観形成による交流人口の拡大、滞在時間の延長を図り、観光振興と地域の活性化を目標にしています。また、重要ルート沿いの屋外広告物等の規制誘導も想定されているとのことであります。

景観づくりは短期間で出来るものではなく、10年、20年先を見据えて、できるところから少しずつ行うことが大事であり、きれいな風景を市民が見ることによって景観は大事なことであり、という意識付けを行っていきたいとのことであります。

最後に、今回の所管事務調査を通じて、わが町も現状のような分譲の低迷が続くことにより、一定期間に分譲が完了しないと、用地保有資金の借入利息の増加から造成原価の上乗せにつながるのではと懸念されます。当初計画で完売するために、不動産業者との連携強化による営業活動等の推進など、企業や業者とのタイアップも必要かと考えます。

次に景観づくりについては、今後、景観づくりが地域づくり、まちづくりにもなり、協働という形で進められると住民活動を活発に支援する行政の役割もますます大事になってきます。本町にも我々が気付かない都市部の人から見た良好な景観があると思われるので、今後庁舎内部だけでなく、広く町民や県外の町出身者の意見を伺いながら、観光客の増加や交流人口200万人の実現に向けて十分な検討が必要かと思われます。

以上、調査の概要を申し上げましたが、代表質問でも申し上げましたように、町としても積極的に取り組まれるよう要請し、報告いたします。

〔柏木 幸平議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

次は、文教厚生委員長の報告を許します。

〔麥田 博稔議員登壇〕

○文教厚生常任委員長（麥田 博稔議員）

文教厚生常任委員会の所管事務調査について御報告申し上げます。

文教厚生常任委員会では、閉会中の調査事項である「町民福祉政策」及び「学校教育」について、平成20年11月13日から14日までの2日間、大分県の豊後高田市及び臼杵市において調査を行いました。

その主な概要について調査地別に報告いたします。

まず、大分県の豊後高田市における調査ですが、同市では「町民福祉政策」について、特に「健康づくり・子育て支援」及び「環境活動」の取り組みを調査いたしました。

豊後高田市は、大分県の北東部、国東半島の西側に位置する人口約2万5,000人の市で、昭和の町並みを活かした地域振興など有名ですが、旧豊後高田市、真玉町及び香々地町の1市2町が平成17年3月に合併し誕生した新しい市であります。

同市では、公共施設を活用した健康づくりや子育て支援、また環境美化啓発など特色ある取り組みを行っており、新しい市の誕生時期や人口規模などにおいて本町と類似する点が多いことから、今回調査の対象としたところであります。

その中で、「公共施設を活用した健康づくりと子育て支援」ですが、平成14年に建設された健康交流センター「花いろ」などの施設を拠点に保健福祉の向上を図られており、今回視察した同施設は、市直営の保健福祉エリアと指定管理者が運営している軽スポーツエリア及び温泉エリアに分けて施設を運営されていました。

市直営の「保健福祉エリア」には、市の子育て・健康推進課があり、保健室、相談室、調理教室、各種会議や交流のための研修室及びいきがい対応型のデイサービスルームのほか、屋外には大型遊具やゲートボール場があり、指定管理者が運営する「軽スポーツエリア（トレーニングジム・スポーツルーム等）」や「温泉エリア（温泉・休憩室・食堂等）」と連携しながら、介護予防普及啓発事業「花いろ元気アップ講座」、子育て支援事業「花っこルーム」などの各種事業、さらには世代間交流の拠点施設として幅広く活用されていました。

中でも「花いろ元気アップ講座」は、65才以上の高齢者を対象に3カ月を一期間として開催しているもので、軽スポーツエリアを利用して健康体操や筋力トレーニング等を行いながら、生活習慣病予防や介護予防に関する知識向上、自ら運動する習慣及び栄養改善につなげることを目的に行われており、また、運動習慣維持のための自主グループの支援や運動指導員の養成にも力を入れているとのことでありました。

また、子育て支援の集いの広場事業「花っこルーム」は、保健福祉エリアで週4回開設されており、実費教材費を除き市民は無料（市外の方は月100円）で、親子が自由に集い交流できる場の提供を目的に取り組まれておりました。

現在は、子育ての先輩方を中心にしたグループに事業を委託されており、各種企画を立てながら年間218日開催し1日平均38名程度の利用があり、ゼロ歳から3歳までの子育て中の親子が、気軽に参加できる事業として有意義な取り組みであると感じました。

なお、同市の子育て支援事業は、平成15年度に育児中の女性市職員5名によって「子育て支援総合推進モデル事業プロジェクトチーム」を結成され、調査研究やニーズ調査・分析を行い、「いつでもだれでも集える場所づくり」・「子どもを気軽に預けられる体制づくり」・「子育て支援関係の情報収集発信」・「育児相談体制の充実」の4項目を目的として取り組み始め、現在では6項目の事業を展開されているとのことであり、豊後高田市の子育て支援に対する熱意を感じました。

このほか、同市では昭和の町エコマネー事業やごみゼロスタンプラリーなど「環境美化啓発の取り組み」についても調査しましたが、エコマネー事業については「ごみゼロ大分大作戦」の一

環として平成16年度から旧豊後高田市において取り組まれているもので、地域の清掃やリサイクル活動に参加した市民にボランティアの対価としてエコマネー券を渡し、その券で市指定のエコ商品と交換ができるというものであります。

事業開始から5年経過した現在では、ごみゼロスタンプラリーやマイバッグ運動の取り組みとも連携しながら、少ない予算で効果的な事業を進められていました。

こういったエコマネーの発行やスタンプラリーの事業は、直接ごみの減量化に結びついてはいないようでありましたが、住民の意識を変えるという点ではインパクトのある事業が必要であり、本町も学ぶべきではないかと感じました。

次に、大分県の臼杵市における調査であります。同市では「学校教育」について、特に「学校給食における食育」及び「新市誕生後の教育行政」等について調査いたしました。

臼杵市は、大分県の東南部に位置する人口約4万4,000人の市で、国宝となっている臼杵石仏やカボスの産地としても有名であります。旧臼杵市及び野津町の1市1町が平成17年1月に合併し誕生した新しい市であります。

同市では、旧臼杵市の時代から市長である後藤市長の強いリーダーシップのもと行財政運営において特徴ある取り組みが行われていますが、その中で今回は、学校給食における地域連携型の食育（給食畑の取り組み）と新市誕生後の教育行政の取り組み状況について調査の対象としたところであります。

その中で、「学校給食における地域連携型の食育（給食畑の取り組み）」であります。平成10年に旧臼杵市で市長から農林水産課へ指示があり、子どもたちに地元で採れた新鮮かつ元気の農産物を食べさせることを目指した「いのち」の食教育を広げ、地元への愛着を養い、健康な地域をつくることを目的として、関係課・団体と連携し視察や検討を重ね取り組み始めたとのことあります。

現在は、農協直売所出荷者協議会の中で出荷者を募り「給食畑の野菜」として契約し、学校給食の注文に応じて出荷者協議会を通じて供給されており、その指導は「ほんまもの里農業推進センター（環境保全型農林公社）」を中心に行いながら学校給食センター、教育委員会、農林水産課、JA及び出荷者協議会で運営委員会を組織し、1学期に一回は懇談会を開き意見交換を行いながら進めているとのことあります。また、学校給食センター、児童・生徒、生産者間の親睦や体験交流にも取り組んでいるとのことあります。

なお、合併後は野津地域の学校給食センターでも取り組んでおり、現在30畧～40畧の給食畑野菜の利用率を50畧にしたいとのことあります。

また、給食畑農家の高齢化が今後の課題となっていることから、その対策という位置づけも含めて、平成18年に有機農業推進法に基づく国庫事業を導入し、有機農業推進の各種事業が行われていました。

この事業を進める中で、市民の有機農業に対する理解と関心を増進する普及啓発に取り組むとともに、地元で消費する食材は地元で生産し提供するという「地消地産」の定着を進めようとしていました。

これらは全て市長からの提案であり、市民の健康を考えられている後藤市長の強いリーダーシップが発揮されていました。

このほか、同市では教育基本方針や学校統廃合など「新市誕生後の教育行政の取り組み状況」について、多くのことを調査することができました。

中でも学校統廃合については、先の委員会代表の一般質問でも触れましたように、少子化に伴う学校教育力低下の対応策として「教育力向上対策委員会」を行政主導で立ち上げ、合併後約

1年間で「小学校は適正規模集団の下限を1クラス5名以上。中学校は15～20人、3学年で45人以上」とする学校適正規模・配置の基本方針を出され、今後10カ年を前期と後期に分けて、まずは前期計画を作成し平成18年度を周知期間として、平成19年度から前期の学校統合が始まっていました。

また、この学校適正規模・配置に向けては、複式授業解消のため学校講師を市独自の考え方で補充する事業にも取り組まれていました。

なお、進め方については、「学校の環境問題は、合理化や財政の面から考えるのではなく、児童・生徒の学力向上や生きる力、豊かな心を育てるための手段」という考えに立ち、昨年調査した福岡県の黒木町や星野村と同様に「主役はあくまでも子ども」という観点から、保護者の意見を最大限に尊重するため、PTAとの話し合いを先行して進めながら、その後に地域との意見交換を行う形をとって進めているとのことでありました。

以上、調査の概要を申し上げましたが、こういった調査は大変有意義であり、議会だけに止まらず町や住民段階においても町政発展のために必要ではないかと感じました。

また、この調査が委員会報告だけで終わることなく、今後の町政推進に少しでも活かされるよう委員会として取り組んでいくことを総括して、調査の報告といたします。

〔麥田 博稔議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

次は、建設経済常任委員長の報告を許します。

〔東 哲雄議員登壇〕

○建設経済常任委員長（東 哲雄議員）

建設経済常任委員会所管事務調査の報告を申し上げます。

平成20年10月9日から10日にかけて、熊本県阿蘇市における「商店街活性化への取り組み」についてと、福岡県飯塚市の「農業振興への取り組み」についてを調査いたしました。

まず、阿蘇市であります、「阿蘇地域振興デザインセンター」による「商店街活性化への取り組み」を調査しました。

阿蘇地域振興デザインセンターは、平成2年に阿蘇地域内の連携を図り地域振興、観光振興、環境・景観保全、情報発信を広域で取り組むためのシンクタンクとして、旧阿蘇郡12カ町村と熊本県が30億円を出捐し、その運用益で事業を推進する公益法人として設立されています。

平成14年度から「スローな阿蘇づくり・阿蘇カルデラツーリズム」をスタートして農村、商店街、自然を活用し公共交通網を組み合わせた広域連携の事業を展開してきており、現在阿蘇各地域の商店街等において阿蘇カルデラツーリズムの「お客にゆっくり・のんびり」過ごしてもらうような仕組みを地域で作っていくための受け皿づくりとして、各地域の人達にツーリズムについての考え方を浸透させる取り組みを行ってきているとのことであります。

今回、タウンツーリズムの一環として、まず最初に取り組んだデザインセンターの地元にある水基めぐり商店街の活性化への取り組みを調査いたしました。

以前は、隣接する阿蘇神社には年間30万人の参拝者があるものの、商店街に立ち寄る人はほとんどなく、近郊に大型店ができた影響を受け空き家の目立つ商店街で、銀行に寄った客がいつでもに立ち寄るくらいの殺風景な商店街でありました。

デザインセンターでは、商店街の再生に向けて以前から商店街の若者9名で組織されている「若きゃもん會」と話し合いを進め、一時的なイベント等の取り組みで終わるのではなく、自分のお店や商店街の将来について考え、いつもお客が来る商店街にすることが大事であること等の意識改革に取り組んできているとのことであります。

具体的取り組みとしては、まず商店街で30分過ごしてもらうため、お客さんが買いたいものを作ることをアドバイスし、裏道や脇道を利用して滞在時間を倍にすることにより、阿蘇神社にバスで来た団体客が食事に入って来れる状況になり、過ごすのは休憩所、トイレ、看板、マップ等が必要で、「店の前の雰囲気が良くなることが大事」との助言を行ったとのことでもあります。

この結果、地元商店街の若い人たちの意識が変わり、他の地域の商品と比べてもレベルが高い商品開発が行われ、名物の商品を持つ店が三つそろえばマスコミも呼べるということで、夕方のテレビ番組に売り込みを行いました。

このような取り組みにより、マスコミの取材も増え阿蘇外で話題となると地元の客が常連になり、マイカー客も増えてきたとのことでもあります。

そして、客が増えて来だしたとき「木立にあう店にしないといかん」と改装する店が増え、筆文字の黒の木製看板は18枚に増え、看板にその店の売りを書くようになりました。

父親たちの植えた桜やコナラやクスギも通りを彩り、以前から店先に「水基（みずき）」と呼ぶ湧き水があったため、この湧き水を整備して商店街名を「水基めぐり商店街」として整備を進めてきているとのことであり、以前は阿蘇神社参拝者の200人程度しかなかったお客も現在では、約15万人が商店街を訪れるようになり、今年の正月3日間で名物を売り出した3店では、各店100万円を売り上げる状況となっているとのことでもあります。

説明の中で、人を呼ぶすべての前提は住むことが誇りとなる地域づくりであり、自分たちの住んでいる商店街を好きになることである。普通は、商店街全体の活性化を考えるが、これは難しくみんなで一緒に無理であり、商店街活性化は個店が伸びることである。

まずは個店の魅力を見つけ出し、やる気のあるところに手助けを行っていくことが大事であるとのこと였습니다。

そして、建物をいくら改装してもだめで、「店の成長とは店主の成長」であり、商店街の活性化は、「店主の活性化」であるとの言葉に改めてその必要性を感じたところでもあります。

次に、飯塚市では「福岡嘉穂農業協同組合」による「農業振興への取り組み」について調査いたしました。

福岡嘉穂農業協同組合は、平成9年4月1日、内外の大きな期待のもとに経営基盤の確立、組合員の営農と生活の向上などを目指して、嘉飯山地区の五つの農業協同組合が合併し、2市1町（人口19万2,000人）からなる組合員1万5,000人の県下有数の規模を誇る組合であります。今回次の4項目を中心に調査を行いました。

まず、経営目標になっている「組合員への低価格での資材提供について」ですが、これまで組織改革やいろいろな事業改革を進めてきており、特に営農事業については10支所等の購買店舗の統廃合を行い、物流コストの削減に向けて「県域農家戸配送」の導入を行い、各支所から行っていた戸配送を本所配送センターからの一拠点化を行ったことにより、組合員への低価格での資材提供と電話1本で無料で翌日配送する等、組合員の利便性を図ったとのことでもあります。

また、農業従事者の高齢化や都市化に伴う兼業化の進展により生産基盤が弱体化し、特に基幹作物である水稲については、地域の水田農業をどのように維持・発展させるかが重要な課題であったため、平成10年度の「農業生産体制強化総合推進対策事業」により無人ヘリ防除に取り組んでいるとのことでもあります。

現在、有機減農薬の契約栽培を中心に行っており、19年度代金実績（10アール単価）については、農薬代金（1回分）547円、散布代金（1回分）2,100円で合計2,647円となり、以前は年7,400円ぐらい年間かかっていたが、この取り組みにより5,000円程度の経費削減につながり、防除面積については、平成19年度は1,194ヘクタール（うちJAヘリ

111ヘクタール)で、平成20年度計画は1,500ヘクタールあり、福岡クボタに全面委託しているとのことであります。

次に、「農家の所得向上への取り組みについて」ですが、これまで稲作を中心とした野菜、果樹、花、畜産等の営農形態を持った農業を進めてきている。主な基幹作物としては、水稻で2,750ヘクタール程度、野菜の中ではイチゴ・トマト・キュウリ・アスパラ・メロン・オクラ・ブロッコリー等で、果樹については、柿・梨・ブドウ・梅、新しい作物としてはイチジクを取り入れているとのことであります。

この重点作物8品目の中で、生協向けの作物と機械化で栽培できる手間のかからない作物等、調査検討の結果、これまでの麦、大豆に替わる転作作物としてブロッコリーの導入を計画し、平成16年に10名の生産者で3ヘクタールの試験作付でブロッコリーの取り組みが開始され、平成17年には53名で13.8ヘクタール作付け、平成18年には58名で22ヘクタールと着実に生産面積の増加を図っているとのことであります。

19年度の販売実績については、34万5,146キログラム出荷をし、平均単価は293円で1億129万5,000円の販売高となっており、県内でみても販売単価が30円程度良い状況にあり、全量をパッケージセンターで出荷し共選・共販としており、品質の確保を図っているとのことであります。

これまで関西方面に出荷しているが、今年度関東方面の市場調査を行い出荷を計画しているとのことであります。

次に、「特徴的な取り組み(特別栽培米)」については、平成19年度から農家所得の経営安定を目的とした農政三対策が始まり、「米政策改革推進対策」、「品目横断的経営安定対策」、「農地・水・保全向上対策」が実施されたが、米の需給調整の不徹底等により、米価が下落し産地間競争が激化している状況にあることから、米価の下落を最小限に防止し産地間競争に負けないように特別栽培米へと誘導し、特徴ある米づくりで有利販売を目指して、地域ブランド米の確立をめざしてきているとのことであります。

また、20年度から環境保全に向けた新たな取り組みとしてエコファーマーの認定推進を行っており、現在2地区が取り組みを行っており、特別栽培米面積を1,000ヘクタール(22年度目標)としており、現在県認証米を中心に面積拡大に取り組んでおり、特別栽培米販売の平成19年度集荷実績については、2万7,167俵となっている。

また、今年度についても秋に買い取り方式による特別集荷を2,000俵程度計画しており、このことにより担い手及び集落営農組織の育成を図っているとのことであります。

次に、「担い手組織等の取り組みについて」は、現在管内の農家は2,996戸あり、経営農地面積については、1ヘクタール未満が1,517戸、1ヘクタール以上が1,479戸となっている。

19年度の状況については、個人の担い手は57経営体、集落営農組織は11経営体あったが、育成強化を行い平成20年度については、個人の担い手は99経営体、集落営農組織は11経営体となっている。

集落営農についての行政との連携は、組織の育成や基礎資料作成時には連携しており、実績評価等の組織については行政も入ってもらっている。また、その下の組織としてが地域協議会を設置しており、今後も組織の経営及び経理関係の支援を行いながら、さらに推進に取り組んでいきたいと考えているとのことであります。

農業振興については、本町においても現在農協と連携して担い手育成に取り組んでおりますが、今後においてもさらに農協との連携を図りながら、経費の削減等様々な取り組みが必要であり、

特に地域にあった作物の選定、販路拡大への取り組みの重要性を感じたところであります。

以上、調査の概要を申し上げ、報告いたします。

〔東 哲雄議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

これで所管事務調査報告を終わります。

△日程第２２「議員派遣の件」

○議長（濱田 等議員）

日程第２２「議員派遣の件」を議題とします。

会議規則第１２１条の規定により、別紙のとおり次期定例会までの期間に開催される研修会について、議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

お諮りします。ただいまの議員派遣につきましては、やむを得ず期間、派遣議員等に変更を生ずる場合には、私に一任願いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、そのように取り扱うことにいたします。

△日程第２３「閉会中の継続調査について」

○議長（濱田 等議員）

日程第２３「閉会中の継続調査について」を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会並びに各特別委員会の各委員長から、会議規則第７５条の規定によって、お手元にお配りしました各事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△閉 会

○議長（濱田 等議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成２０年第８回さつま町議会定例会を閉会します。御苦労さまでございました。

閉会時刻 午後２時０１分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

さつま町議会議長 濱 田 等

さつま町議会議員 東 哲 雄

さつま町議会議員 木 下 賢 治